





小樽小さけ定第5号	米田敏広	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第6号	神田優介ほか1名	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第7号	笠丸啓貴	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第8号	外崎正ほか3名	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第9号	大黒穂ほか2名	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第10号	渡邊巖ほか1名	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
小樽小さけ定第11号	渡邊清壽	小樽市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
余ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	中島辰浩ほか1名	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	4月15日から12月31日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月15日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月25日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	中島辰浩ほか1名	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	4月15日から12月31日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月15日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月25日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余さけ定第1号	余市郡漁業協同組合	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
余さけ定第2号	余市郡漁業協同組合	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、舟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 9月17日から9月21日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月4日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります

余小さけ定第1号	佐々木正義ほか9名	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
余小さけ定第2号	佐々木正義ほか9名	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
余小さけ定第3号	佐々木正義ほか9名	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
余小さけ定第4号	佐々木正義ほか9名	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
余小さけ定第5号	佐々木正義ほか9名	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
余小さけ定第6号	佐々木正義ほか9名	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
余小さけ定第7号	佐々木正義ほか9名	余市郡余市町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
美ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	有限会社丸栄水産	精丹郡精丹町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	5月1日から12月31日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 5月1日から5月4日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
美小さけ定第1号	田村雄一ほか9名	精丹郡精丹町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第1号	長谷川孝博ほか1名	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第2号	吉田馨ほか2名	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります

古小さけ定第3号	川口武	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第4号	吉田馨ほか2名	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第5号	會田一弘	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第6号	長谷川孝博ほか1名	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第7号	白岩義久ほか1名	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第8号	白岩義久ほか1名	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第9号	成田博ほか1名	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第10号	茂木一	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第11号	本間正朗	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第12号	茂木一	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります
古小さけ定第13号	會田一弘	古平郡古平町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります



神底さけ定第10号	丸大村田漁業有限会社	古宇郡神恵内村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
釜ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	株式会社釜定置漁業部会	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月20日から12月31日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 3月20日から3月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さがが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
釜ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	株式会社釜定置漁業部会	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月20日から12月31日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 3月20日から3月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さがが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
釜底さけ定第1号	丸大村田漁業有限会社ほか2名	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
釜底さけ定第2号	丸大村田漁業有限会社ほか2名	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
釜底さけ定第3号	丸大村田漁業有限会社ほか2名	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊小さけ定第1号	寺井博	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊小さけ定第2号	寺井博	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊底さけ定第3号	寺井博	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊小さけ定第4号	小塚哲弘	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
泊小さけ定第5号	株式会社幸伸丸	古宇郡泊村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。



岩小さけ定第2号	石橋治重	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第3号	村田忠ほか1名	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第4号	村田忠ほか1名	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第5号	阿部和雄	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第6号	石橋海	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第7号	中村正紀	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第8号	村田桂三	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第9号	和泉隆	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第10号	村田忠ほか1名	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第11号	和泉隆	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第12号	新井田俊一	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。





岩底さけ定第35号	村田桂三	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第36号	寺田・	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第37号	須佐浩男	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第38号	太田誠	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第39号	村田桂三	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第40号	新井田俊一	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第41号	田中茂雄	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第42号	中村正紀	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第43号	中村正紀	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第44号	太田誠	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第45号	石橋海	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

岩小さけ定第46号	阿部和雄	岩内郡岩内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第47号	和泉浩司	岩内郡共和町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩底さけ定第48号	寺田・	岩内郡共和町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
岩小さけ定第49号	寺田・	岩内郡共和町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	長谷川輔ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月1日から12月31日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)3月1日から3月9日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4)12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	有限会社マルホン小西漁業	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月1日から12月31日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)3月1日から3月9日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3)9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4)12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第1号	長谷川輔ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第2号	岩澤鶴人	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第3号	長谷川輔ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第4号	岩澤鶴人	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第5号	長谷川輔	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

寿小さけ定第6号	株式会社海一戸漁業	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第7号	一戸由光ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以上に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第8号	一戸由光ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以上に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第9号	一戸由光ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以上に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第10号	株式会社海一戸漁業	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以上に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第11号	長谷川輔ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第12号	長谷川輔ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第13号	木村眞勇ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第14号	岩澤鶴人	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第15号	石澤賢海	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第16号	木村眞勇ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

寿小さけ定第17号	亀谷仁志	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第18号	川村栄	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第19号	奥村誠一ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第20号	川村栄	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第21号	有限会社マルホン小西漁業	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第22号	亀谷仁志	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第23号	株式会社ヤマサ漁業	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第24号	有限会社マルホン小西漁業	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第25号	有限会社マルホン小西漁業	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第26号	有限会社マルホン小西漁業ほか2名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第27号	佐藤匠将	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	-	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2)さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。



寿底さけ定第39号	沖津信幸ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第40号	沖津信幸ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第41号	沖津信幸ほか1名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第42号	横山幸夫ほか2名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿底さけ定第43号	横山幸夫ほか2名	寿都郡寿都町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
寿小さけ定第44号	沖津信幸ほか1名	磯谷郡蘭越町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	丸和漁業生産組合	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月1日から12月31日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 3月1日から3月9日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第1号	丸和漁業生産組合	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島小さけ定第2号	有限会社丸正漁業部	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第3号	丸和漁業生産組合	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第4号	丸和漁業生産組合	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。



島底さけ定第16号	高島)一ほか1名	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第17号	大森和彦ほか1名	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島小さけ定第18号	丸和漁業生産組合	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第19号	有限会社丸協八重丸水産	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第20号	有限会社丸正漁業部	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島小さけ定第21号	有限会社丸協八重丸水産	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
島底さけ定第22号	大森和彦ほか1名	島牧郡島牧村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	備別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 石さけ定第1号

### 漁場の位置

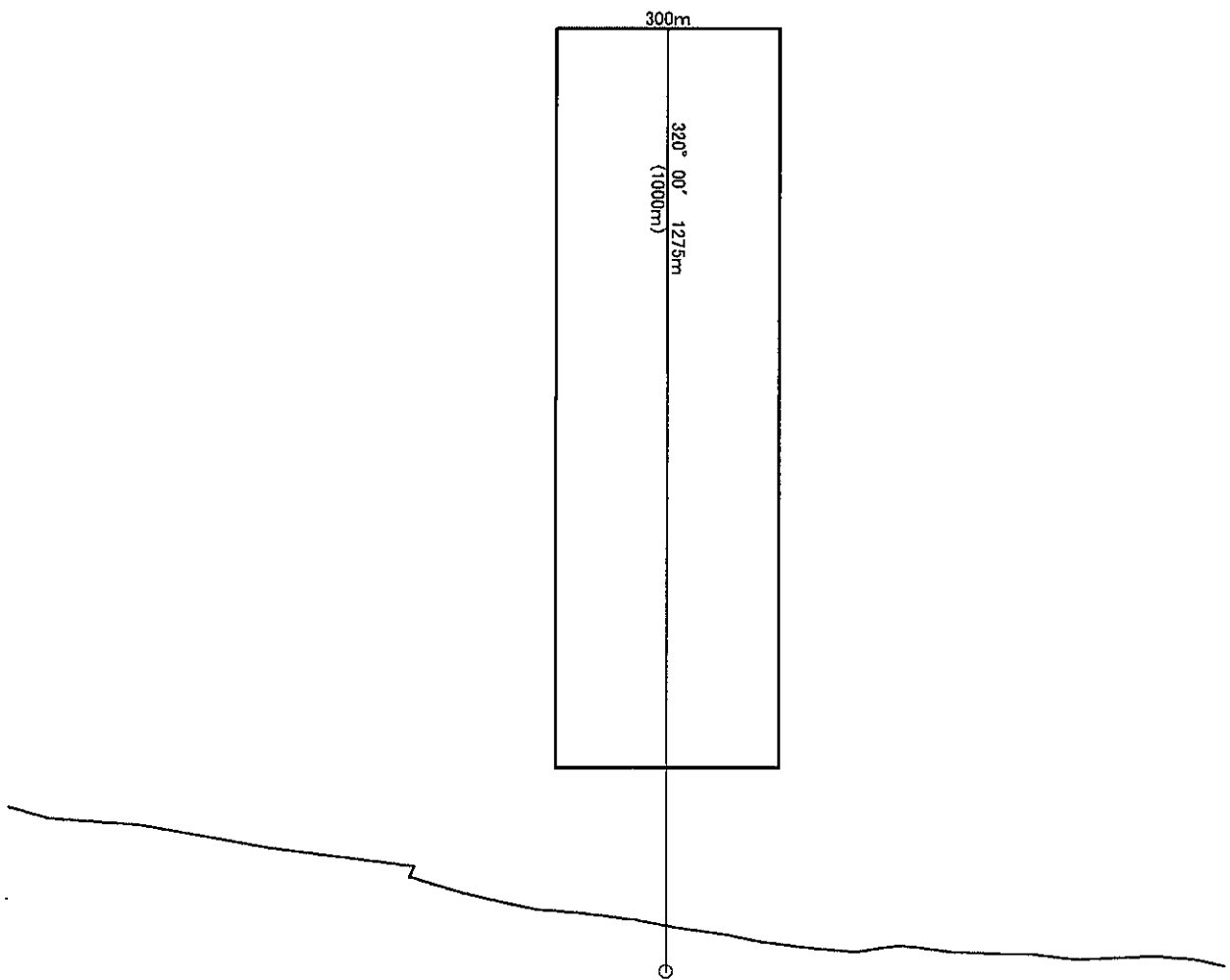
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -90999.6835

Y = -81254.8043



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 石さけ定第2号

### 漁場の位置

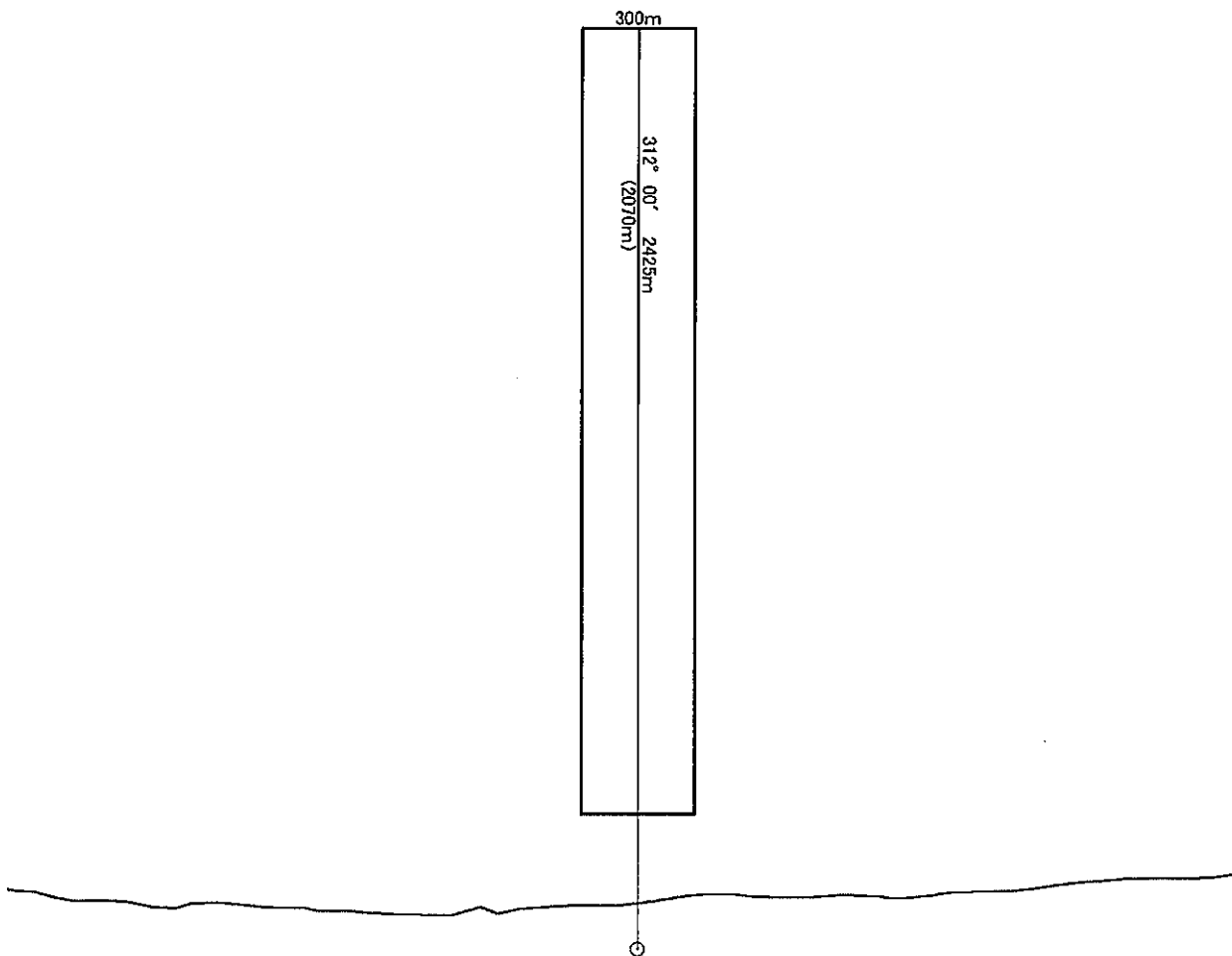
石狩市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -85096.643

Y = -74646.9293



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 石さけ定第3号

### 漁場の位置

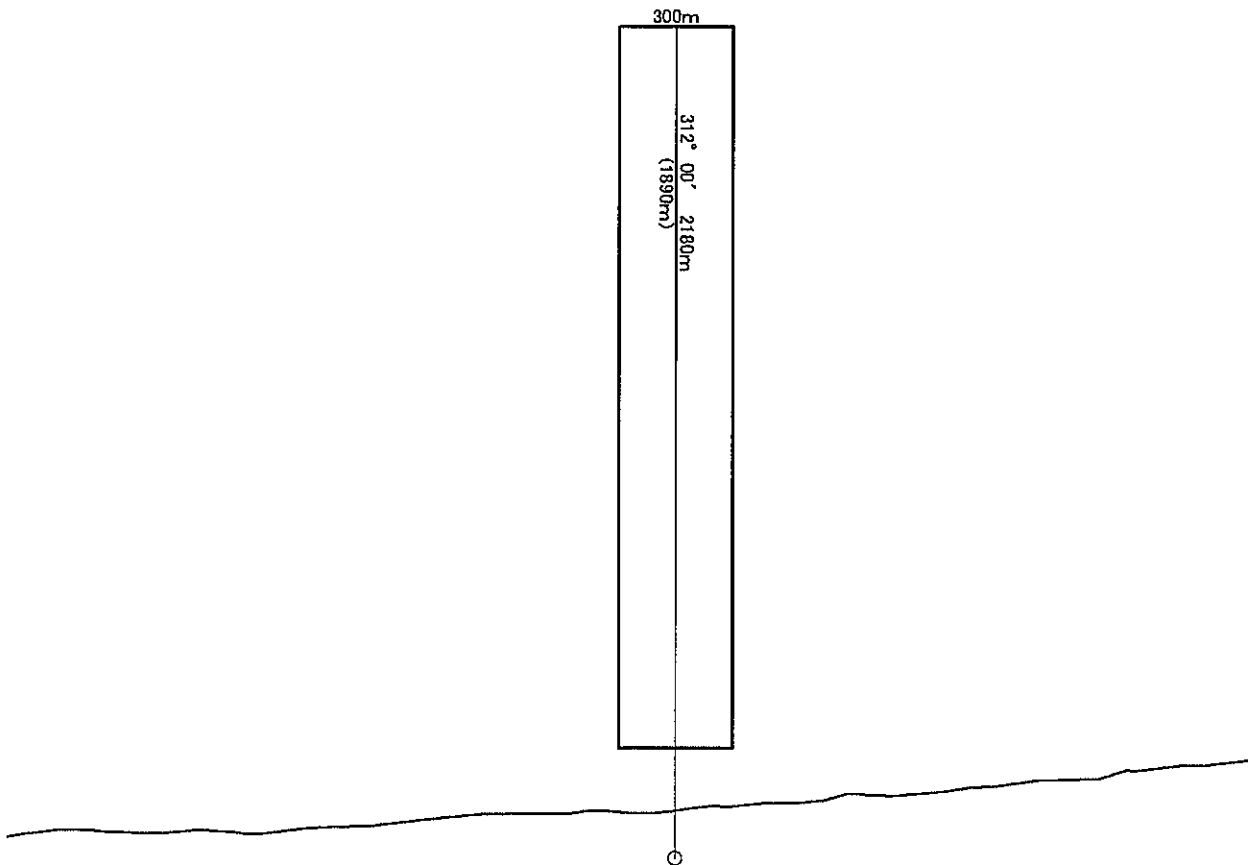
石狩市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -83709.1575

Y = -73498.0918



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

石さけ定第4号

漁場の位置

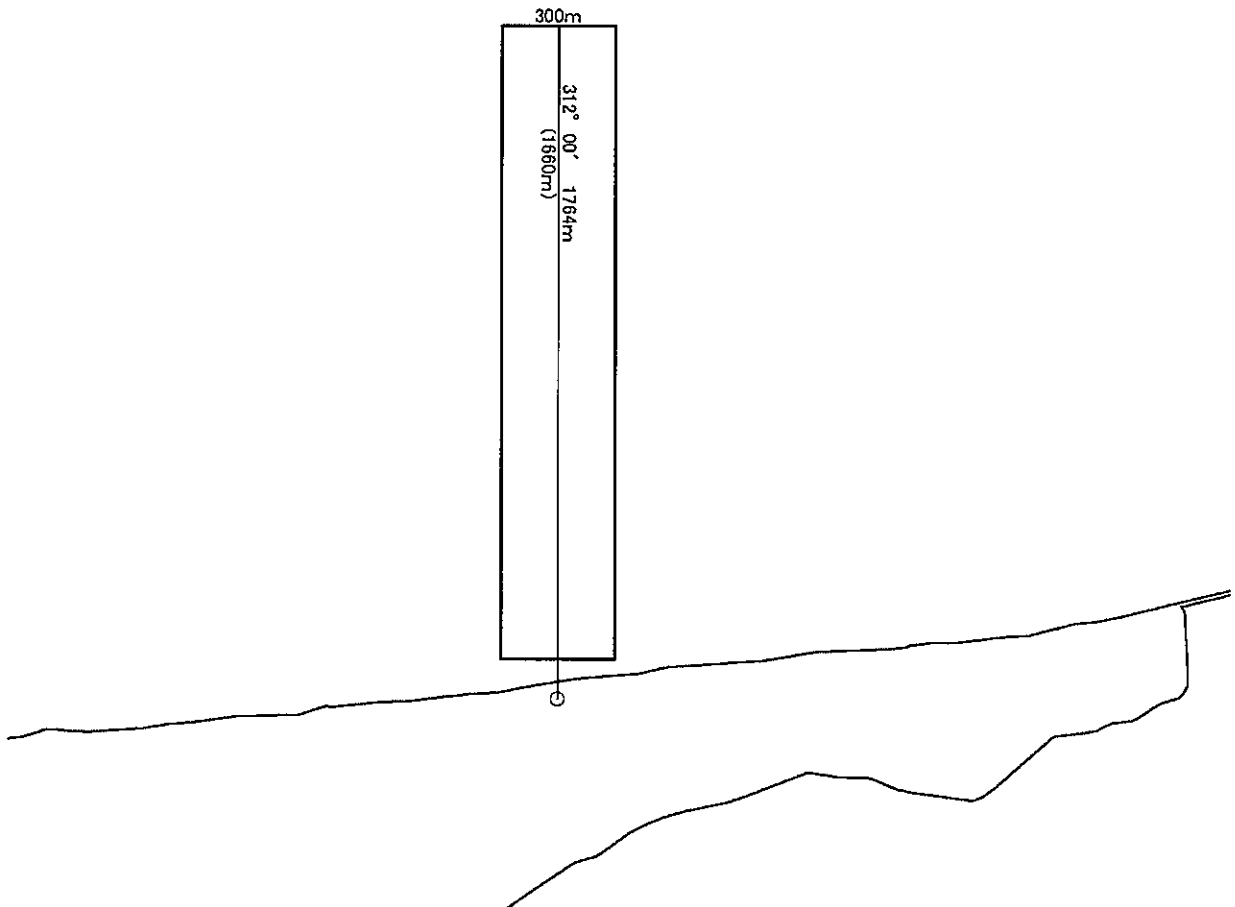
石狩市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -82201.8828

Y = -72482.3367



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 石さけ定第5号

### 漁場の位置

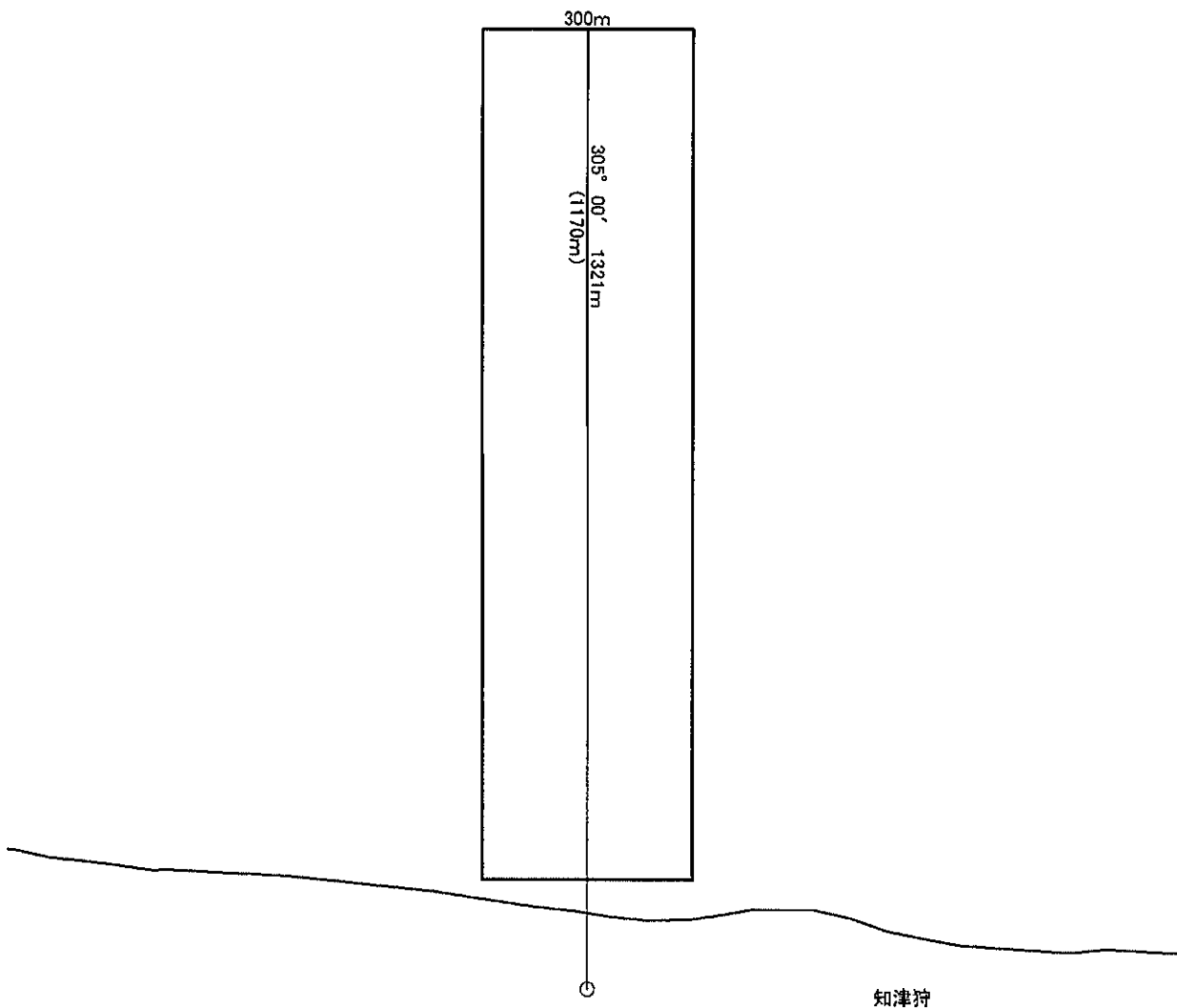
石狩市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -78905.8908

Y = -69955.4447



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 石さけ定第6号

### 漁場の位置

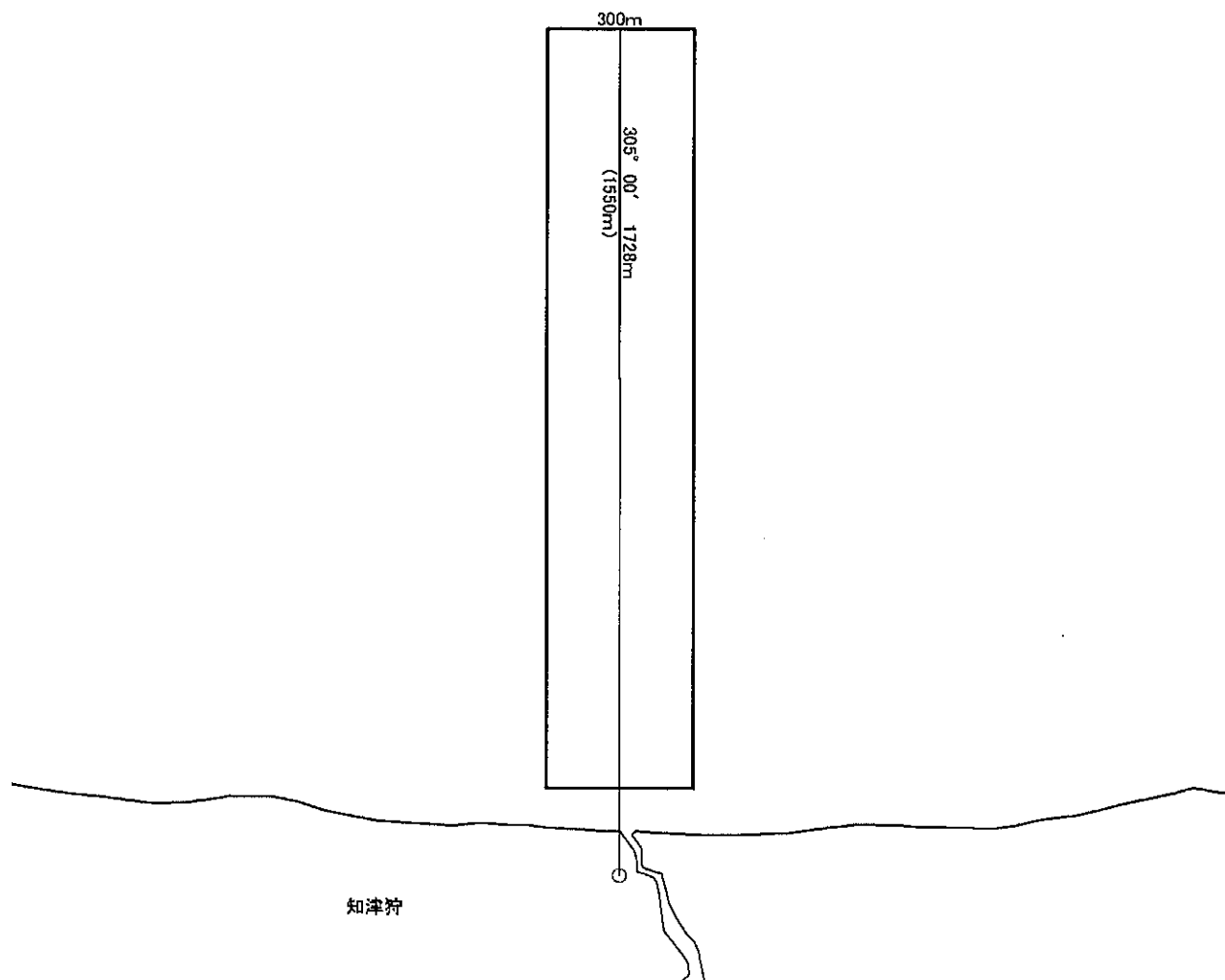
石狩市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -78093.4333

Y = -69322.2672



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

石さけ定第7号

漁場の位置

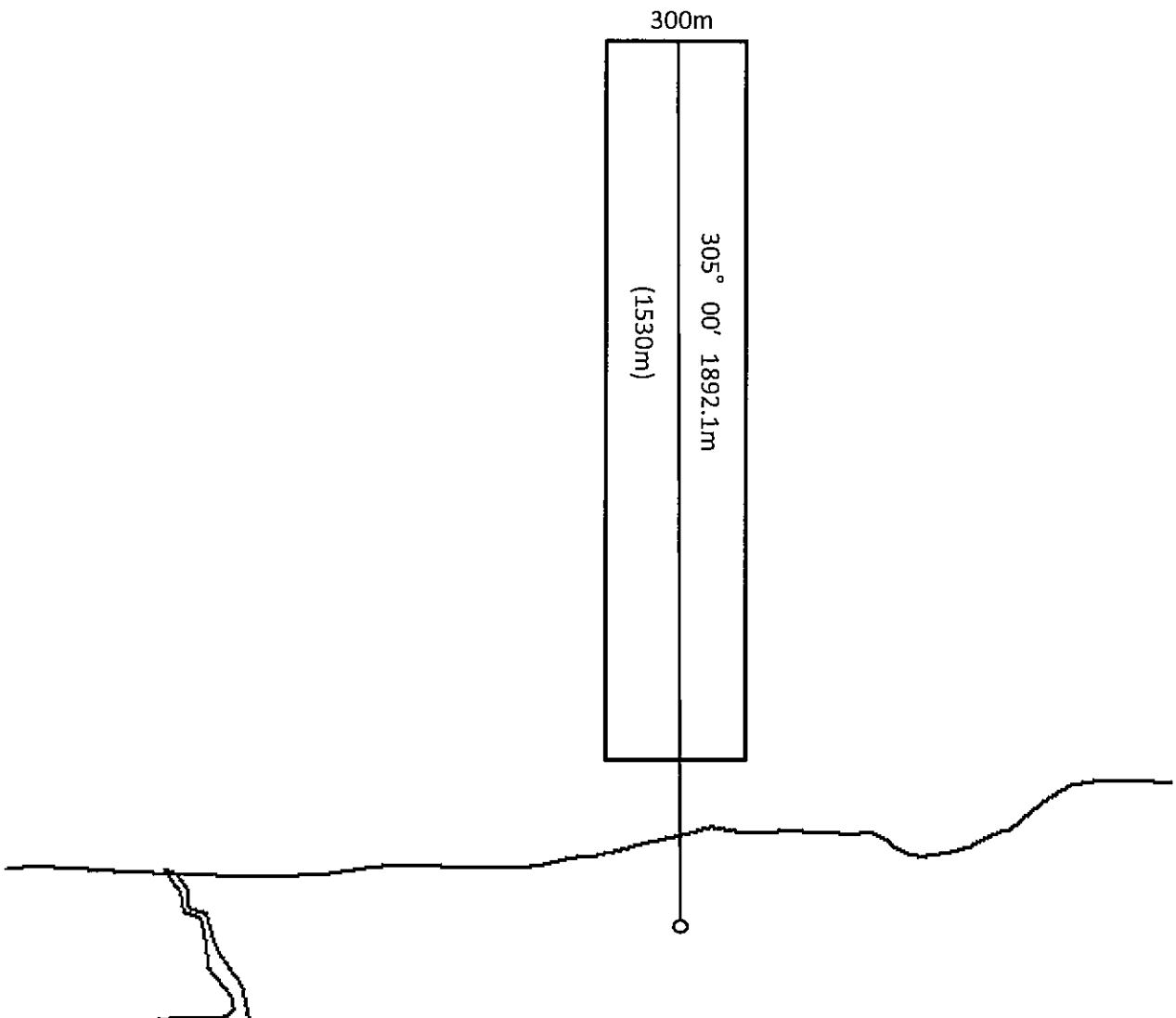
石狩市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -77207.678

Y = -68655.312



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 石さけ定第8号

### 漁場の位置

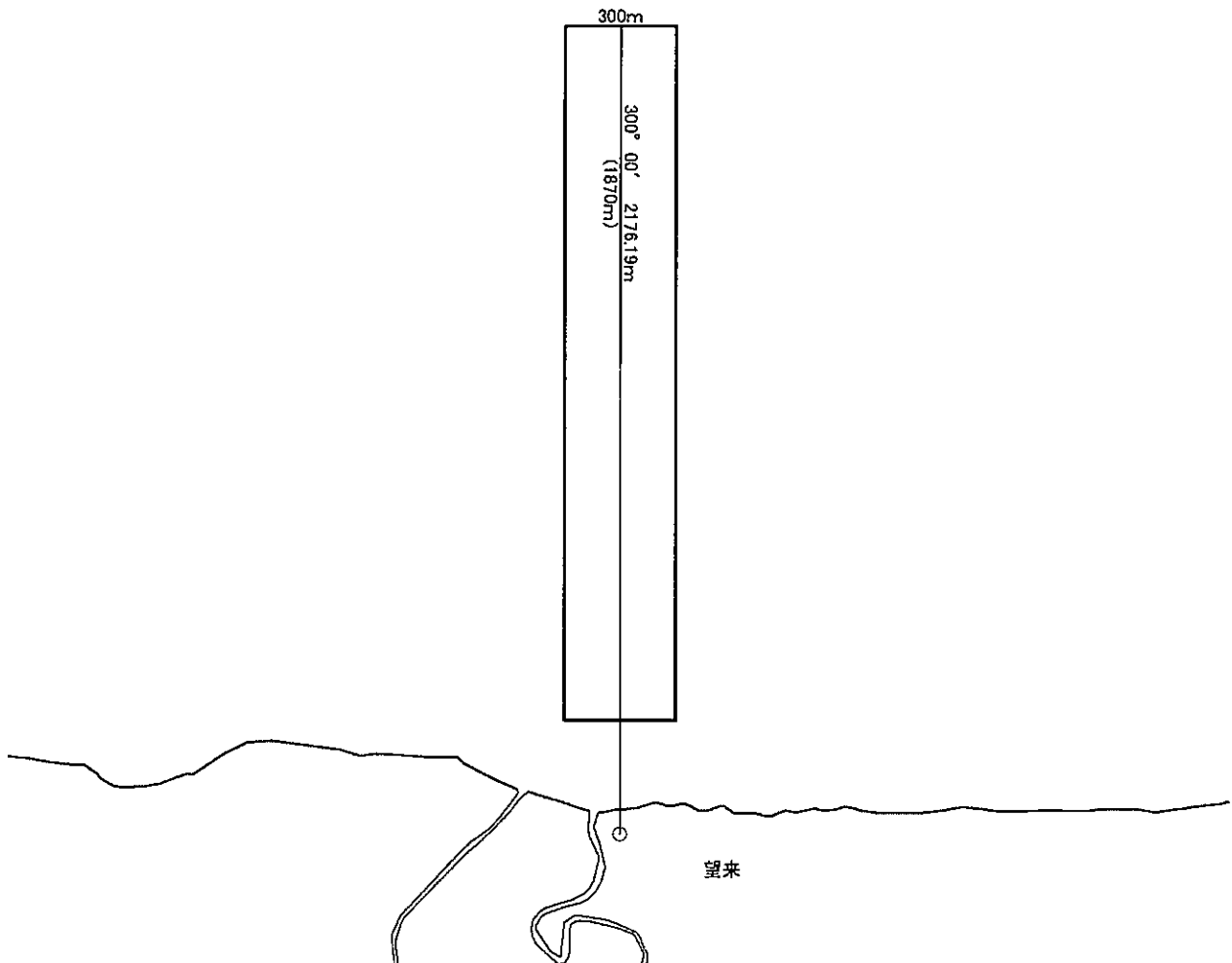
石狩市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -75599.4045

Y = -67708.1116



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 石さけ定第9号

### 漁場の位置

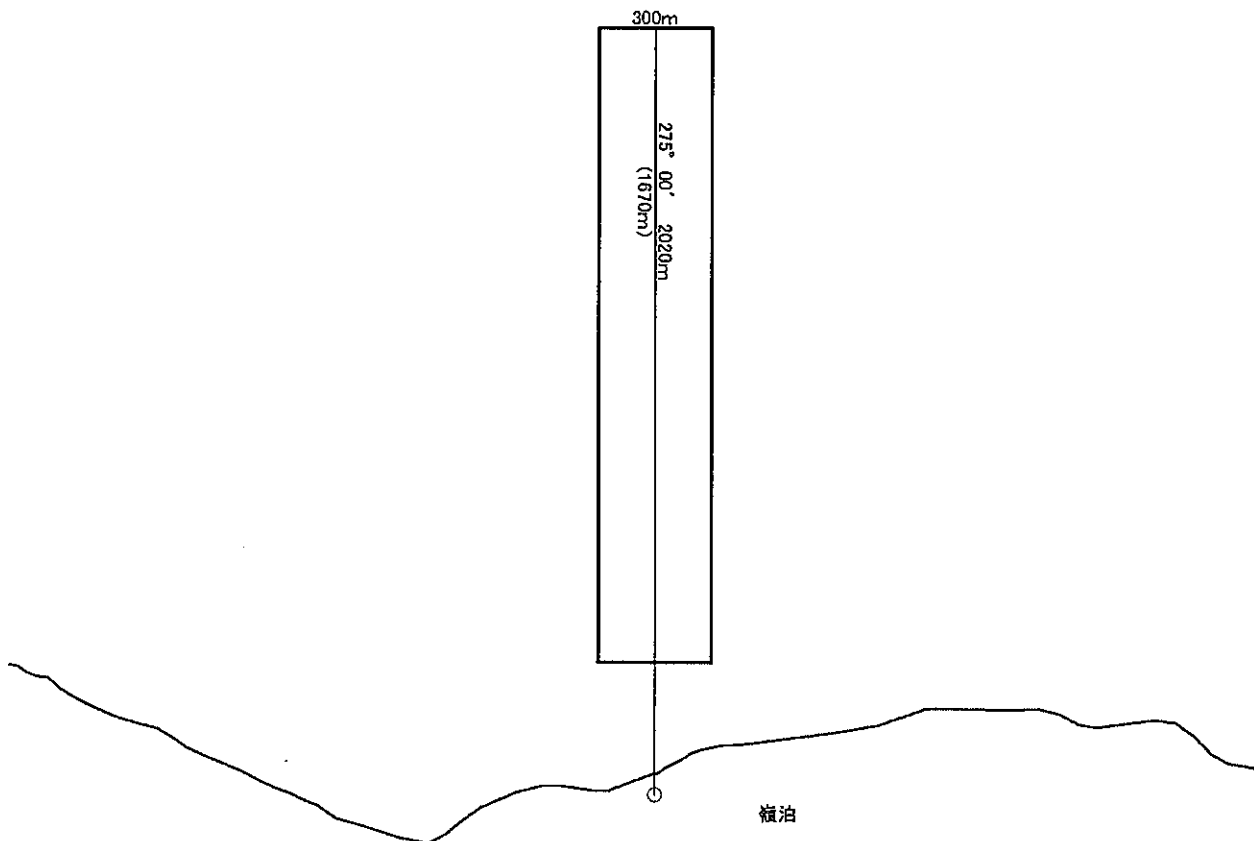
石狩市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -73469.4768

Y = -67023.2753



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

石さげ定第10号

## 漁場の位置

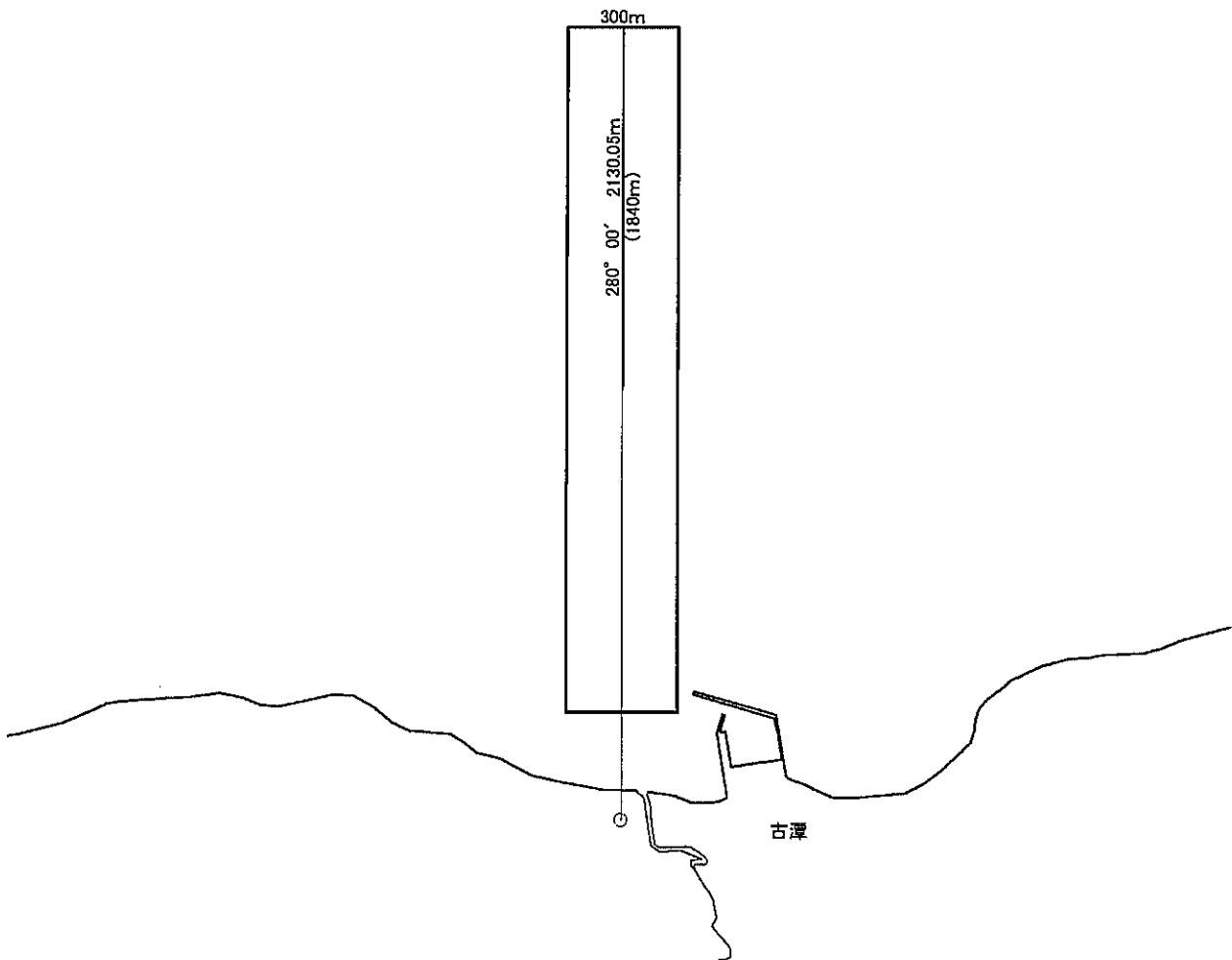
石狩市地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -71432.6635

Y = -66642.1609



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

石さけ定第11号

## 漁場の位置

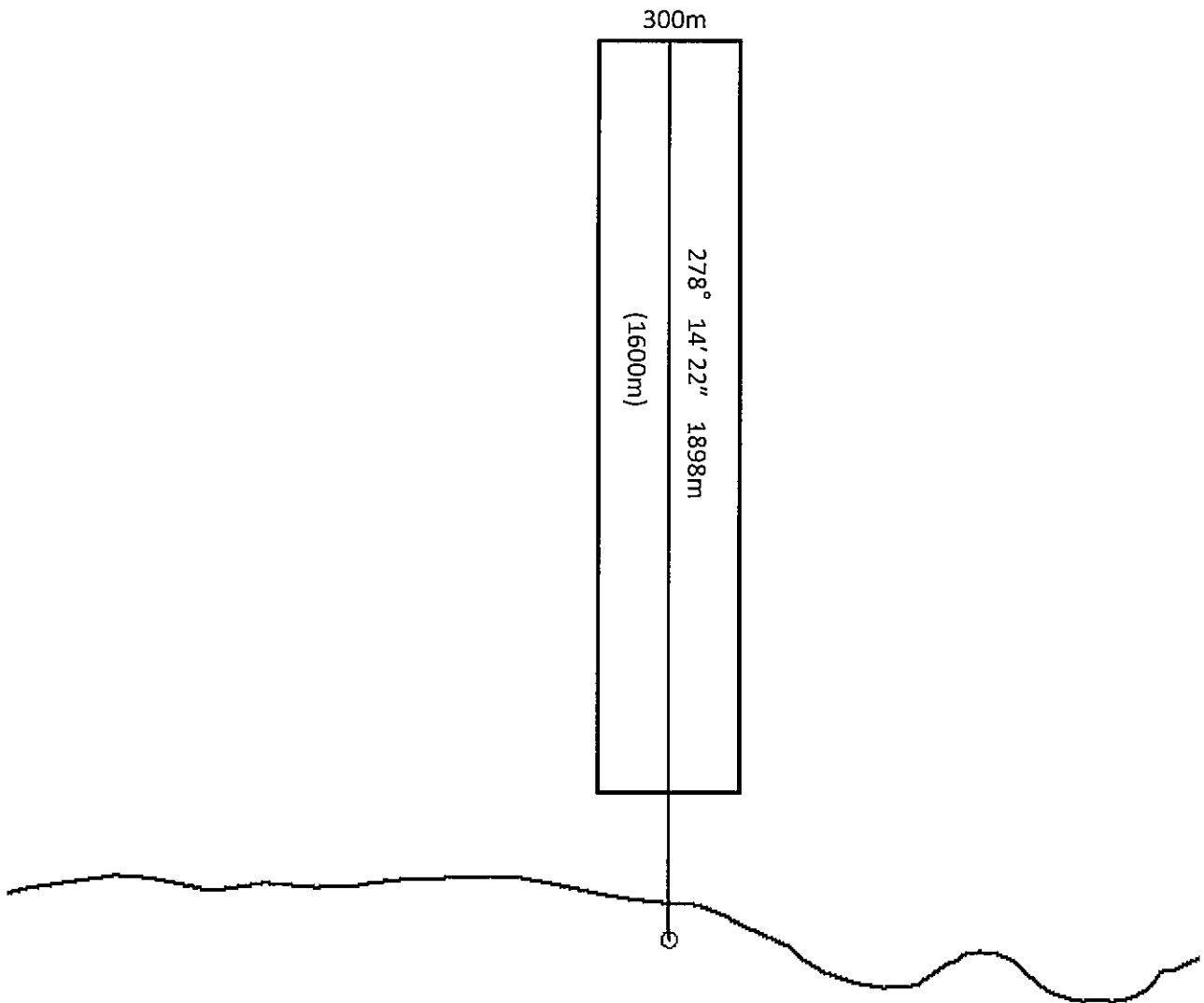
石狩市地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -68371.987

Y = -66556.138



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 石さけ定第12号

### 漁場の位置

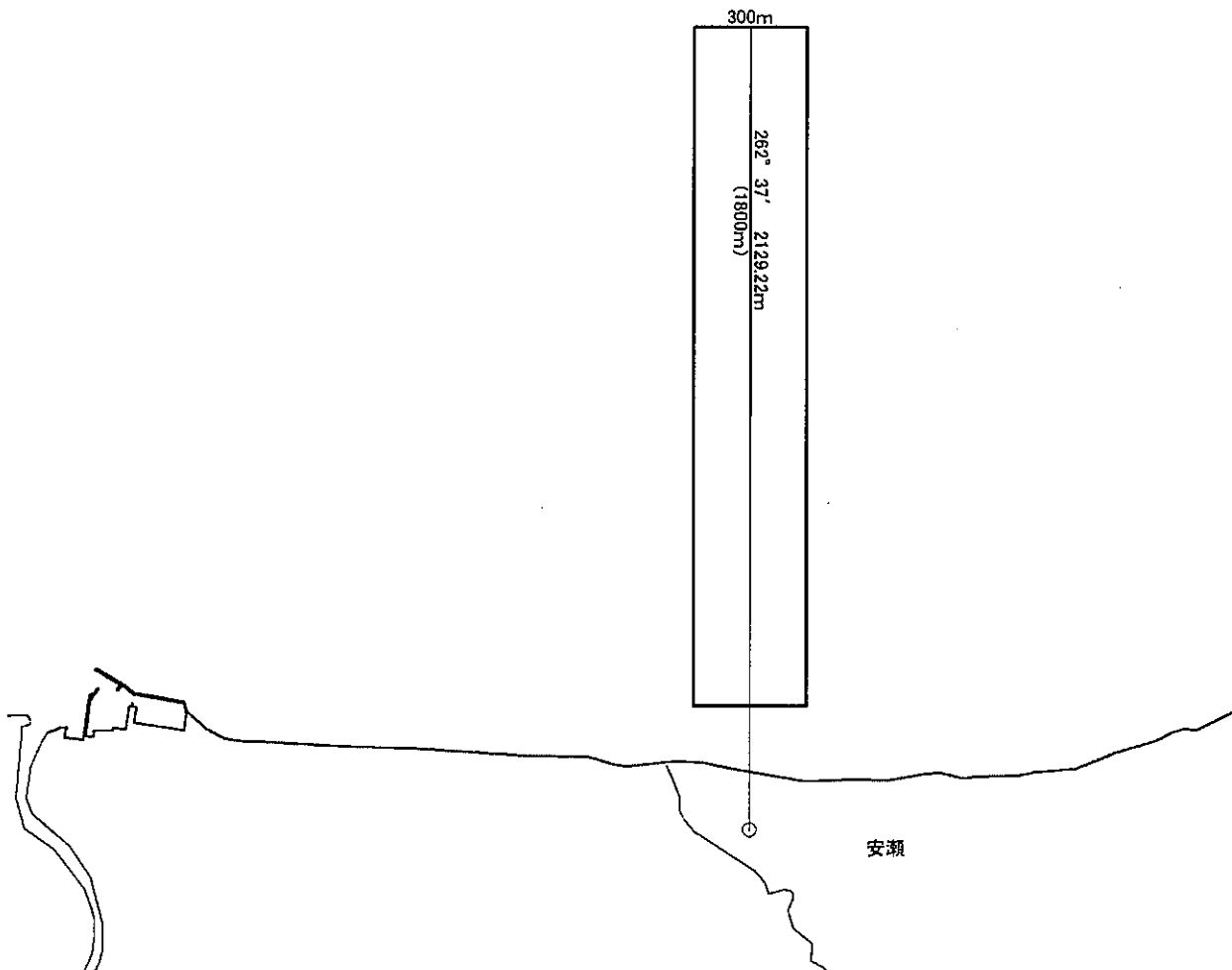
石狩市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -64780.9581

Y = -66335.02



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

石さけ定第13号

## 漁場の位置

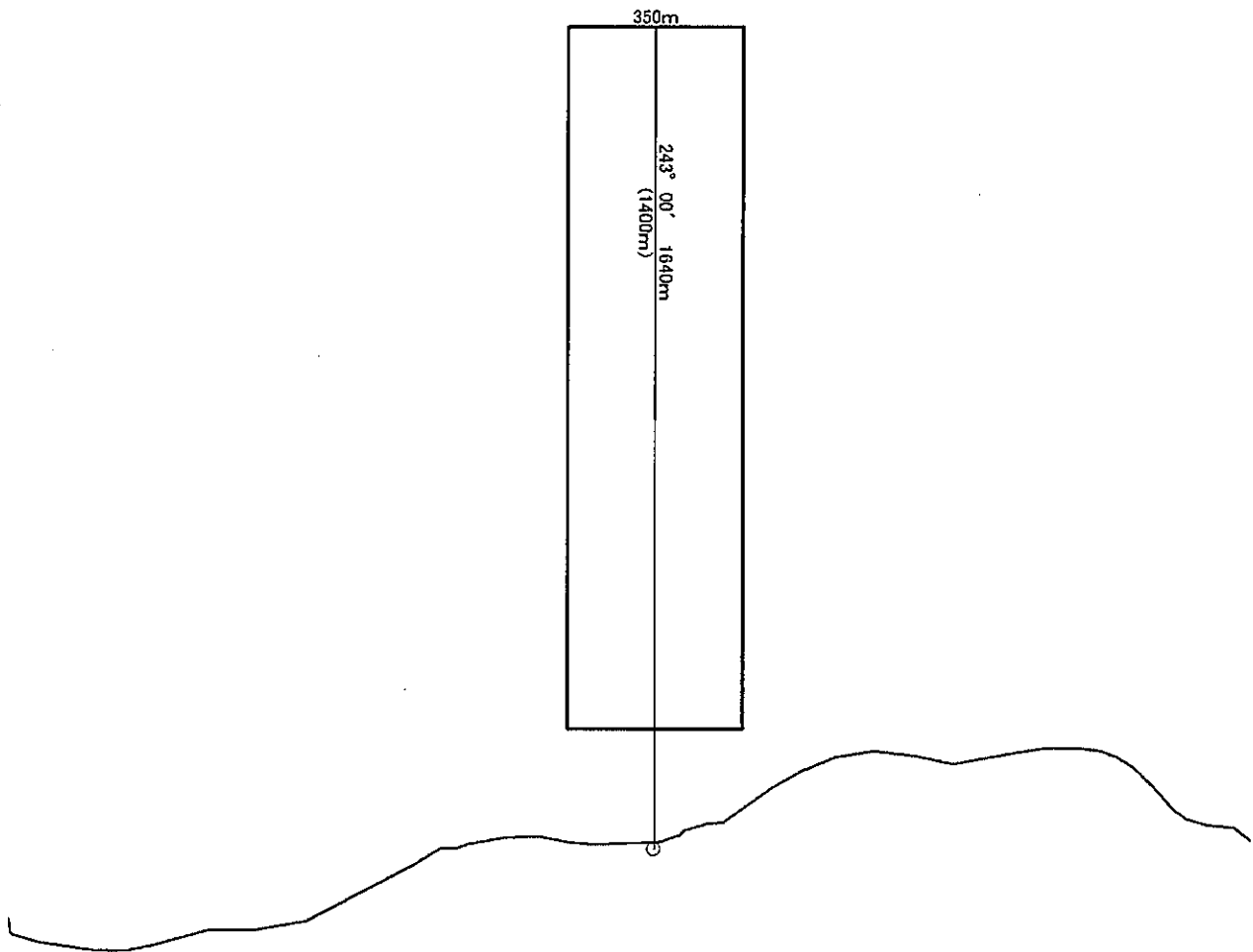
石狩市地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -56375.5418

Y = -70461.1238



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

石さげ定第14号

## 漁場の位置

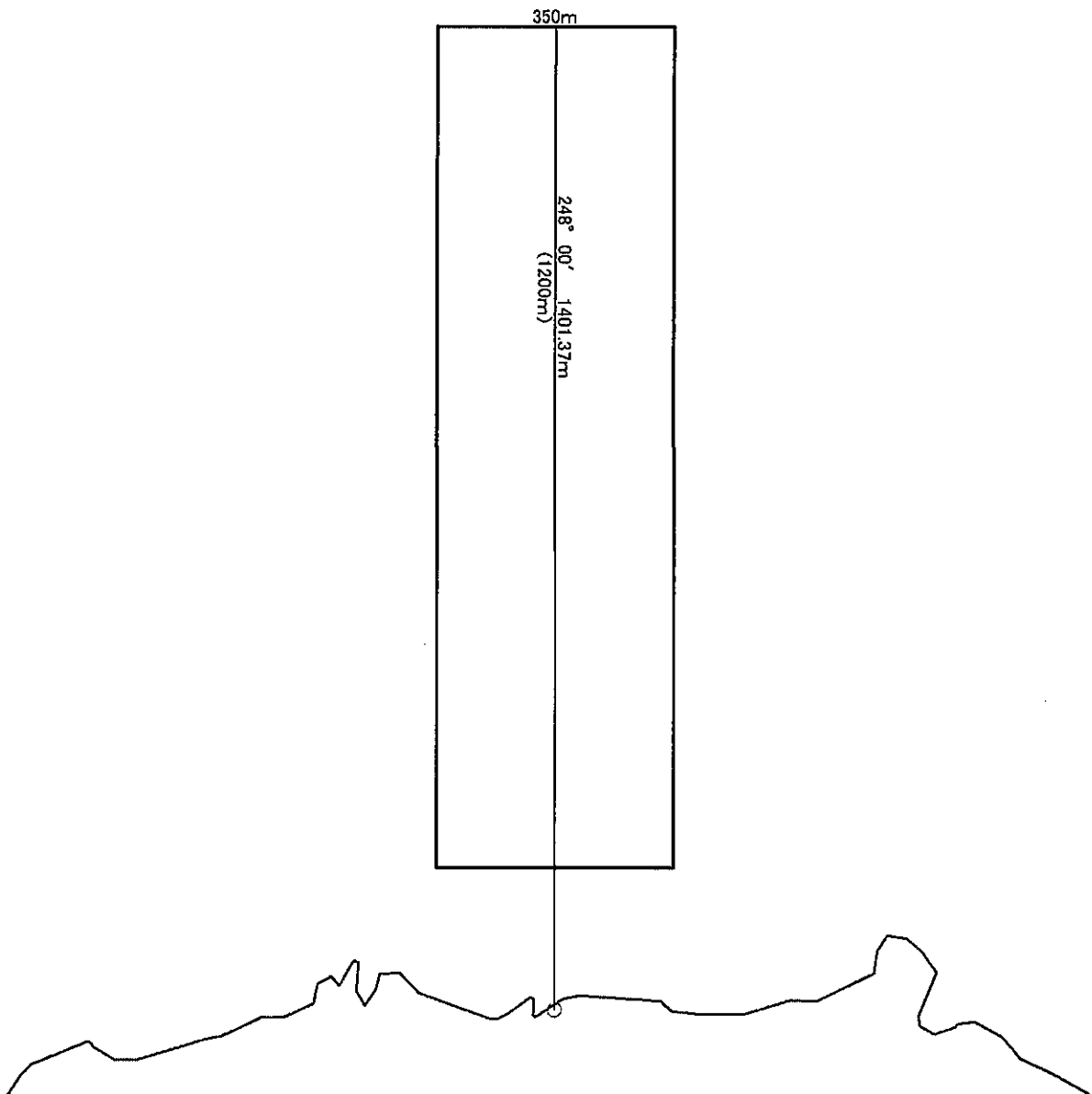
石狩市地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -53593.6623

Y = -71844.7295



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

石さけ定第15号

## 漁場の位置

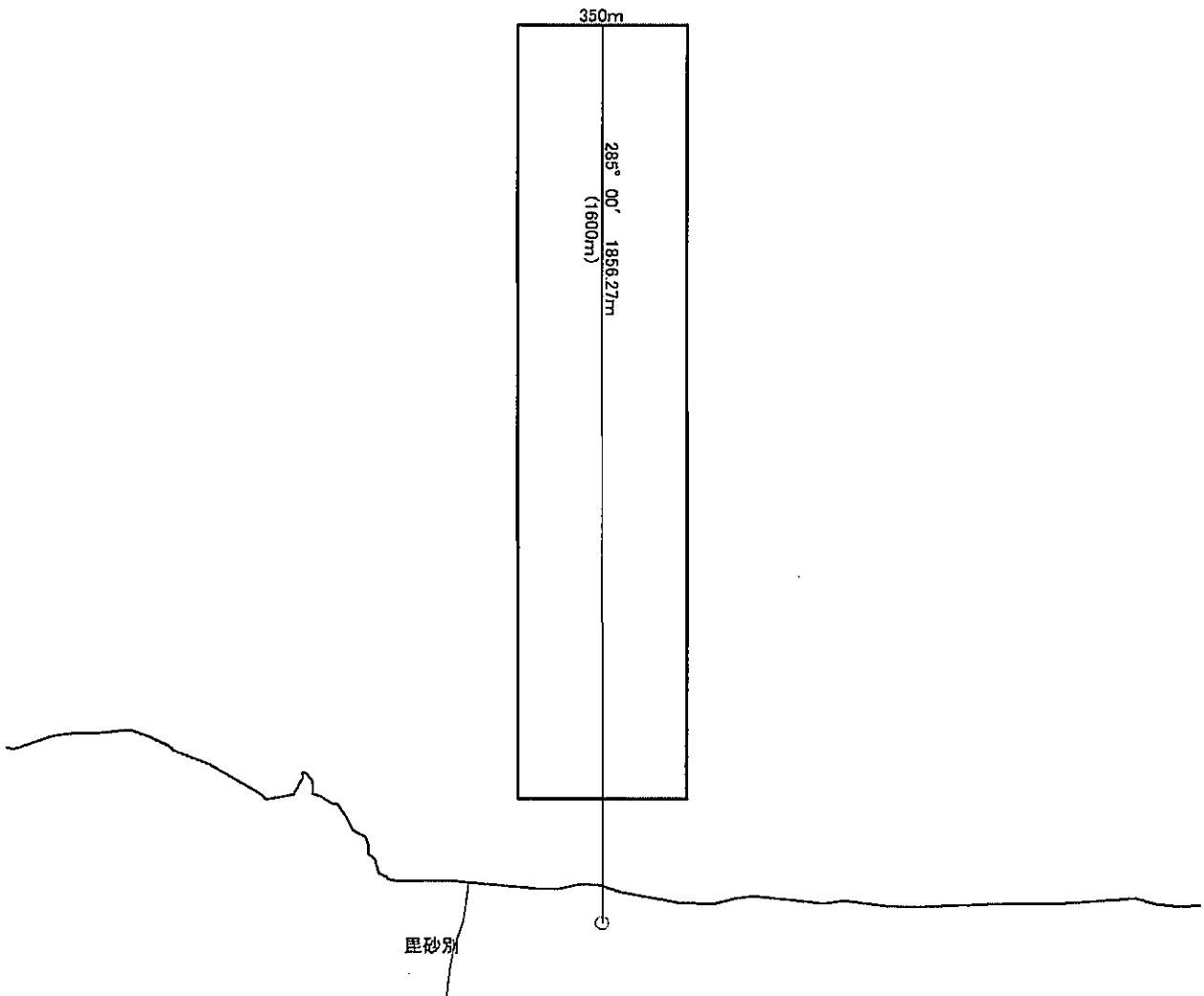
石狩市地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -48415.3479

Y = -70425.5574



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 小樽さけ定第1号

### 漁場の位置

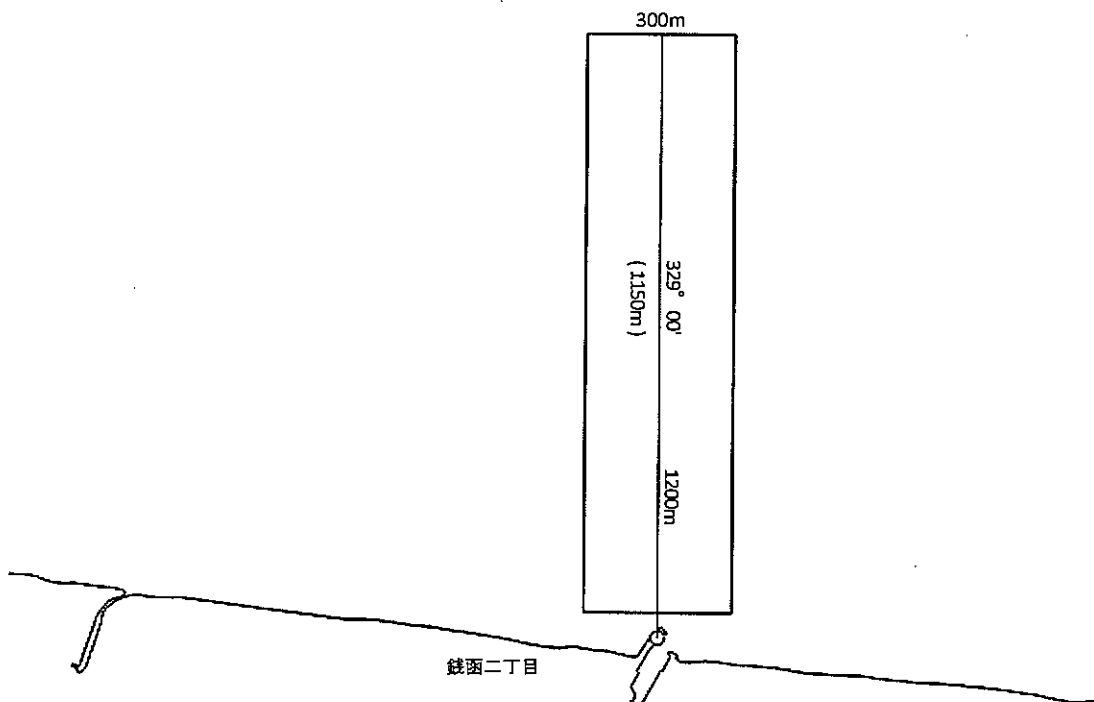
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -93786.5505

Y = 76270.1023



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 小樽さけ定第2号

### 漁場の位置

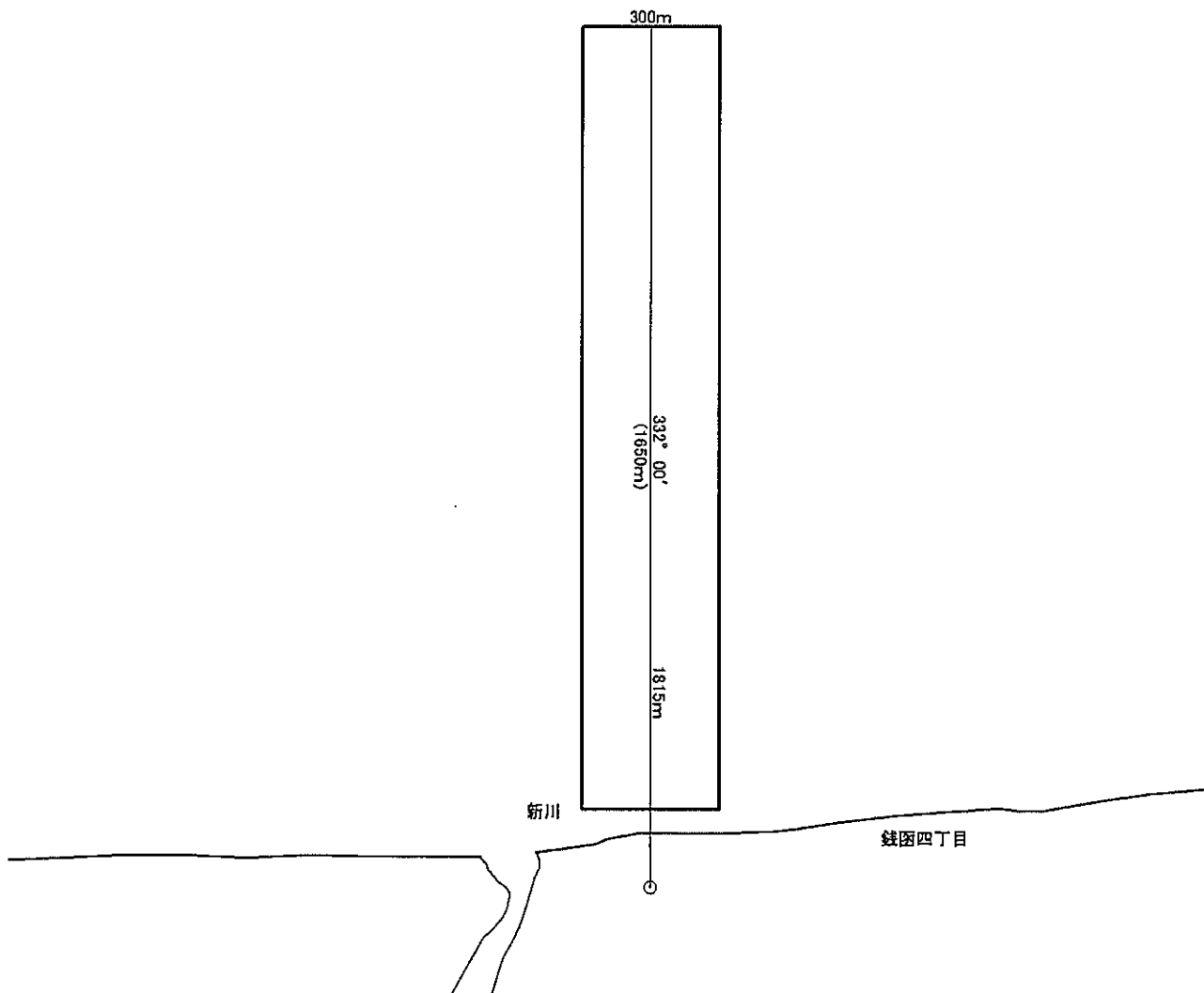
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -92226.5903

Y = 79461.0518



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第1号

### 漁場の位置

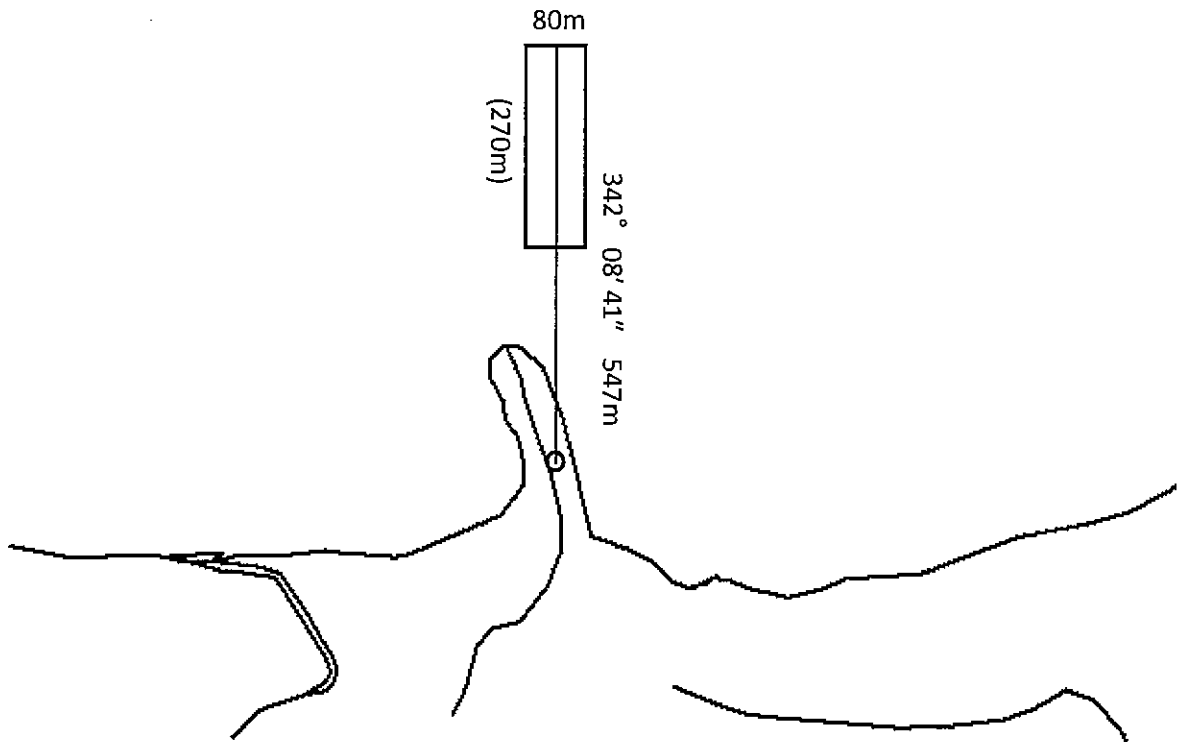
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -88759.4884

Y = 48418.3702



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第2号

### 漁場の位置

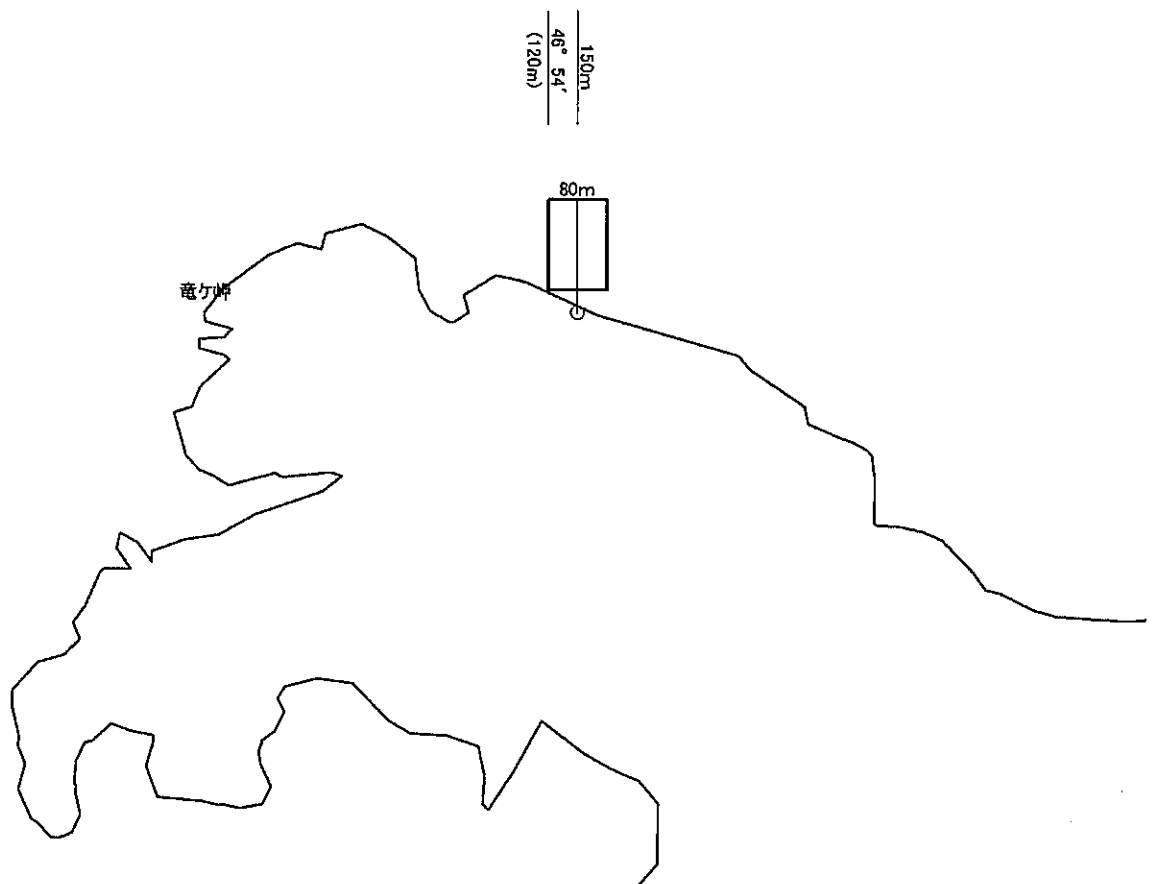
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -87083.9832

Y = 50010.4150



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第3号

### 漁場の位置

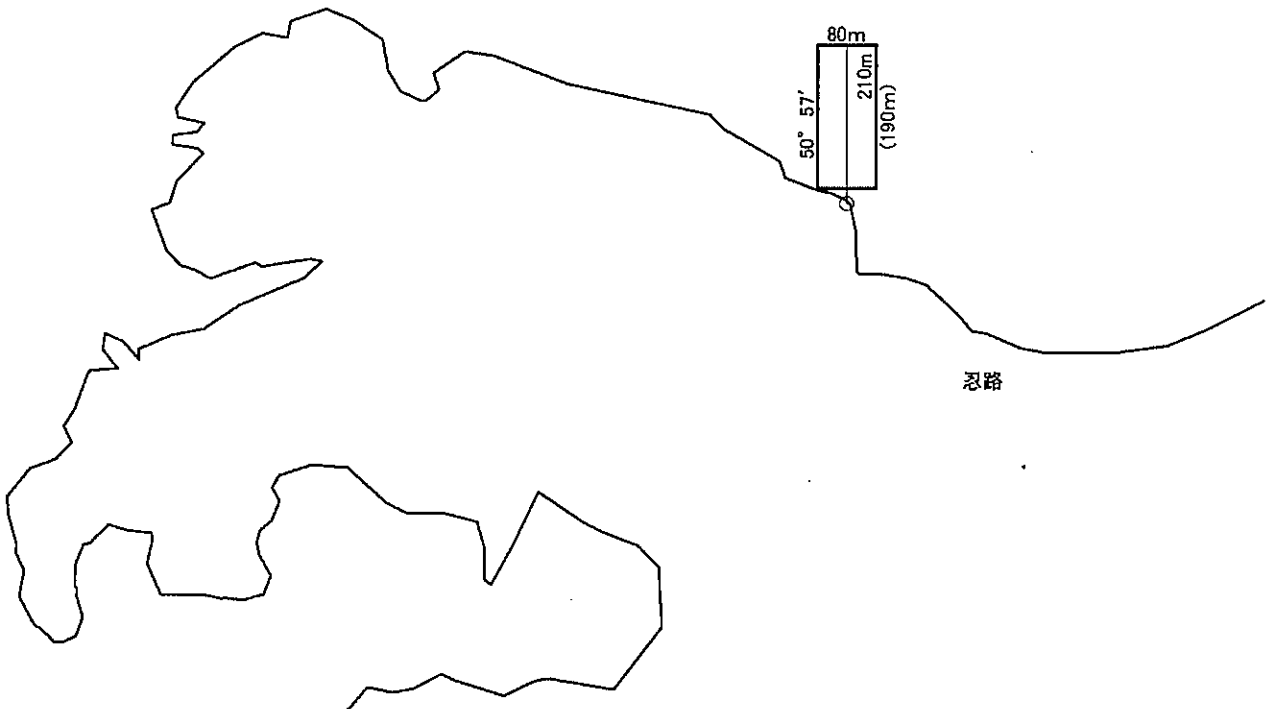
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -87503.7400

Y = 50146.7249



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第4号

### 漁場の位置

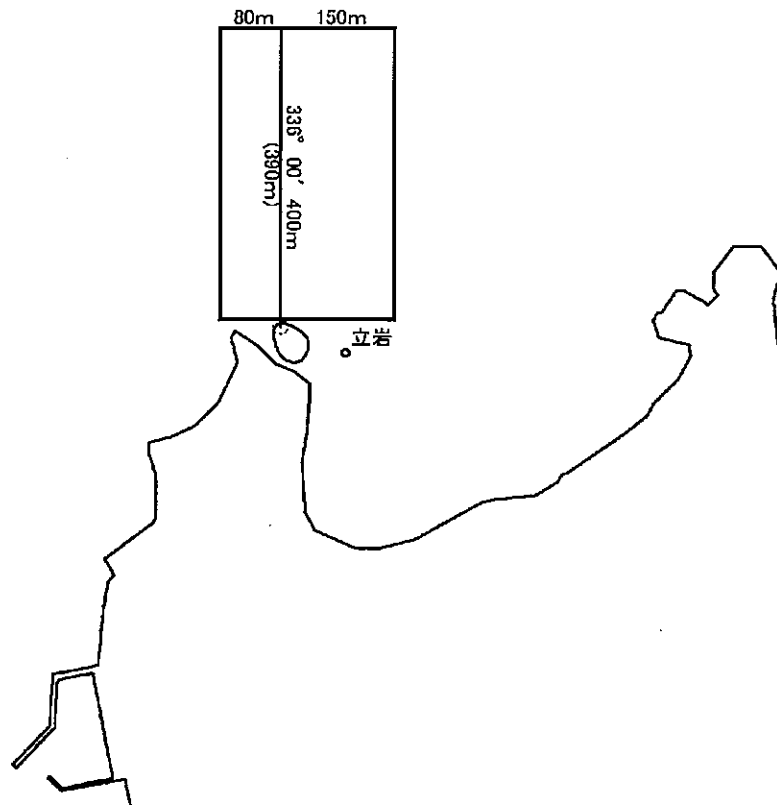
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -85942.0000

Y = 54384.0000



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第5号

### 漁場の位置

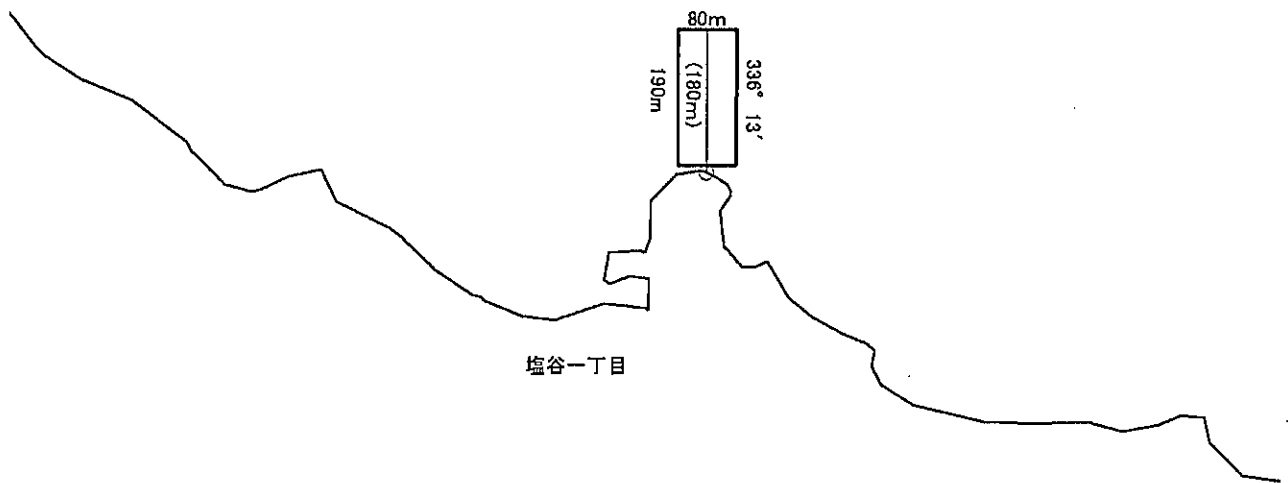
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -85526.7898

Y = 55986.3141



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第6号

### 漁場の位置

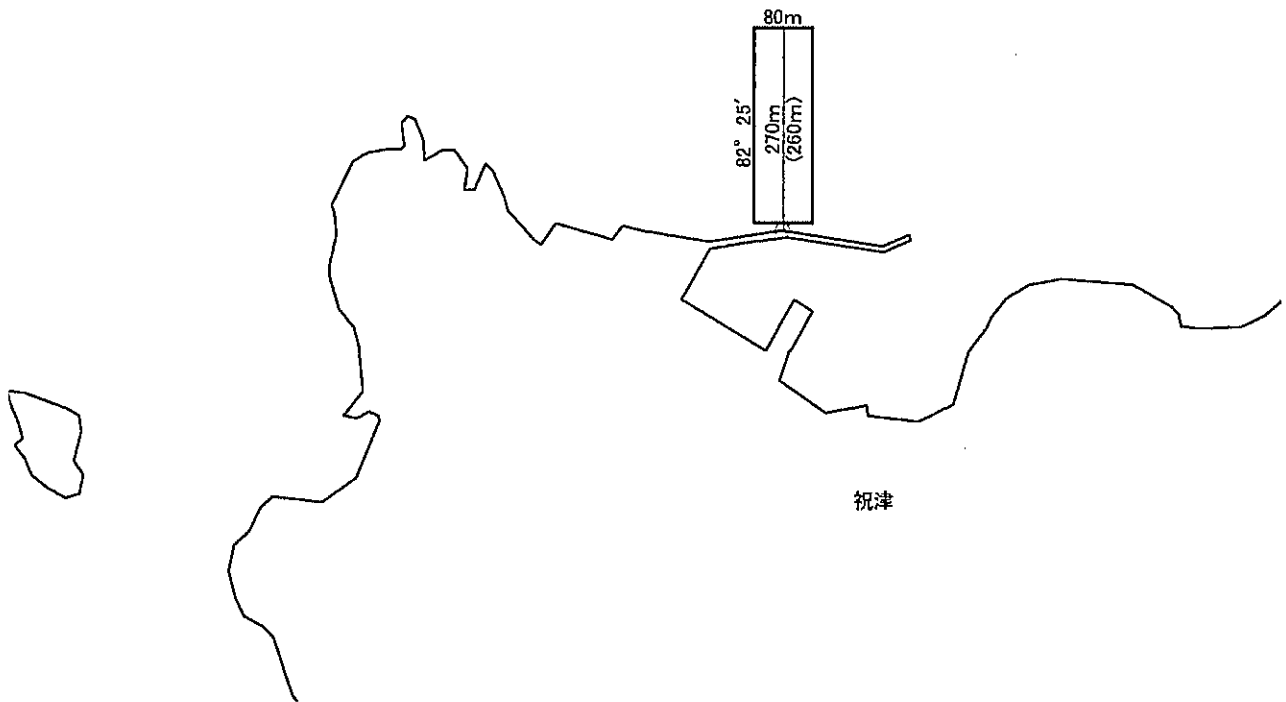
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -84876.7053

Y = 62216.3103



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第7号

### 漁場の位置

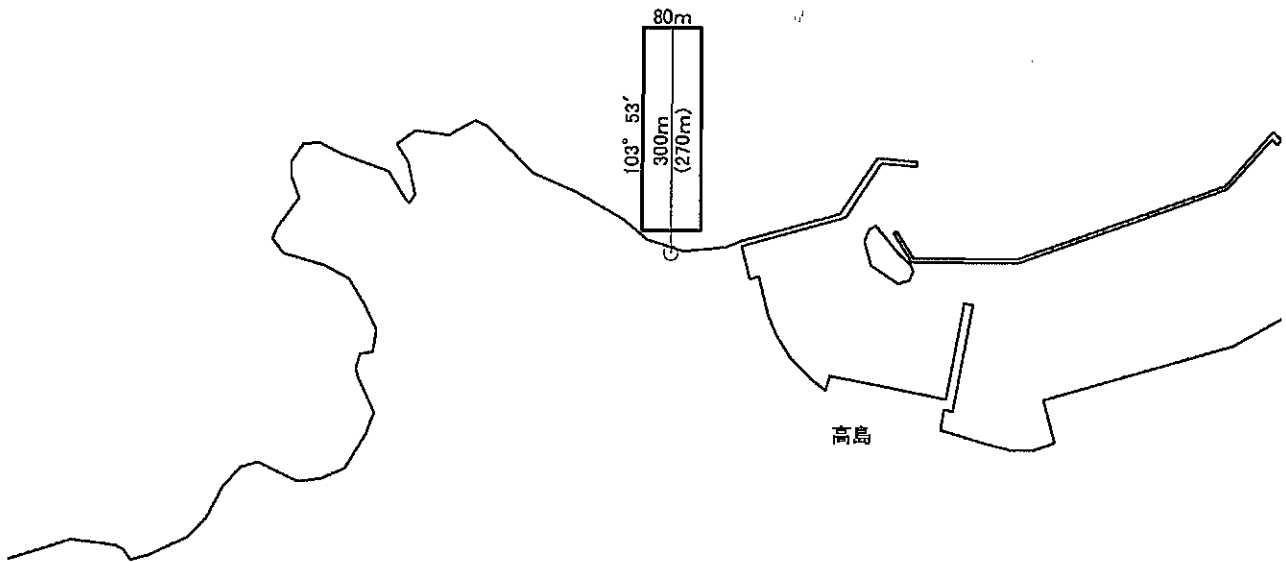
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -86252.3558

Y = 62388.8789



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第8号

### 漁場の位置

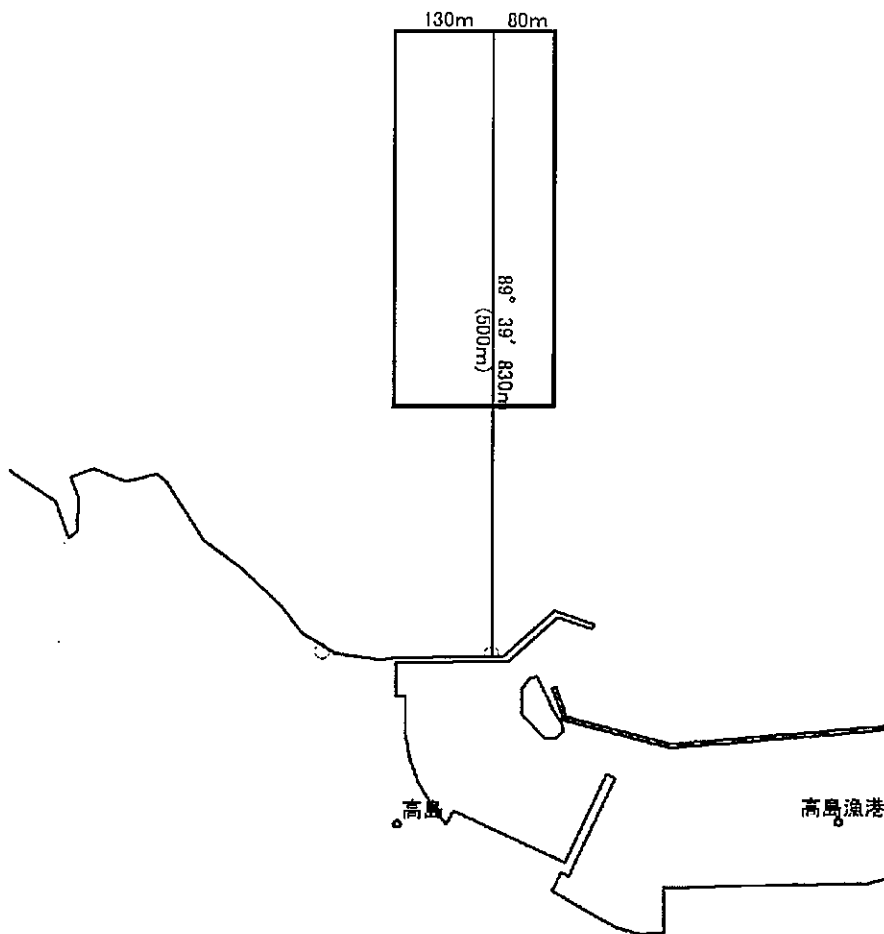
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -86475.7760

Y = 62386.6532



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第9号

### 漁場の位置

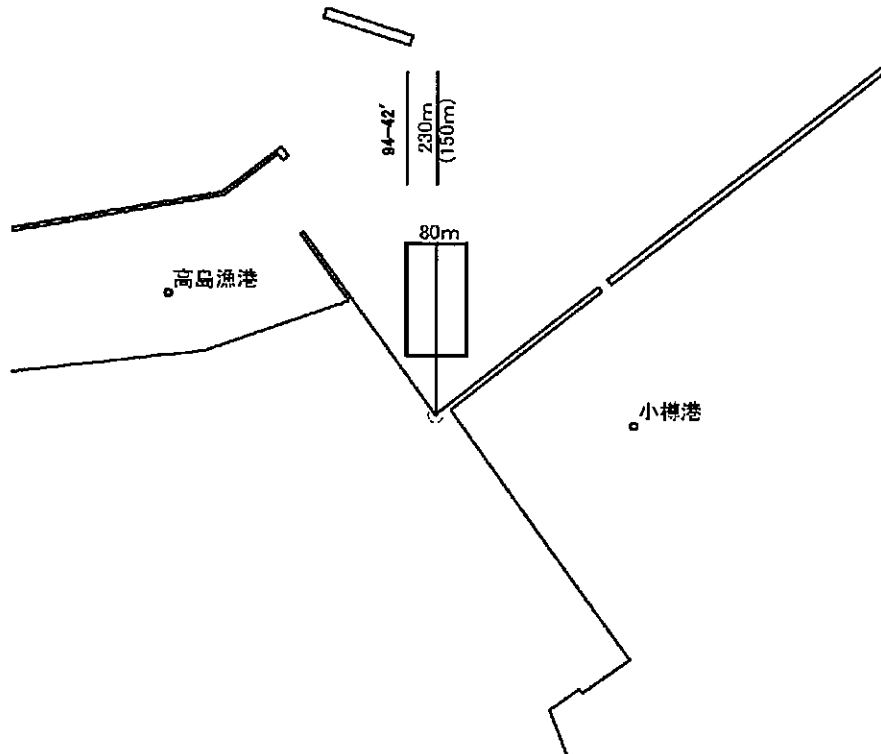
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -87272.8350

Y = 61978.4694



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第10号

### 漁場の位置

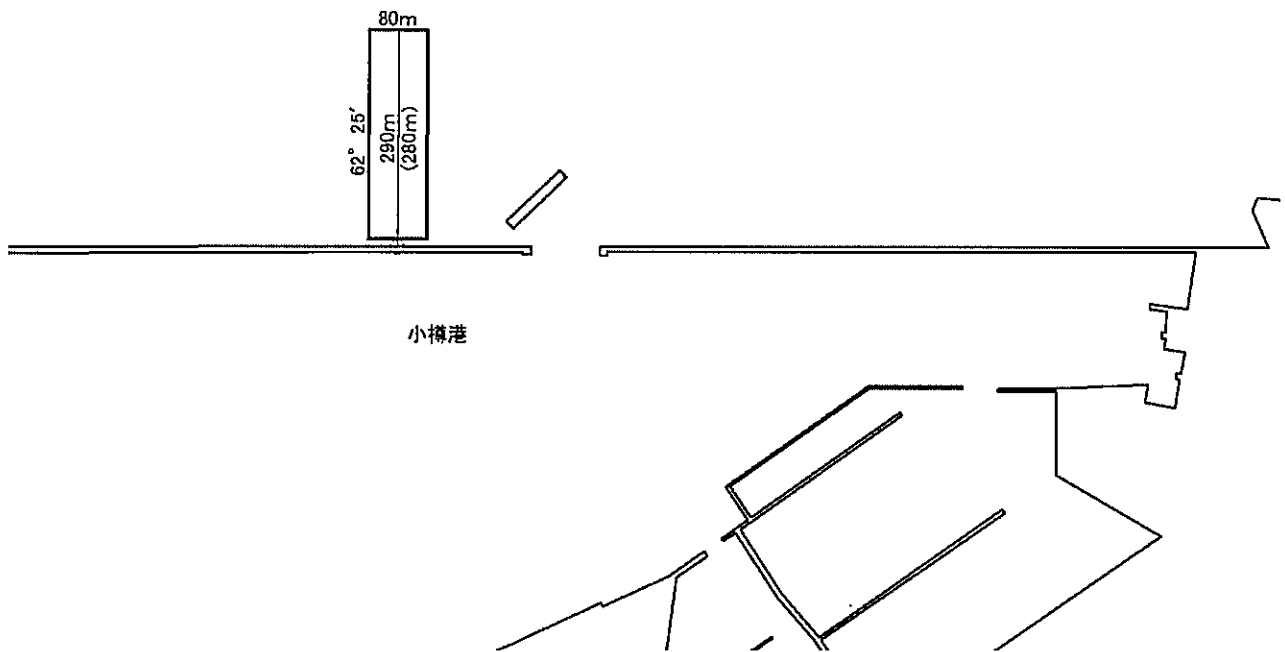
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -89453.3735

Y = 63286.2456



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 小樽小さけ定第11号

### 漁場の位置

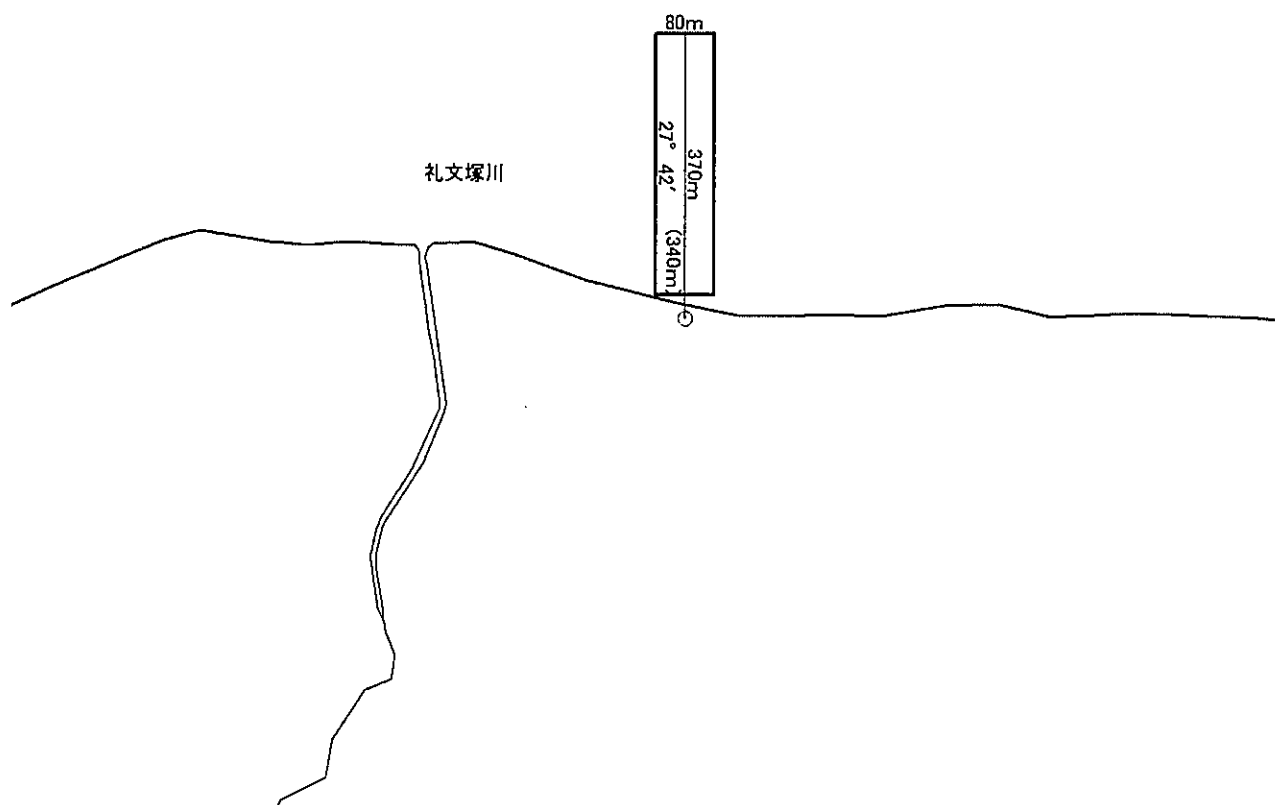
小樽市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -94207.4423

Y = 73012.6632



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 余ほっけ・まぐろ・さけ定第1号

### 漁場の位置

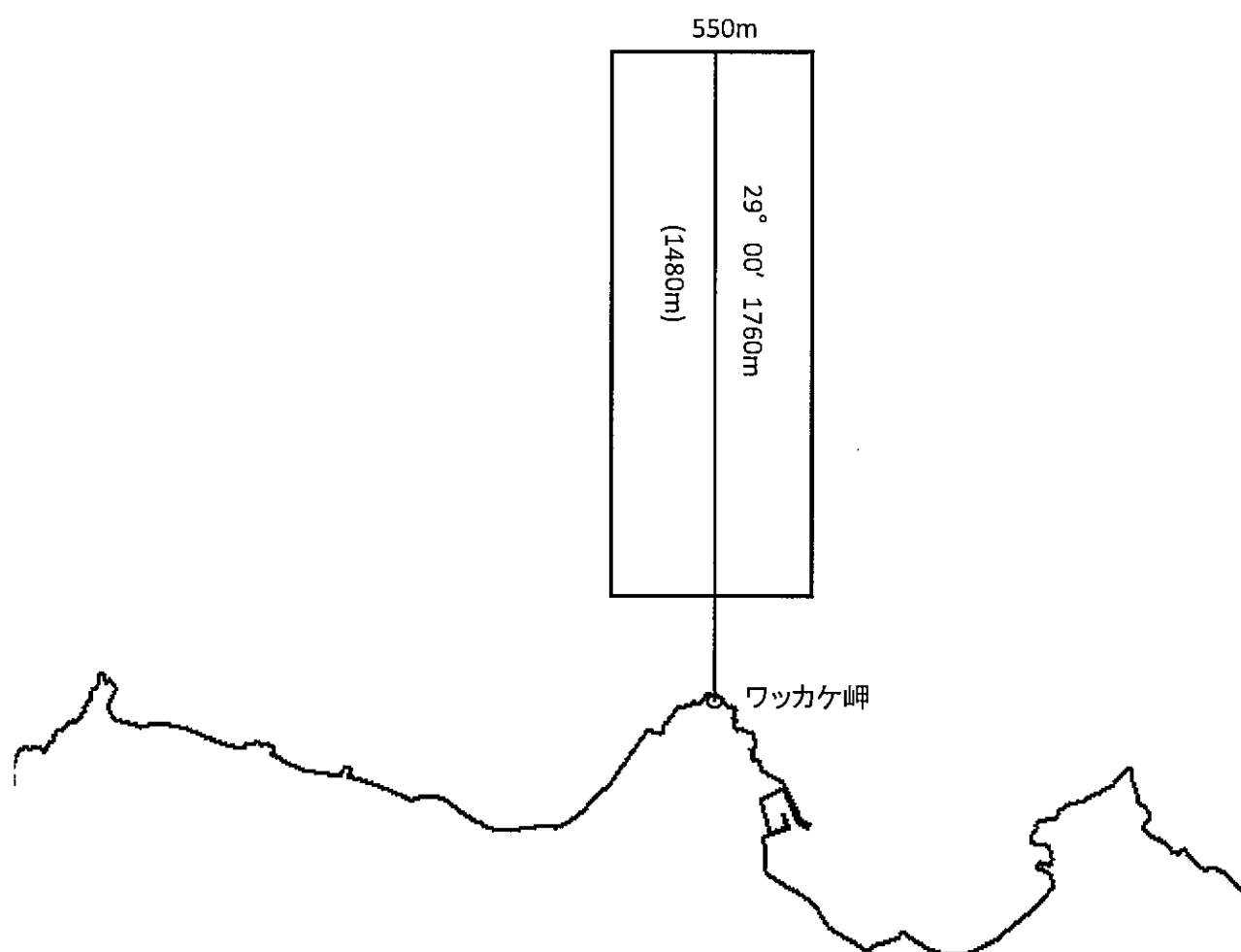
余市郡余市町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -84078.3757

Y = 39426.9262



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 余ほっけ・まぐろ・さけ定第2号

### 漁場の位置

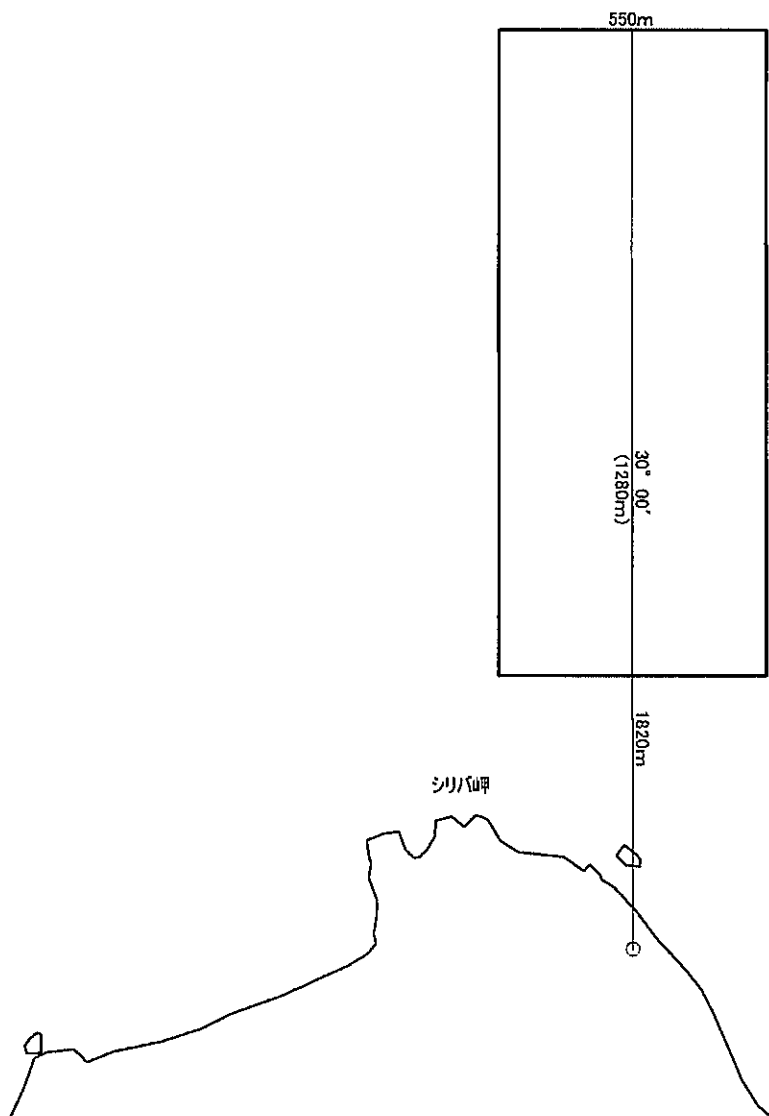
余市郡余市町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -86143.7152

Y = 42785.7084



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 余さけ定第1号

### 漁場の位置

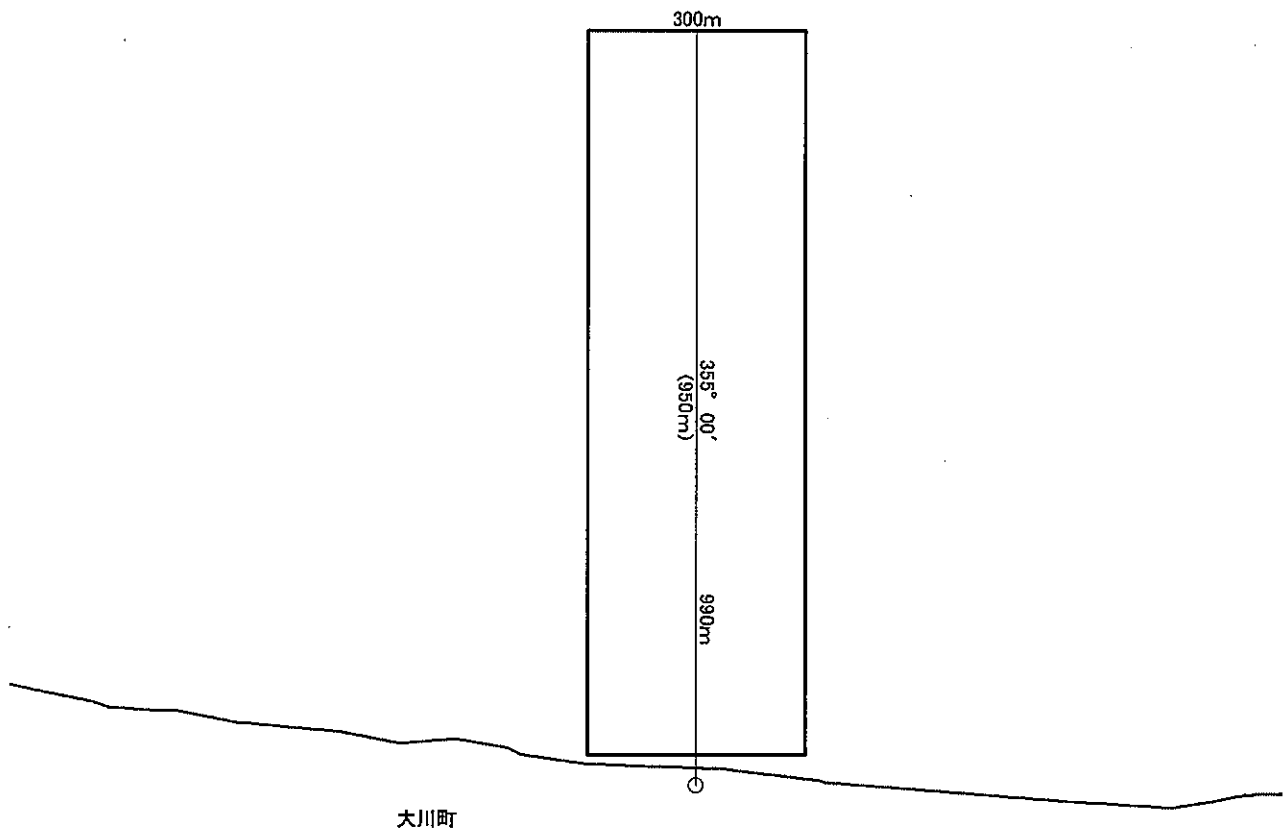
余市郡余市町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -89422.7706

Y = 45356.915



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

余さけ定第2号

## 漁場の位置

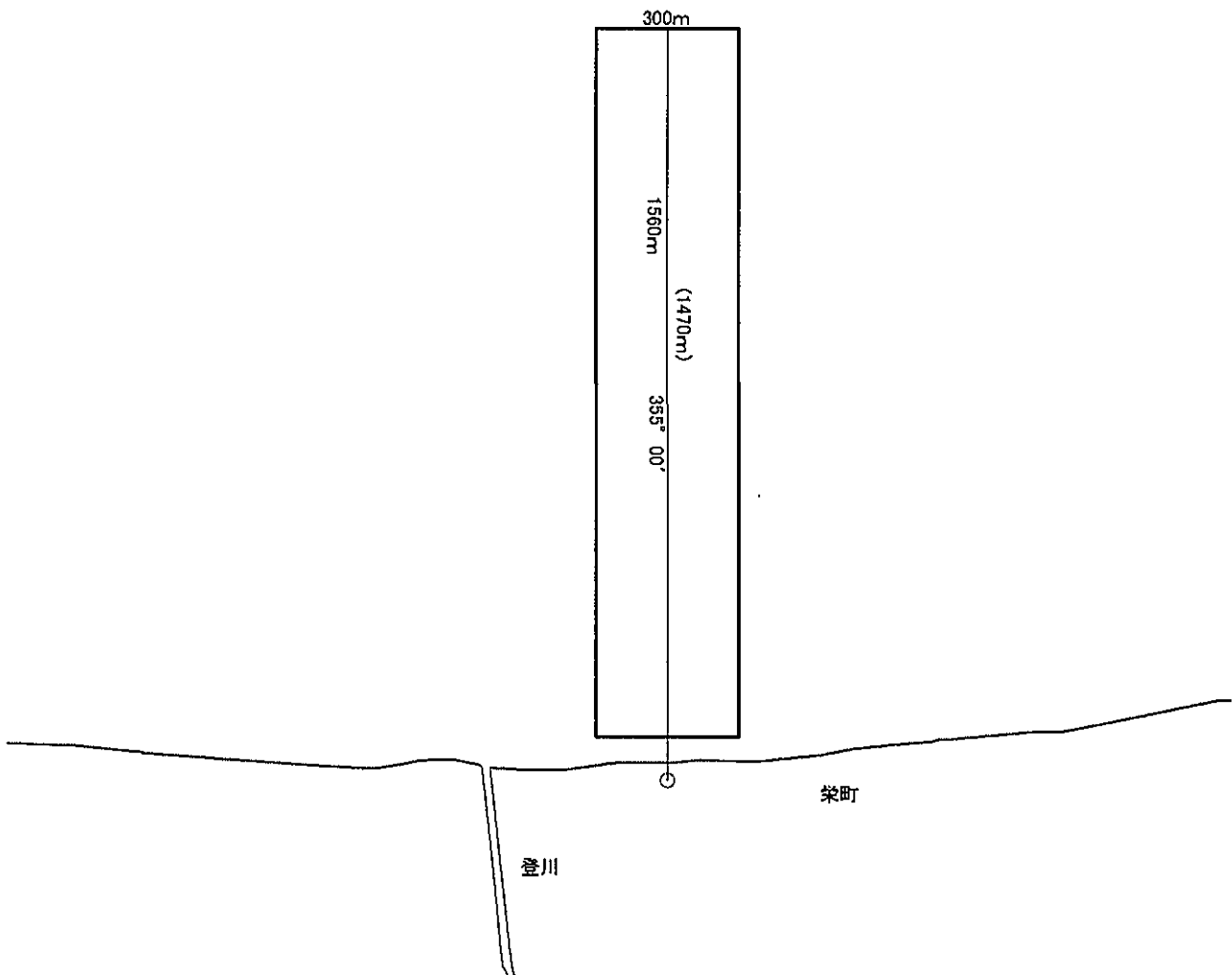
余市郡余市町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -89364.7608

Y = 46632.9325



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 余小さけ定第1号

### 漁場の位置

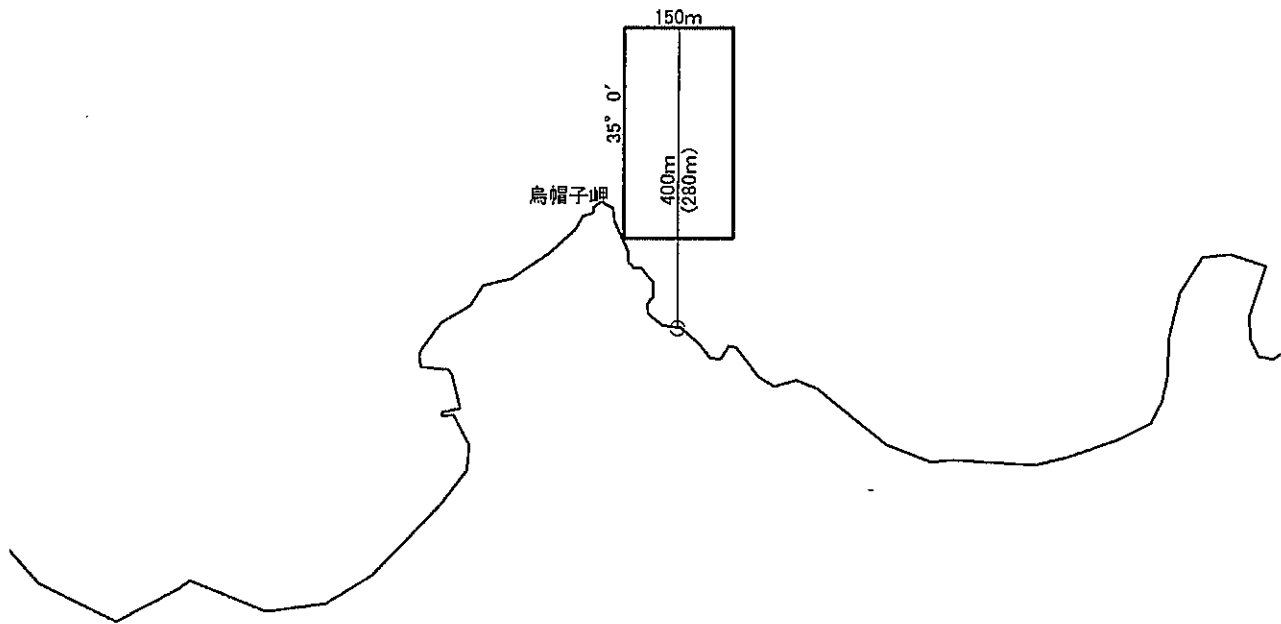
余市郡余市町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -84998.7628

Y = 40321.9217



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 余小さけ定第2号

### 漁場の位置

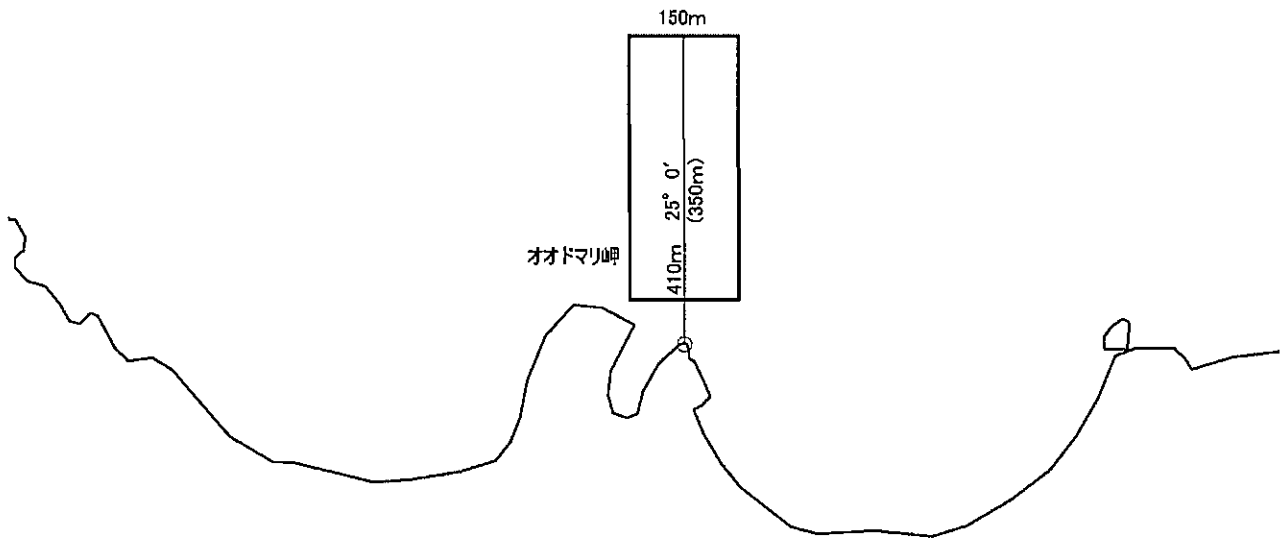
余市郡余市町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -85445.777

Y = 41086.9133



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 余小さけ定第3号

### 漁場の位置

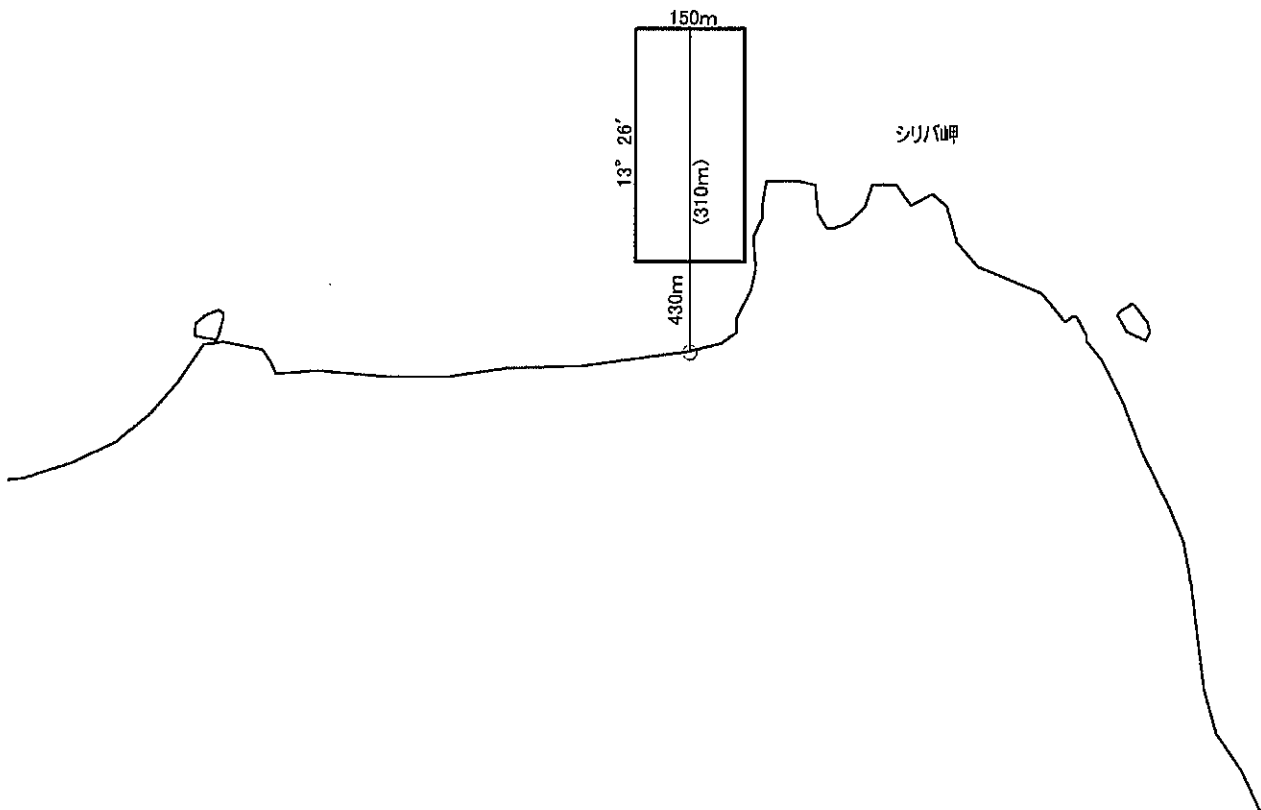
余市郡余市町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -85878.7859

Y = 42265.908



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 余小さけ定第4号

### 漁場の位置

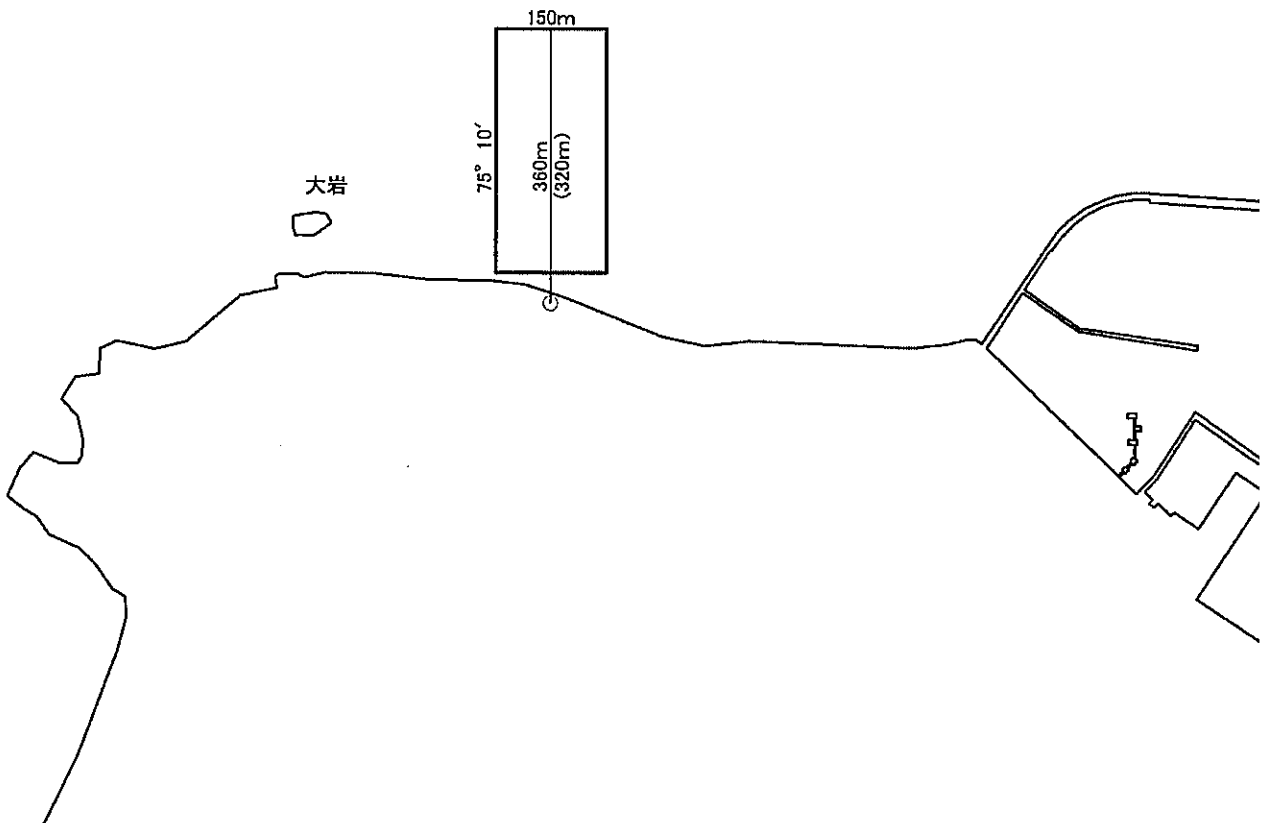
余市郡余市町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -86321.5466

Y = 42852.8876



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

## 余小さけ定第5号

### 漁場の位置

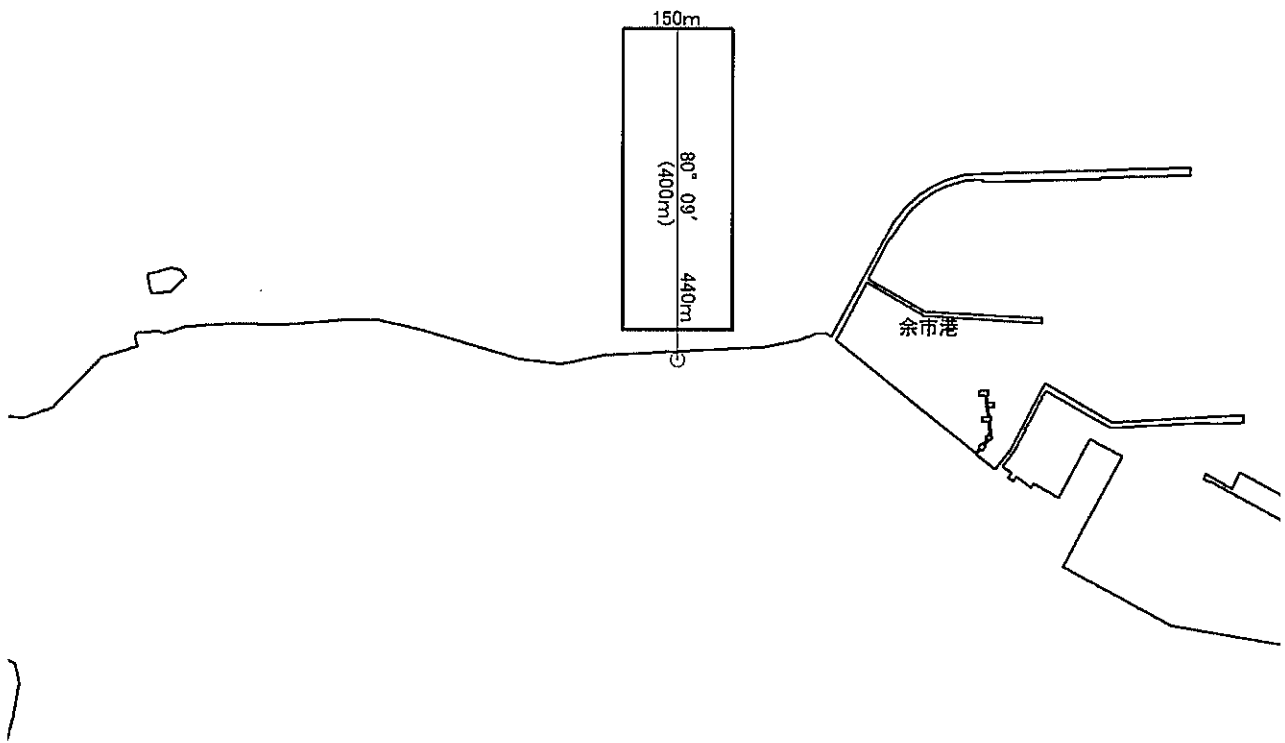
余市郡余市町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -86695.3703

Y = 42886.055



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 余小さけ定第6号

### 漁場の位置

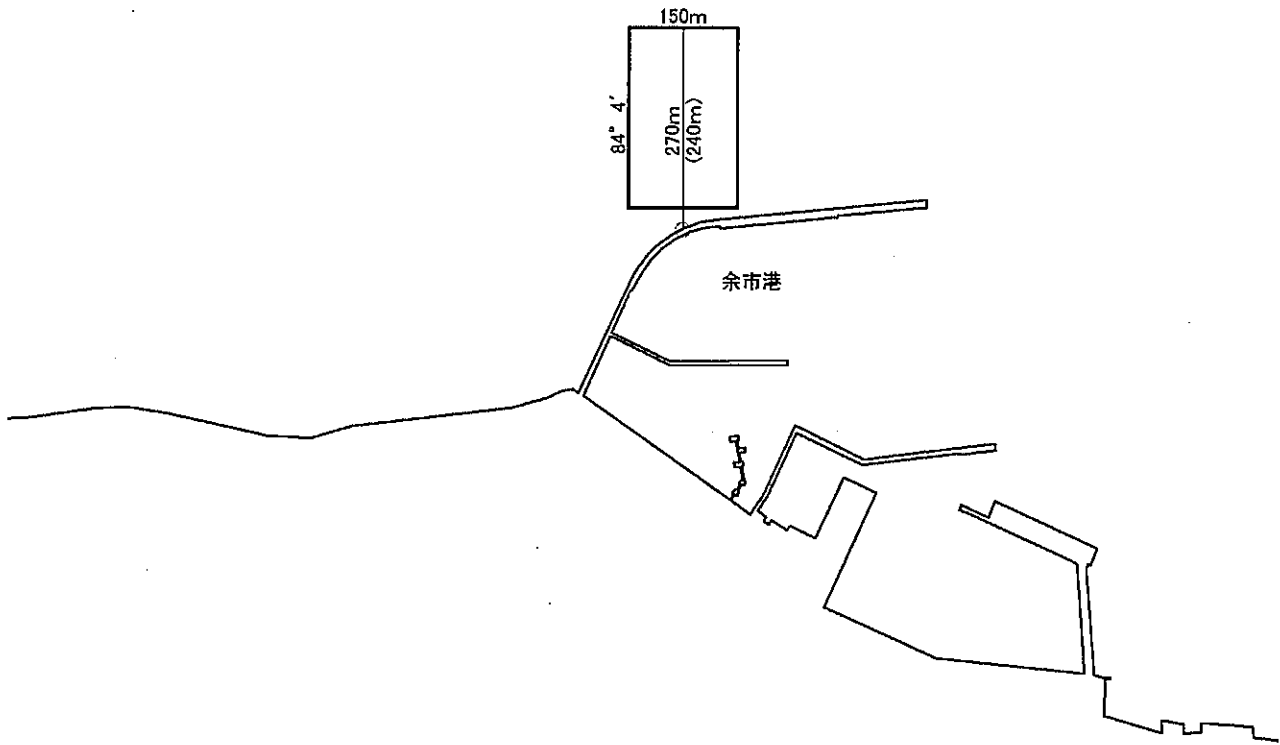
余市郡余市町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -87018.2368

Y = 43182.0333



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 余小さけ定第7号

### 漁場の位置

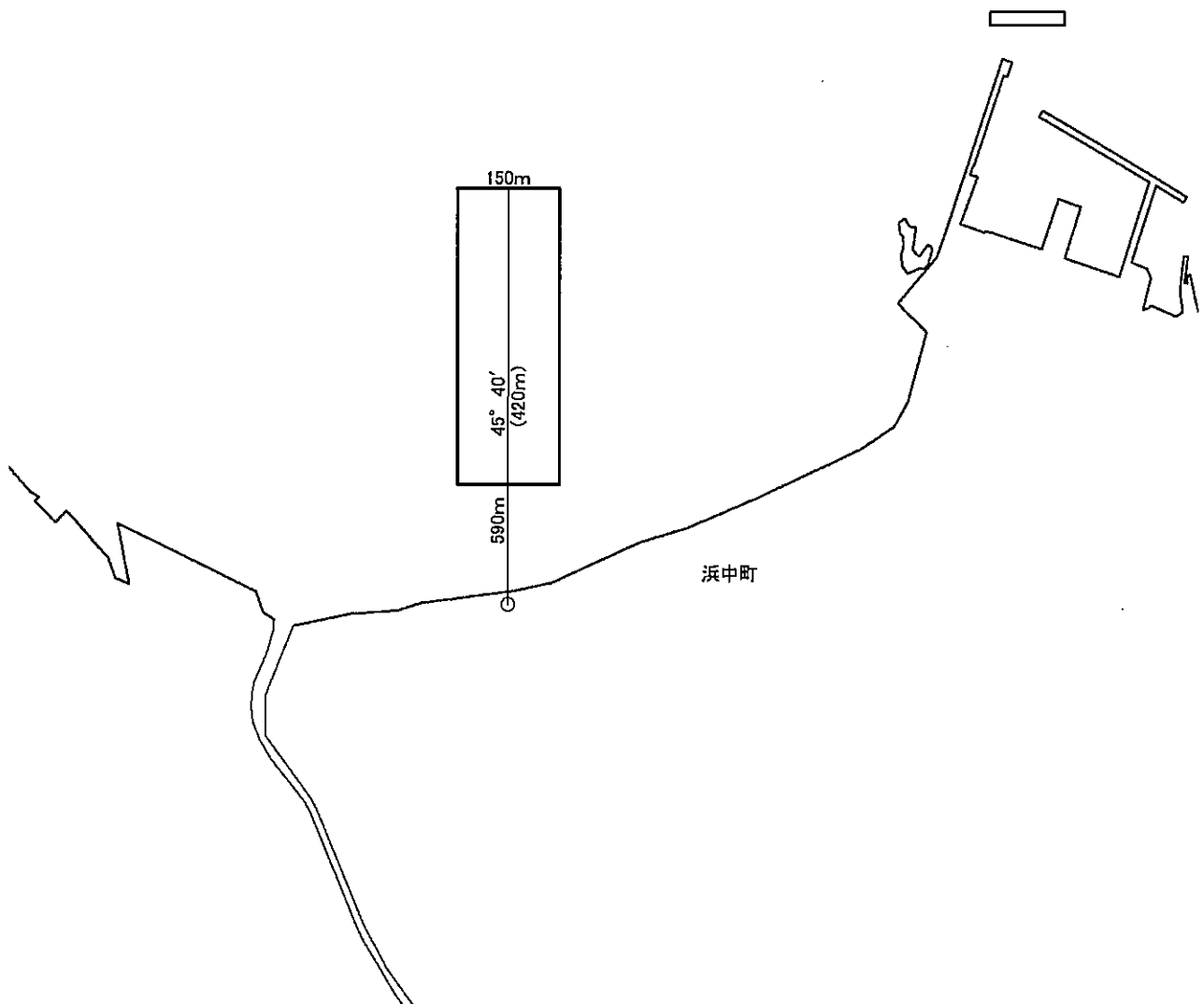
余市郡余市町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -88655.3066

Y = 42974.9435



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

美ほっけ・まぐろ・さけ定第1号

## 漁場の位置

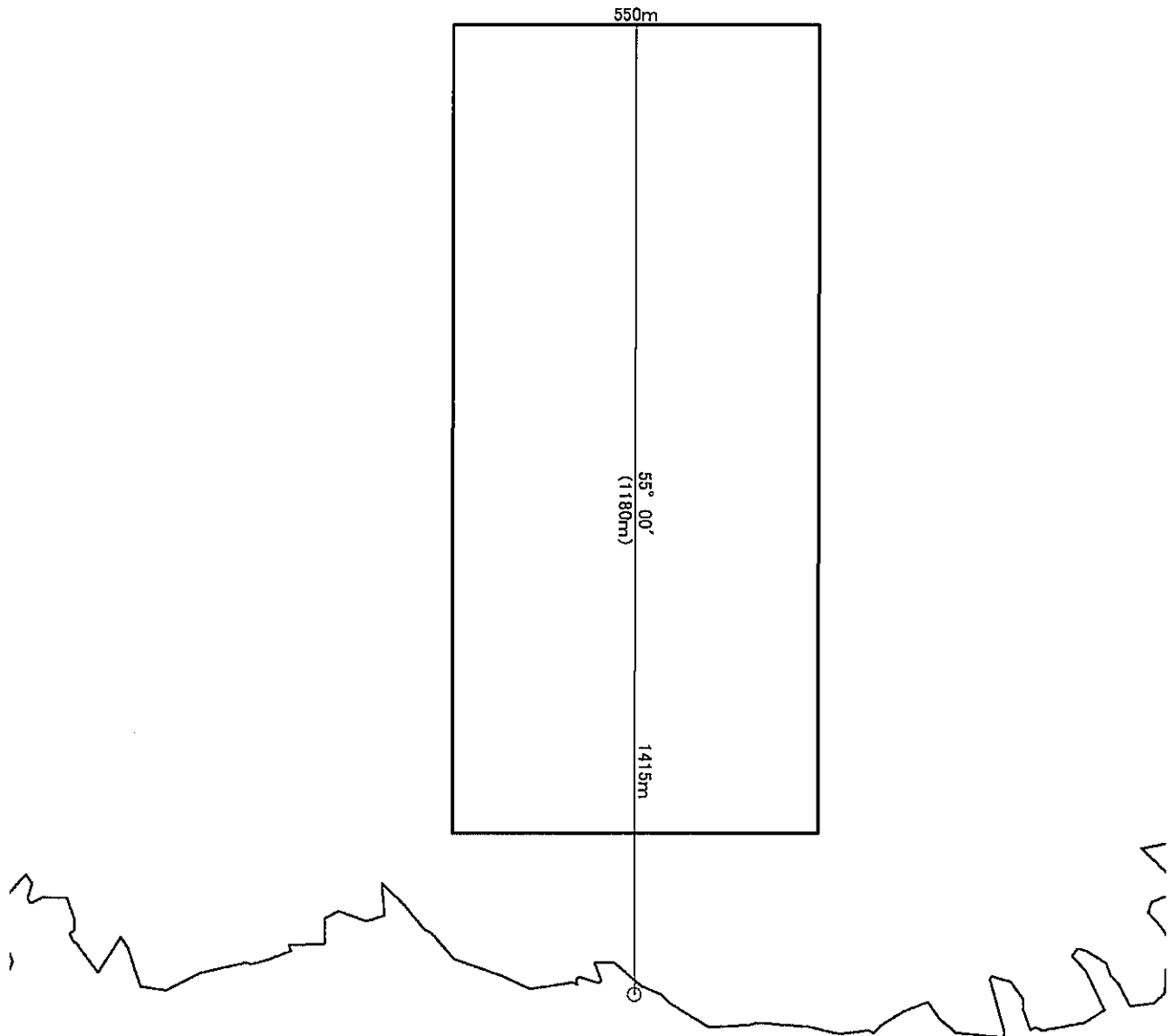
積丹郡積丹町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -75972.6324

Y = 26336.8966



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 美小さけ定第1号

### 漁場の位置

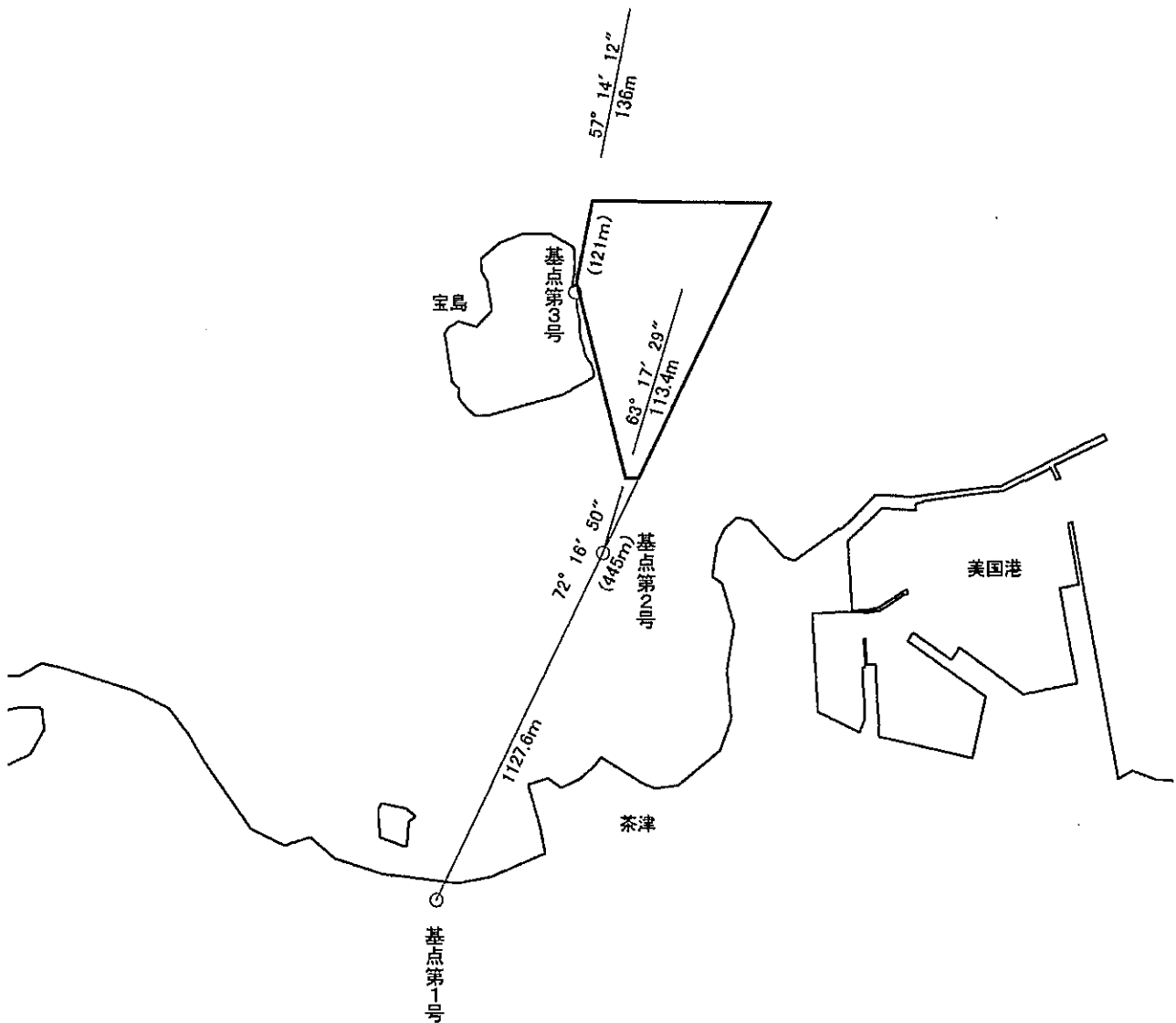
積丹郡積丹町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -77379.6628    X = -77208.9681    X = -76915.4678

Y = 27831.1746    Y = 28365.4886    Y = 28606.8933



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 古小さけ定第1号

### 漁場の位置

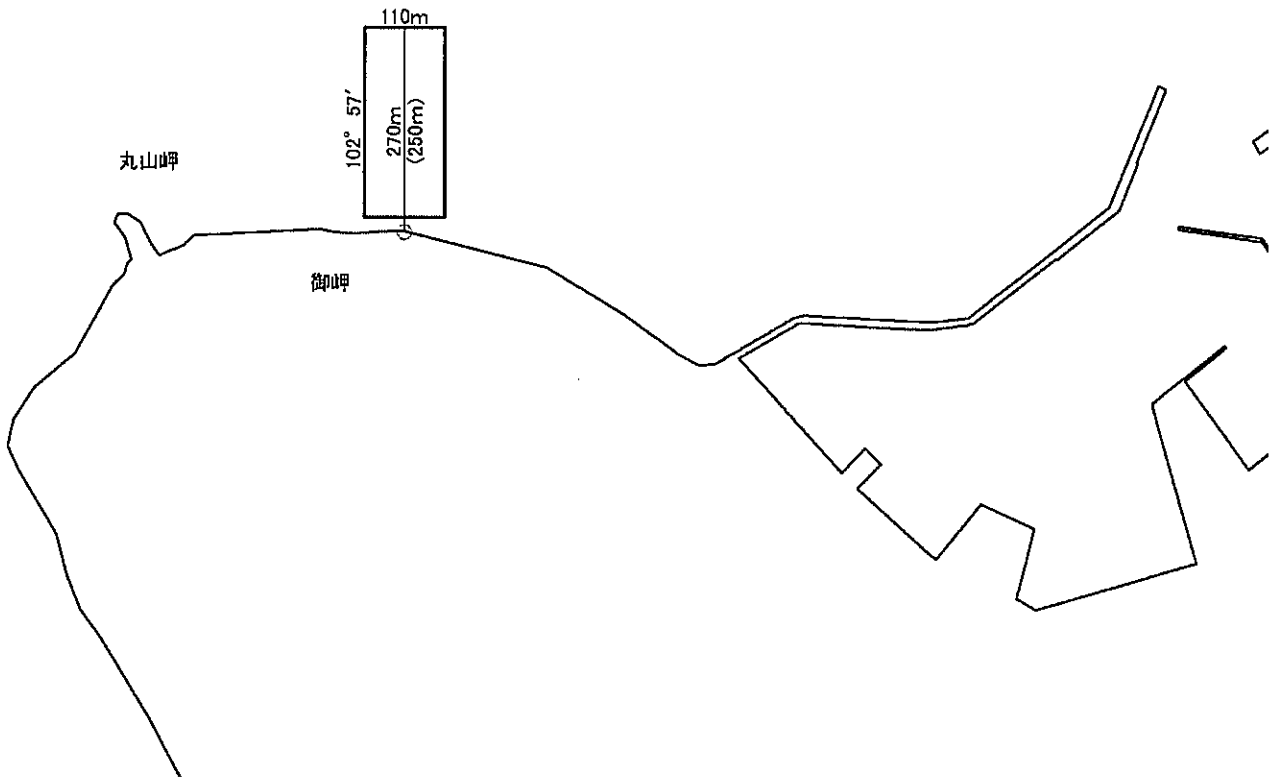
古平郡古平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -79744.8729

Y = 32042.035



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 古小さけ定第2号

### 漁場の位置

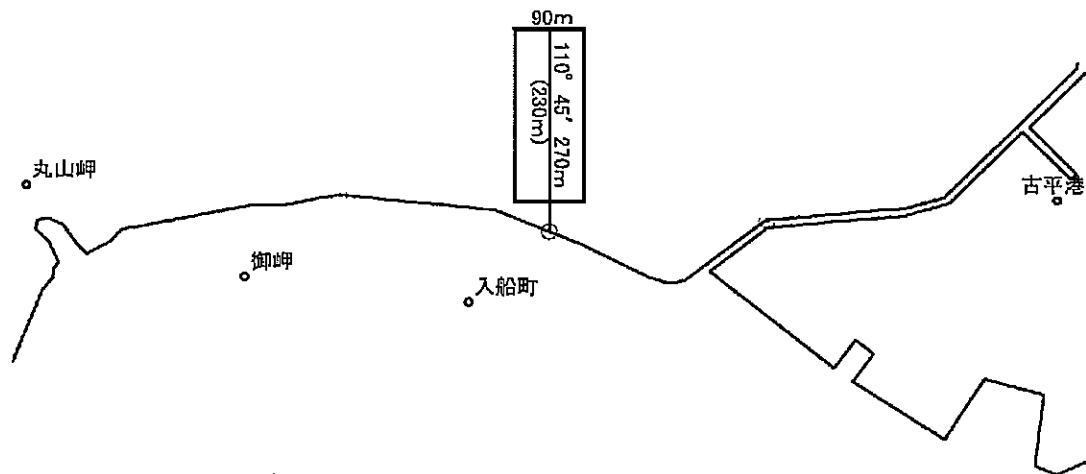
古平郡古平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -79981.535

Y = 31900.612



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 古小さけ定第3号

### 漁場の位置

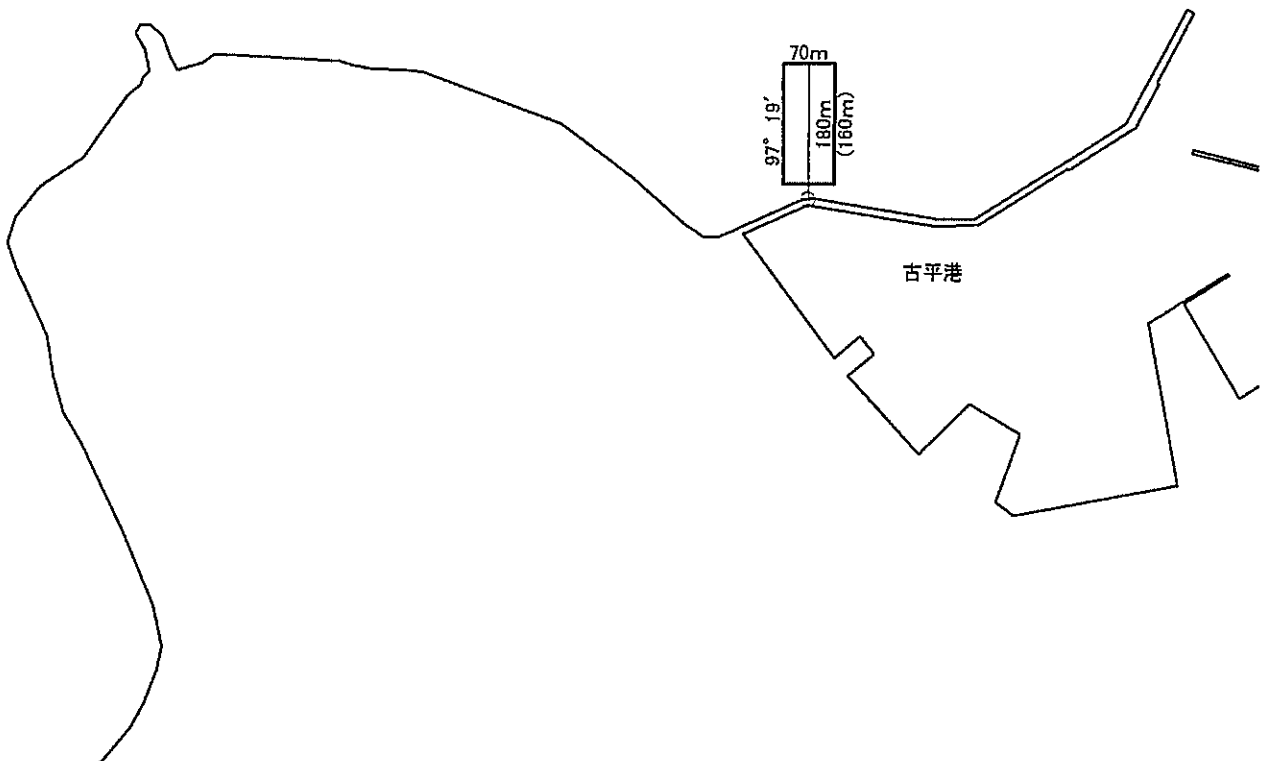
古平郡古平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -80251.6157

Y = 31813.524



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 古小さけ定第4号

### 漁場の位置

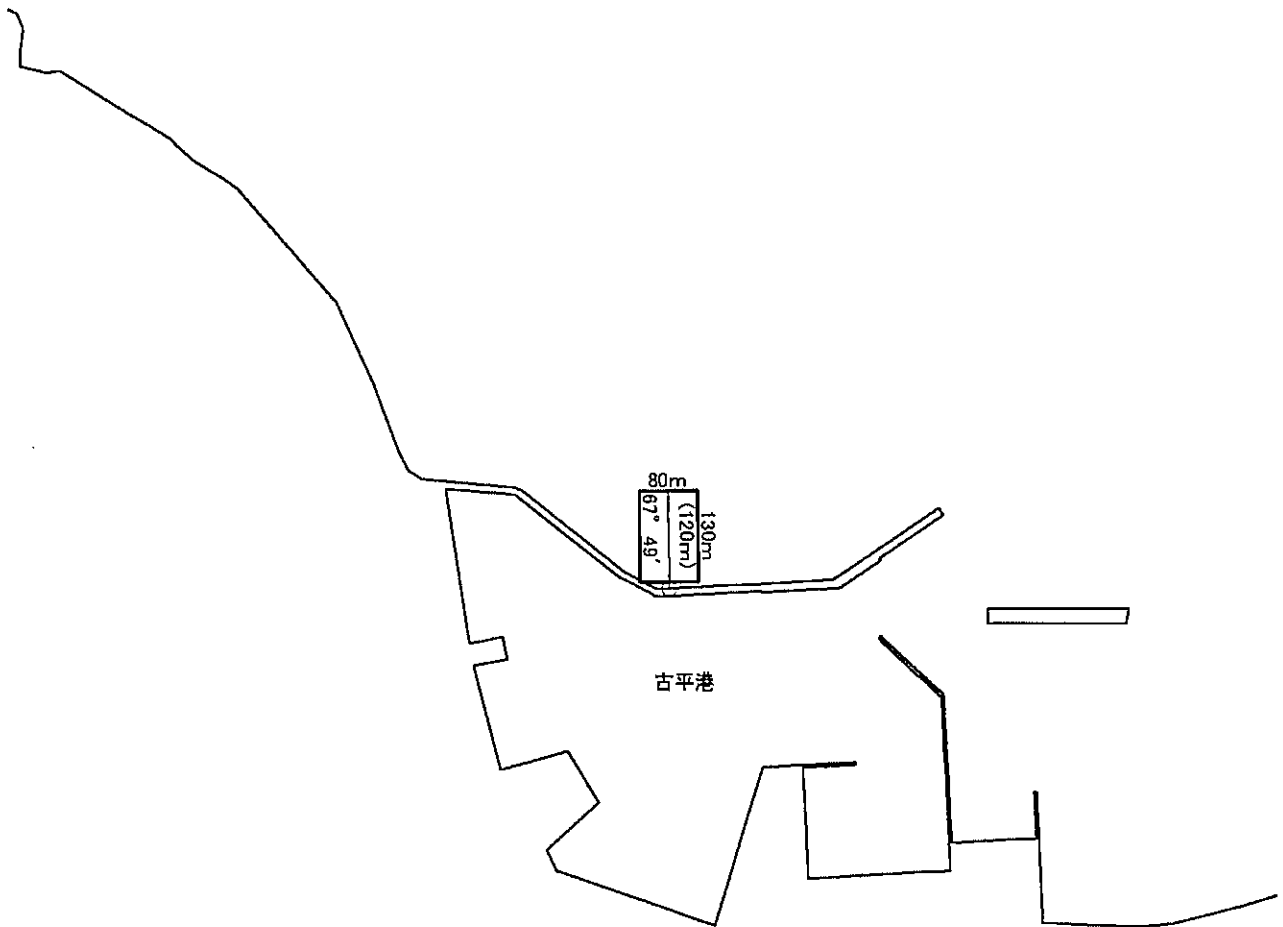
古平郡古平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -80492.6172

Y = 31766.9221



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 古小さけ定第5号

### 漁場の位置

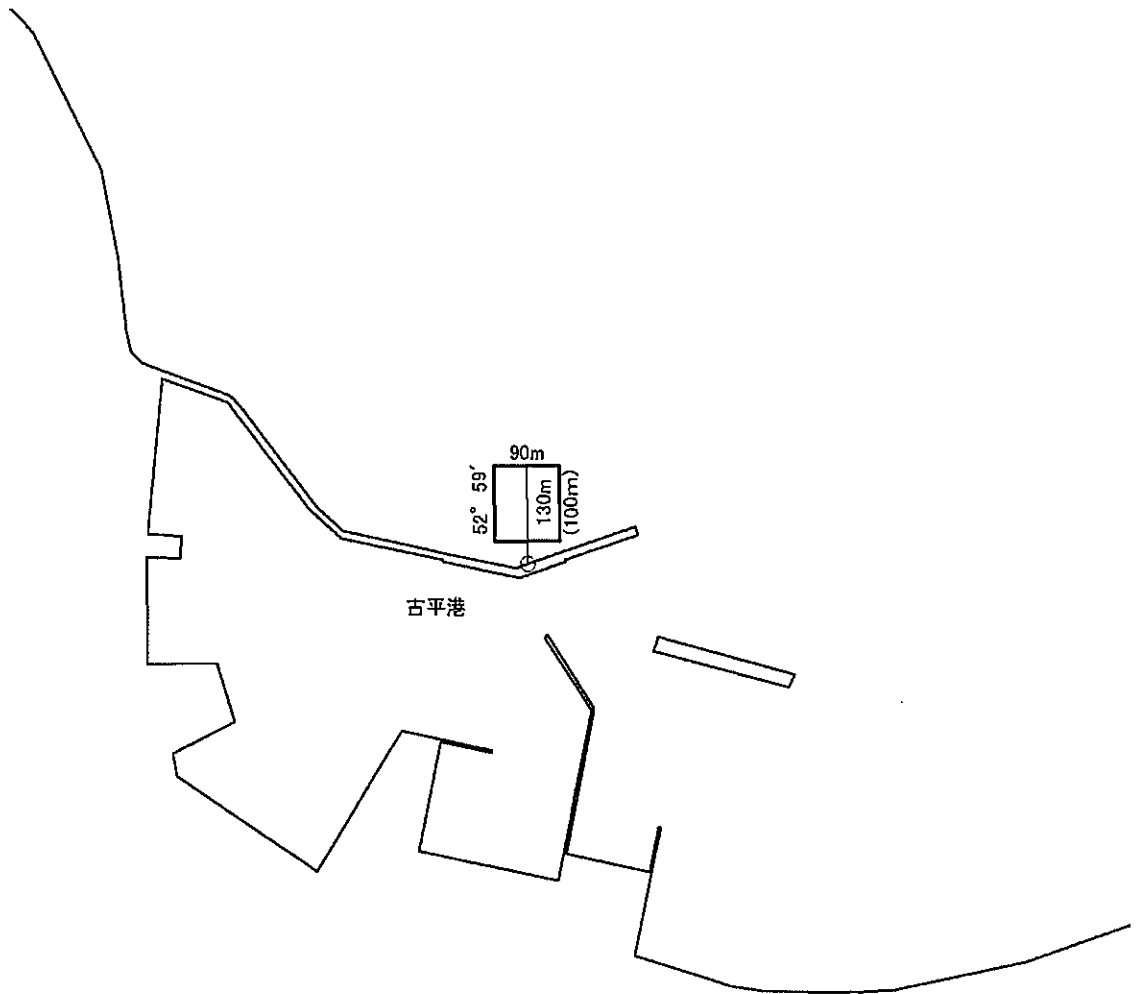
古平郡古平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -80709.2292

Y = 31875.4803



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 古小さけ定第6号

### 漁場の位置

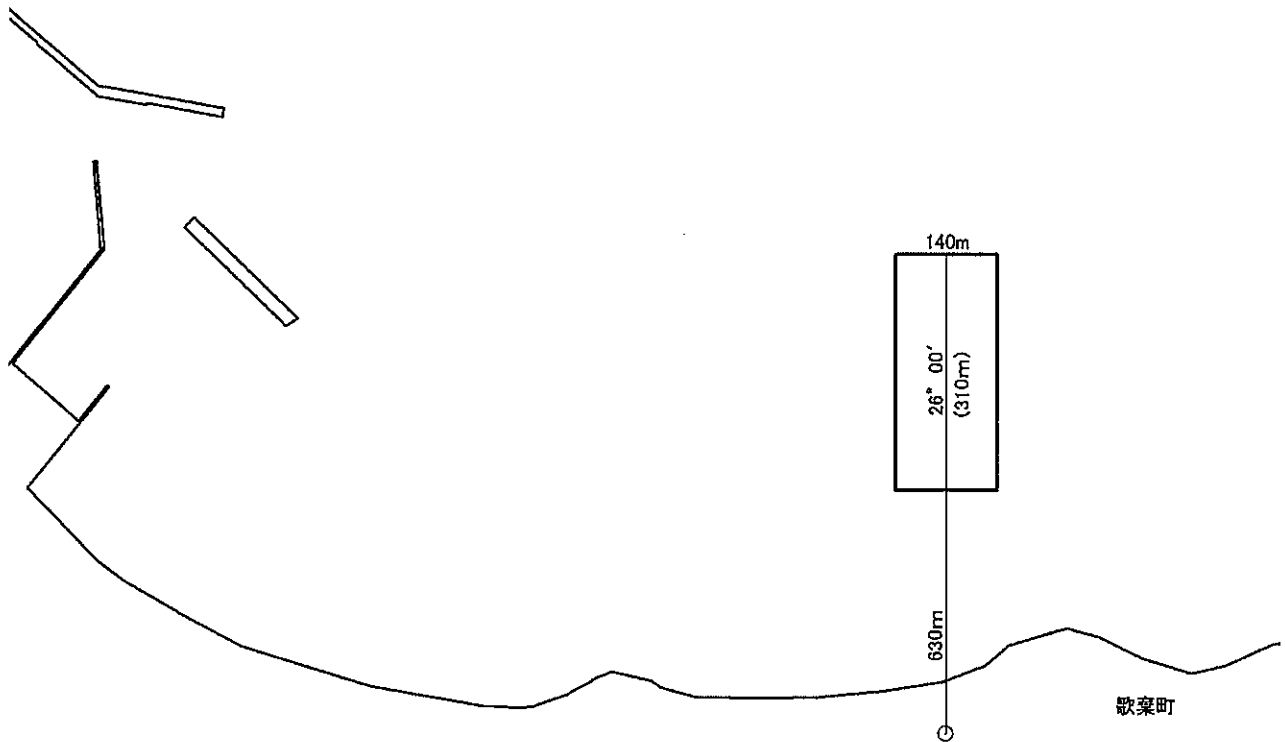
古平郡古平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -81973.2306

Y = 32537.1



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 古小さけ定第7号

### 漁場の位置

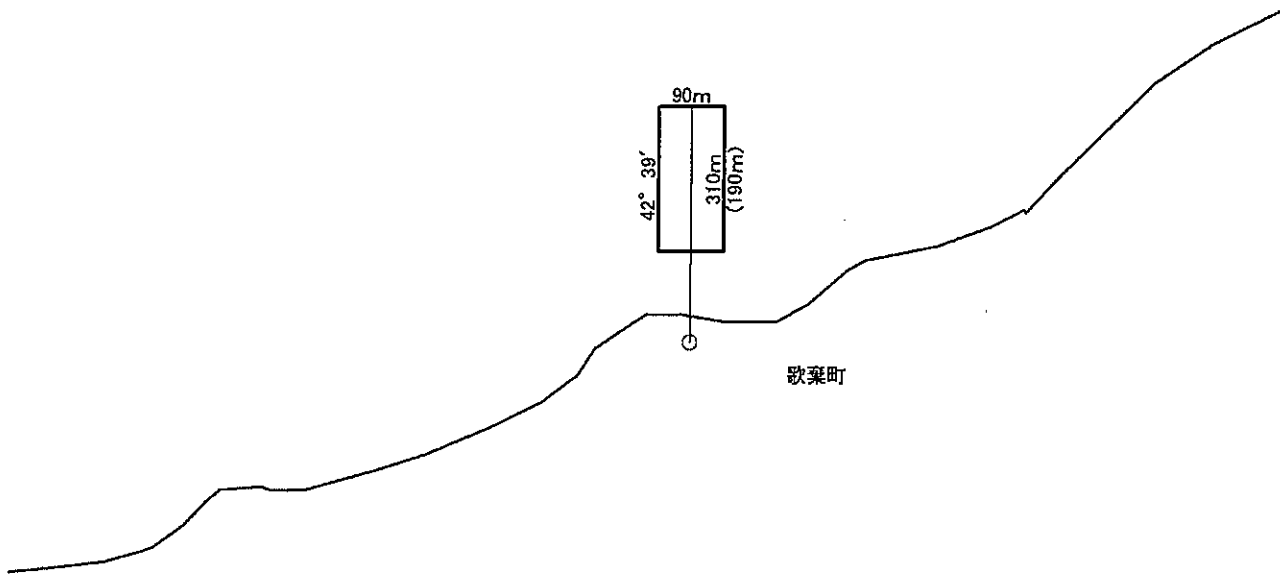
古平郡古平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -81989.2929

Y = 32768.2012



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

古小さけ定第8号

## 漁場の位置

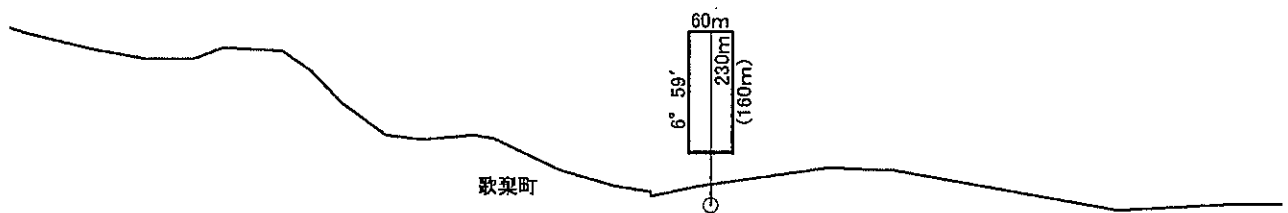
古平郡古平町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -82197.0499

Y = 33306.9336



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

古小さけ定第9号

## 漁場の位置

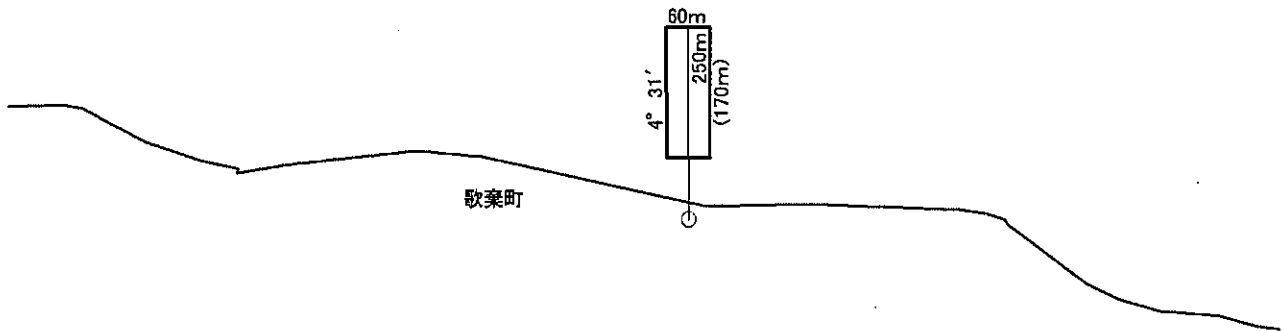
古平郡古平町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -82287.5071

Y = 33838.9757



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 古小さけ定第10号

### 漁場の位置

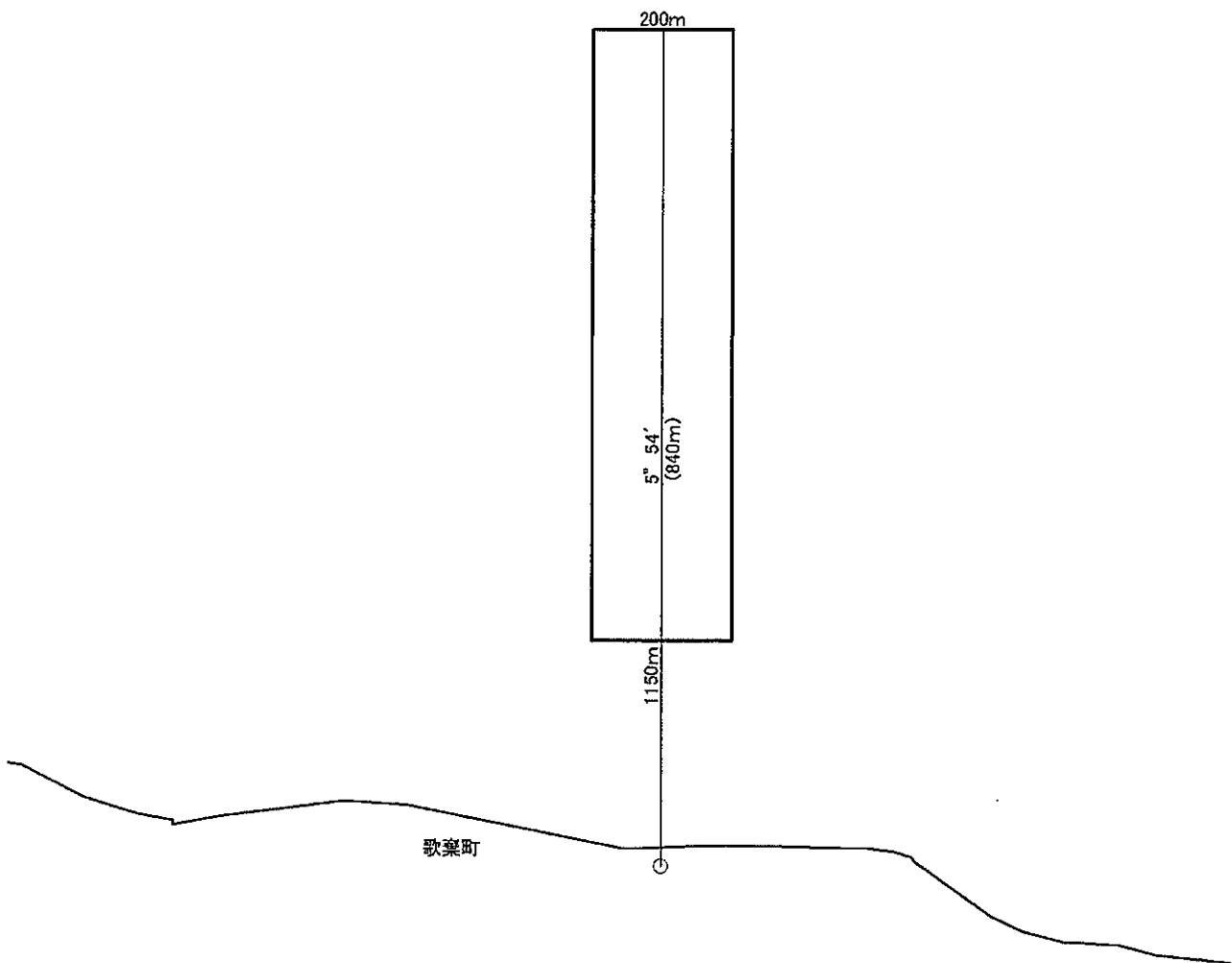
古平郡古平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -82301.6281

Y = 33914.3159



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

古小さけ定第11号

漁場の位置

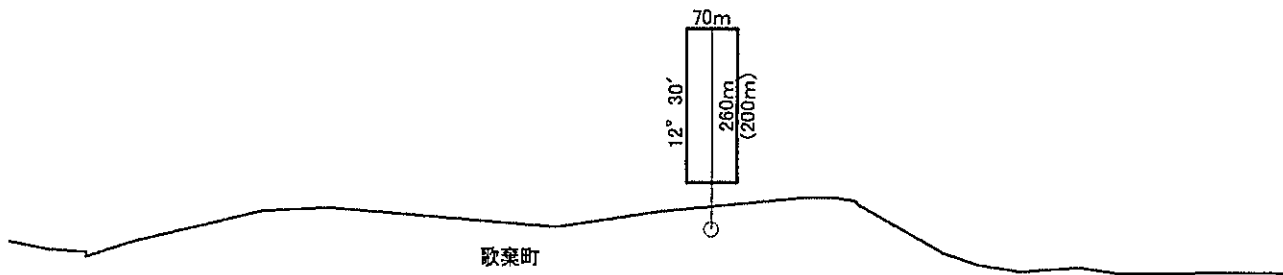
古平郡古平町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -82318.6201

Y = 34070.3665



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 古小さけ定第12号

### 漁場の位置

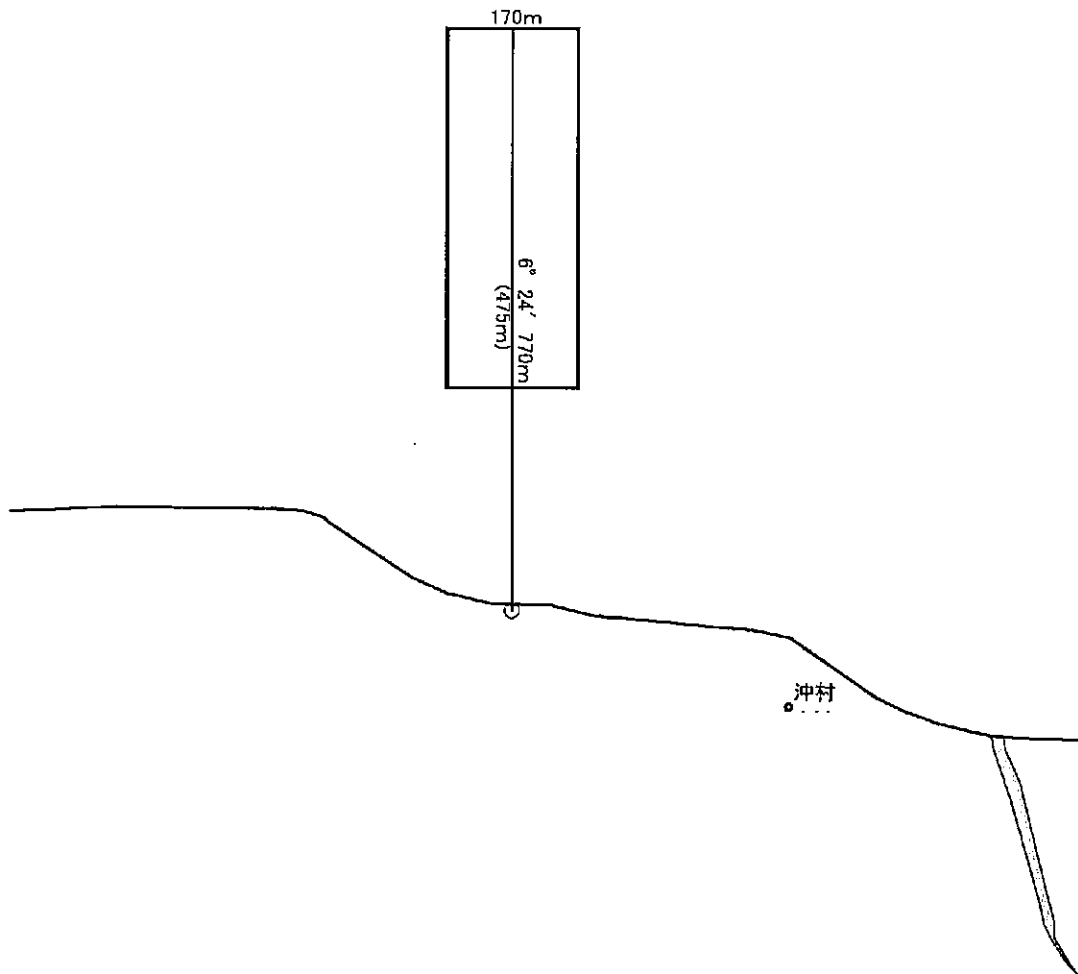
古平郡古平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -82475.3472

Y = 34501.7776



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

古小さけ定第13号

## 漁場の位置

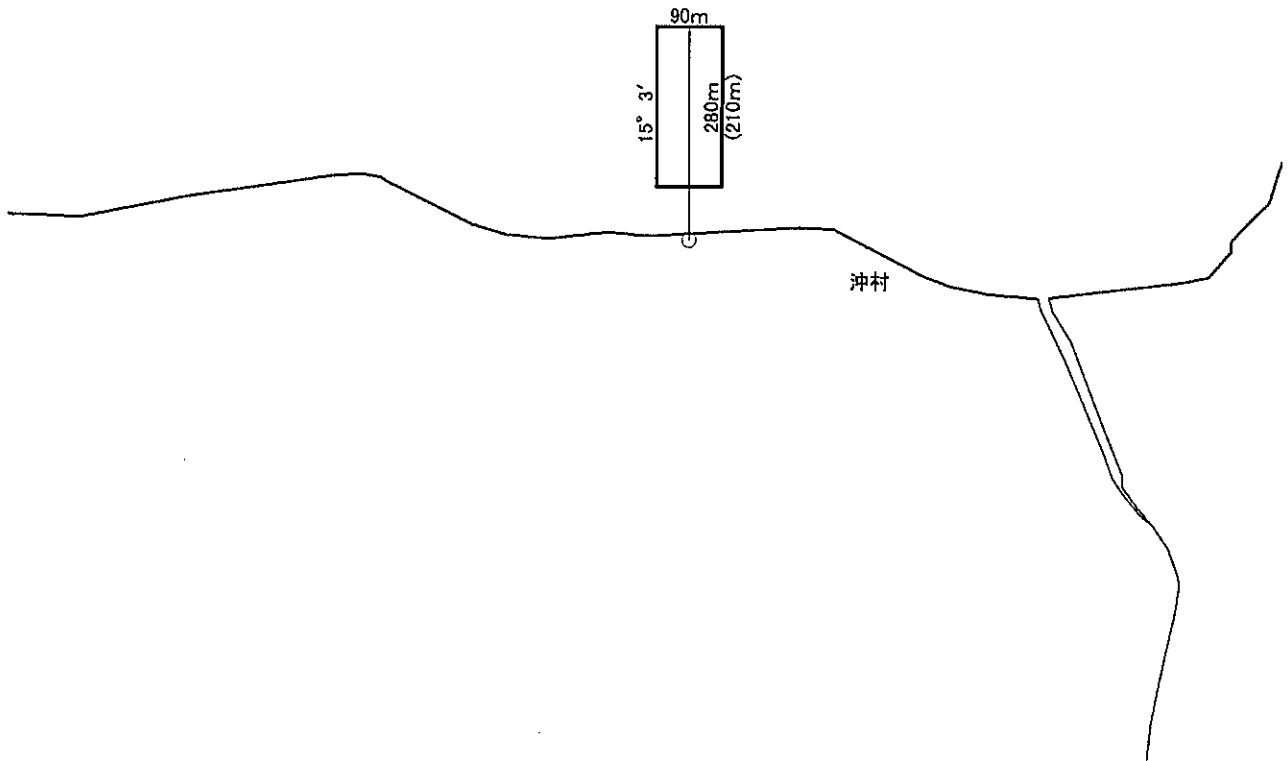
古平郡古平町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -82512.7697

Y = 34659.7581



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

古小さけ定第14号

## 漁場の位置

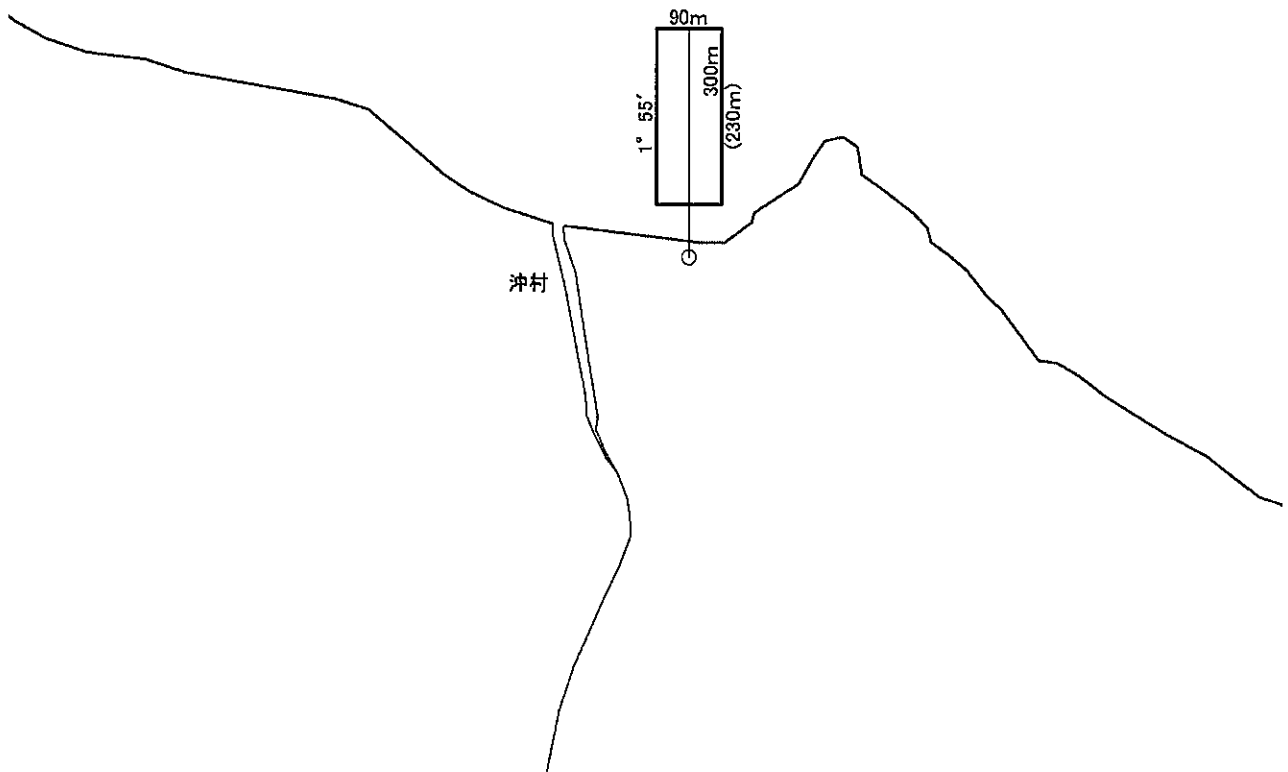
古平郡古平町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -82759.7904

Y = 35291.3495



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 古小さけ定第15号

### 漁場の位置

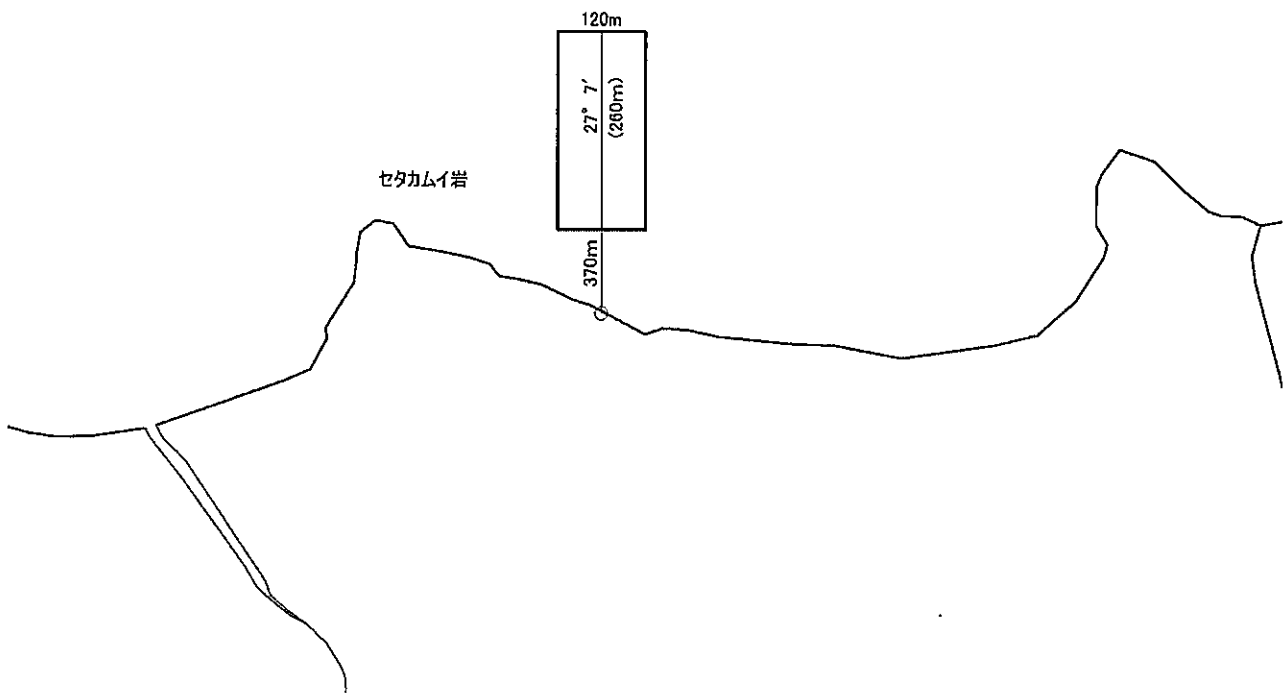
古平郡古平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -82858.7967

Y = 35726.391



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 神小さけ定第1号

### 漁場の位置

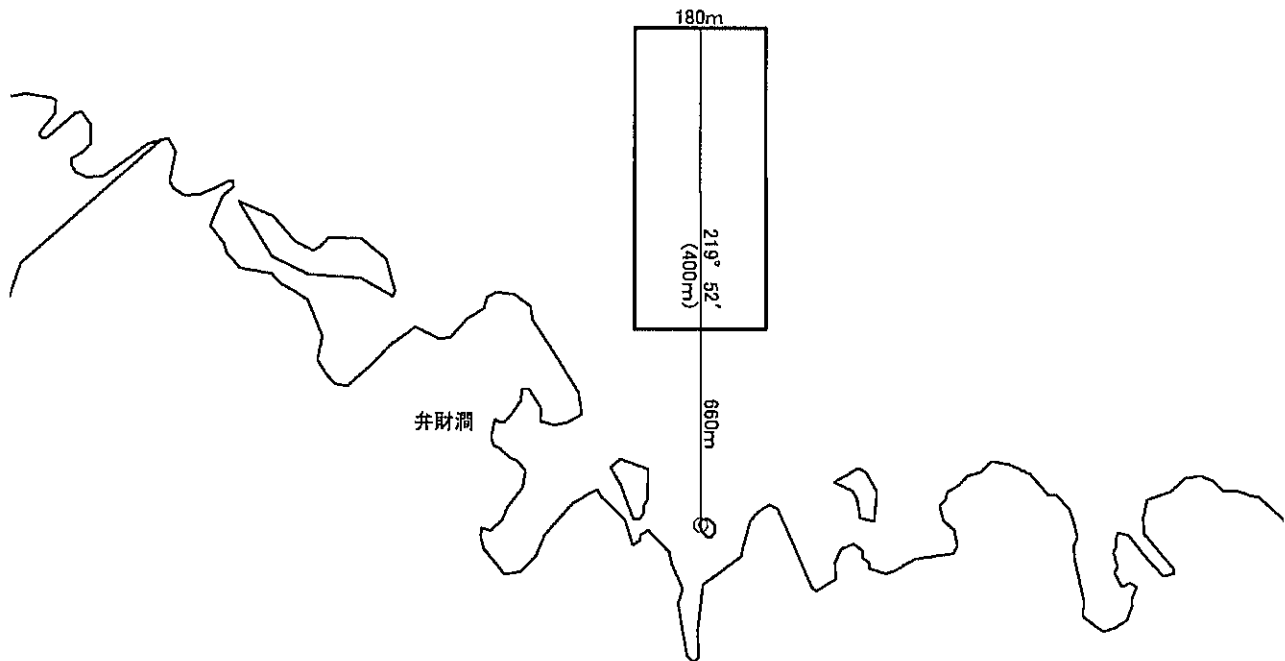
古宇郡神恵内村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -96989.3051

Y = 15536.5314



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 神底さけ定第2号

### 漁場の位置

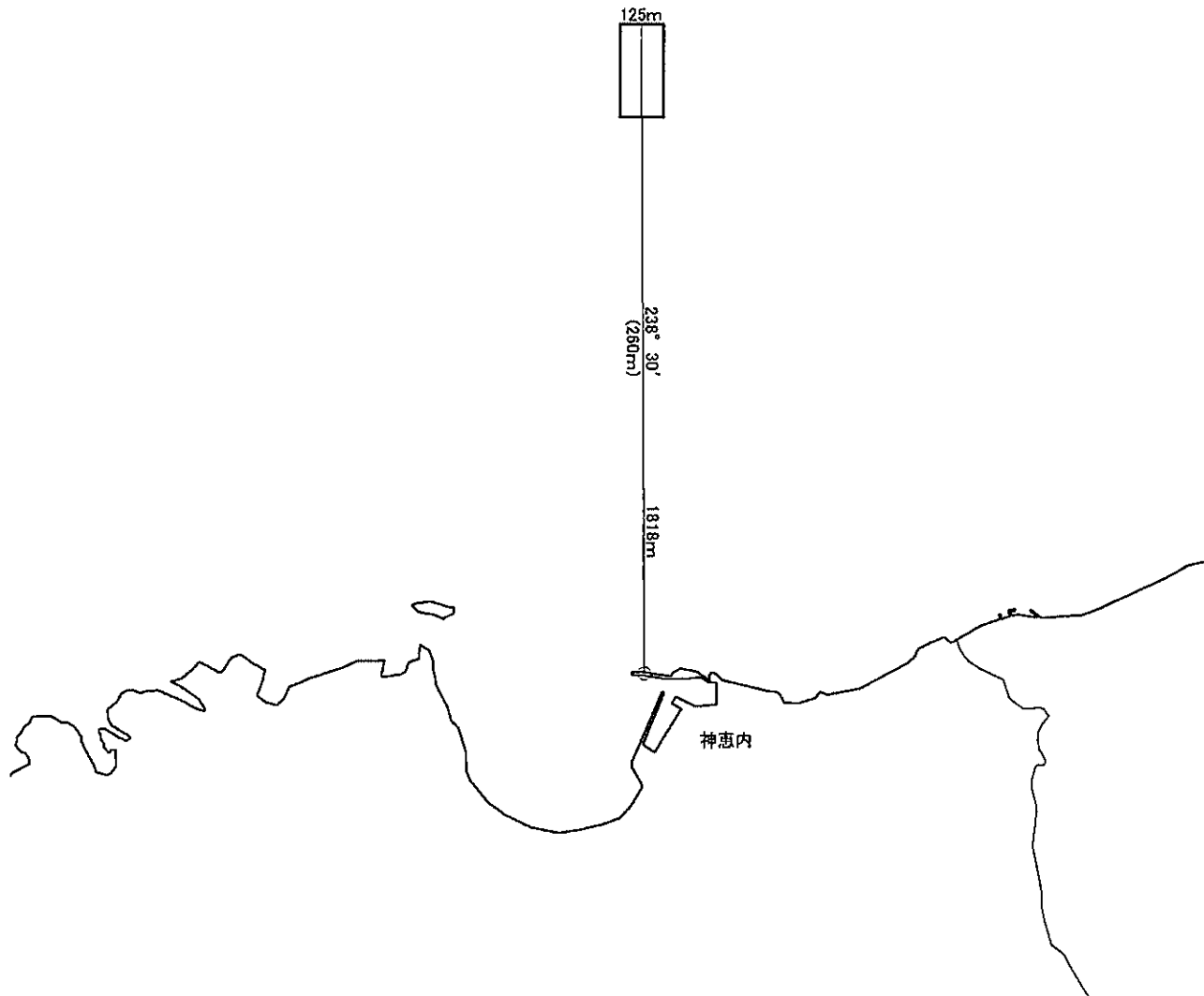
古宇郡神恵内村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -95337.71

Y = 14148.9118



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 神底さけ定第3号

### 漁場の位置

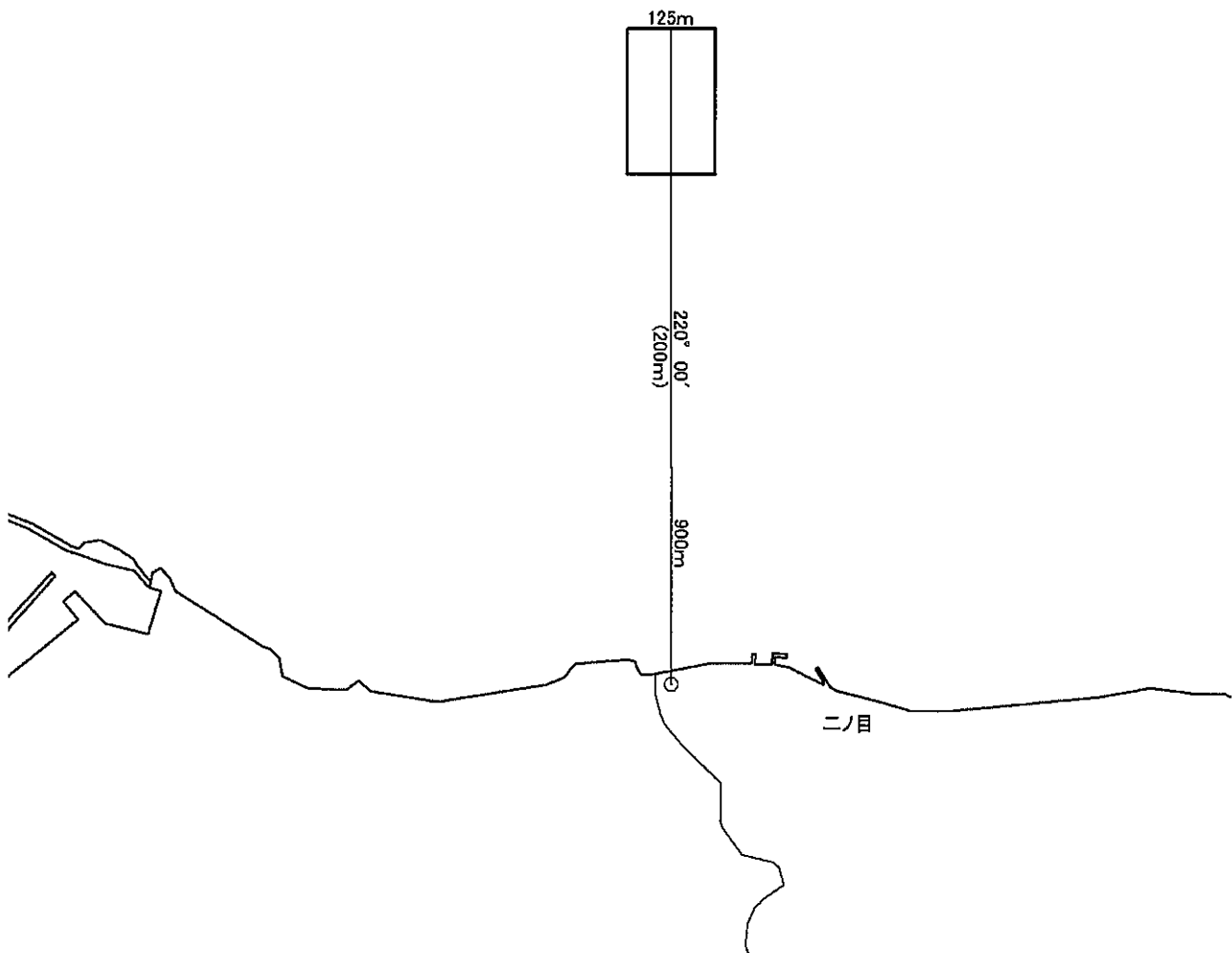
古宇郡神恵内村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -94579.756

Y = 13588.8585



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 神底さけ定第4号

### 漁場の位置

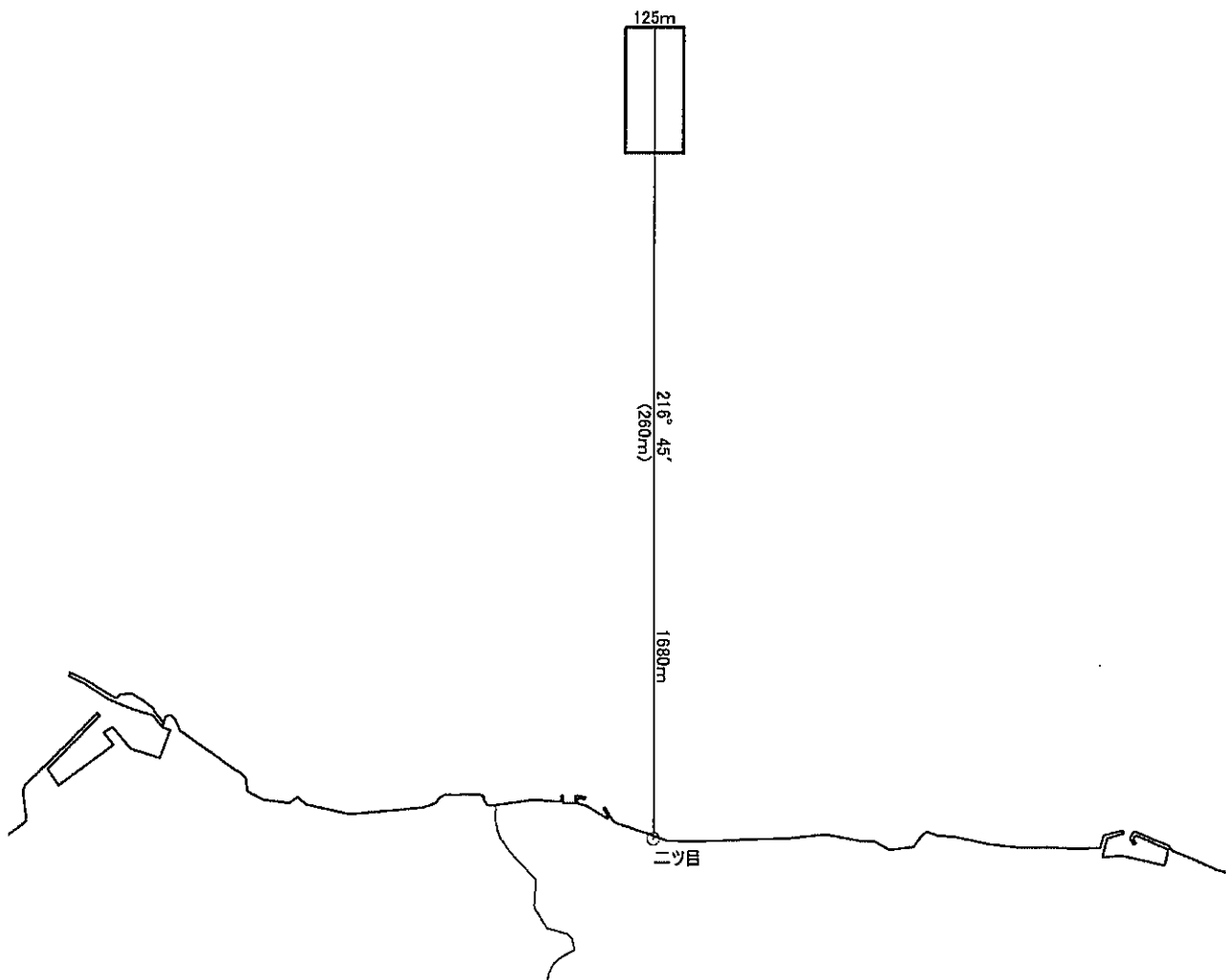
古宇郡神恵内村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -94348.3724

Y = 13368.2729



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 神底さけ定第5号

### 漁場の位置

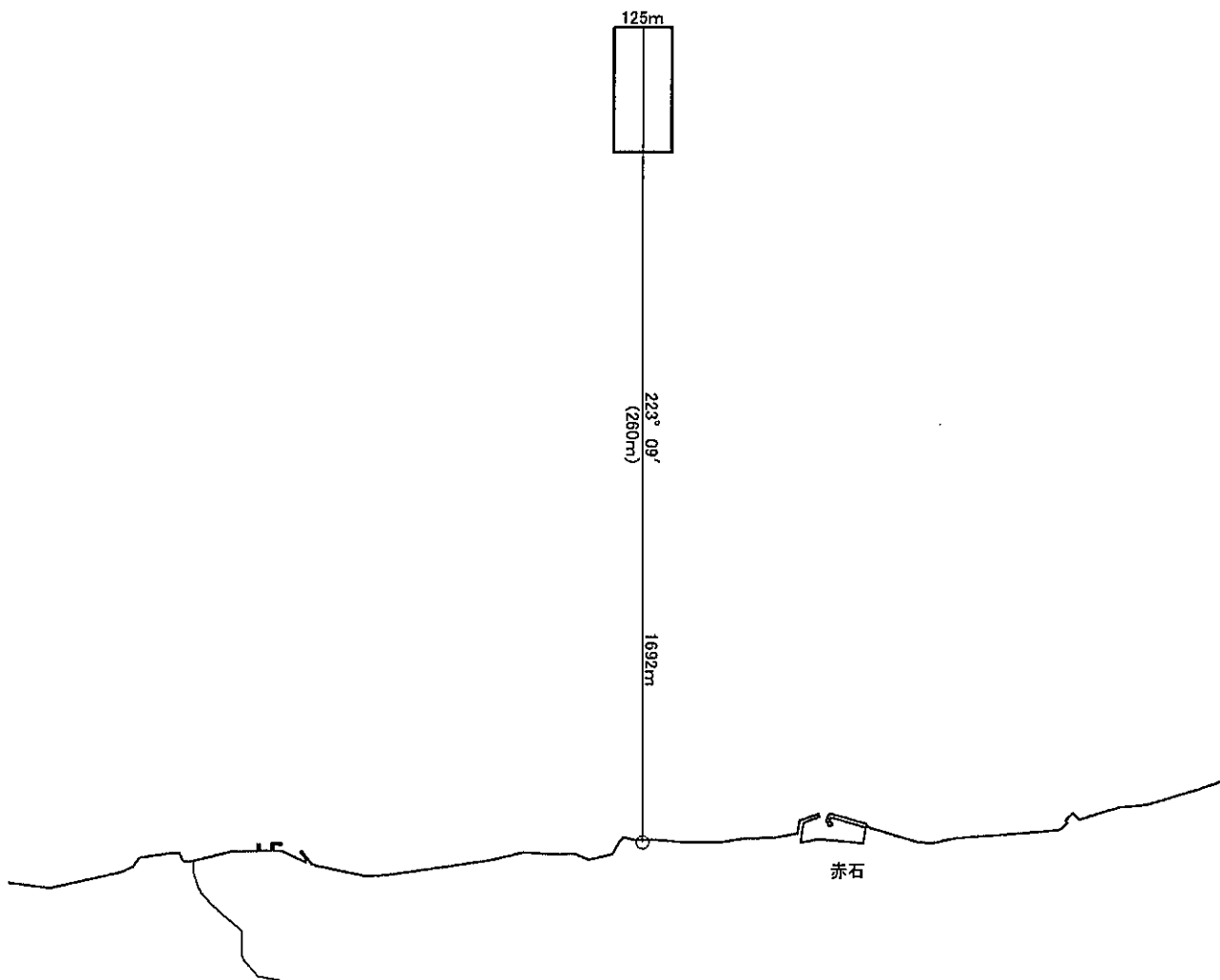
古宇郡神恵内村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -93975.6399

Y = 12865.8416



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 神底さげ定第6号

### 漁場の位置

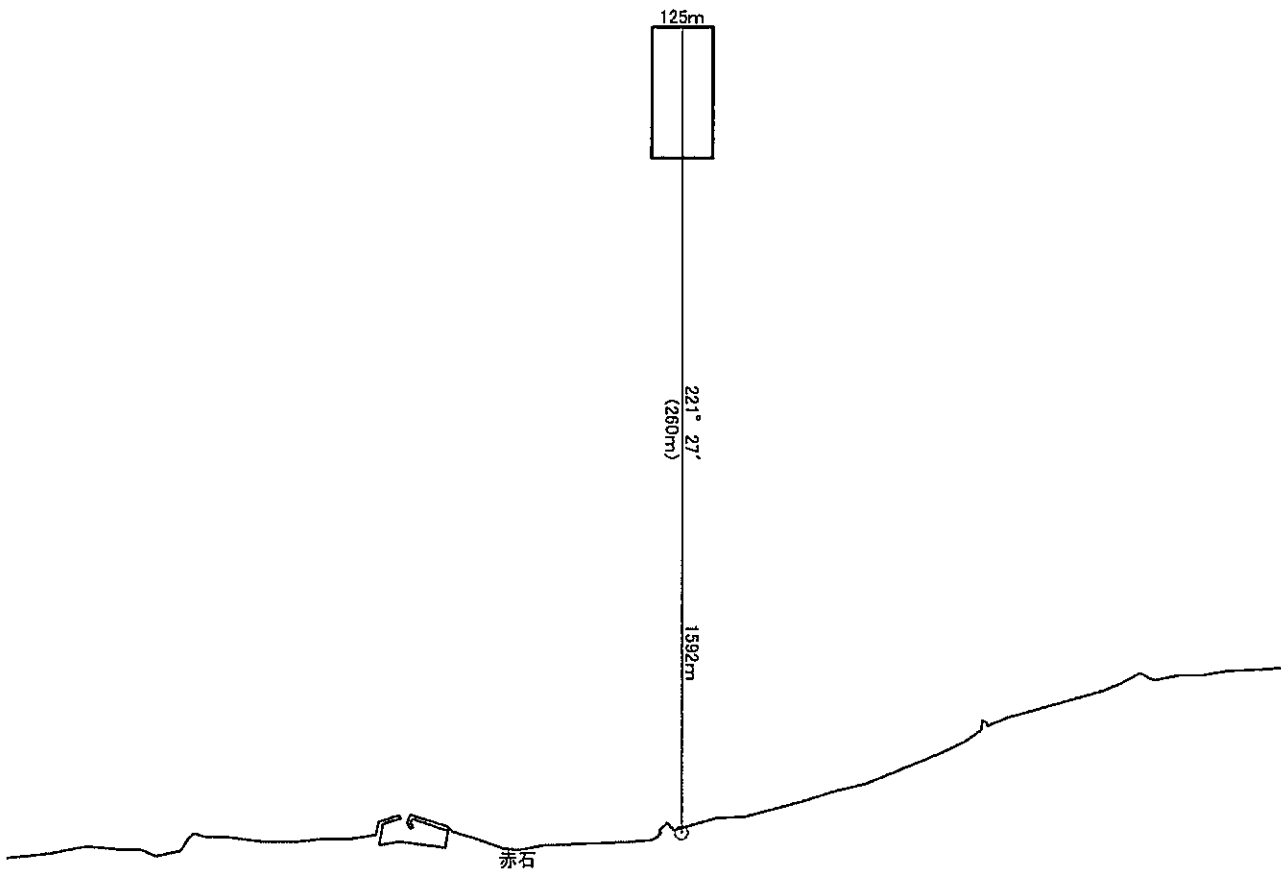
古宇郡神恵内村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -93350.6415

Y = 12137.4163



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

神小さけ定第7号

## 漁場の位置

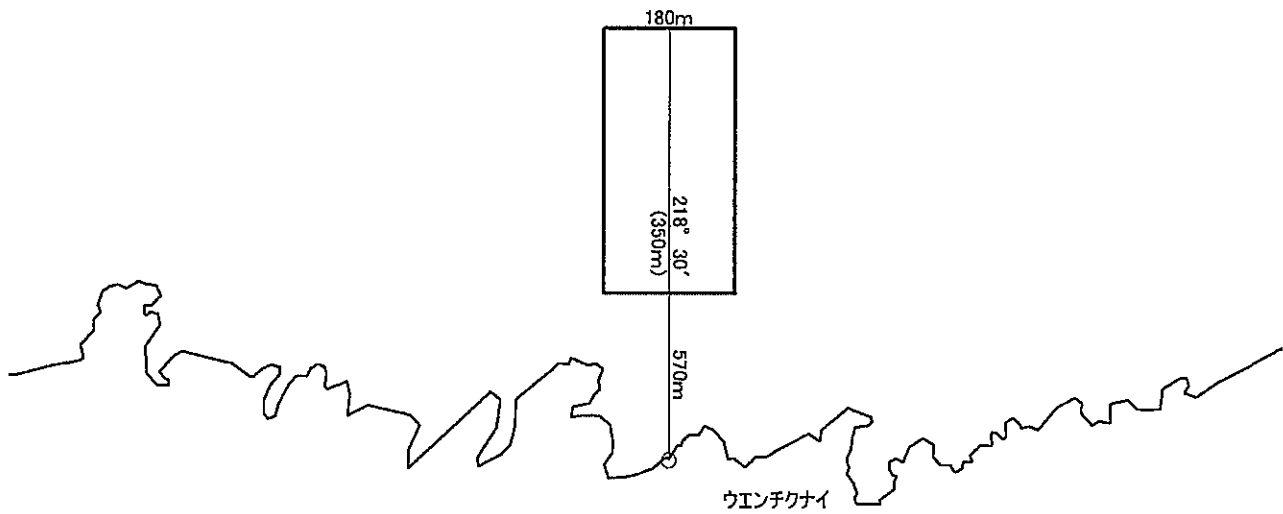
古宇郡神恵内村地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -91651.026

Y = 9817.0239



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 神底さげ定第8号

### 漁場の位置

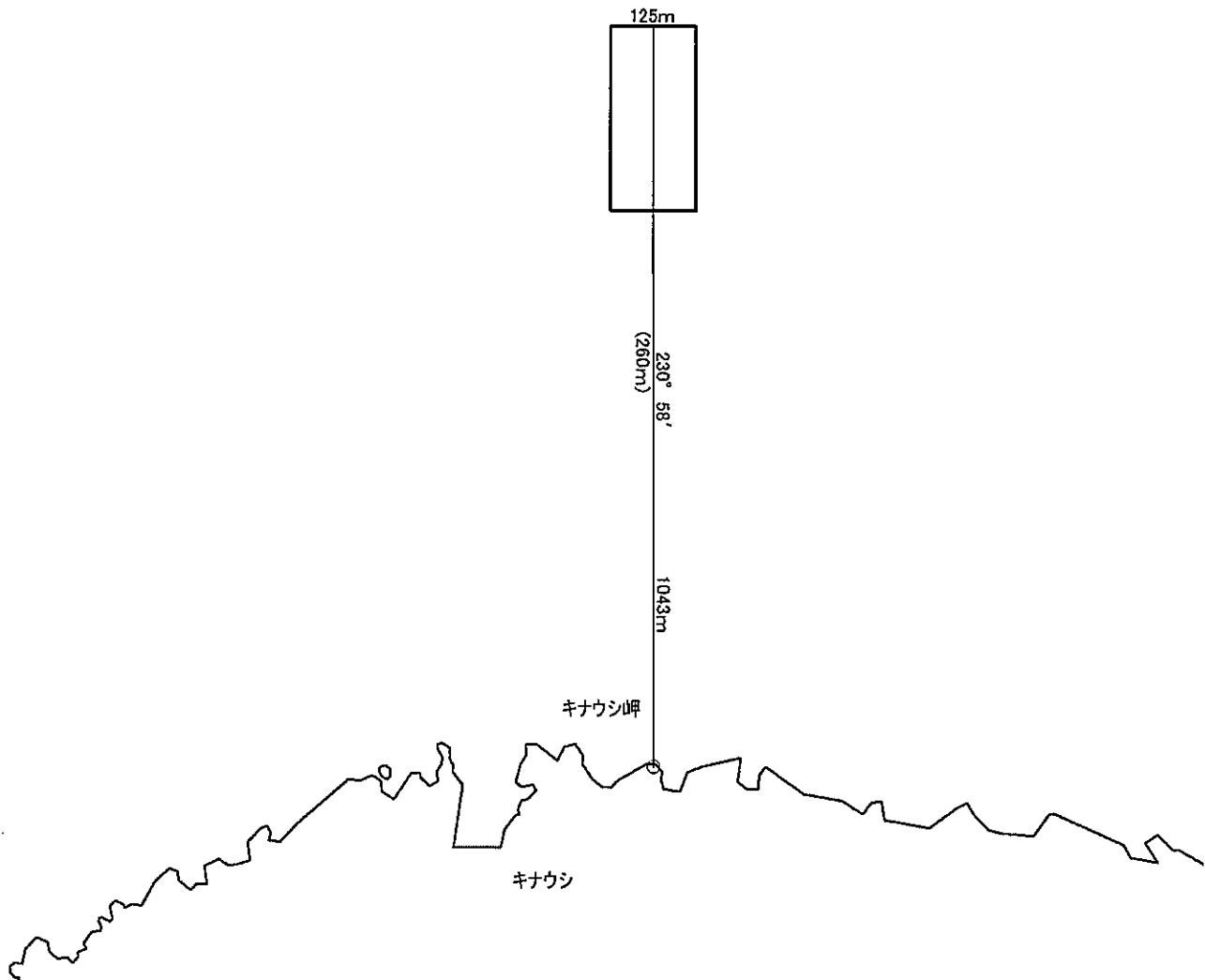
古宇郡神恵内村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -90905.2125

Y = 8772.9203



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 神底さけ定第9号

### 漁場の位置

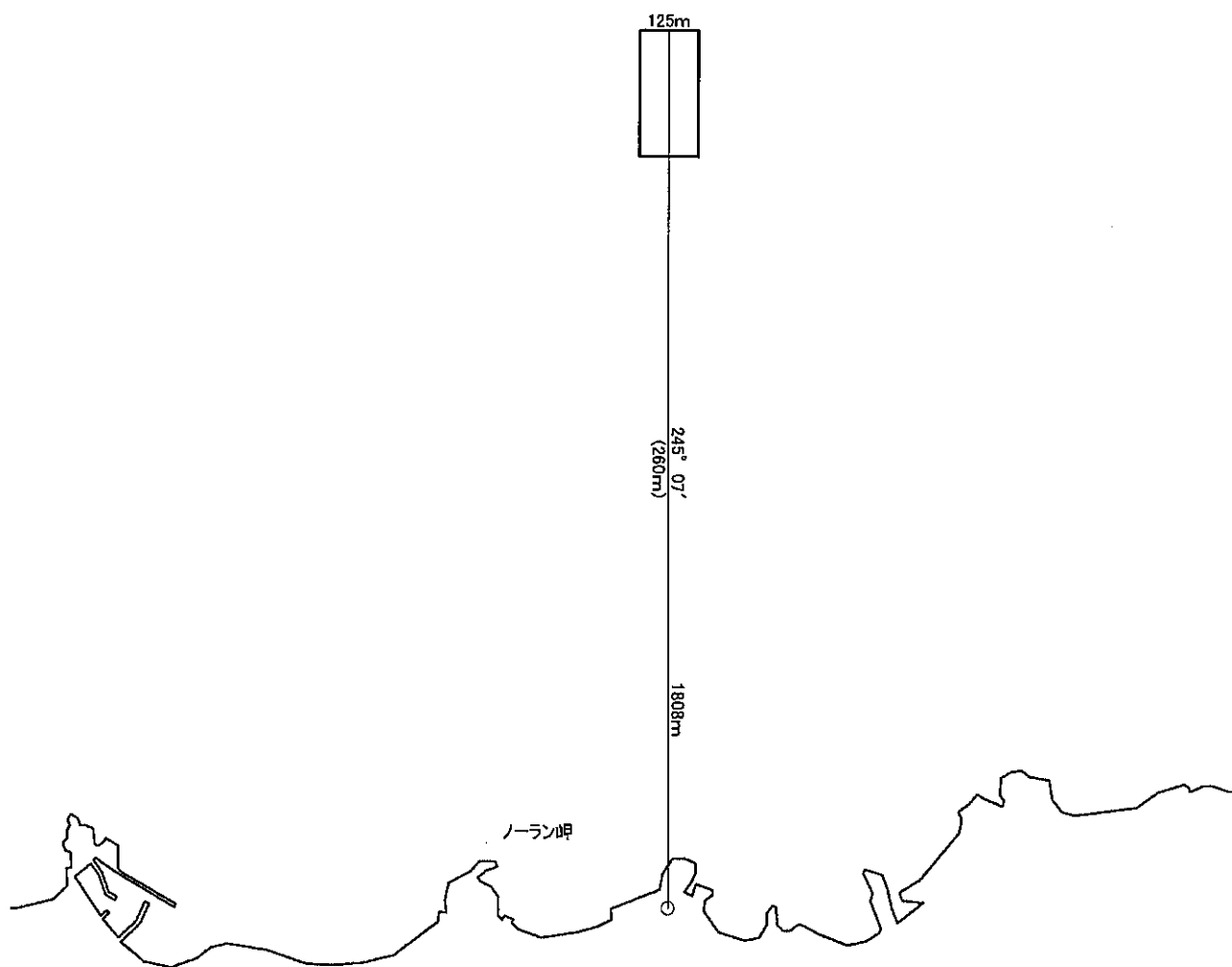
古宇郡神恵内村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -88011.8686

Y = 7285.7315



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

神底さけ定第10号

## 漁場の位置

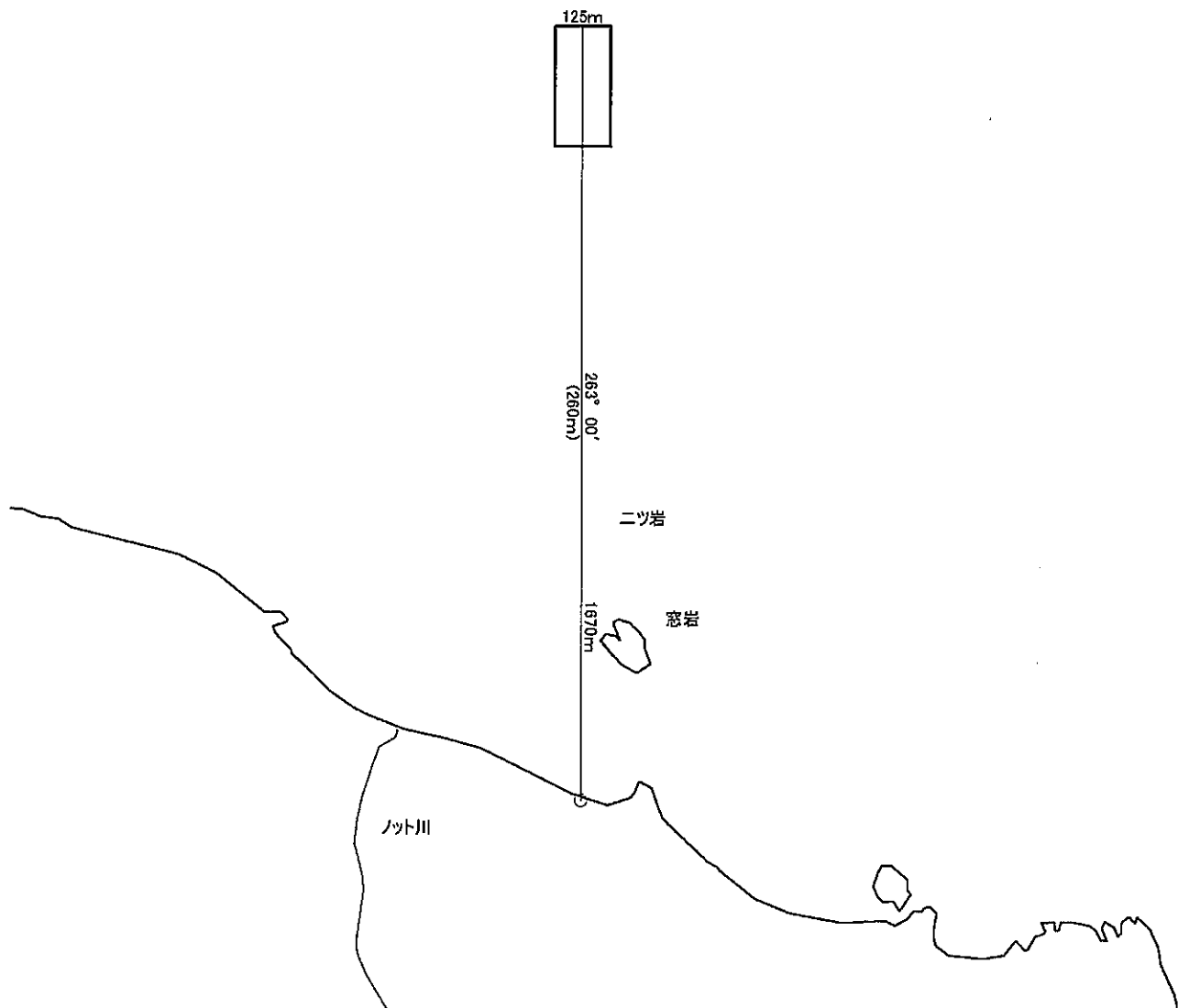
古宇郡神恵内村地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -84316.7235

Y = 6636.6438



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 盃ほっけ・まぐろ・さけ定第1号

### 漁場の位置

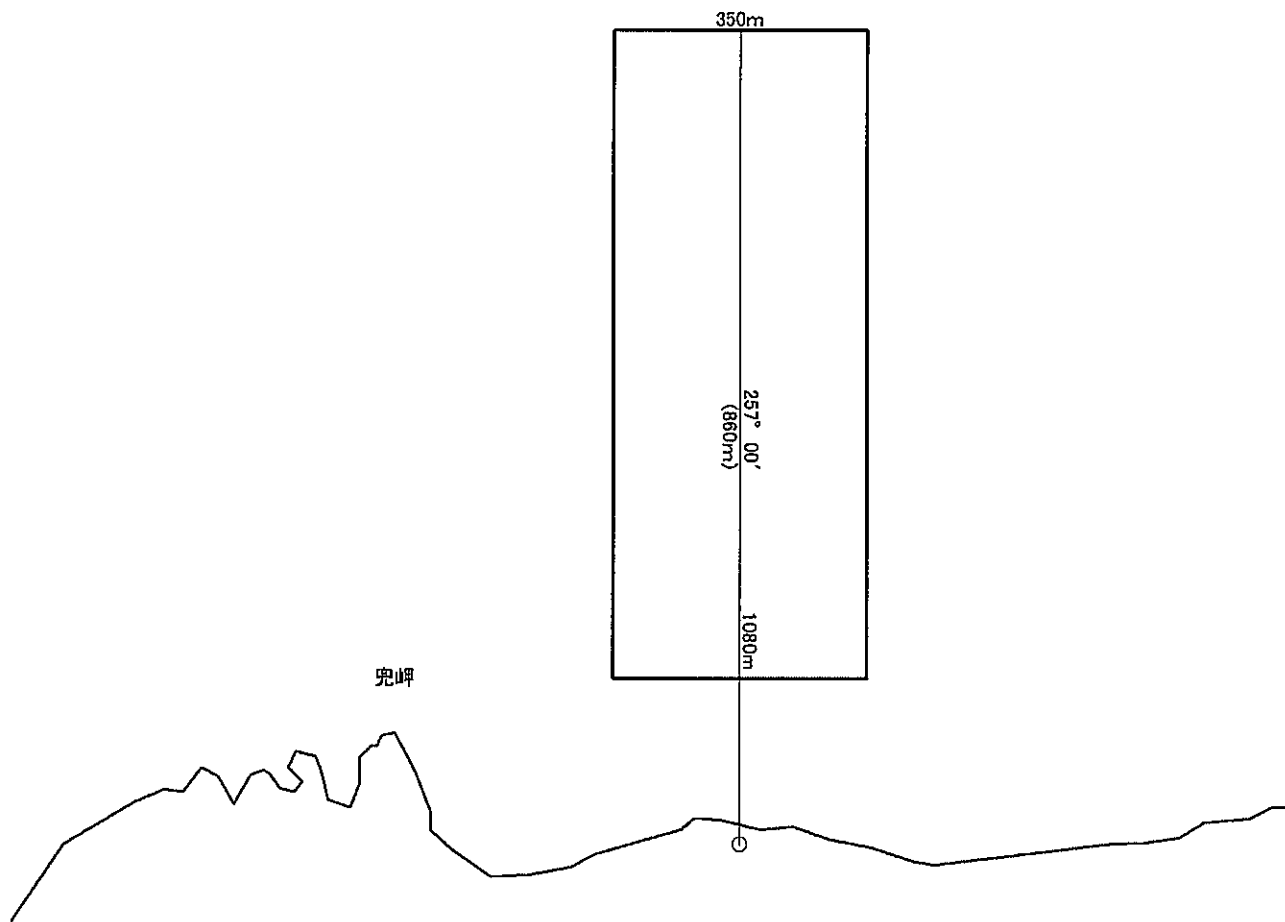
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -100881.7031

Y = 17381.8678



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

盃ほっけ・まぐろ・さけ定第2号

## 漁場の位置

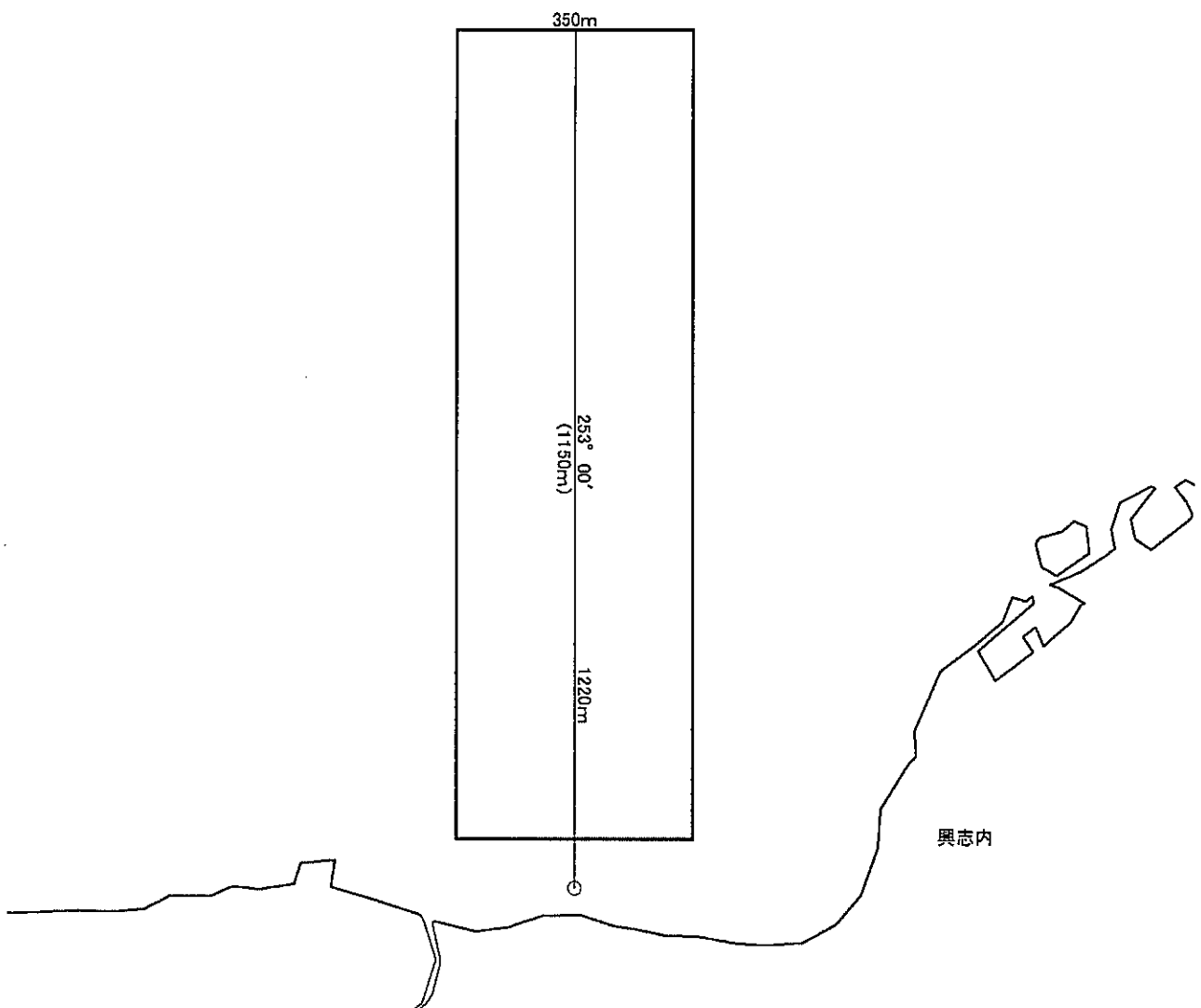
古宇郡泊村地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -99691.7042

Y = 17021.8639



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 盃底さげ定第1号

### 漁場の位置

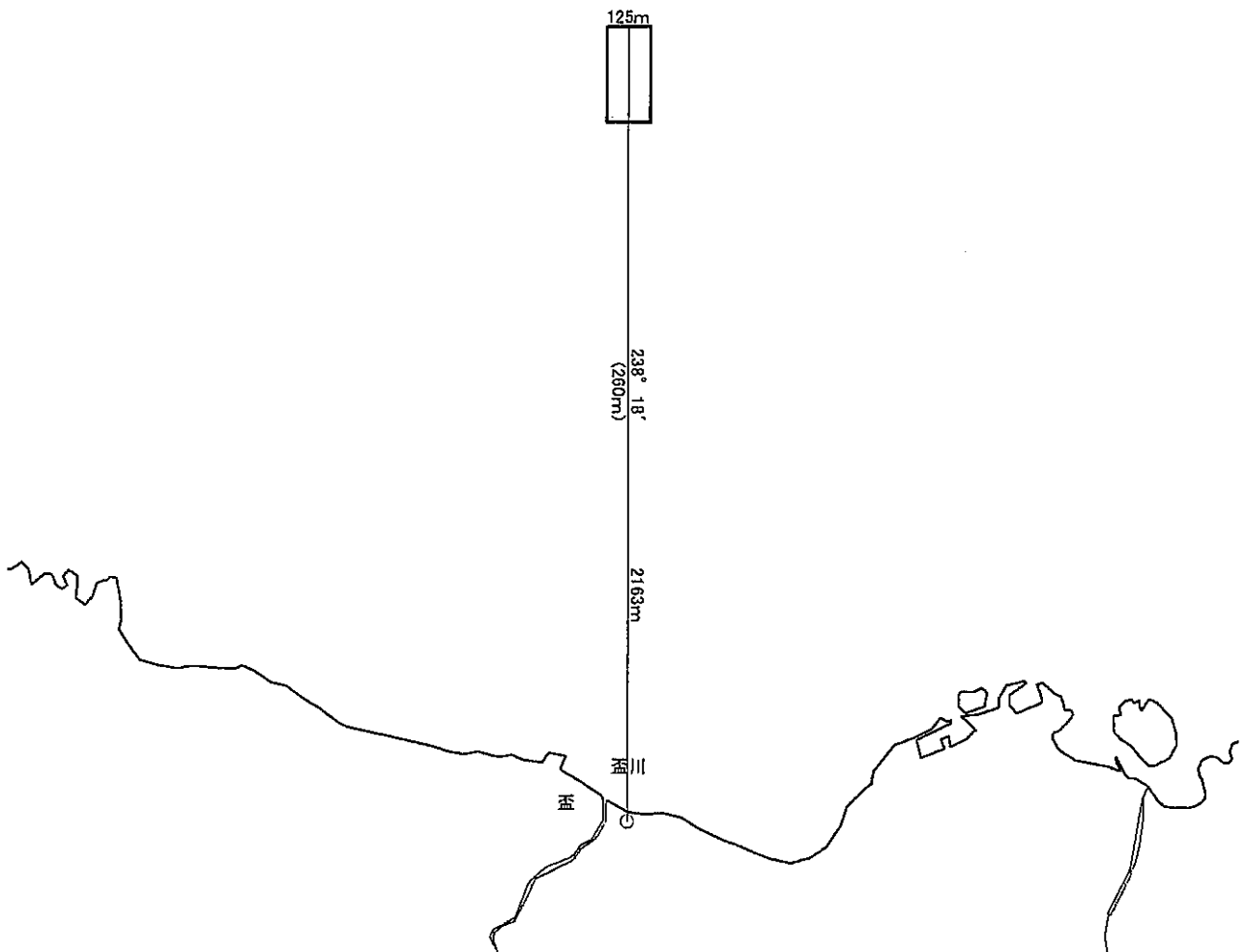
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -99800.3149

Y = 17144.7337



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 盃底さけ定第2号

### 漁場の位置

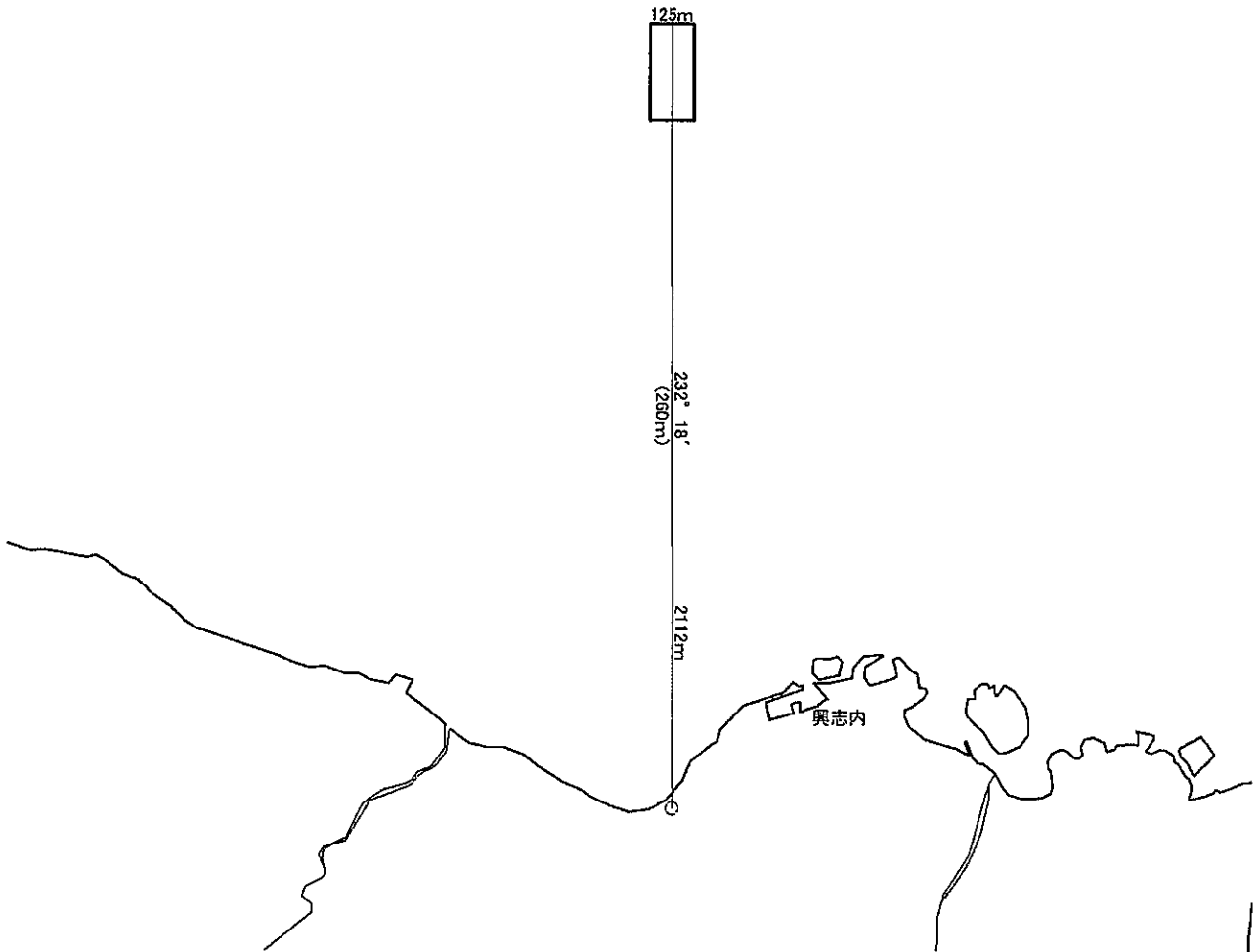
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -99255.0694

Y = 16912.8774



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 盃底さけ定第3号

### 漁場の位置

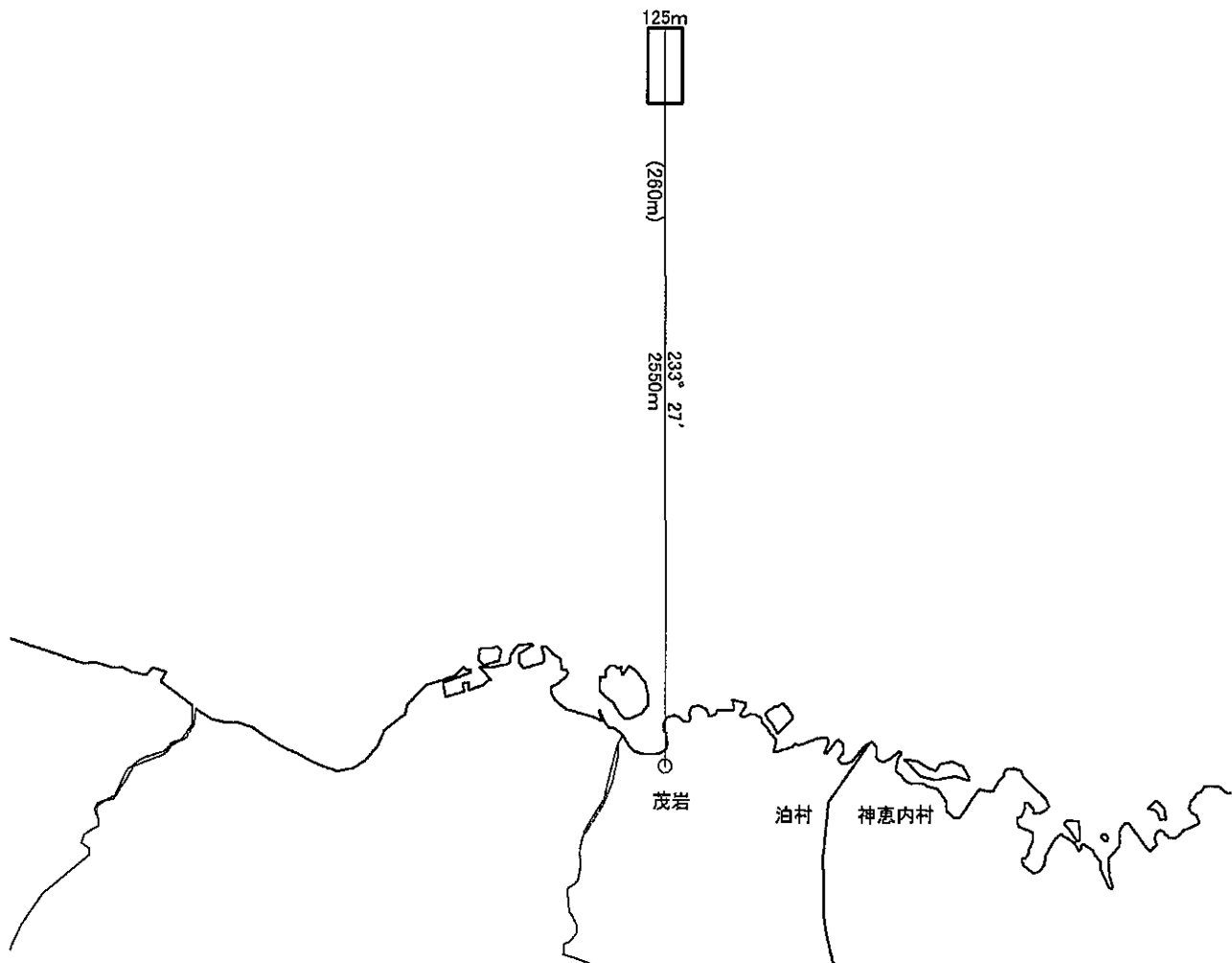
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -98401.3515

Y = 16280.2146



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 泊小さけ定第1号

### 漁場の位置

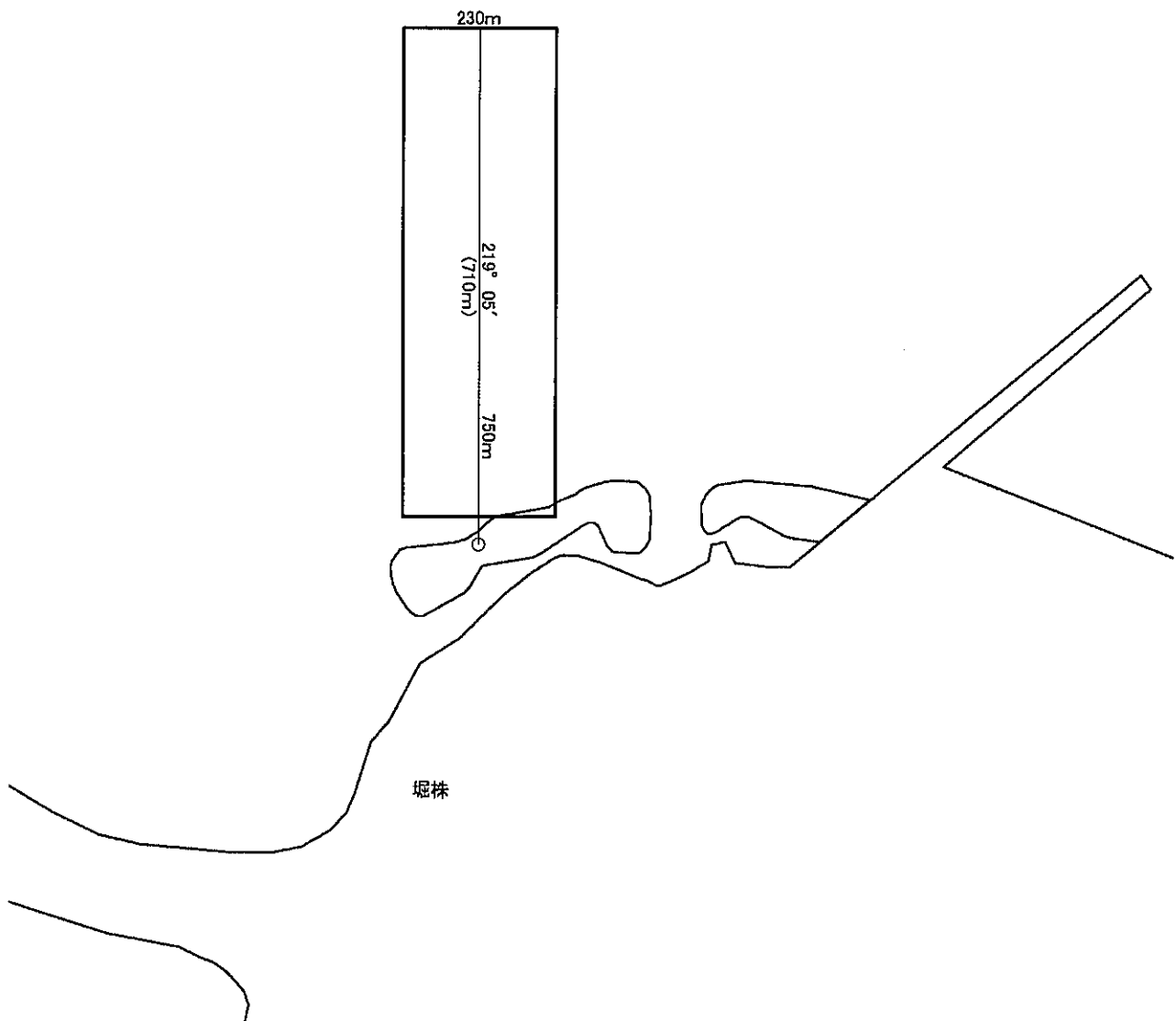
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -107673.1858

Y = 21904.0118



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 泊小さけ定第2号

### 漁場の位置

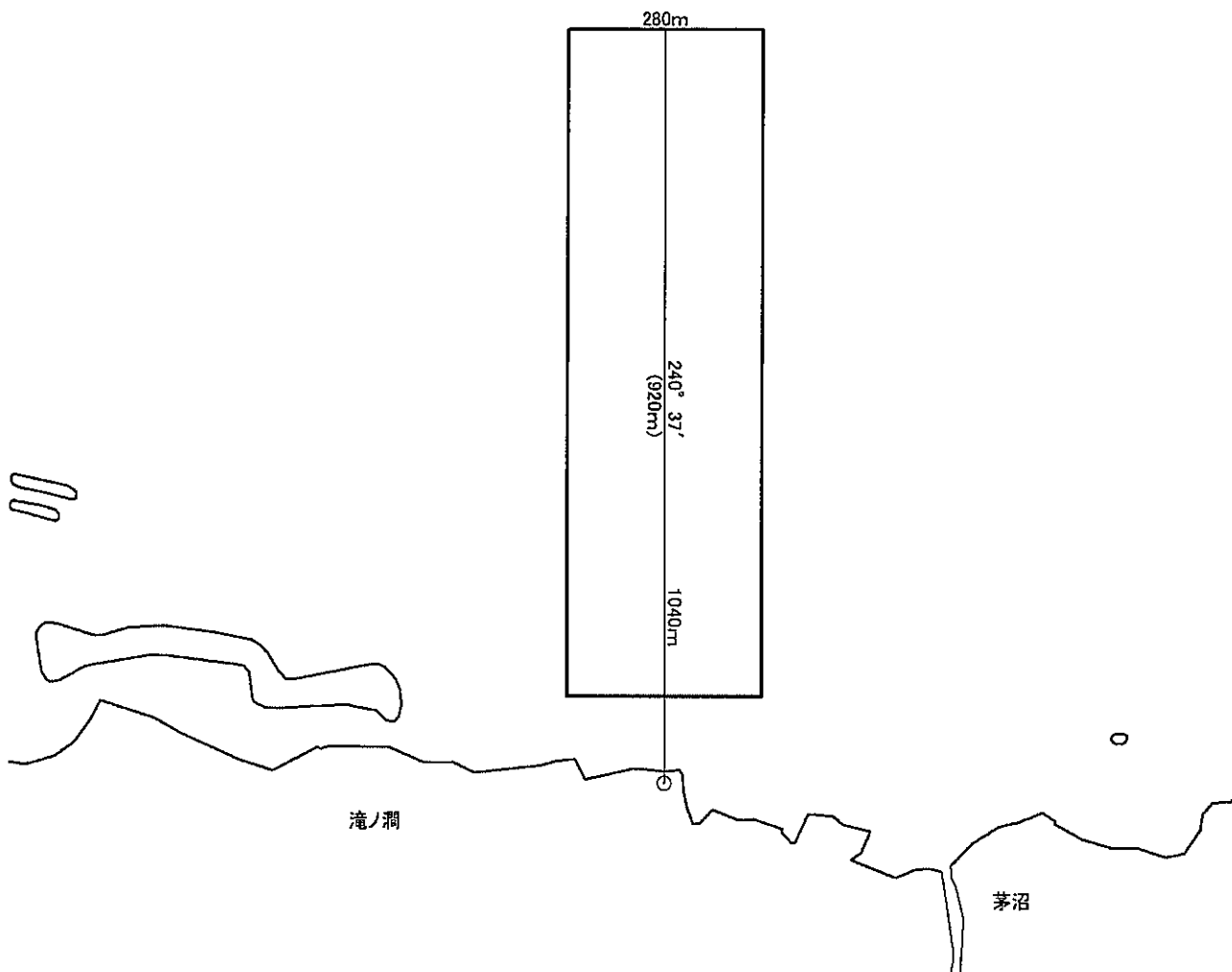
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -105284.9283

Y = 20422.1807



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 泊底さけ定第3号

### 漁場の位置

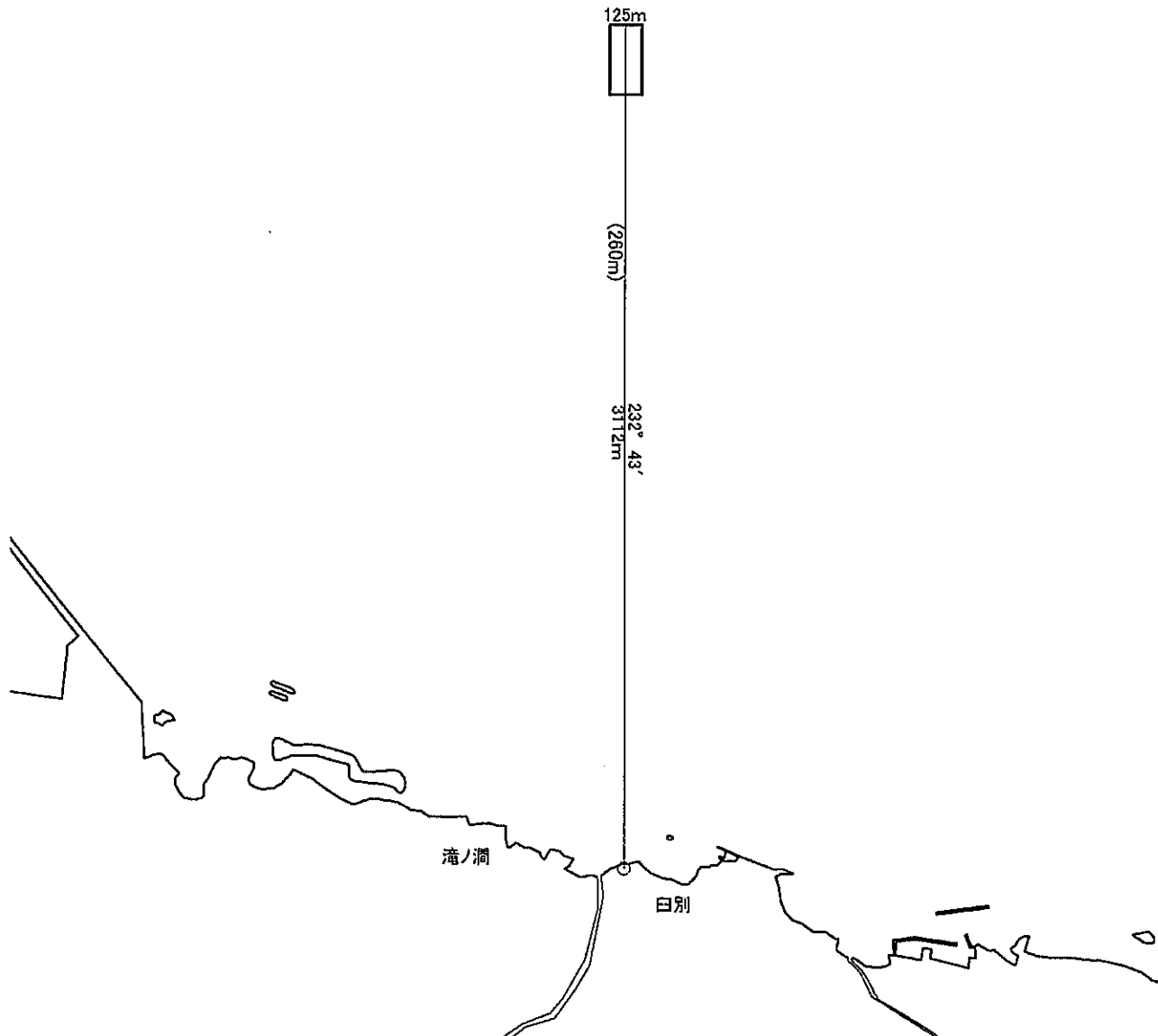
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -104817.4369

Y = 20240.4905



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 泊小さけ定第4号

### 漁場の位置

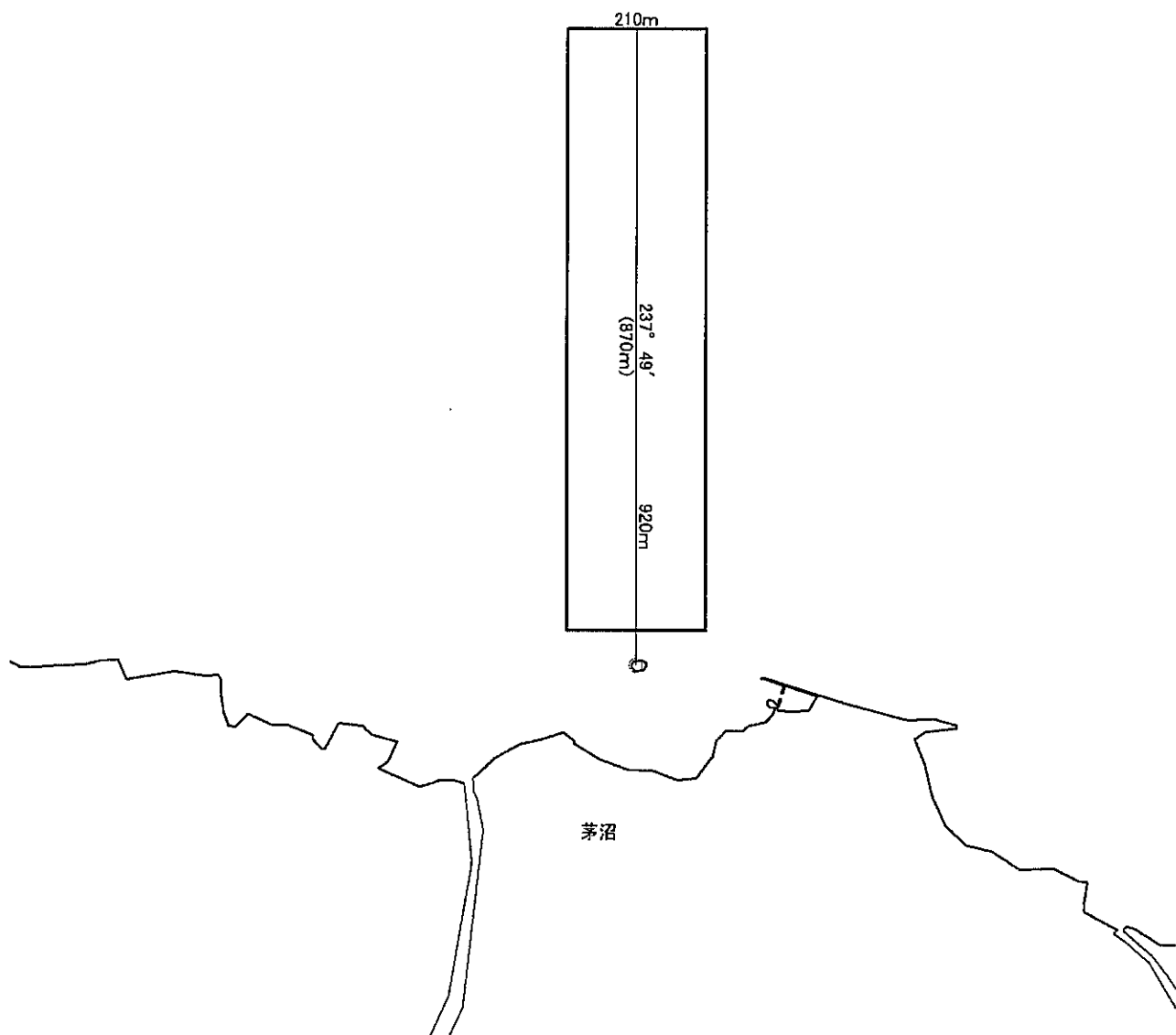
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -104748.9038

Y = 20046.7566



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 泊小さけ定第5号

### 漁場の位置

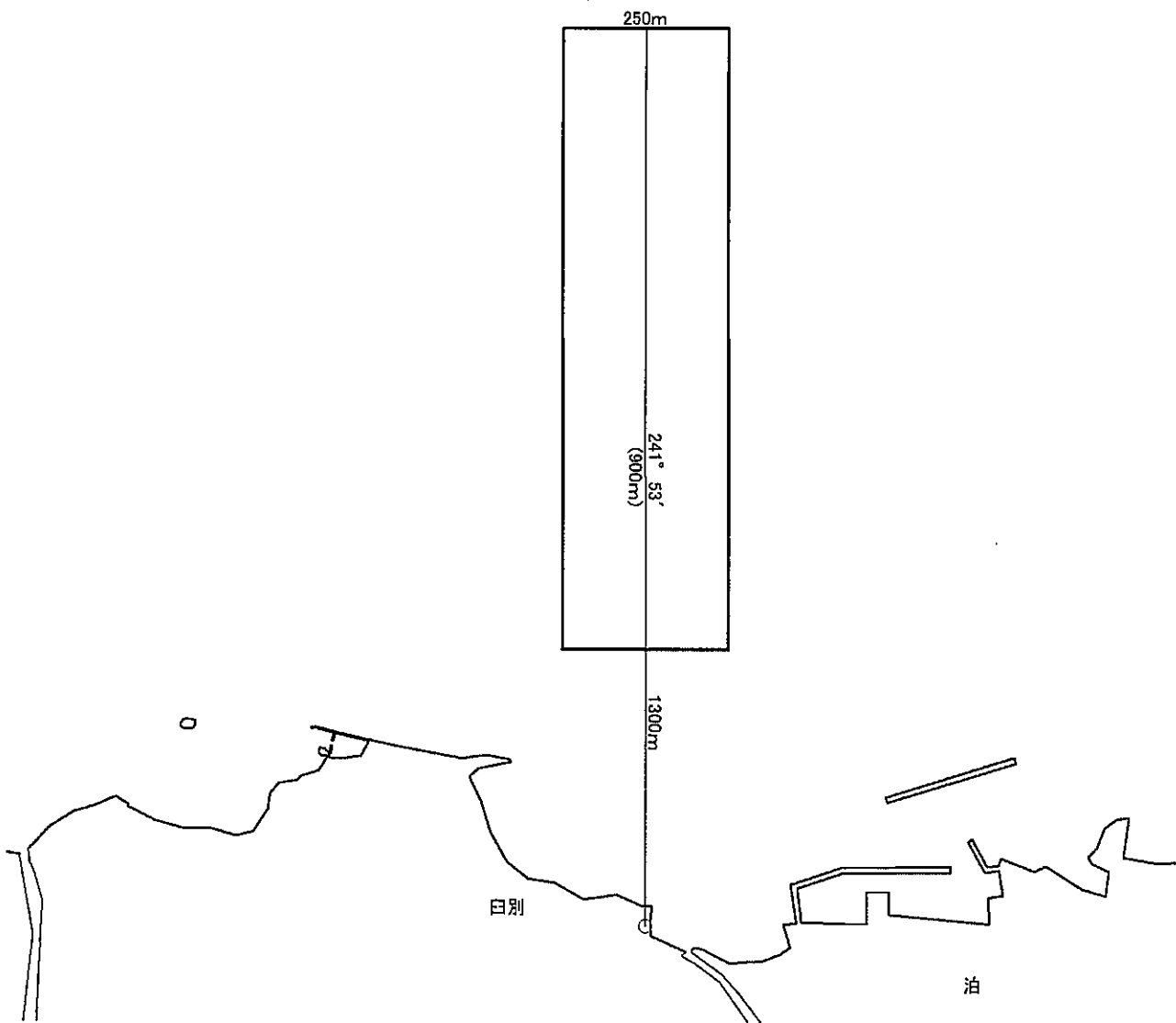
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -103999.8953

Y = 19979.434



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 泊底さけ定第6号

### 漁場の位置

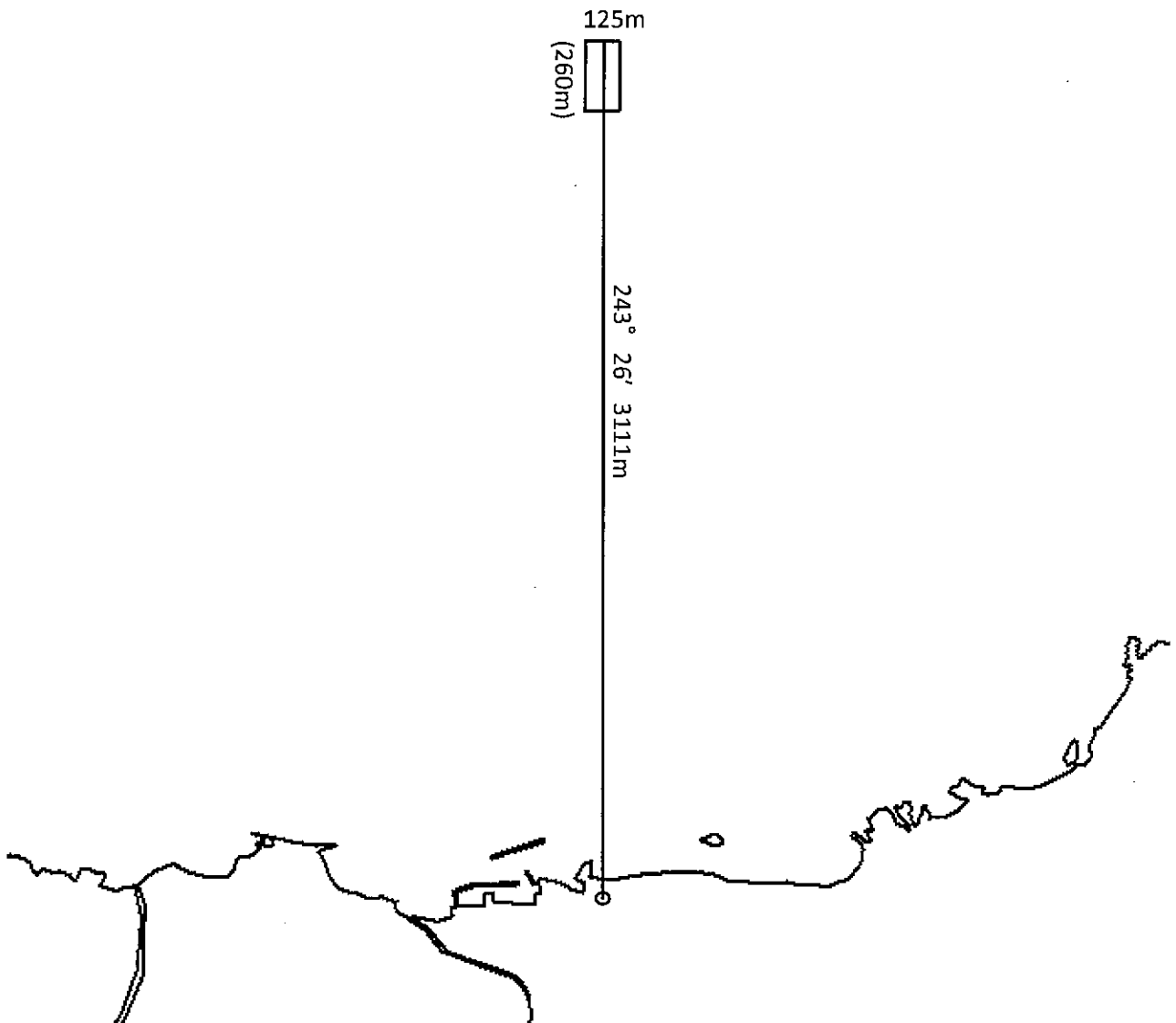
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -103360.000

Y = 19545.000



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 泊底さけ定第7号

### 漁場の位置

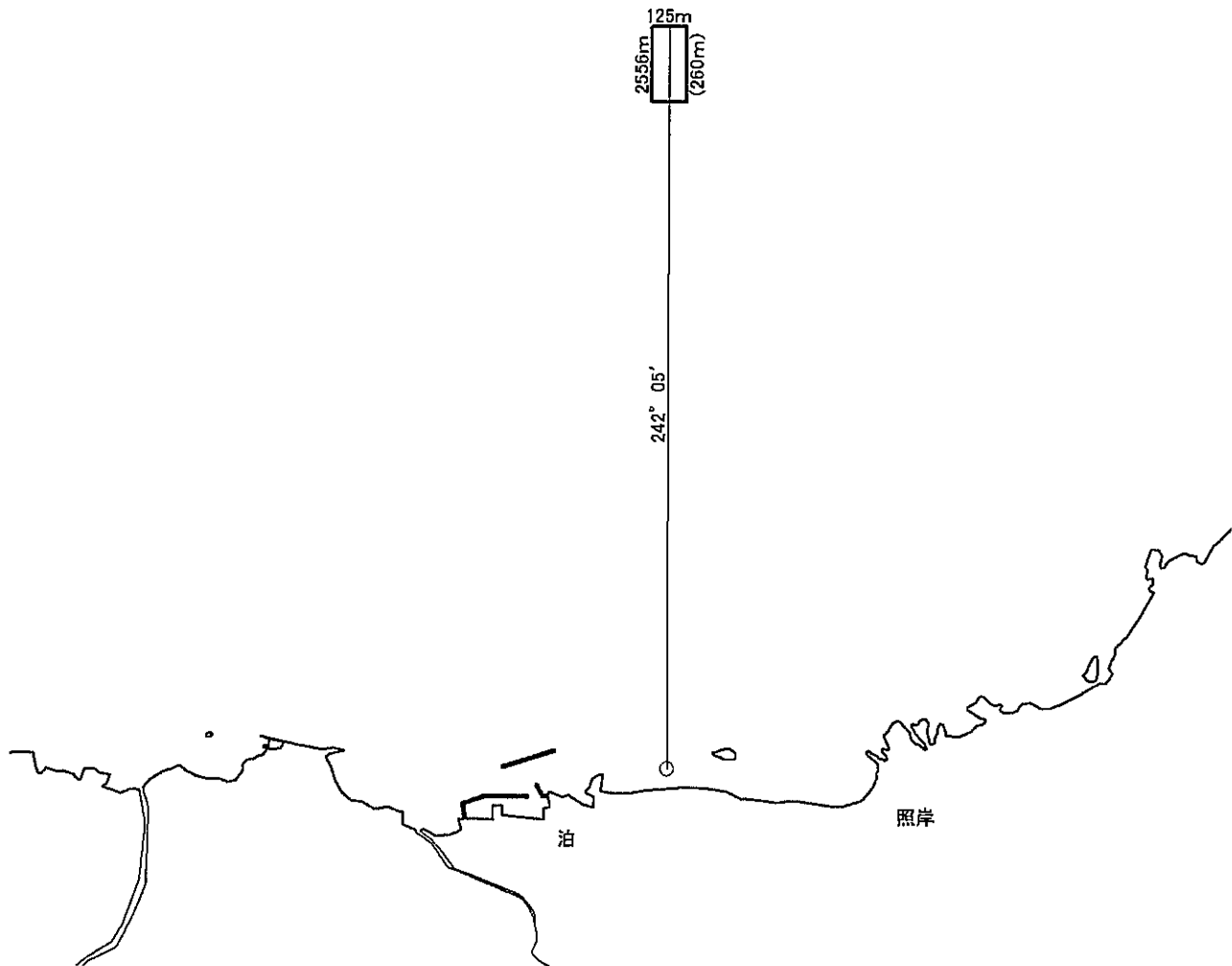
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -103236.0968

Y = 19372.0656



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 泊底さけ定第8号

### 漁場の位置

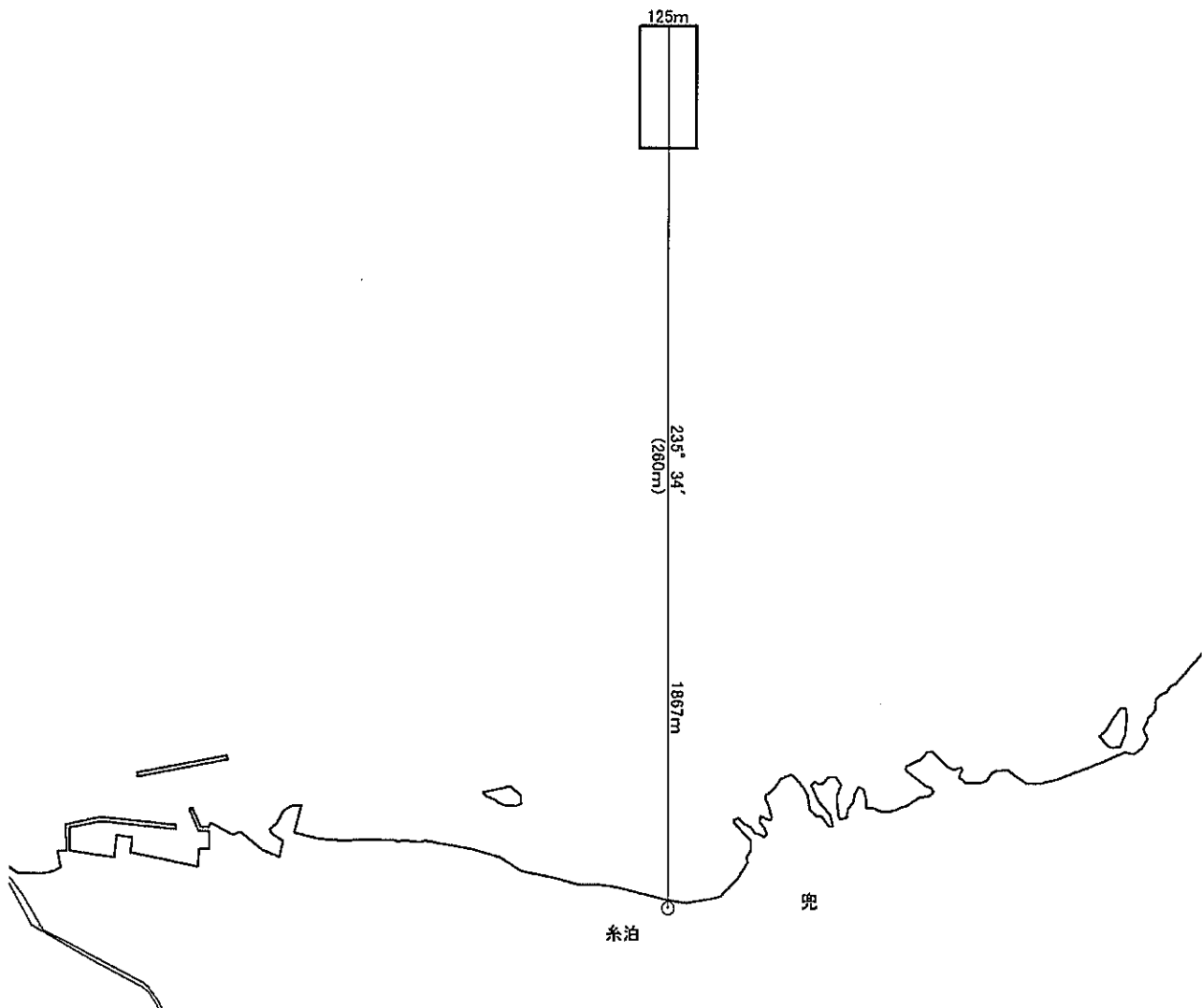
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -102643.7565

Y = 19220.0648



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 泊小さけ定第9号

### 漁場の位置

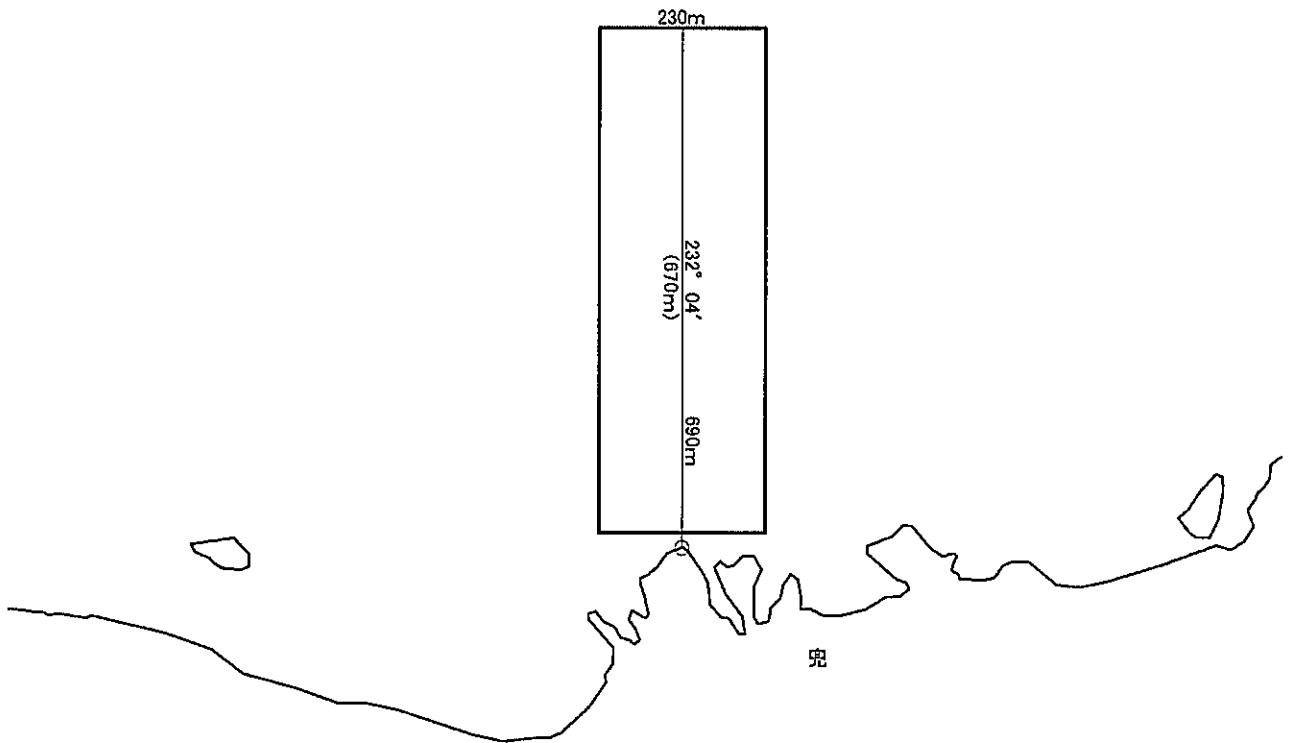
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -102580.9609

Y = 18835.6384



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 泊底さけ定第10号

### 漁場の位置

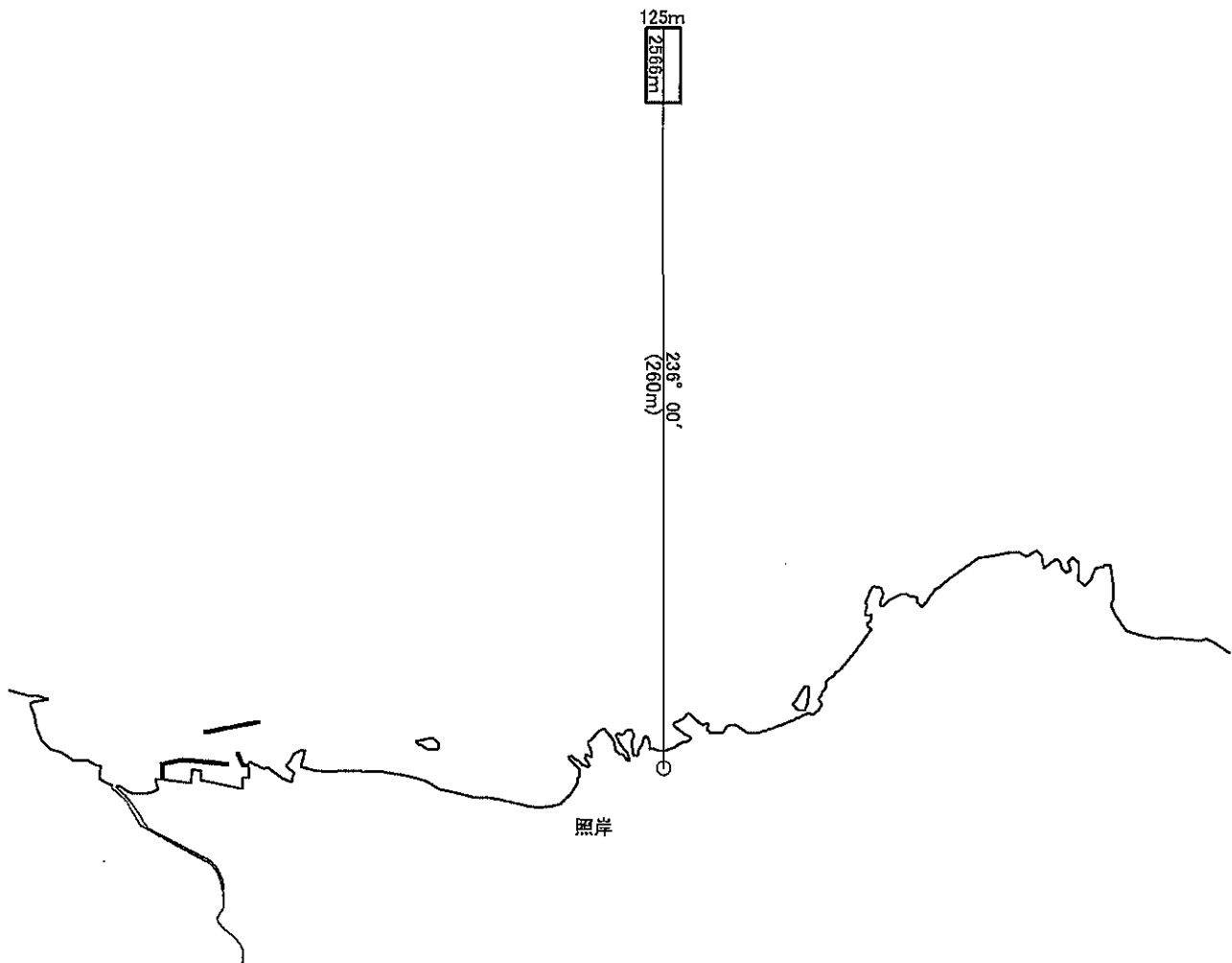
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -102323.1322

Y = 18827.0449



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 泊底さけ定第11号

### 漁場の位置

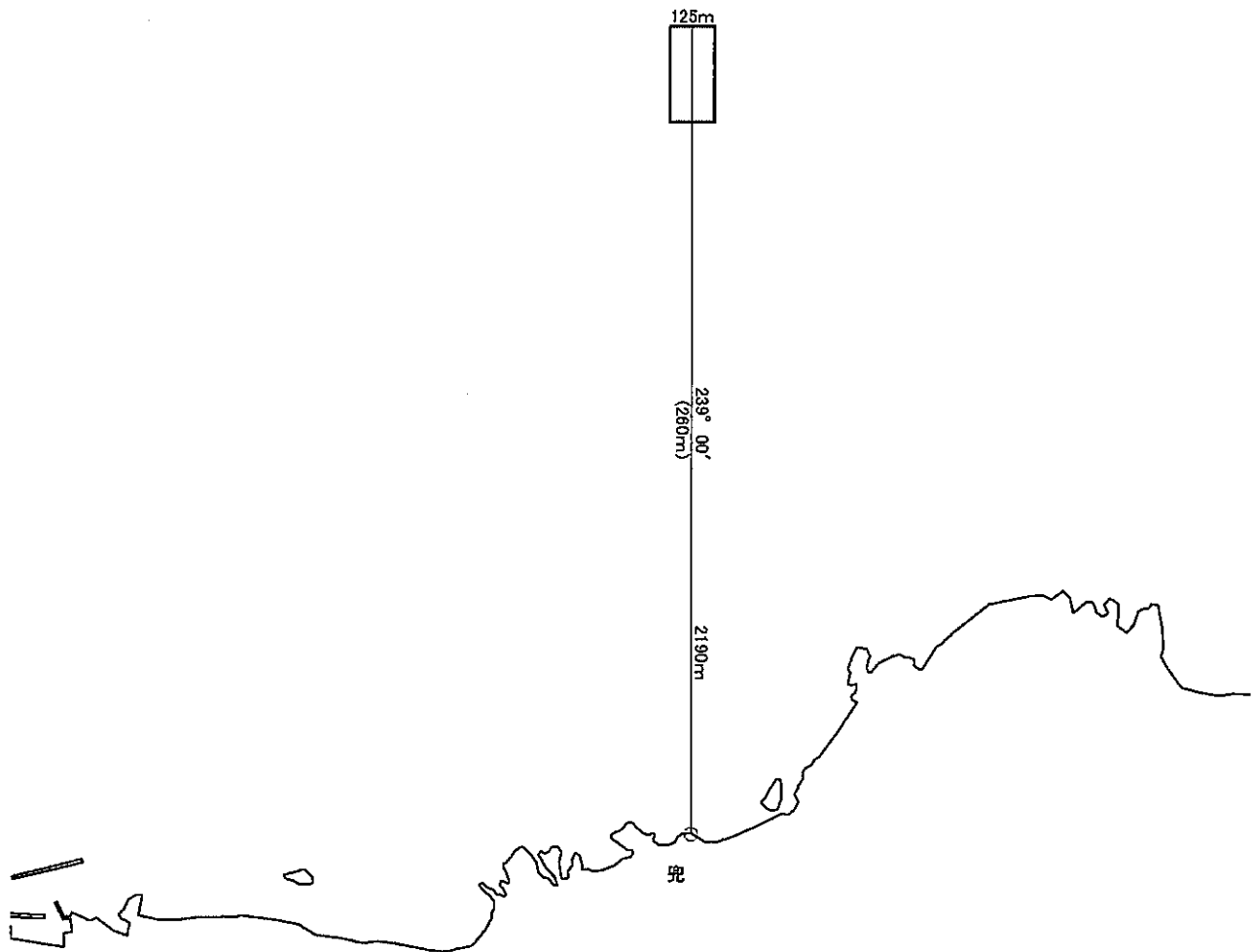
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -102188.76

Y = 18558.1008



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 泊底さけ定第12号

### 漁場の位置

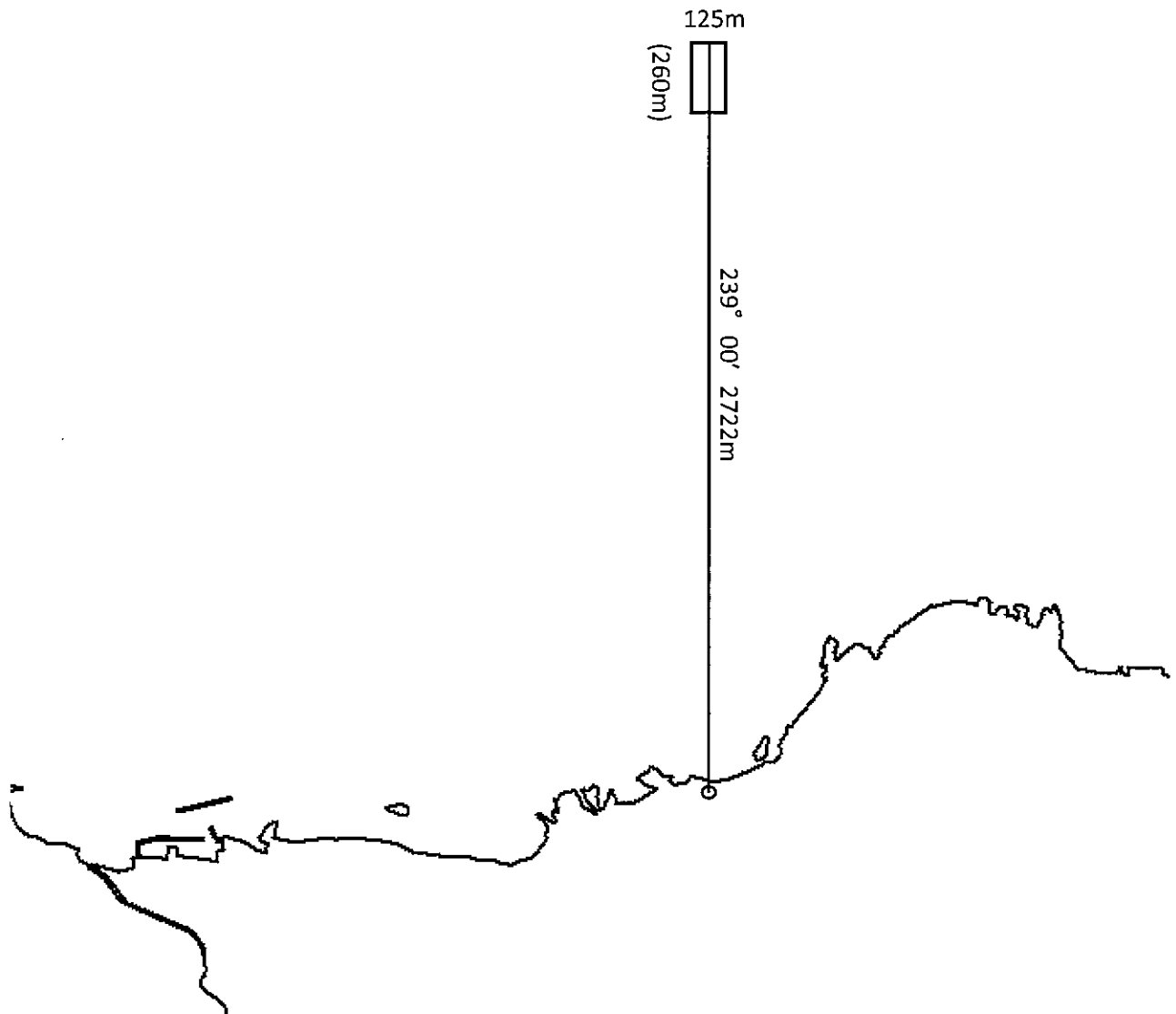
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -102157.443

Y = 18533.570



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 泊小さけ定第13号

### 漁場の位置

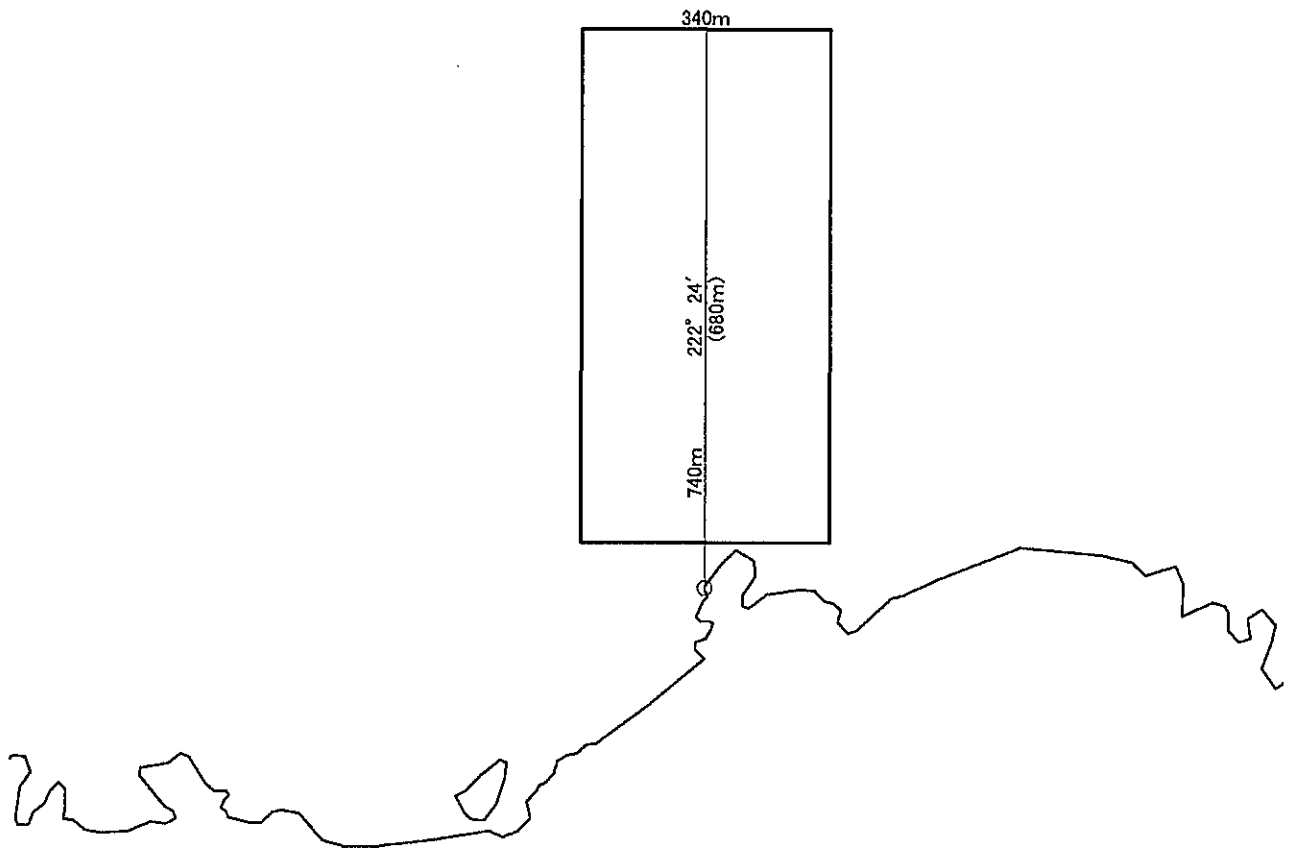
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -102039.674

Y = 17946.3635



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 泊底さけ定第14号

### 漁場の位置

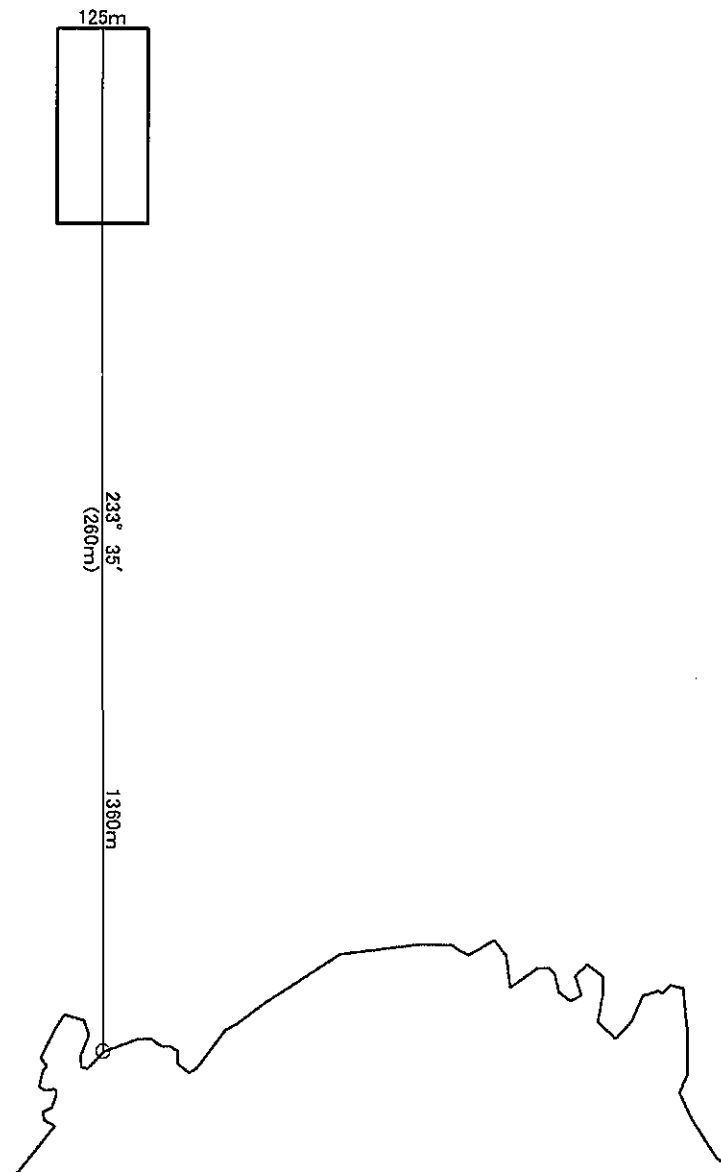
古宇郡泊村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -101976.0139

Y = 17889.6728



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

泊底さけ定第15号

## 漁場の位置

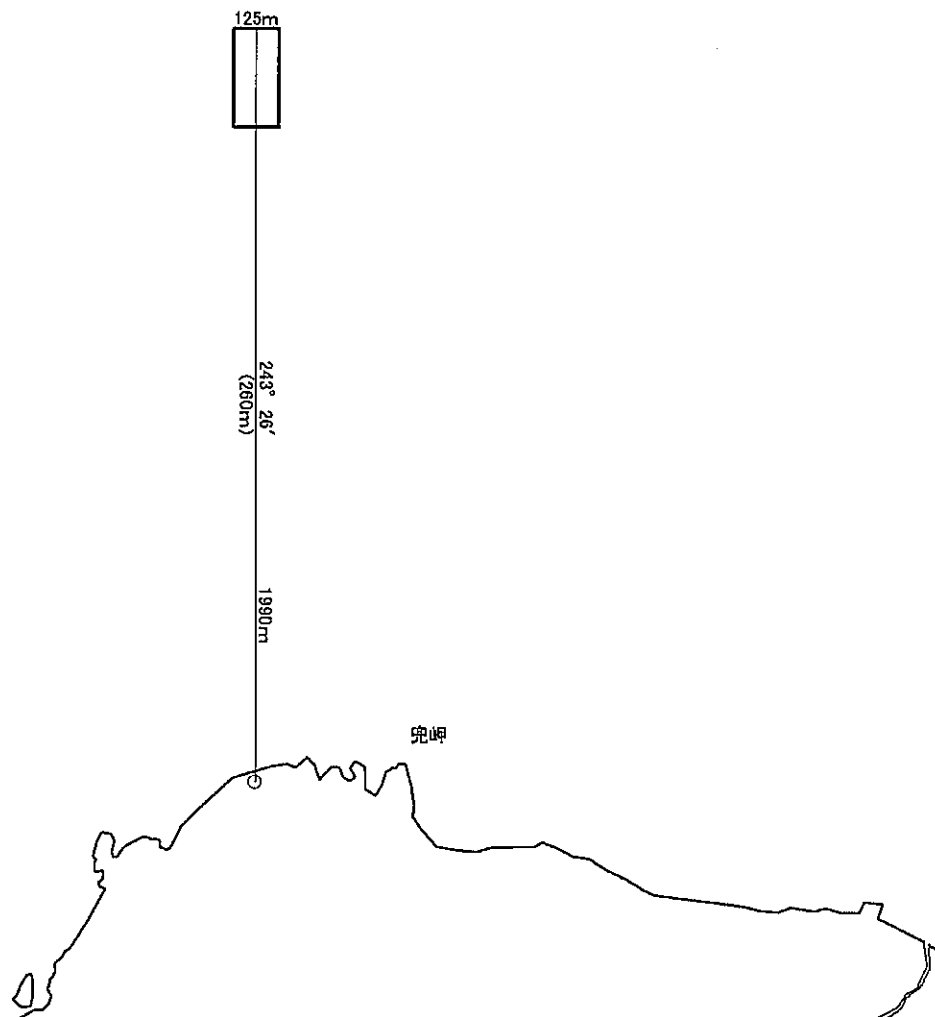
古宇郡泊村地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -101726.592

Y = 17572.0993



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 岩底さけ定第1号

### 漁場の位置

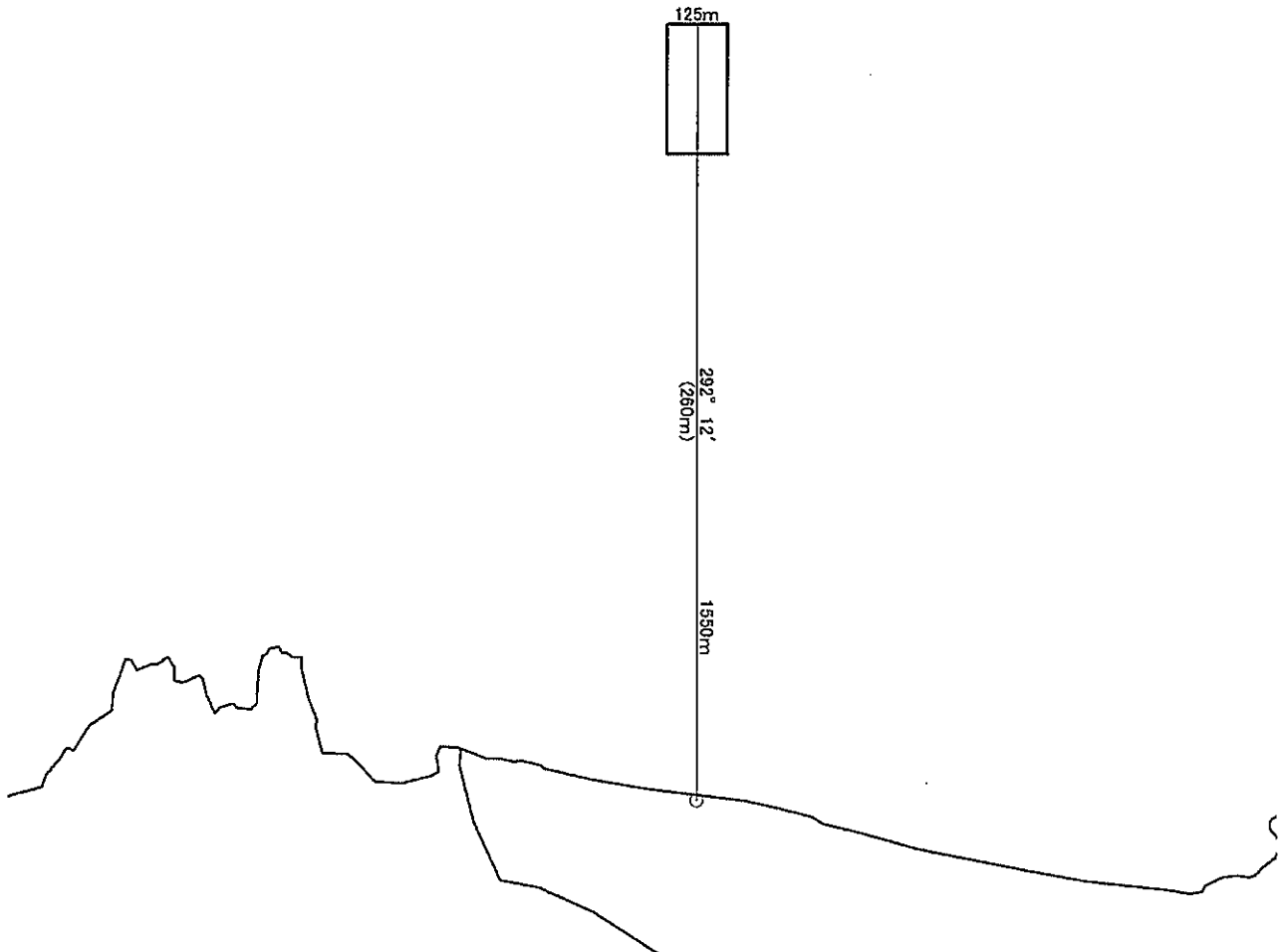
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -121134.0147

Y = 10964.6479



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩小さけ定第2号

### 漁場の位置

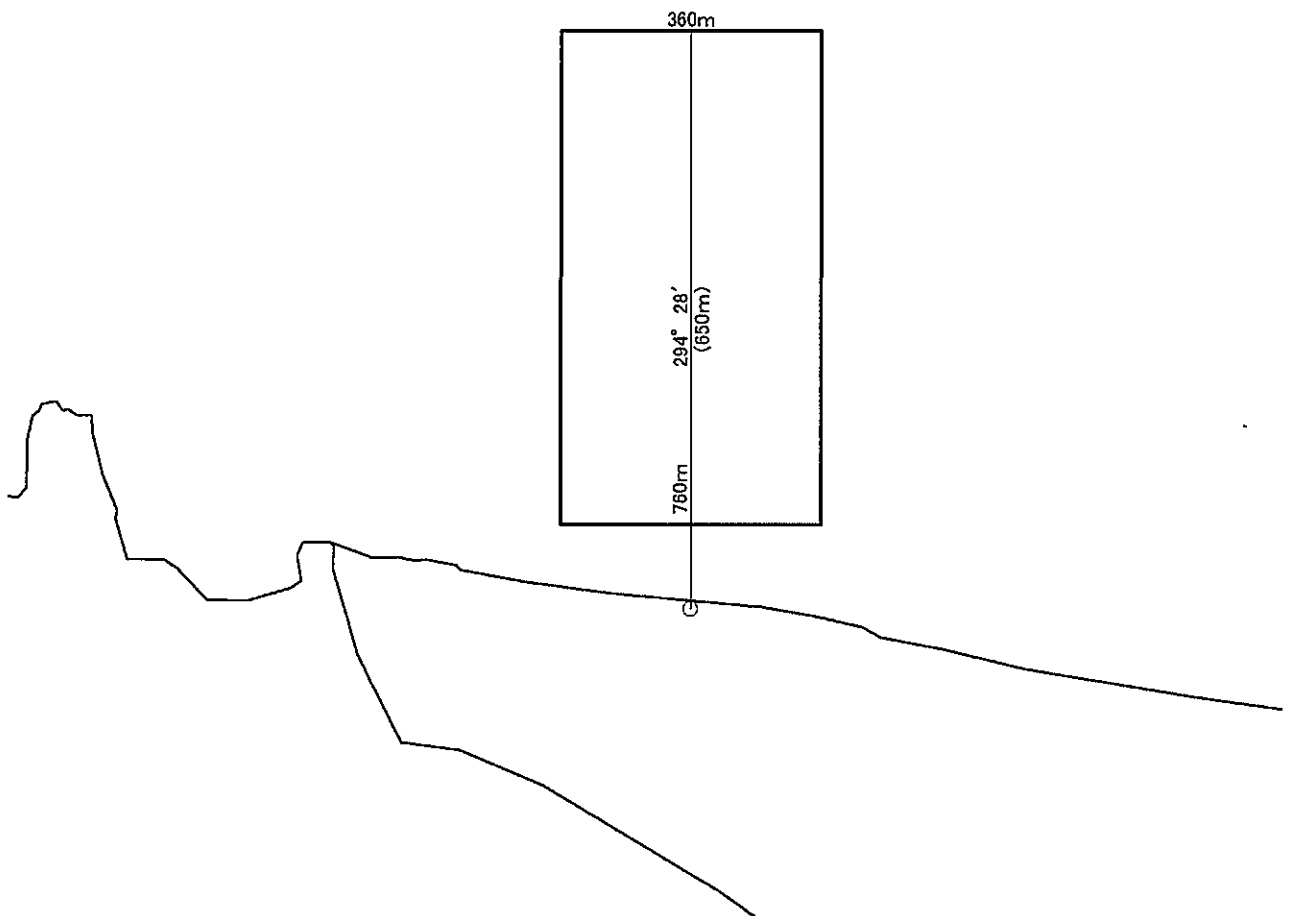
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -121134.0147

Y = 10964.6479



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 岩底さけ定第3号

### 漁場の位置

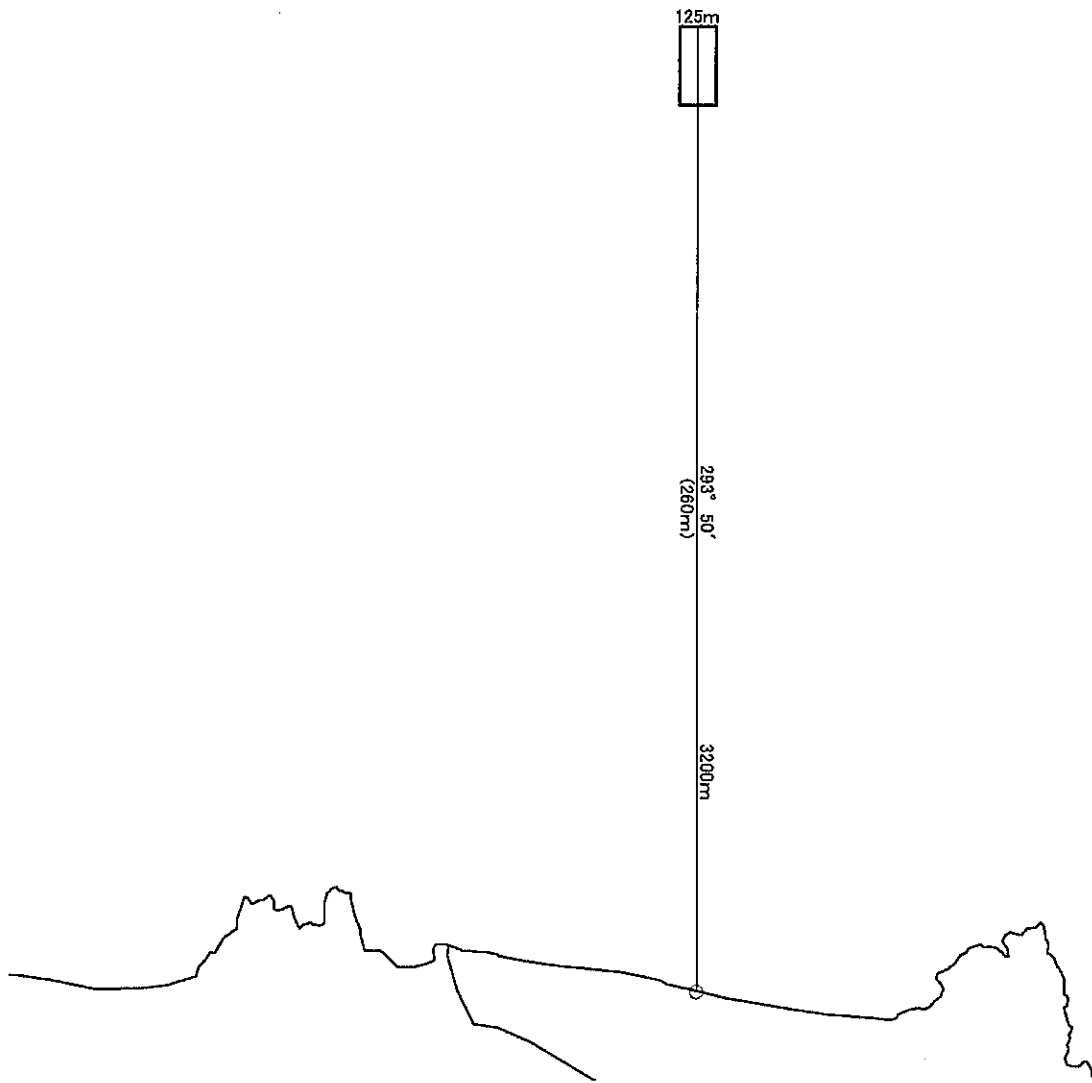
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -120827.7898

Y = 11170.7904



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第4号

### 漁場の位置

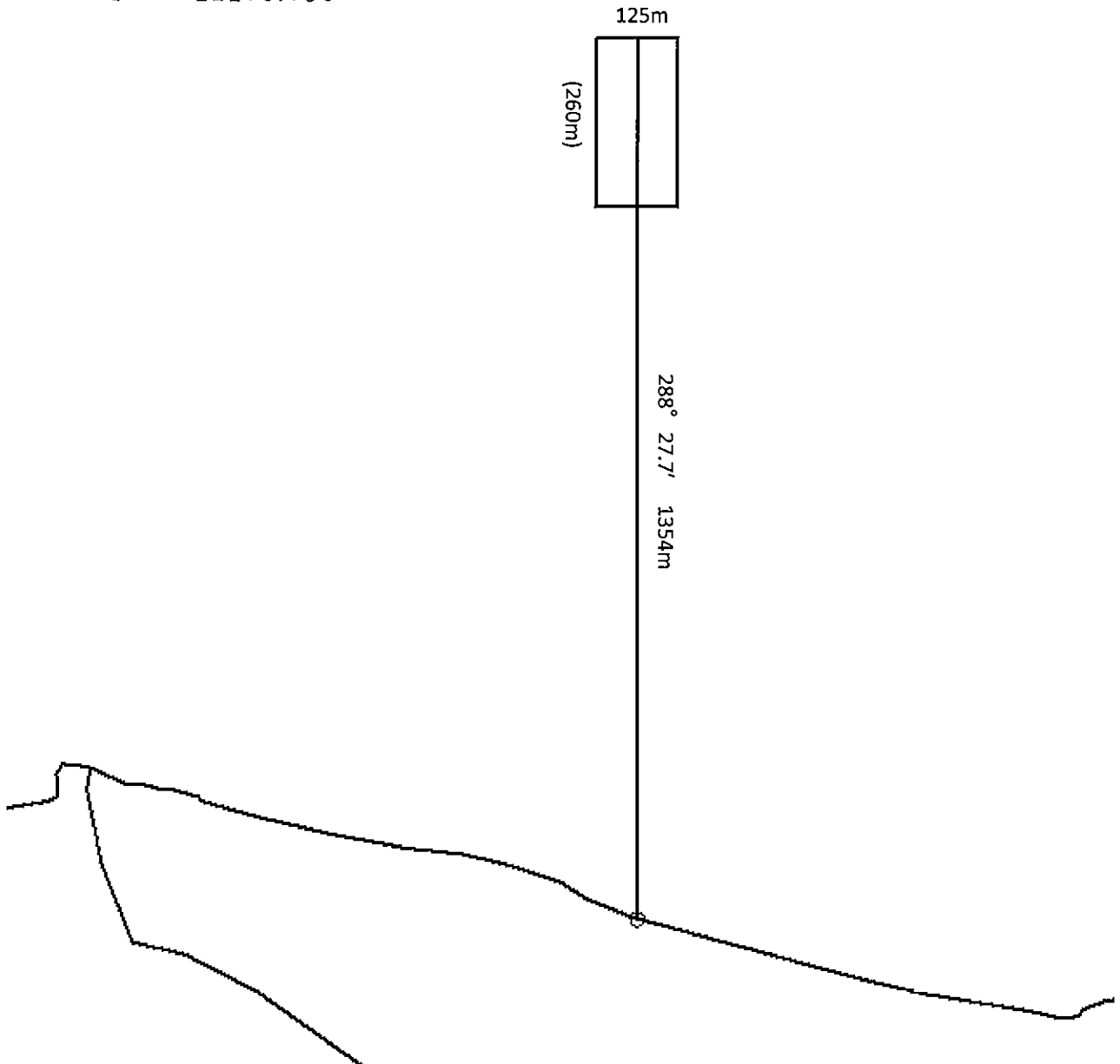
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -120827.790

Y = 11170.790



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第5号

### 漁場の位置

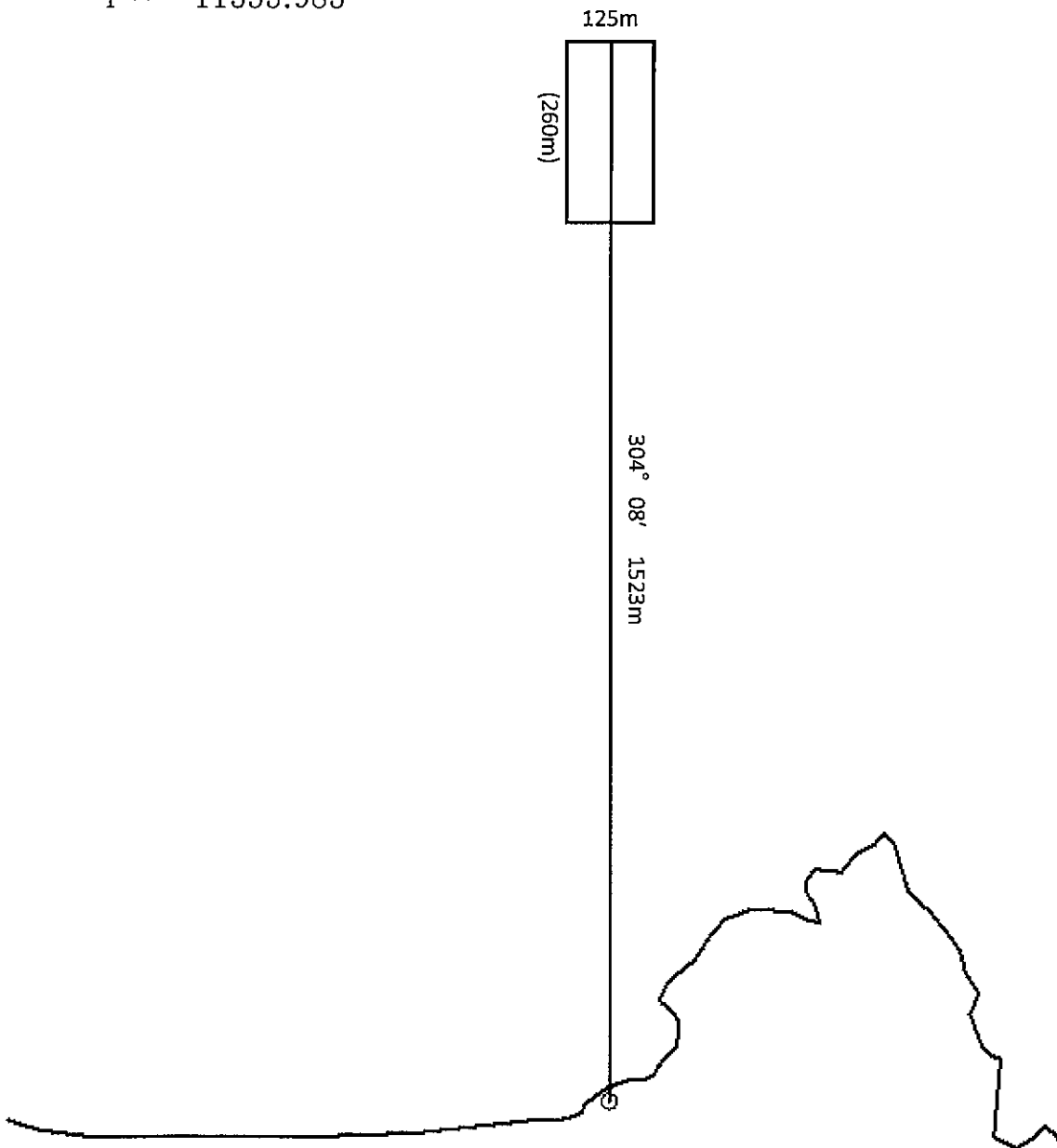
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -120192.751

Y = 11535.985



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 岩底さけ定第6号

### 漁場の位置

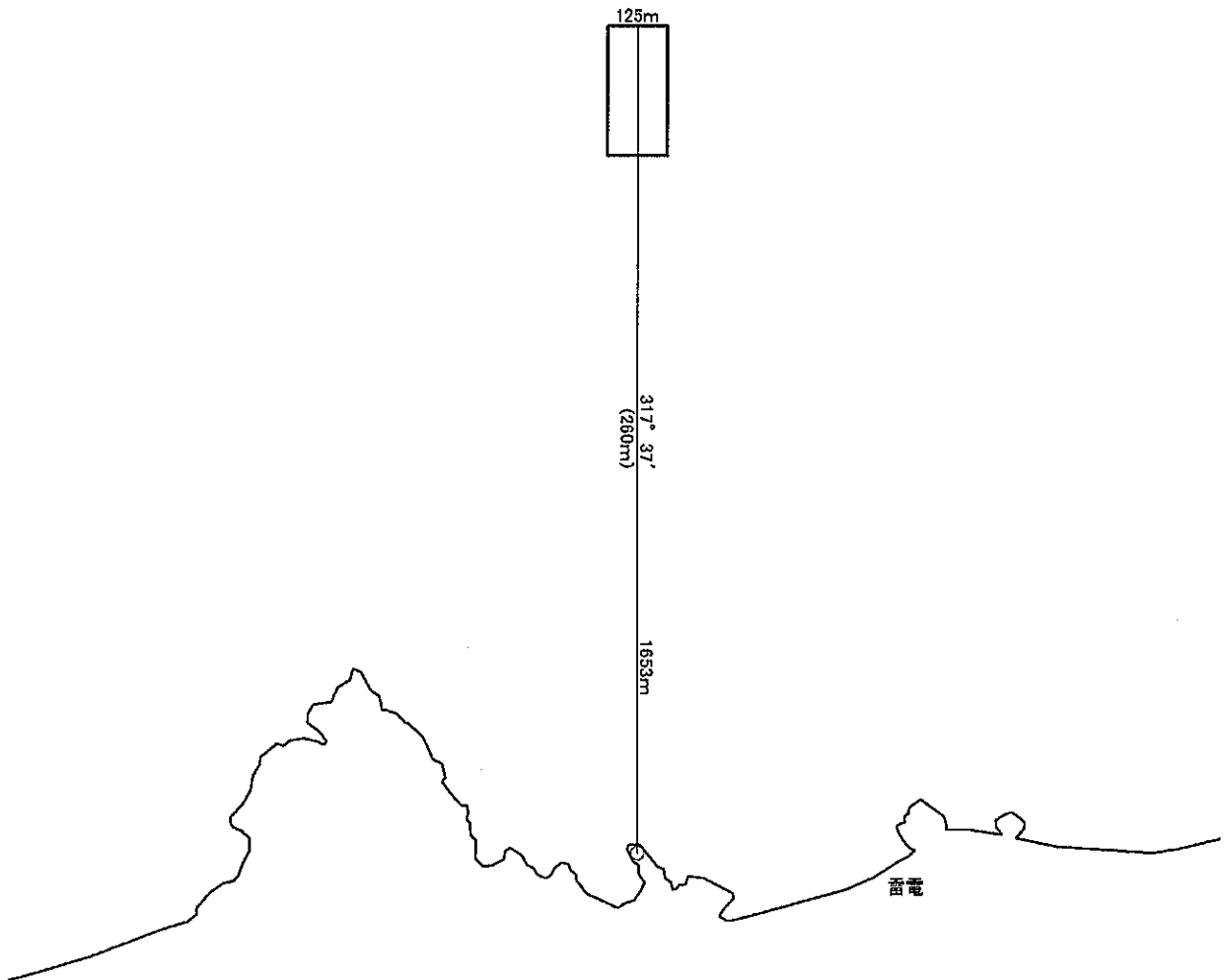
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -119523.9134

Y = 12122.8367



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩小さけ定第7号

### 漁場の位置

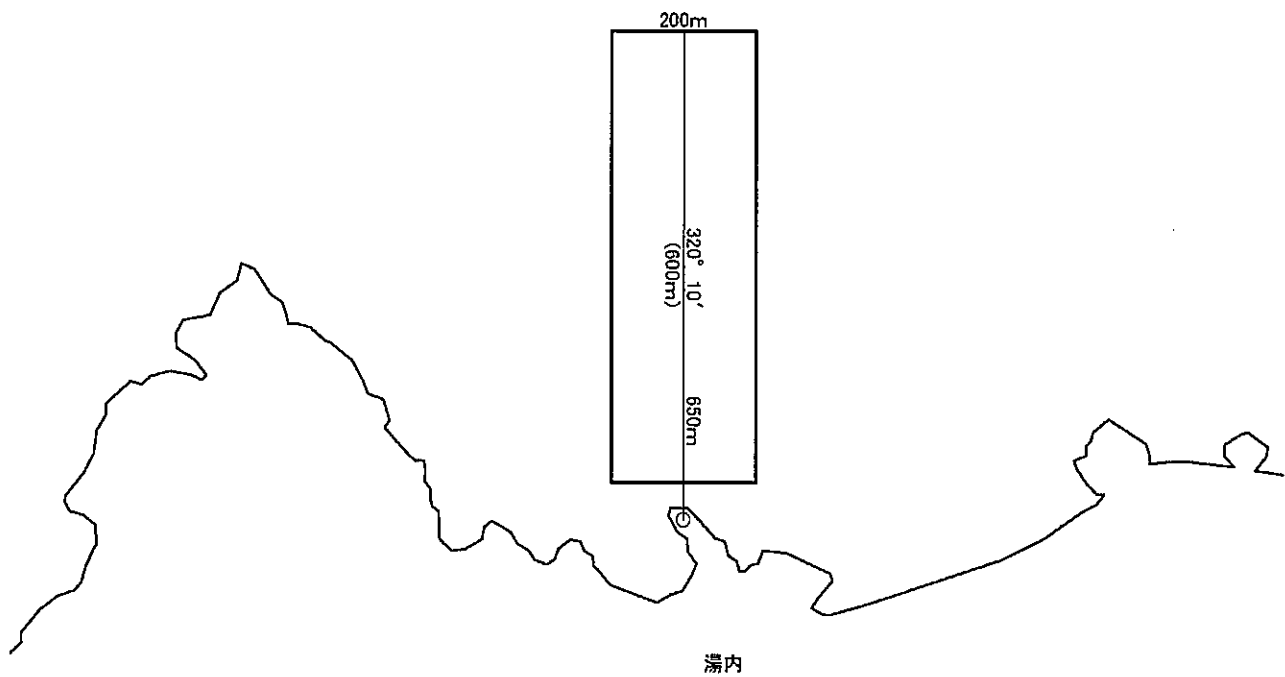
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -119523.9134

Y = 12122.8367



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 岩底さけ定第8号

### 漁場の位置

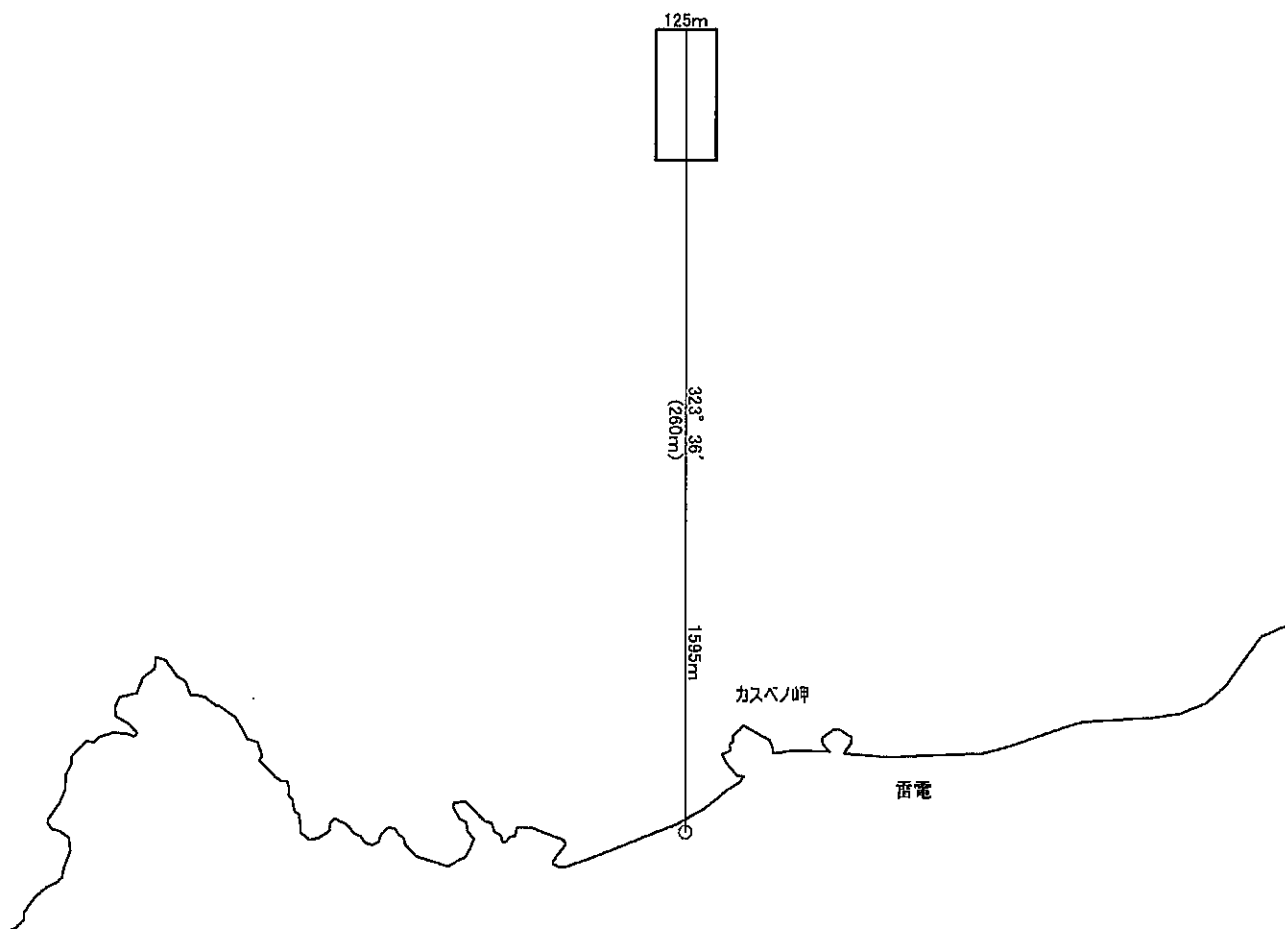
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -119285.7869

Y = 12516.8494



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第9号

### 漁場の位置

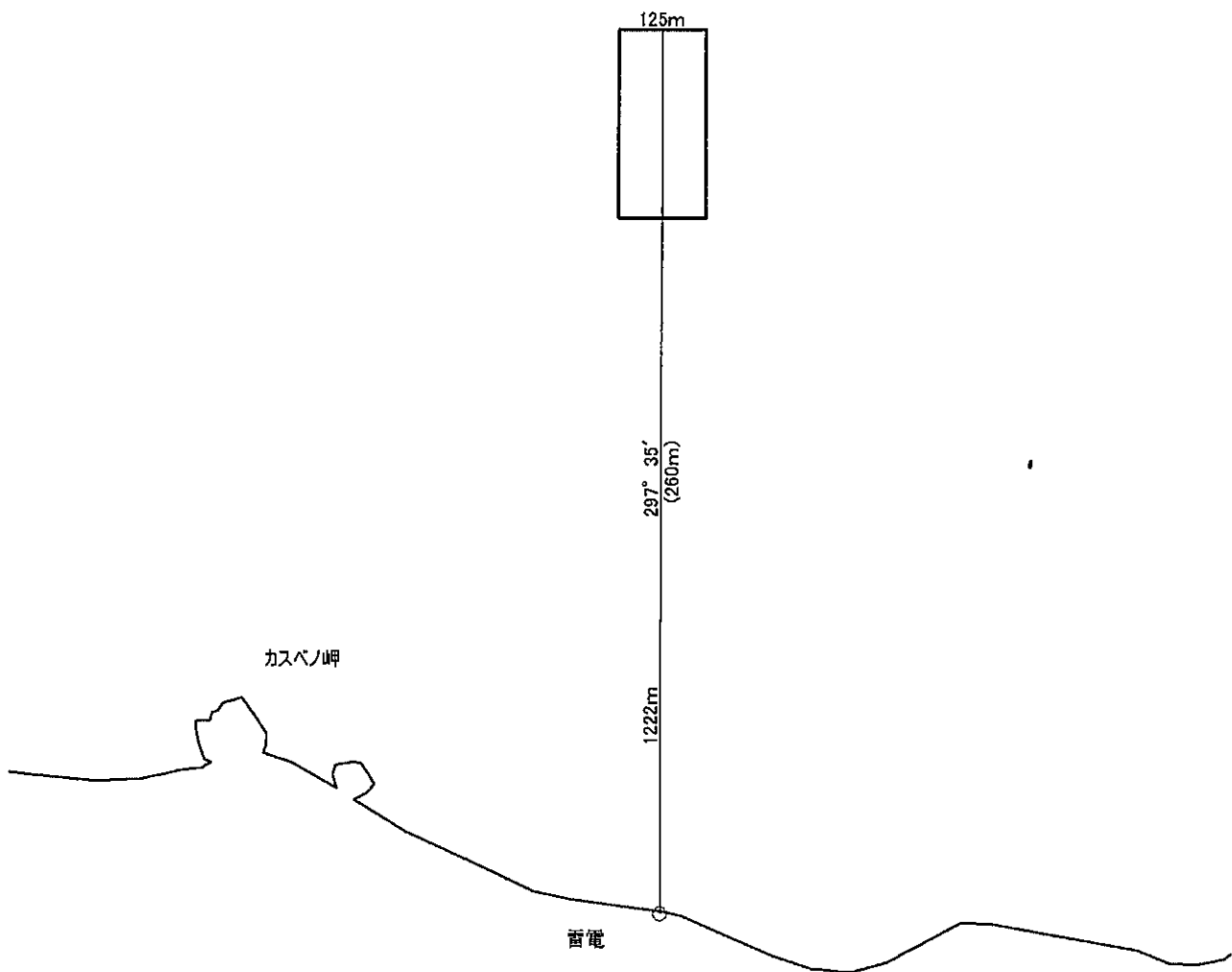
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -118648.6968

Y = 13030.224



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩小さけ定第10号

### 漁場の位置

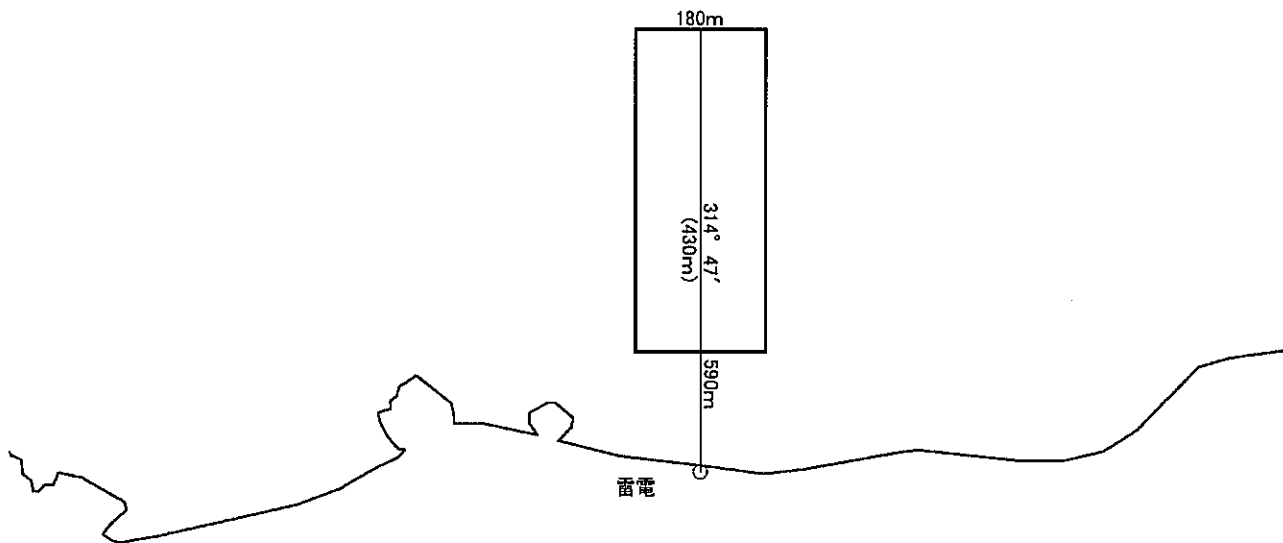
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -118856.7642

Y = 12855.7548



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 岩底さけ定第11号

### 漁場の位置

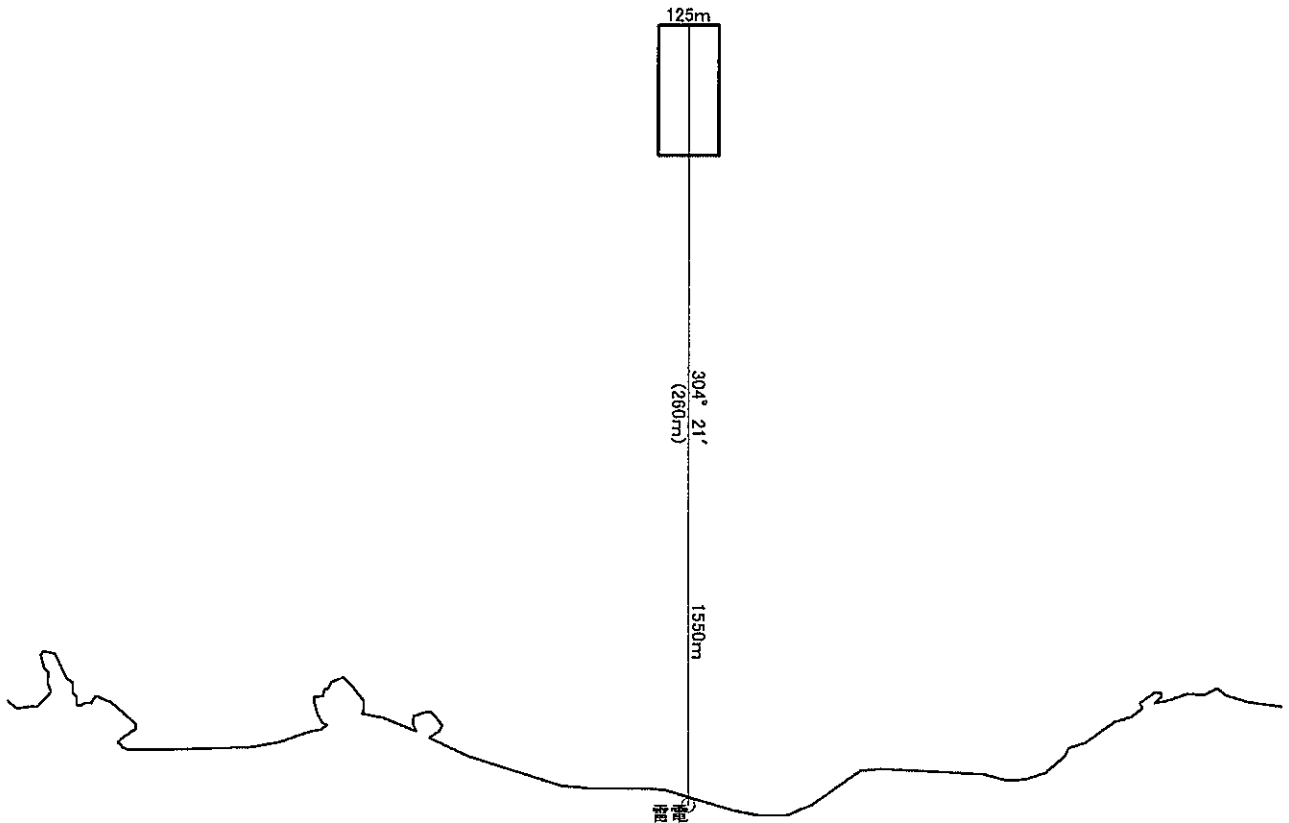
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -118601.1748

Y = 13098.2549



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩小さけ定第12号

## 漁場の位置

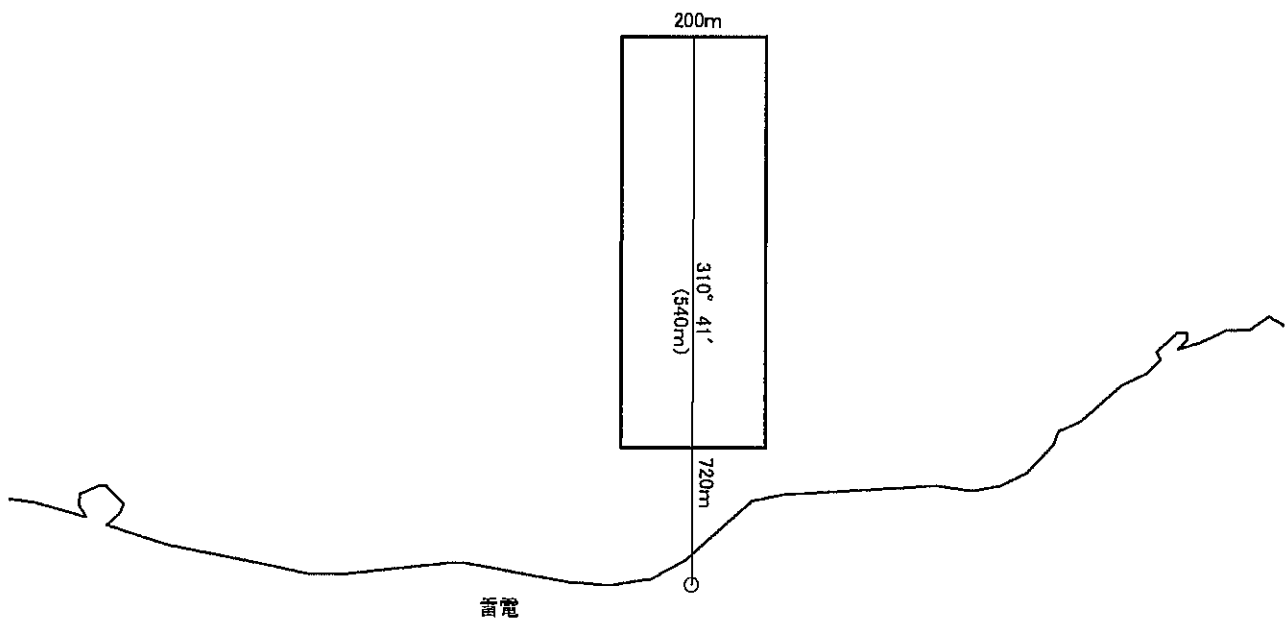
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -118404.2478

Y = 13271.0478



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第13号

### 漁場の位置

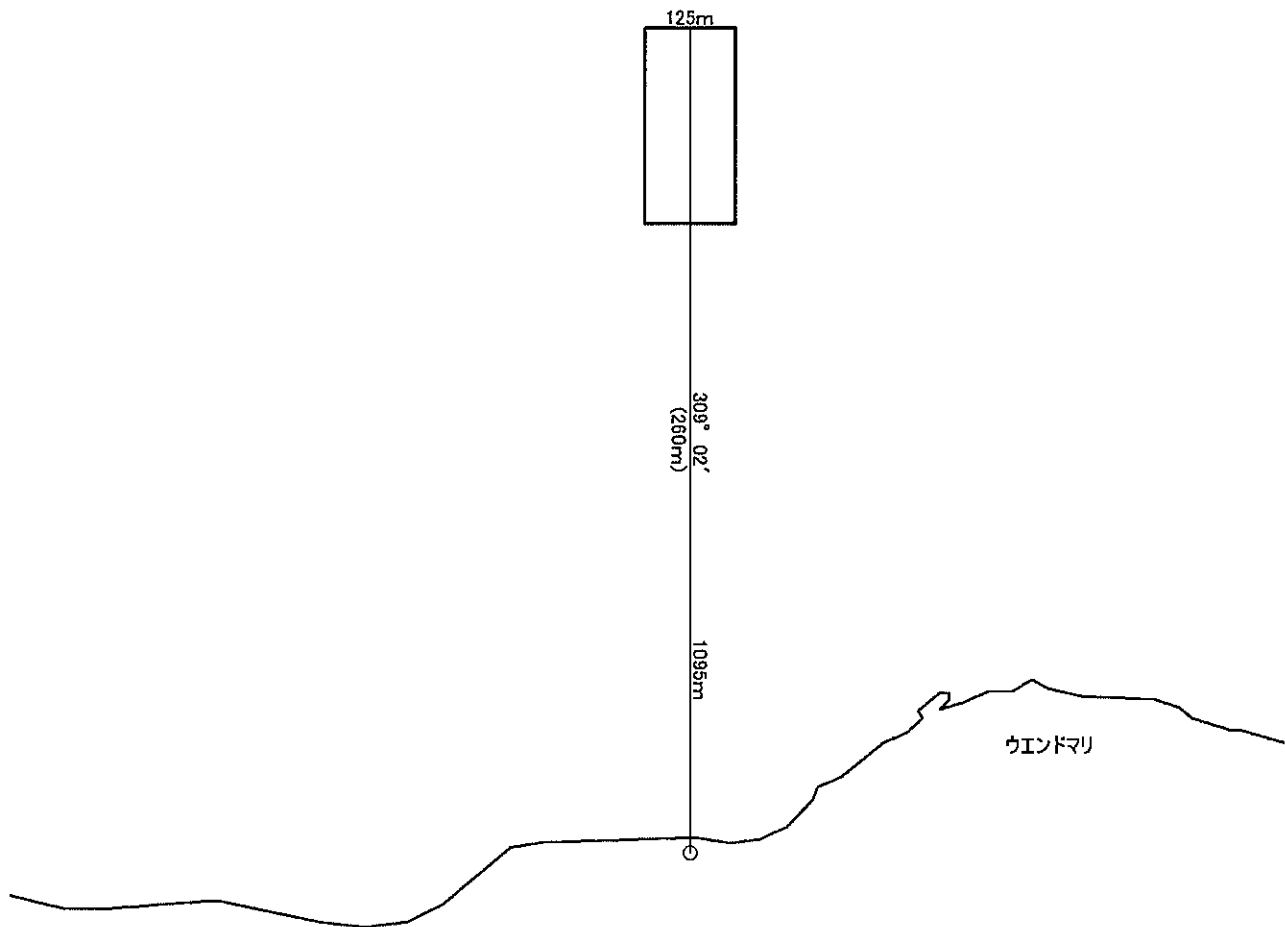
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -118080.3684

Y = 13402.7197



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第14号

### 漁場の位置

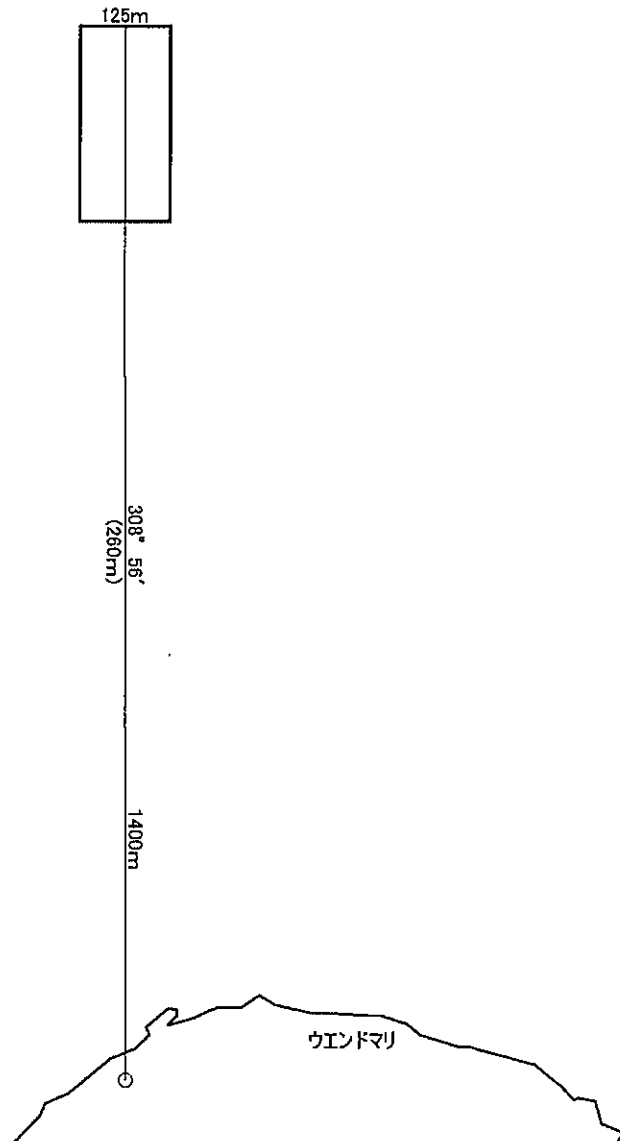
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -117782.3989

Y = 13492.1284



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第15号

### 漁場の位置

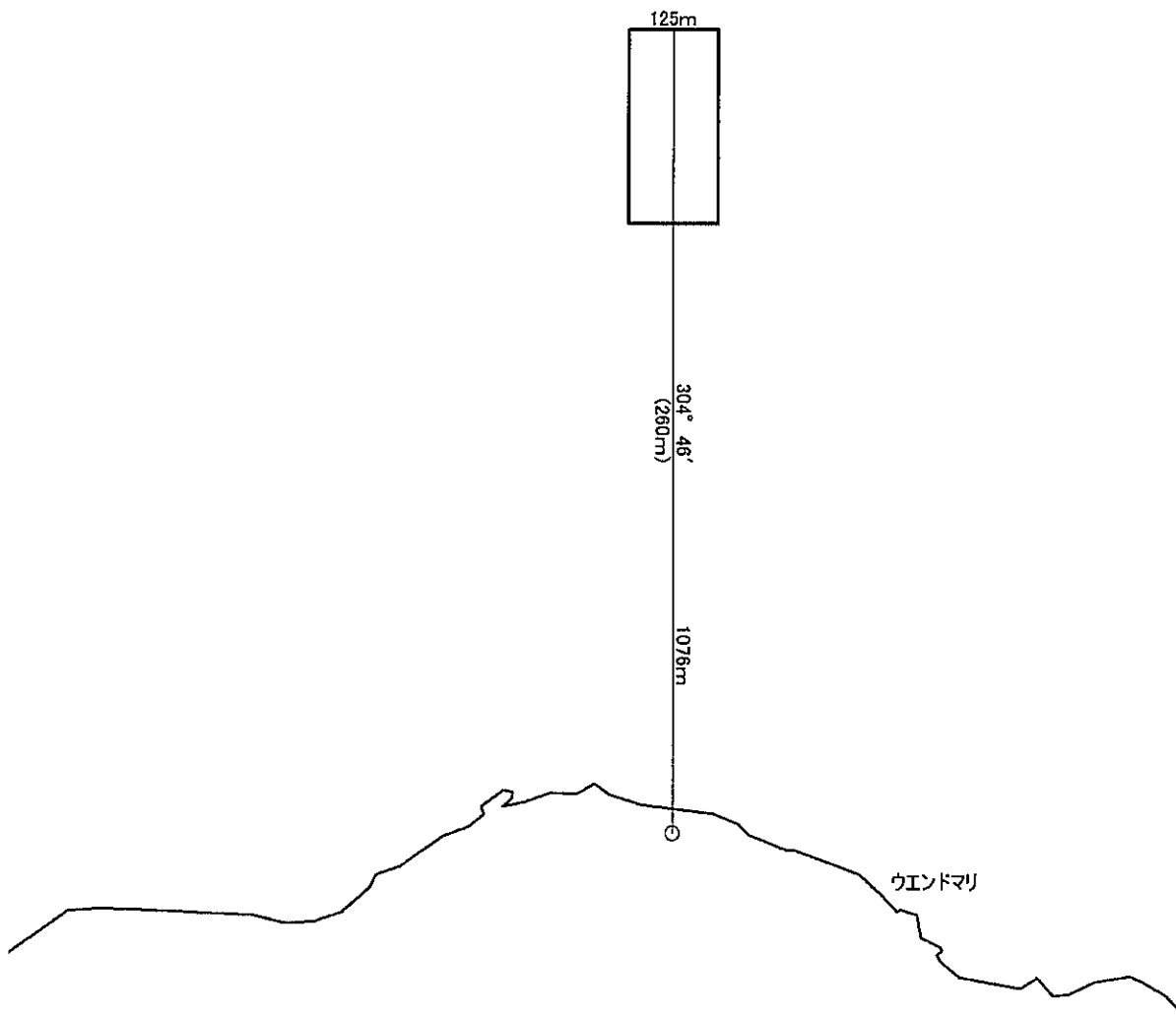
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -117516.2883

Y = 13637.7861



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 岩底さけ定第16号

### 漁場の位置

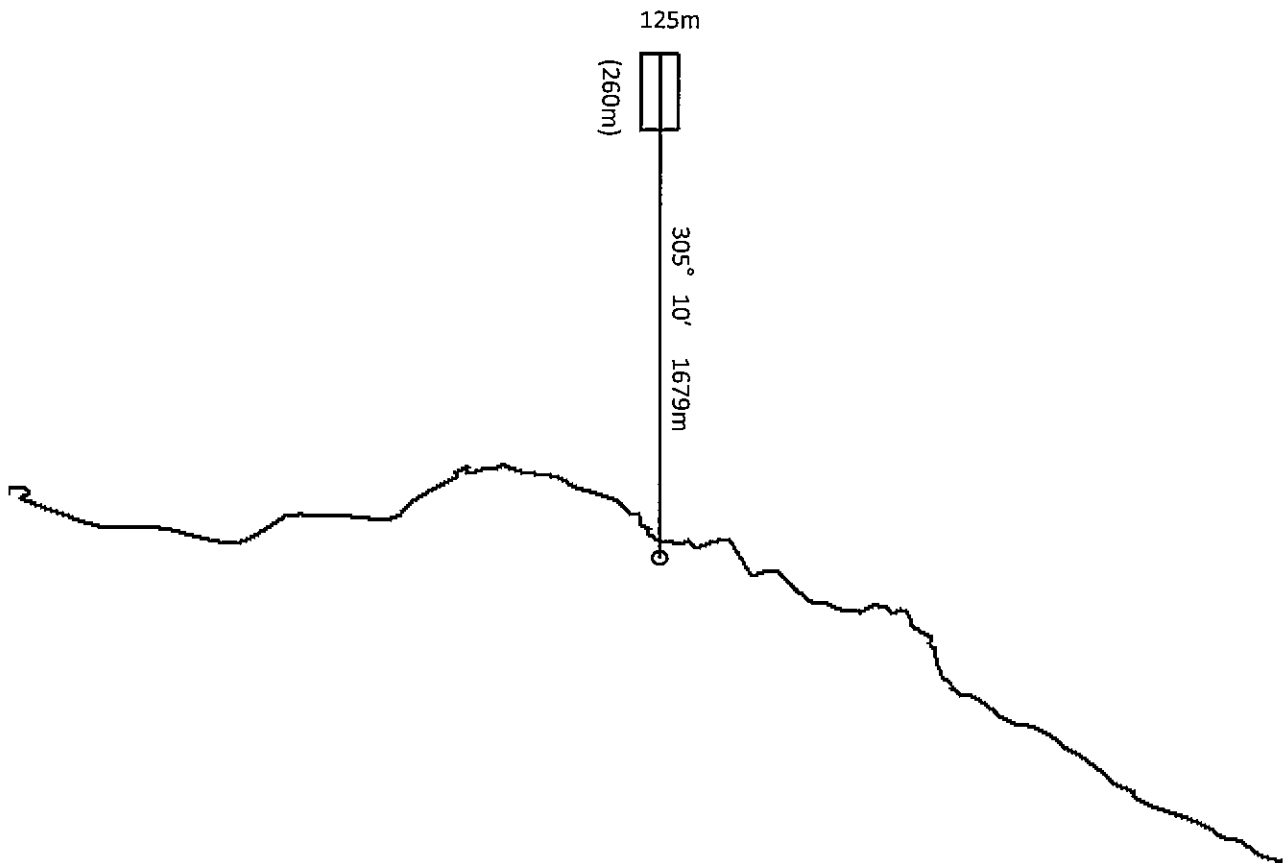
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -117310.483

Y = 14054.714



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第17号

### 漁場の位置

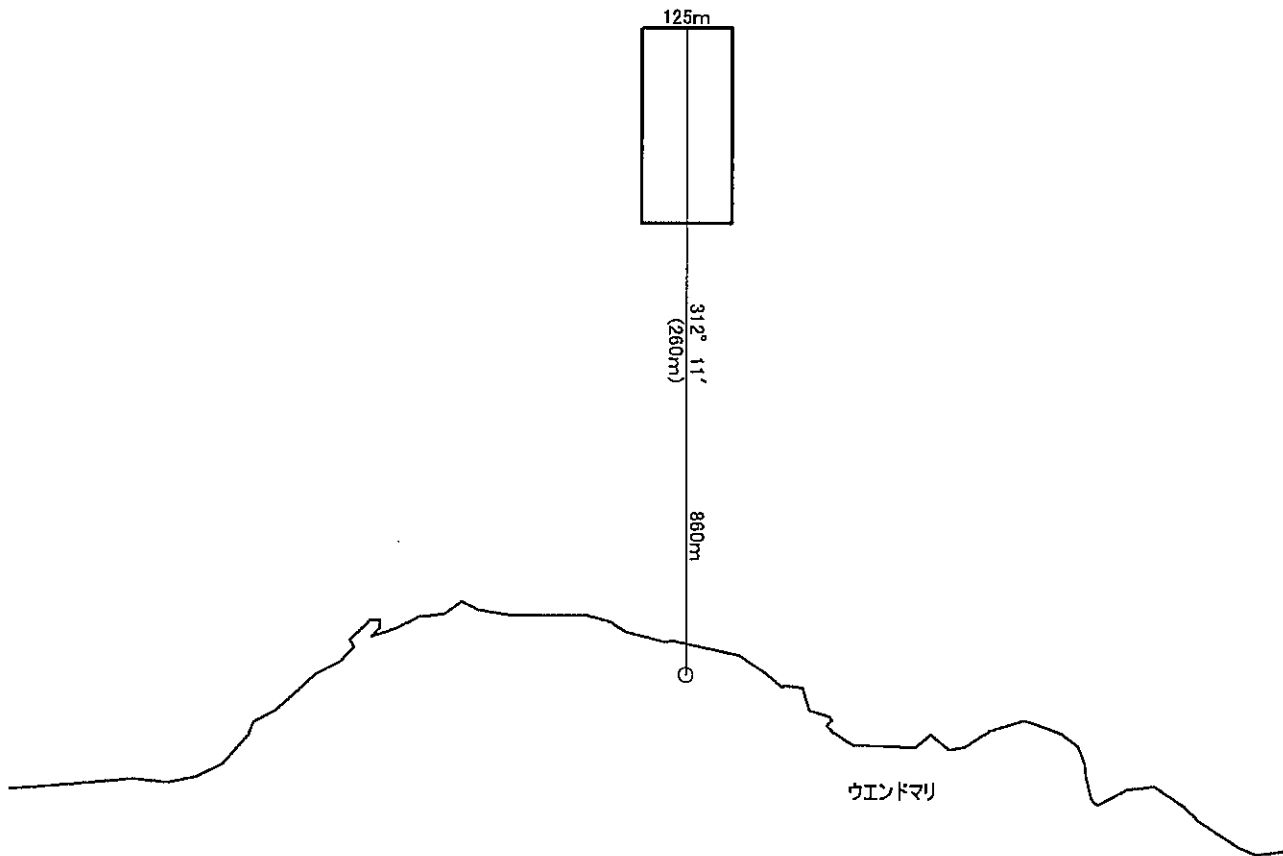
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -117403.9311

Y = 13801.0844



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さげ定第18号

### 漁場の位置

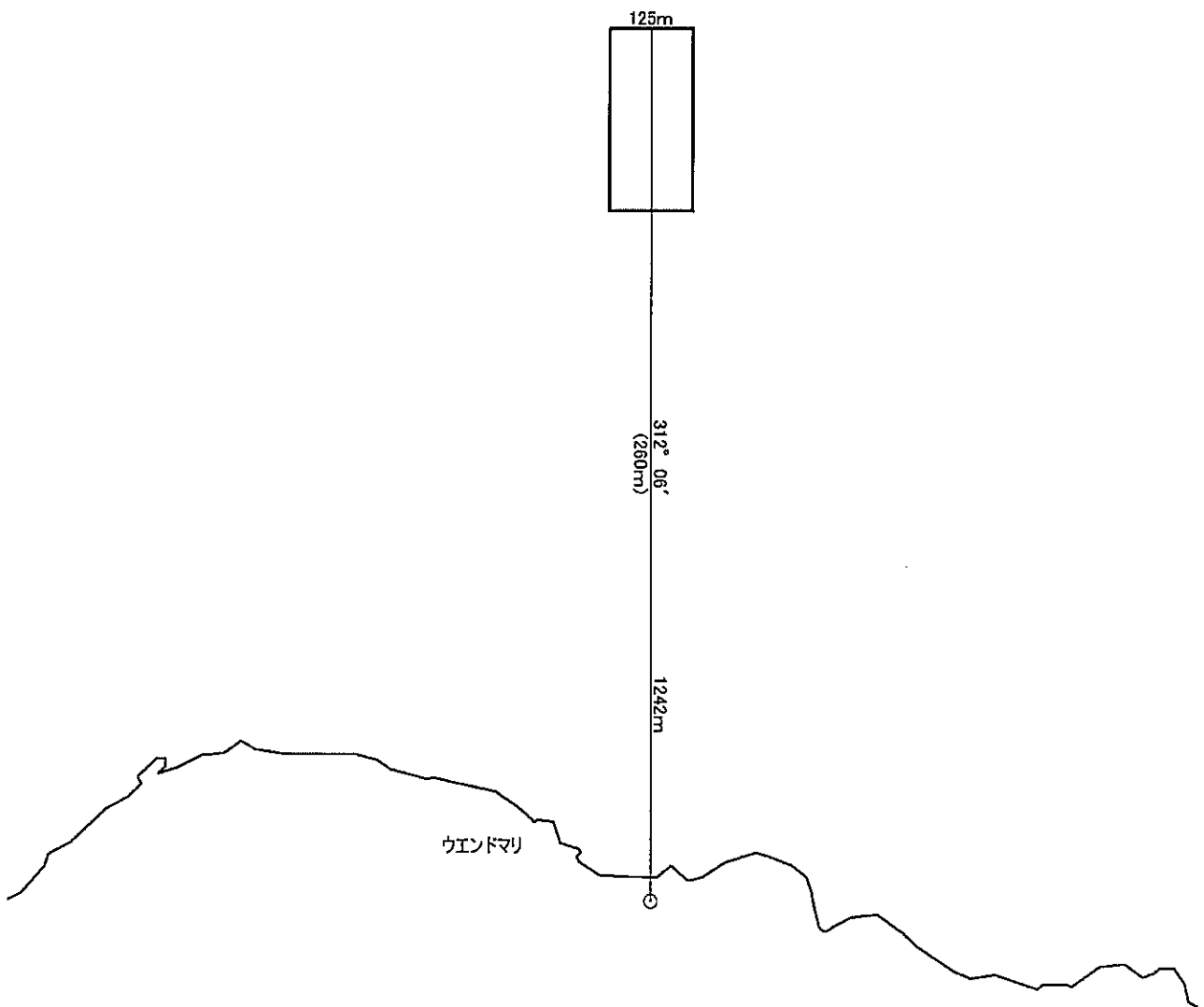
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -117262.4317

Y = 14104.4255



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第19号

### 漁場の位置

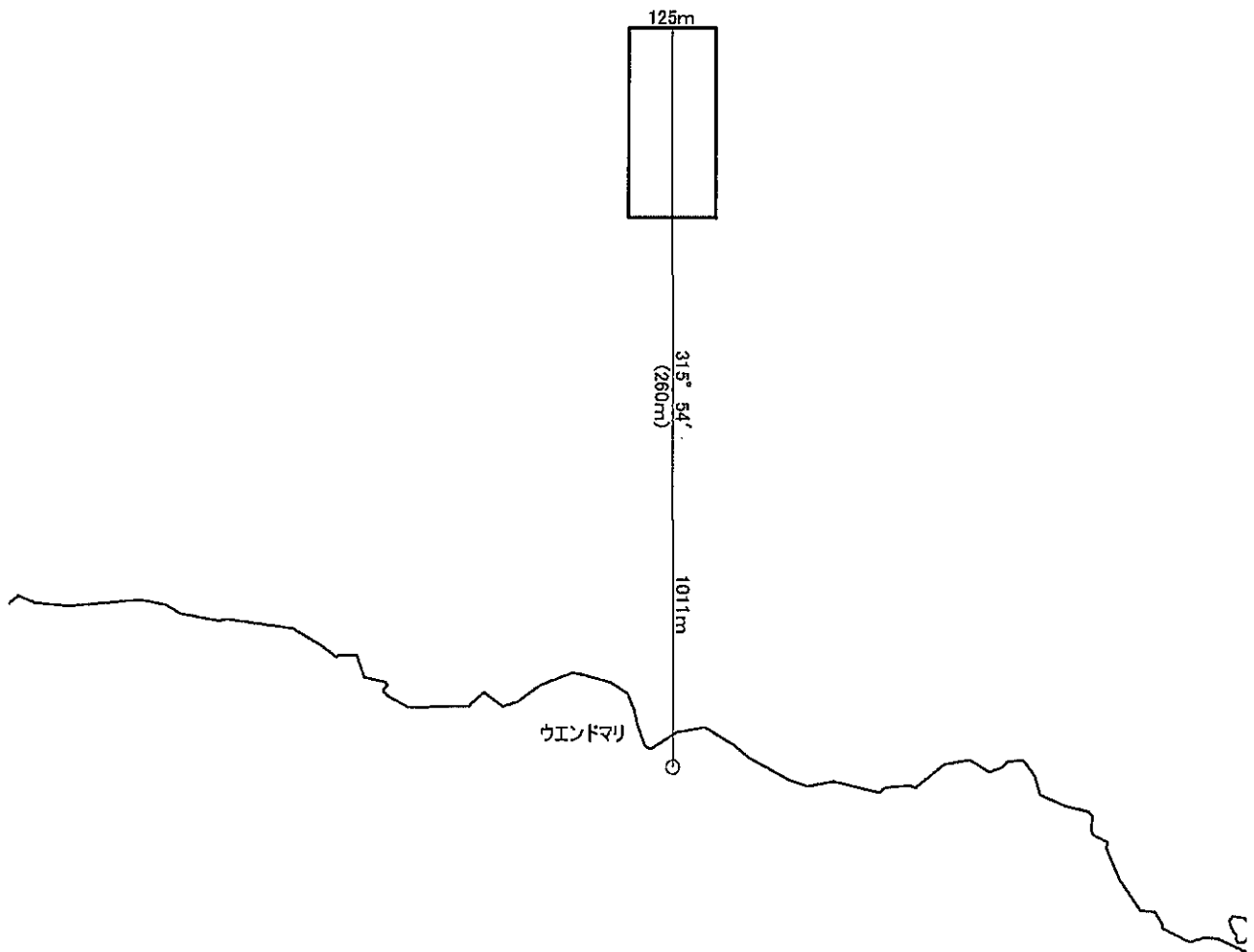
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -117091.5086

Y = 14351.4142



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さげ定第20号

### 漁場の位置

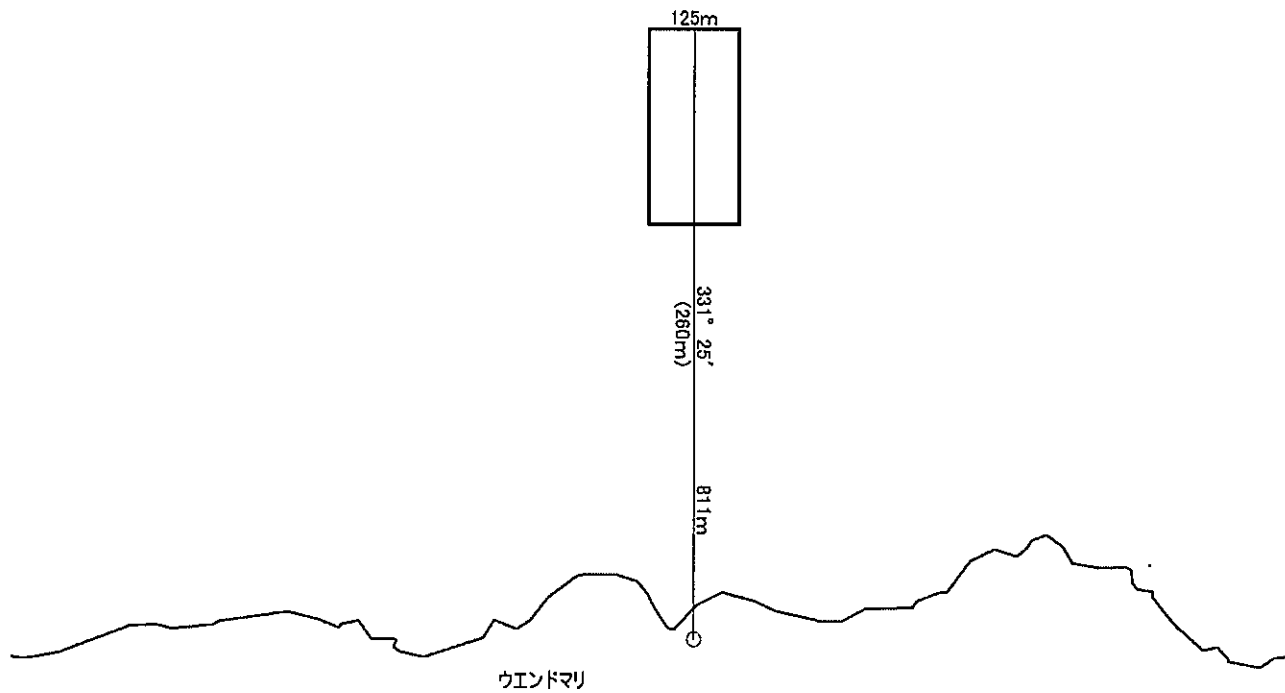
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -117095.3887

Y = 14340.7938



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第21号

### 漁場の位置

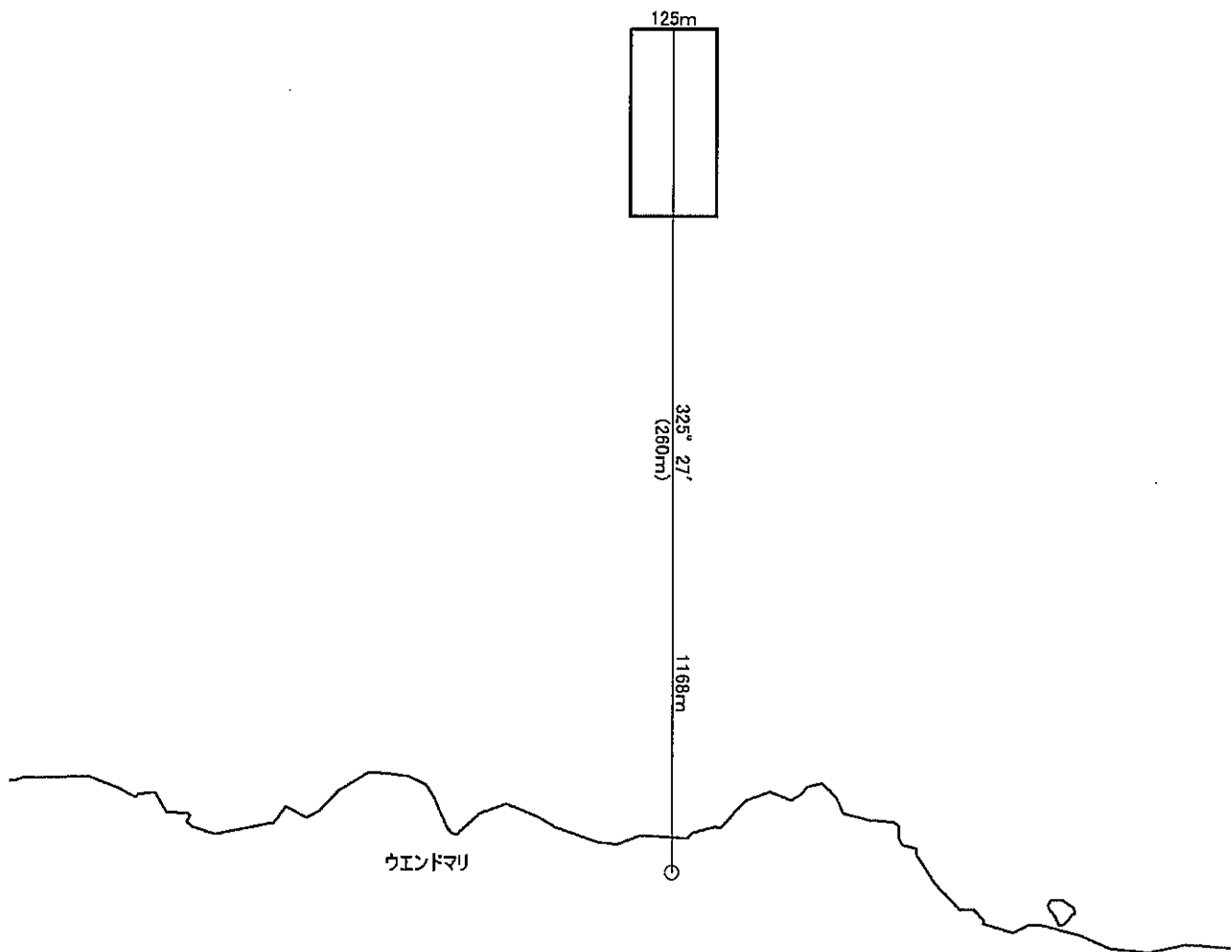
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -116963.7752

Y = 14595.4112



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩小さけ定第22号

## 漁場の位置

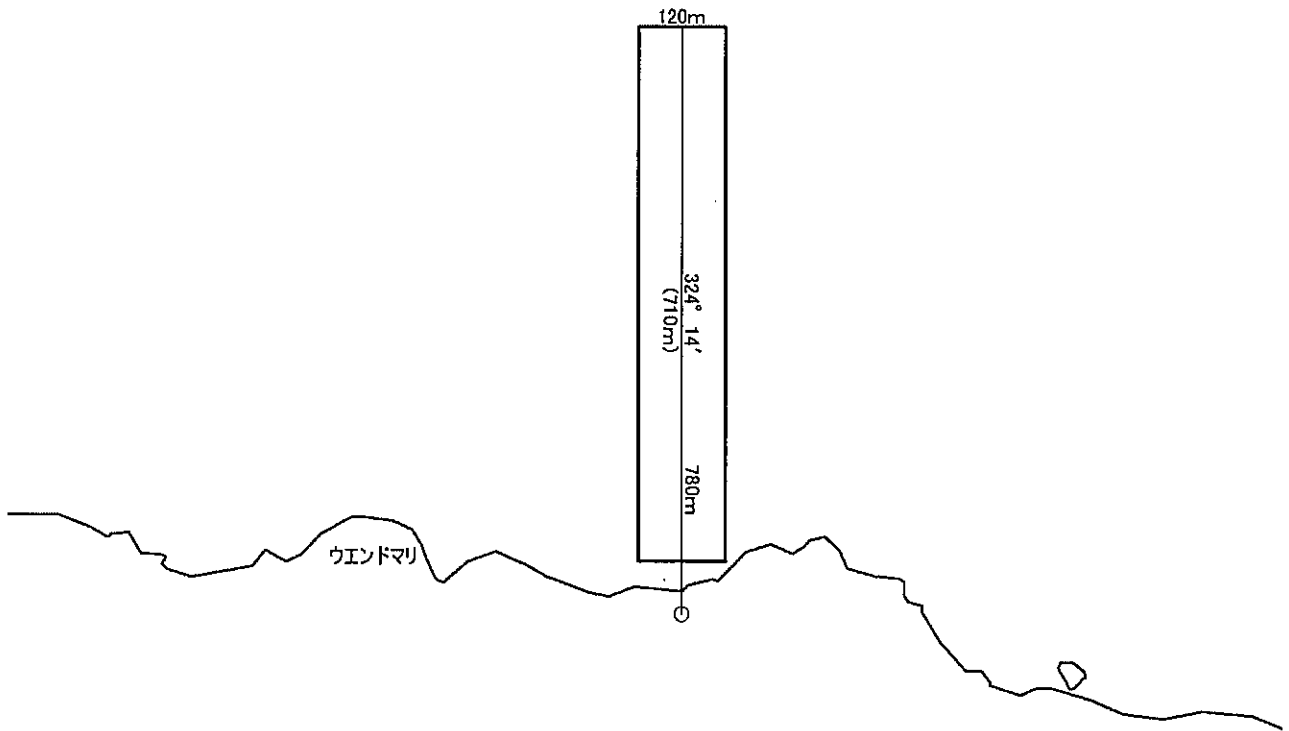
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -116937.7848

Y = 14603.4814



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さげ定第23号

### 漁場の位置

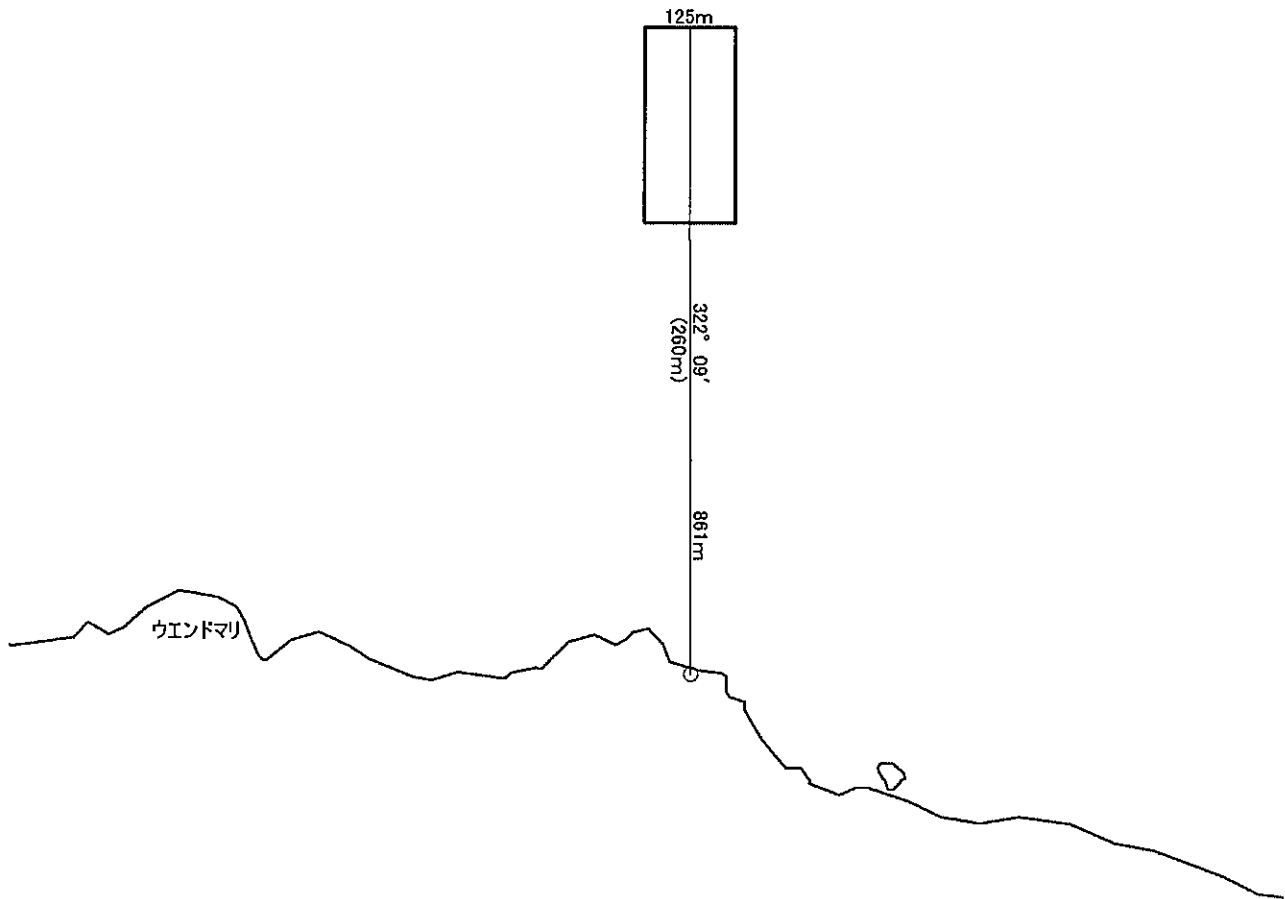
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -116752.2506

Y = 14786.0958



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第24号

### 漁場の位置

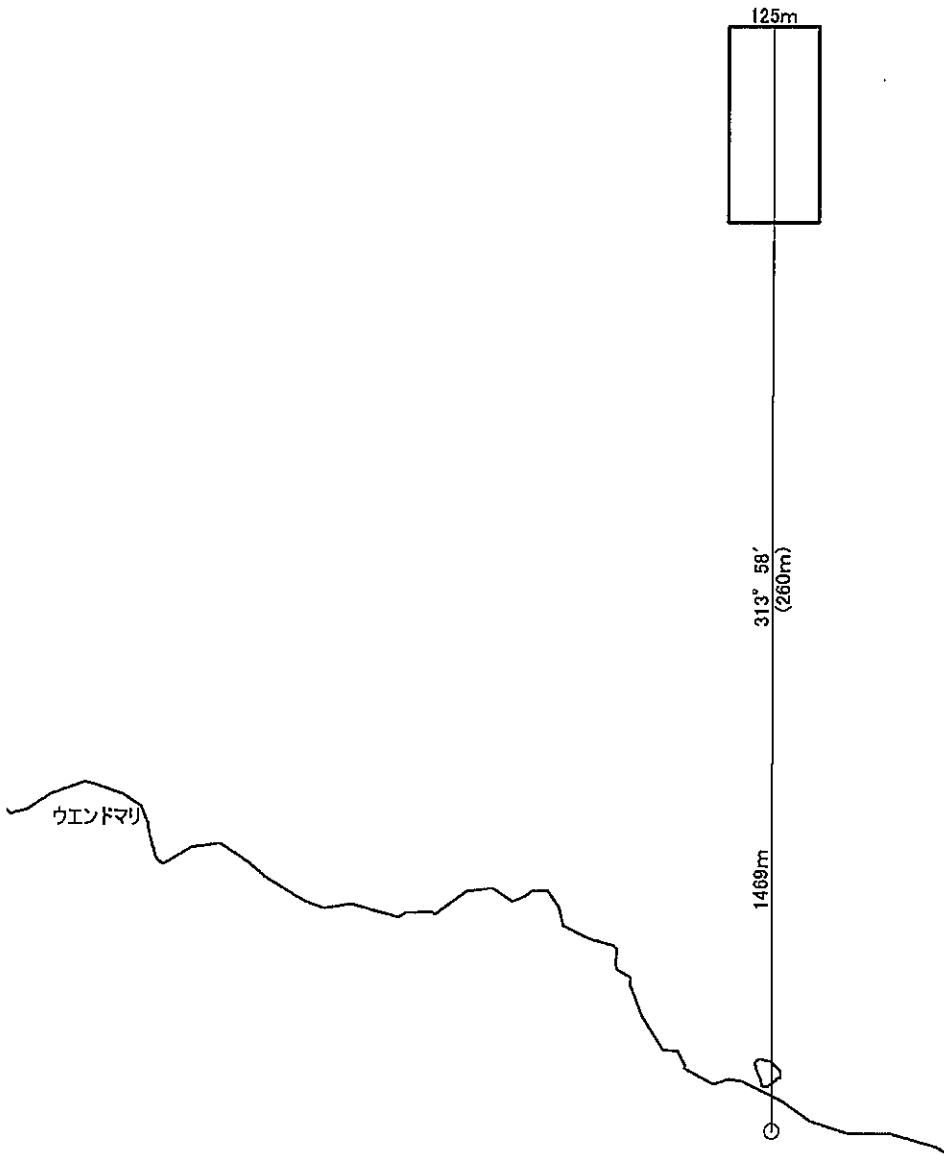
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -116738.9285

Y = 15148.5069



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第25号

### 漁場の位置

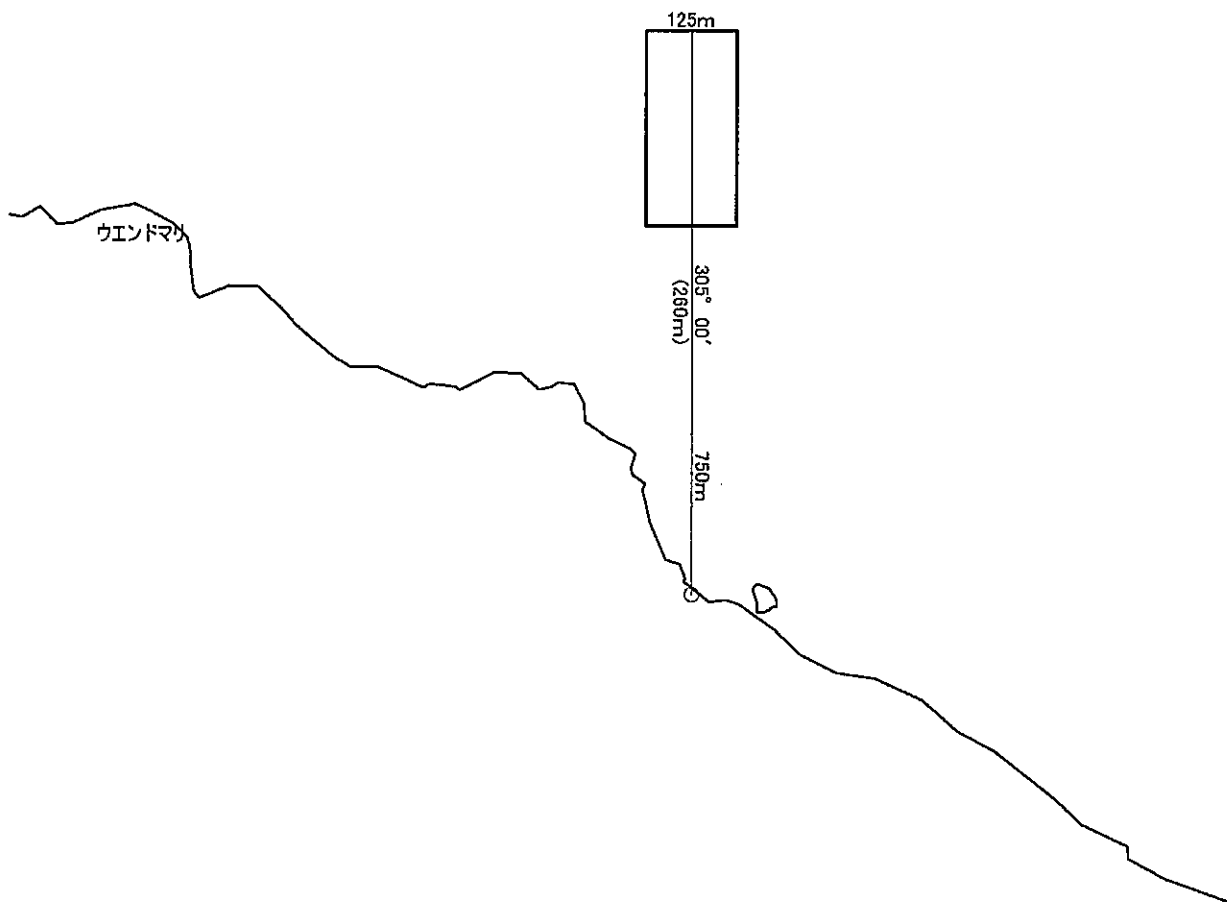
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -116766.6784

Y = 15025.2916



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

岩底さけ定第26号

漁場の位置

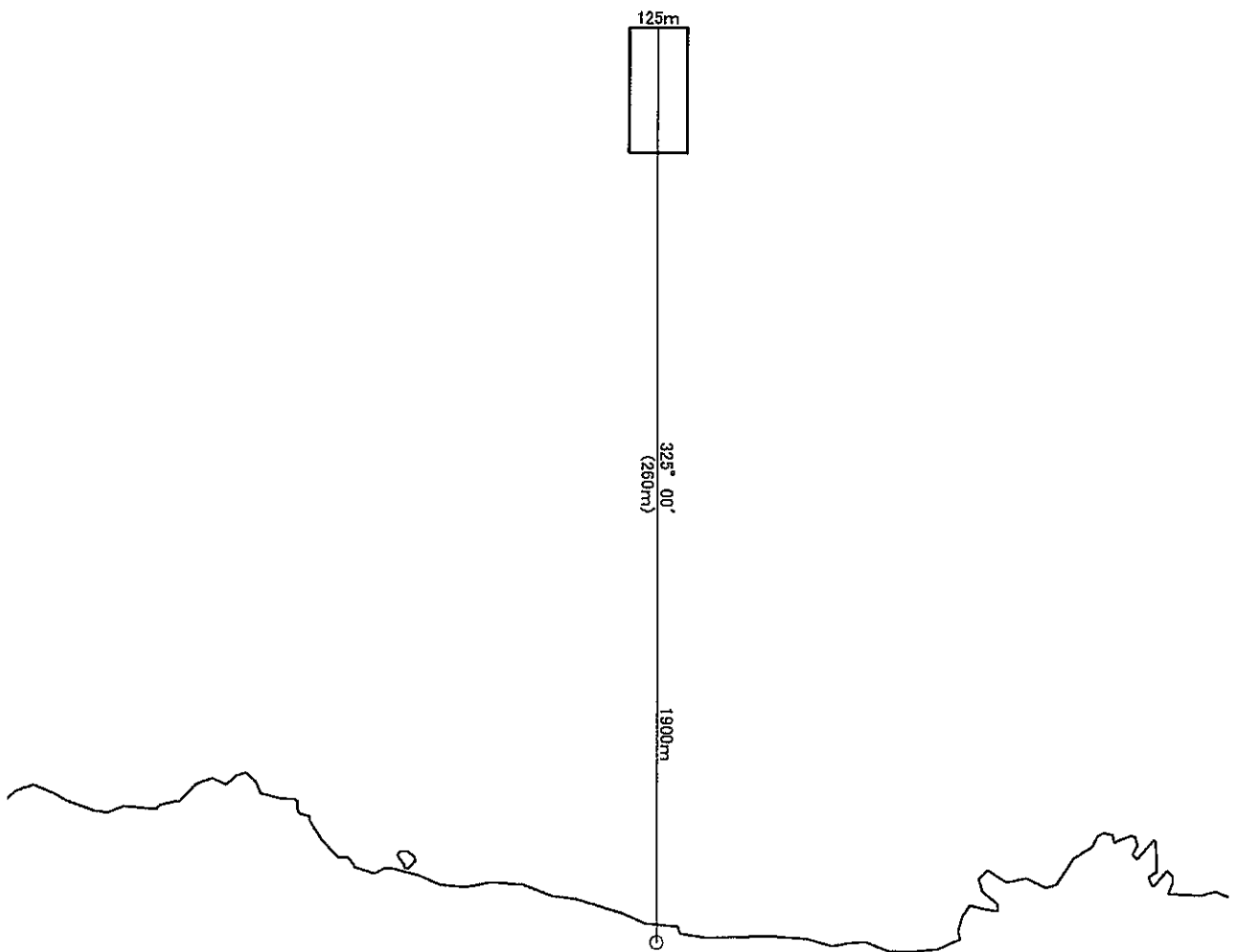
岩内郡岩内町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -116519.9253

Y = 15626.9748



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第27号

### 漁場の位置

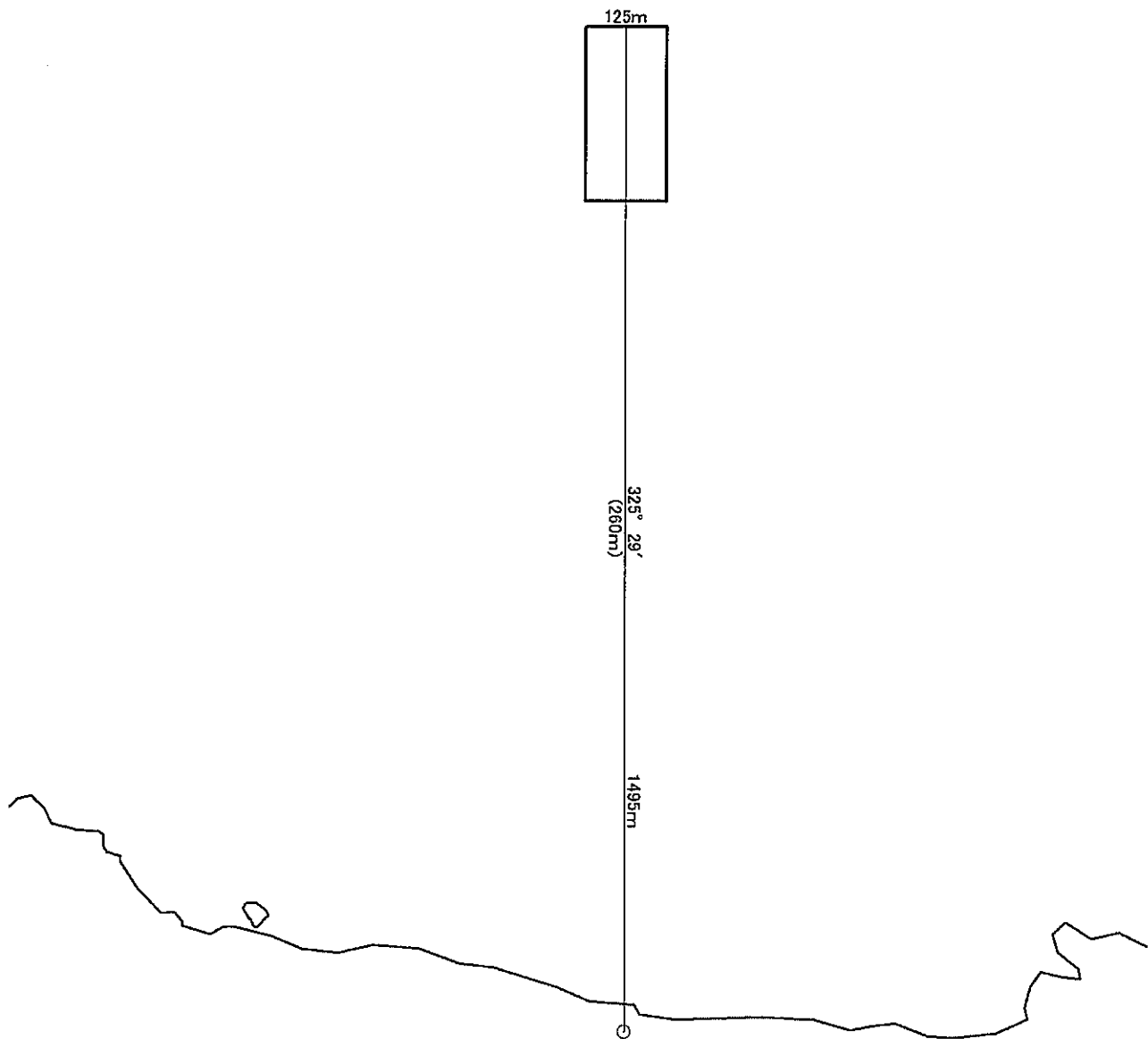
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -116508.785

Y = 15654.5457



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩底さけ定第28号

## 漁場の位置

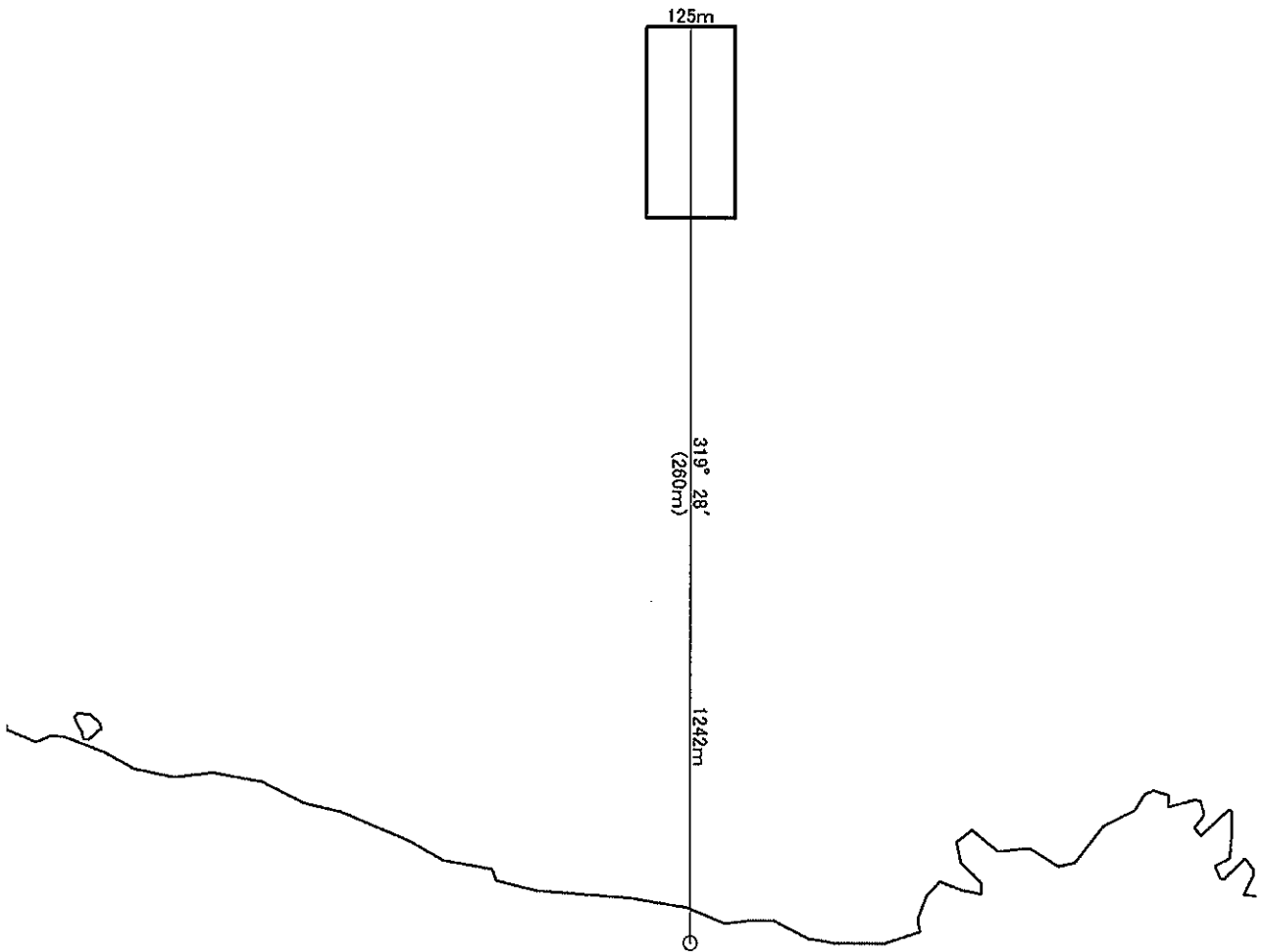
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -116360.5911

Y = 15922.3335



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第29号

### 漁場の位置

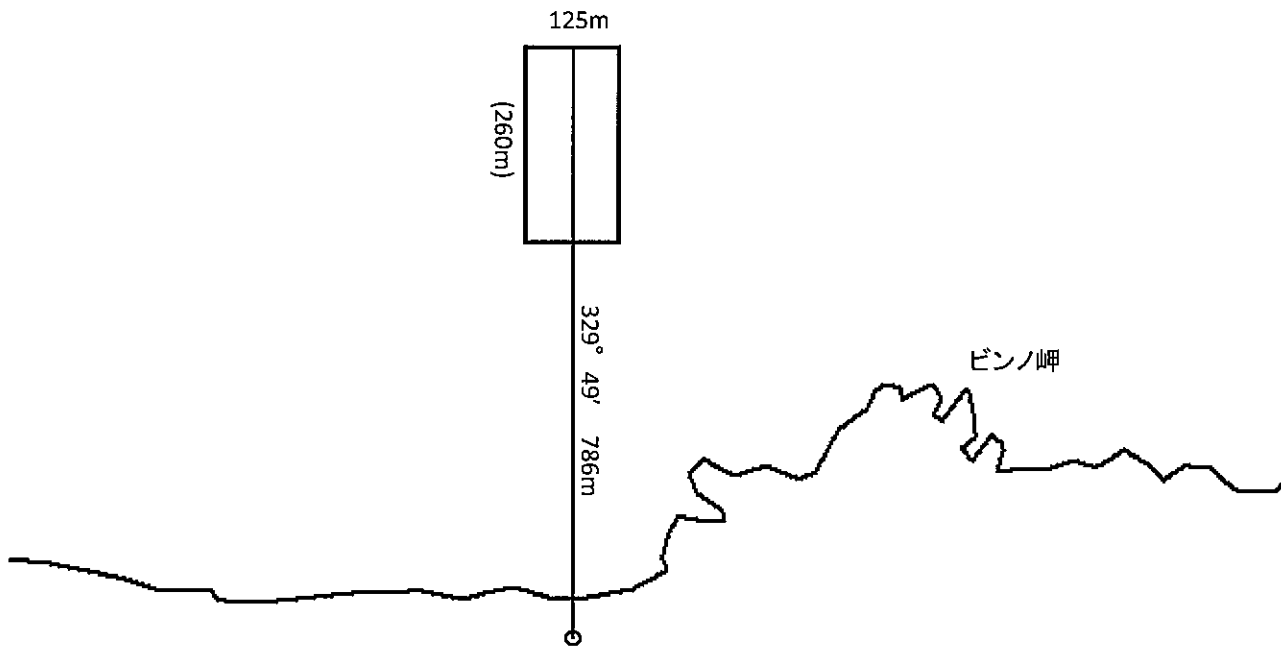
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -116278.0000

Y = 16091.9440



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 岩底さけ定第30号

### 漁場の位置

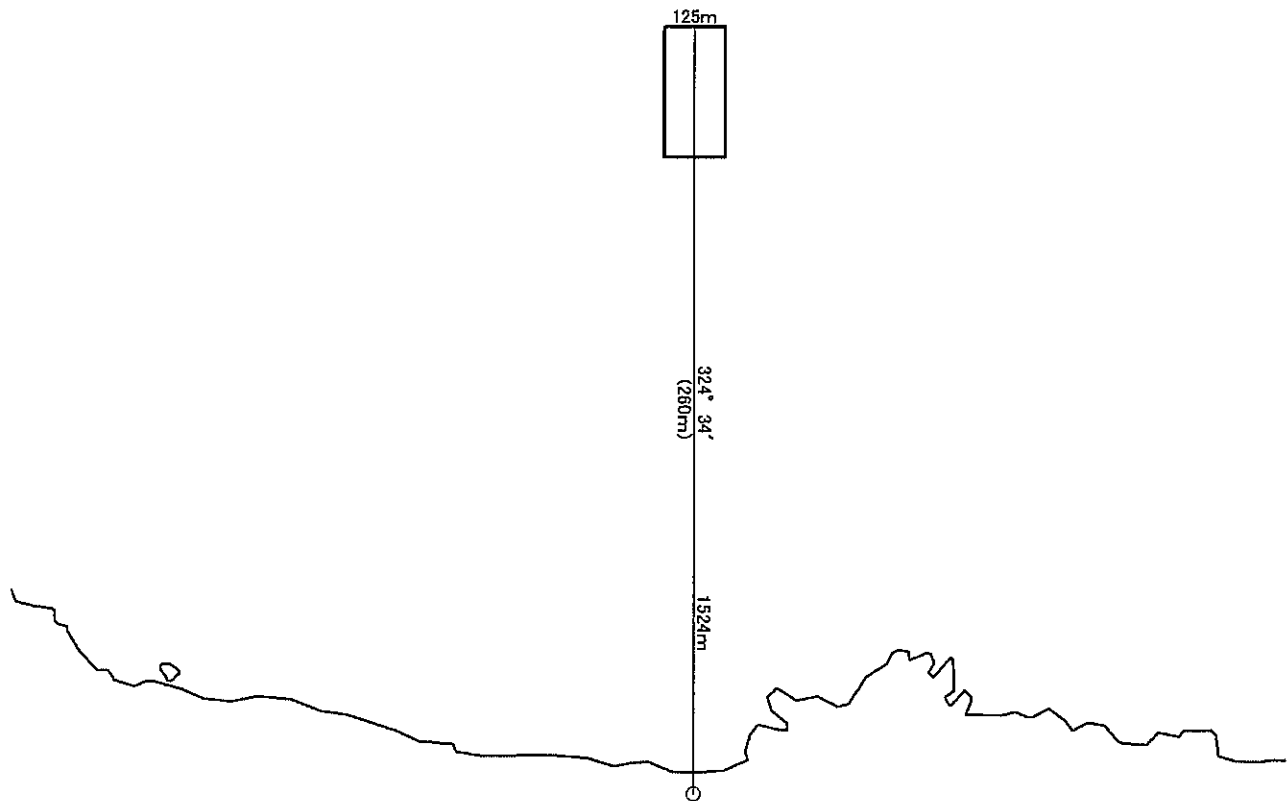
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -116257.4701

Y = 16106.6305



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第31号

### 漁場の位置

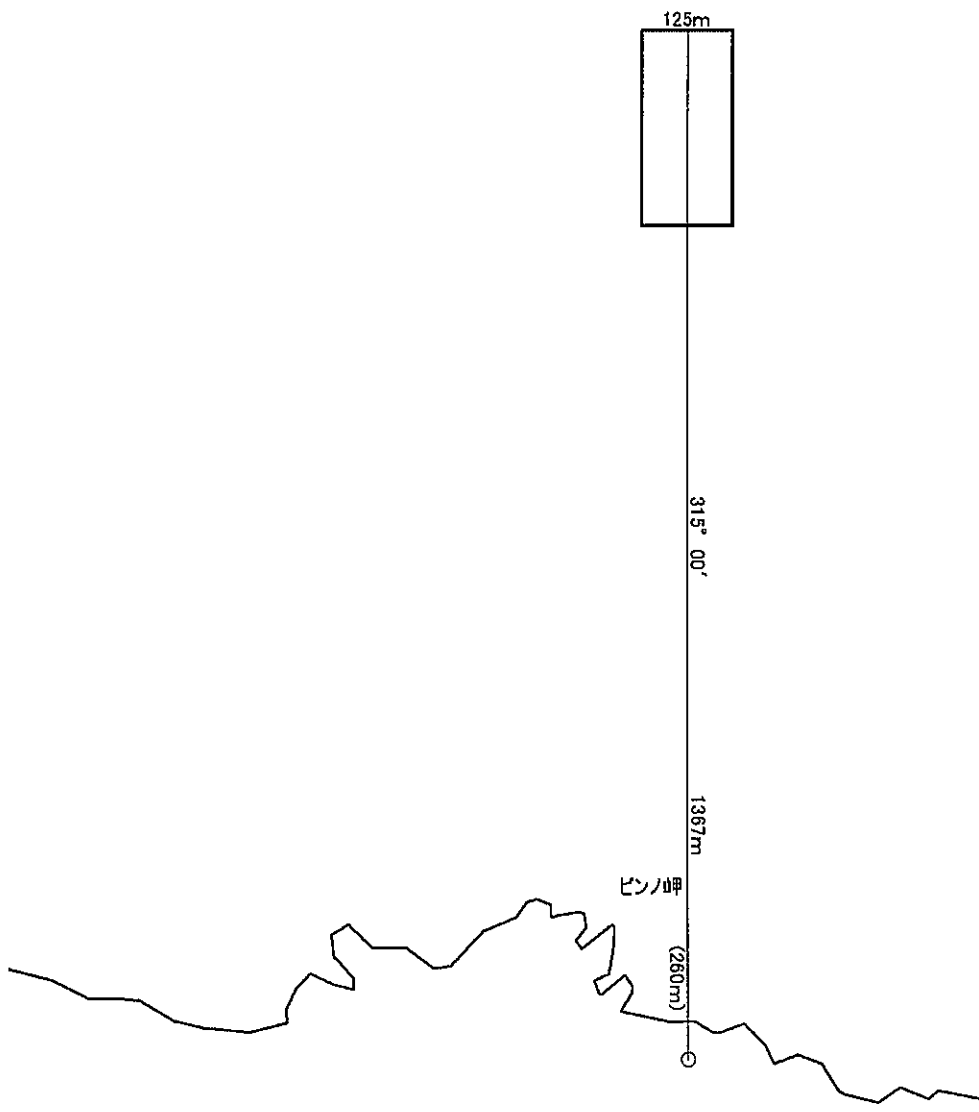
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -115781.943

Y = 16582.3449



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩小さけ定第32号

## 漁場の位置

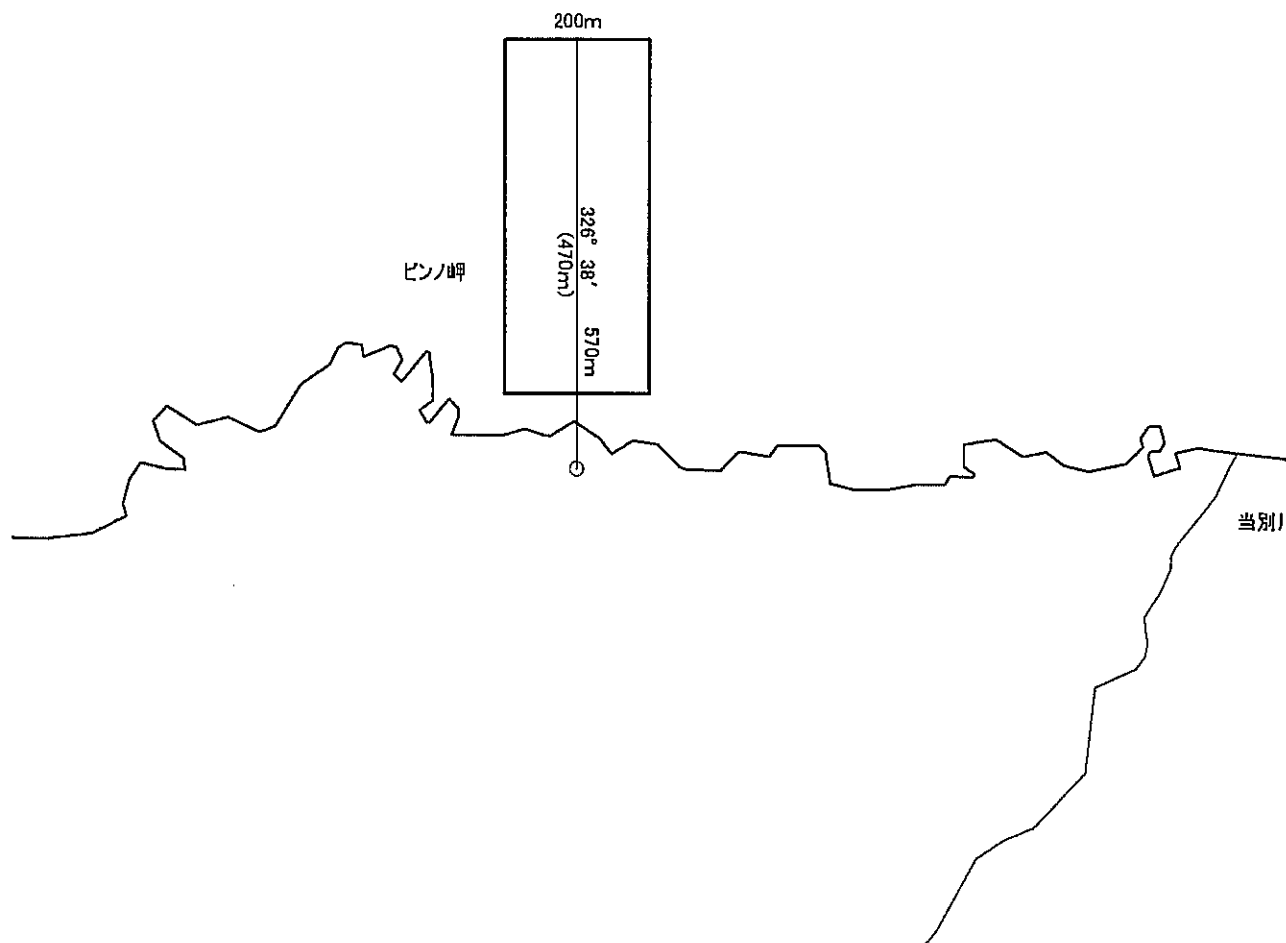
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -115744.962

Y = 16641.5664



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 岩底さけ定第33号

### 漁場の位置

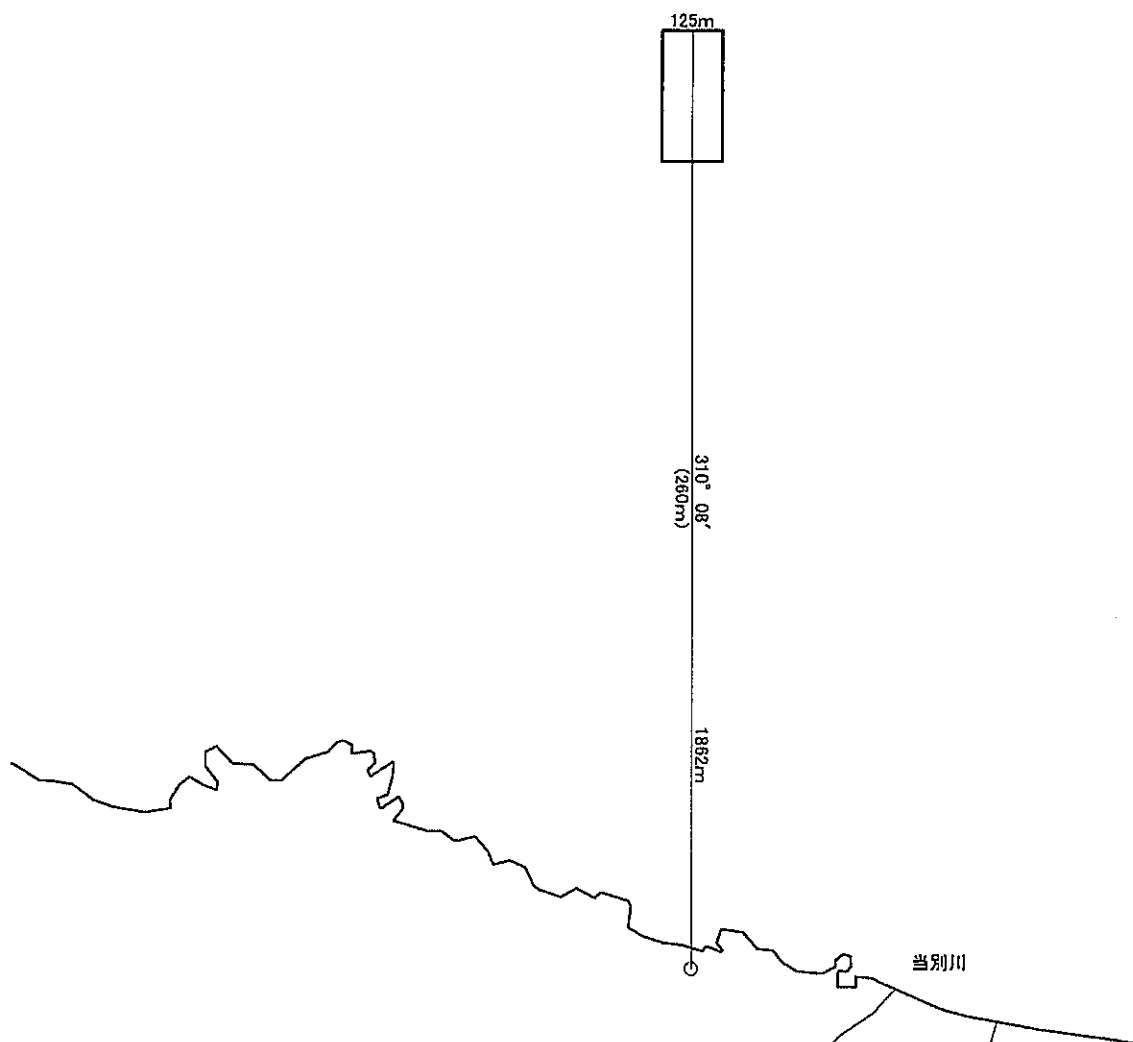
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -115520.8135

Y = 17090.5259



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

## 岩底さけ定第34号

### 漁場の位置

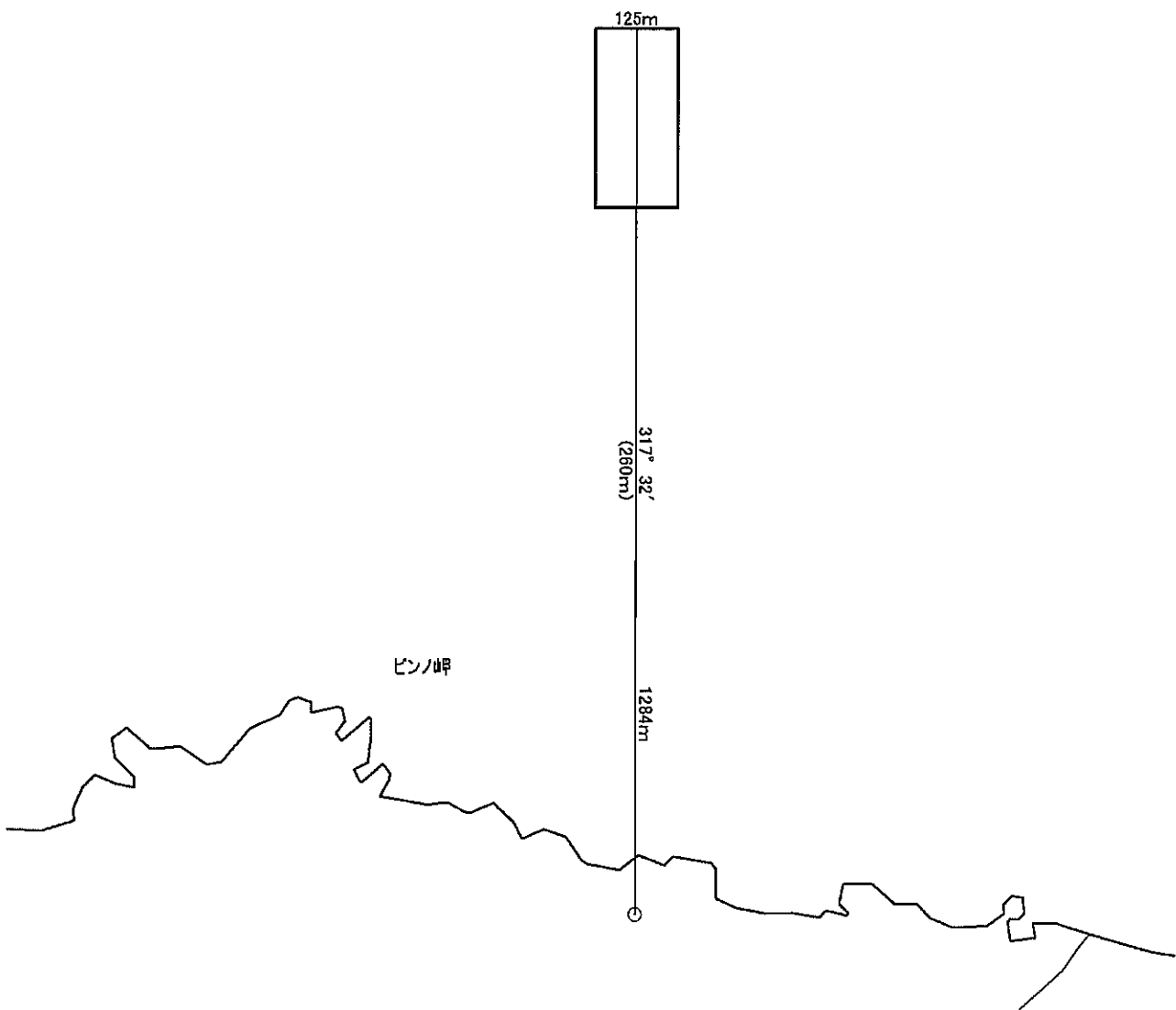
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -115667.4989

Y = 16869.6725



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第35号

### 漁場の位置

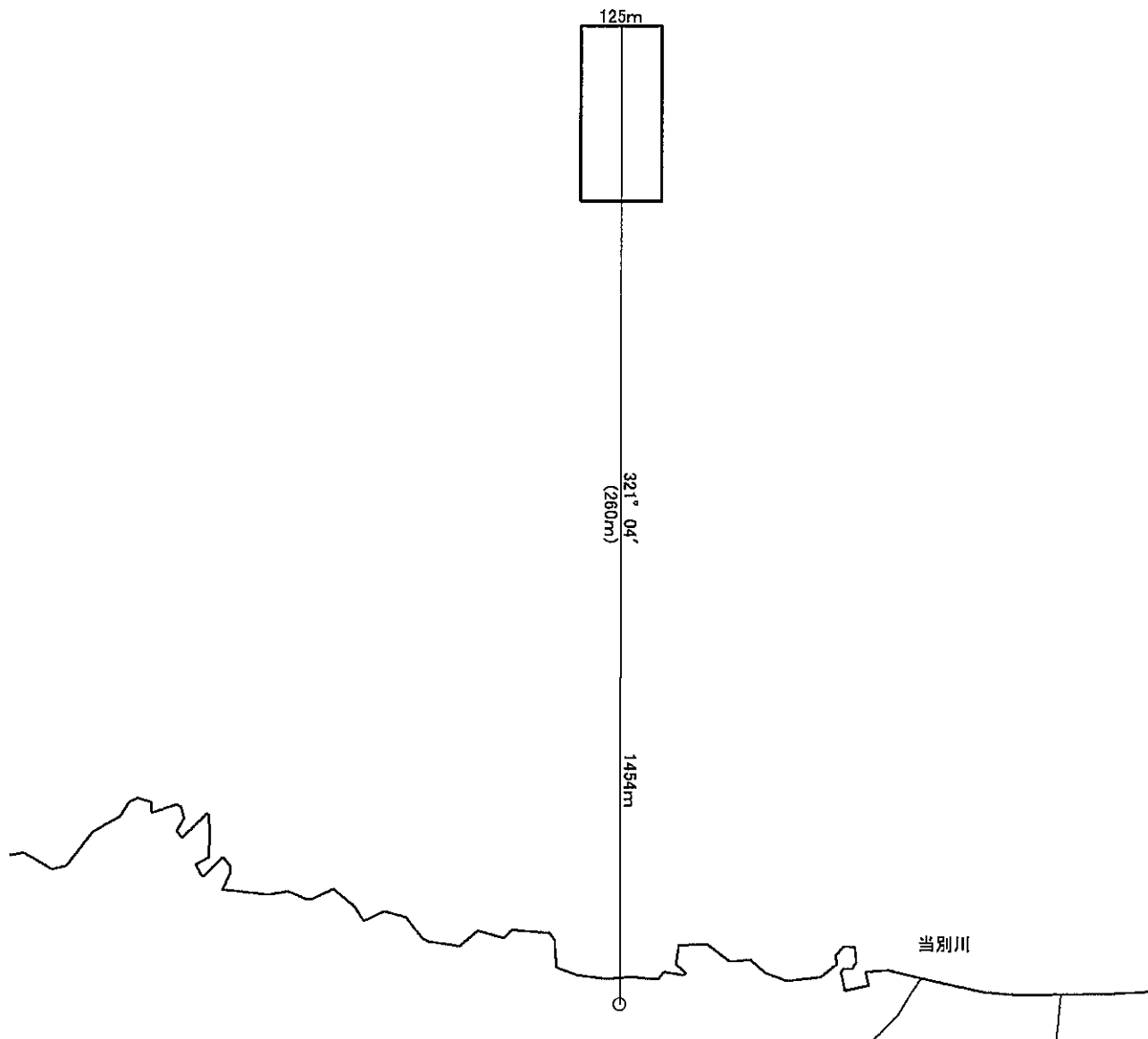
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -115548.2648

Y = 17054.5457



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

岩底さけ定第36号

## 漁場の位置

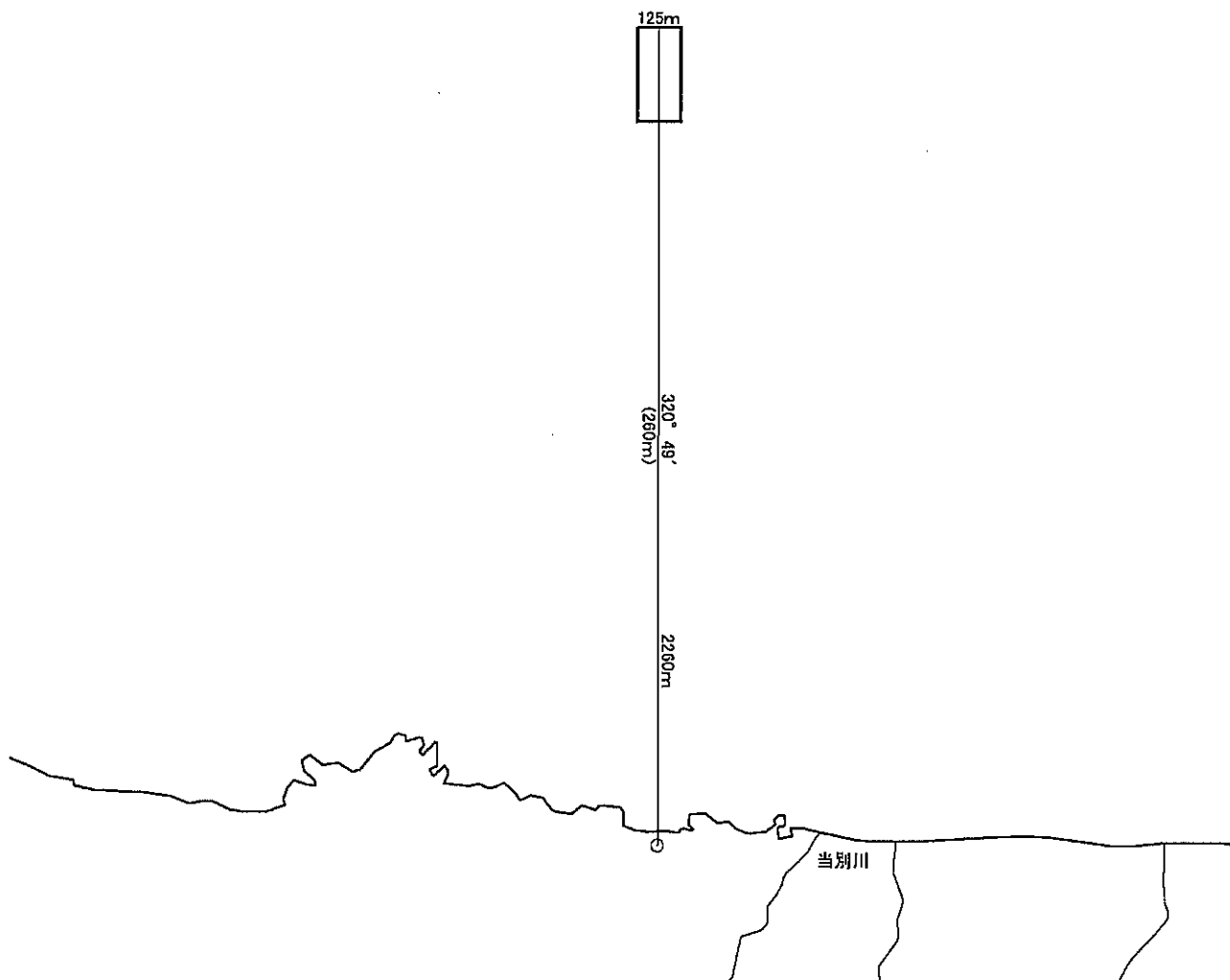
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -115548.2648

Y = 17054.5457



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第37号

### 漁場の位置

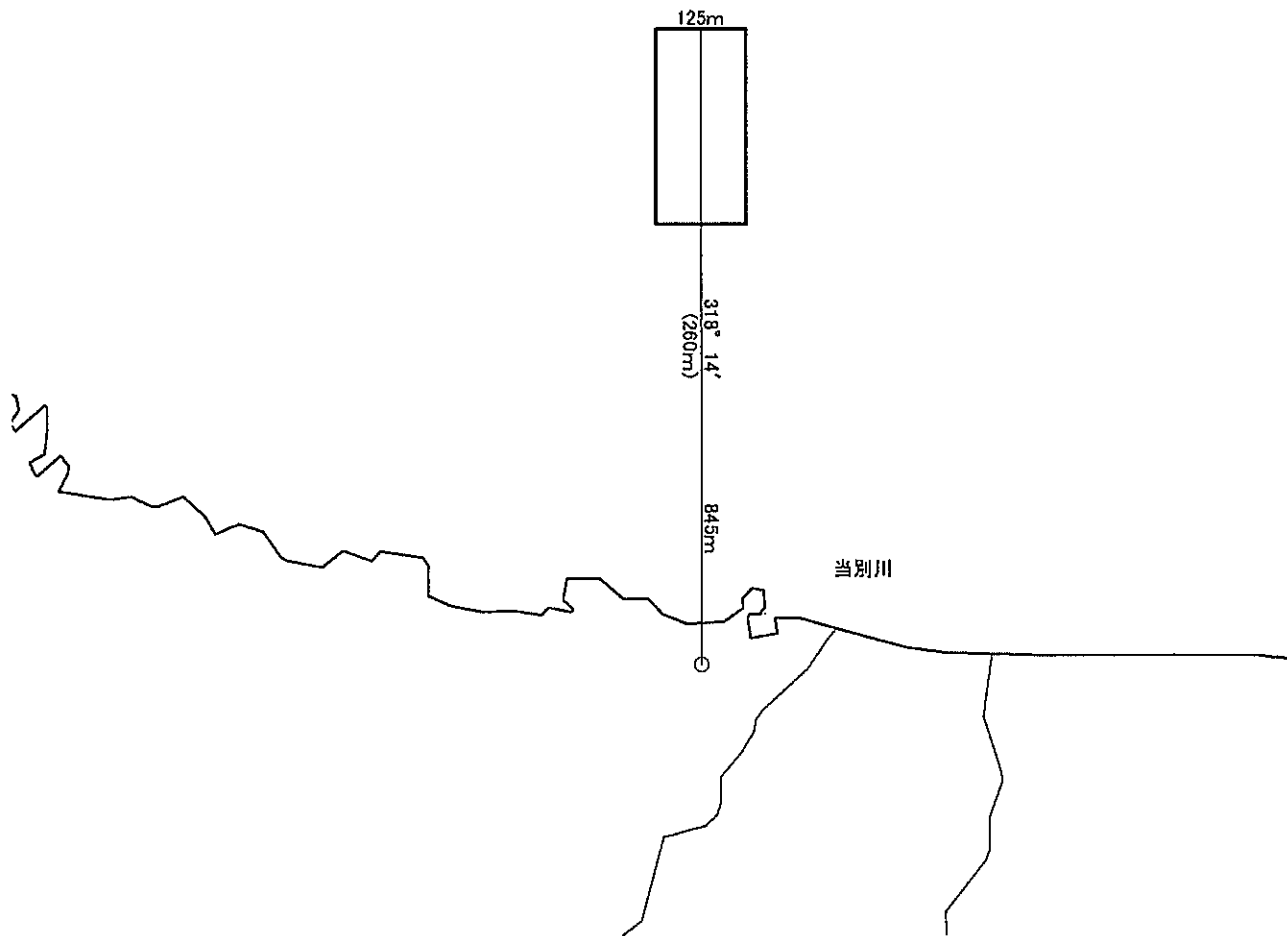
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -115384.8476

Y = 17285.7577



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩底さけ定第38号

## 漁場の位置

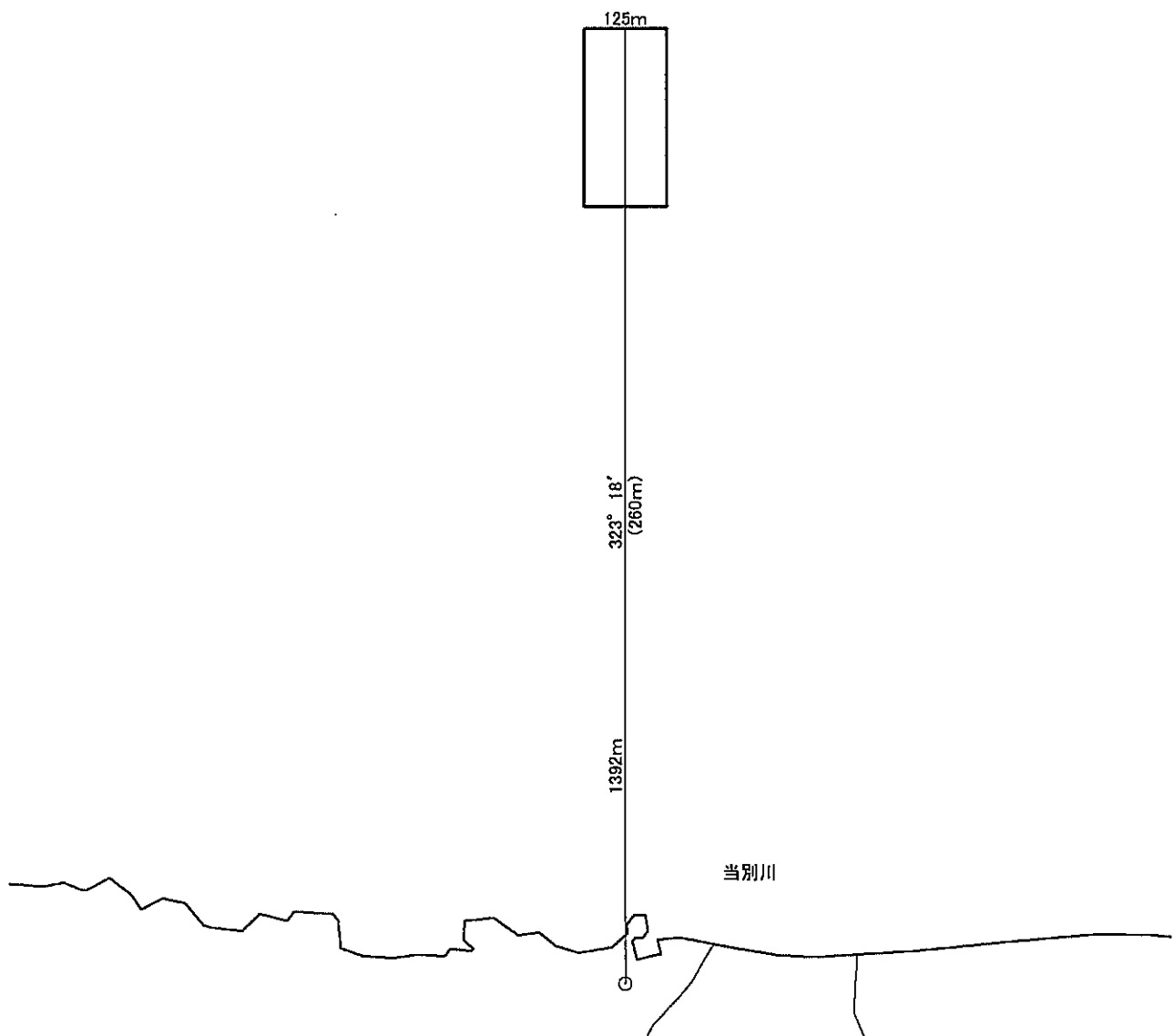
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -115350.9569

Y = 17318.9682



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩小さけ定第39号

## 漁場の位置

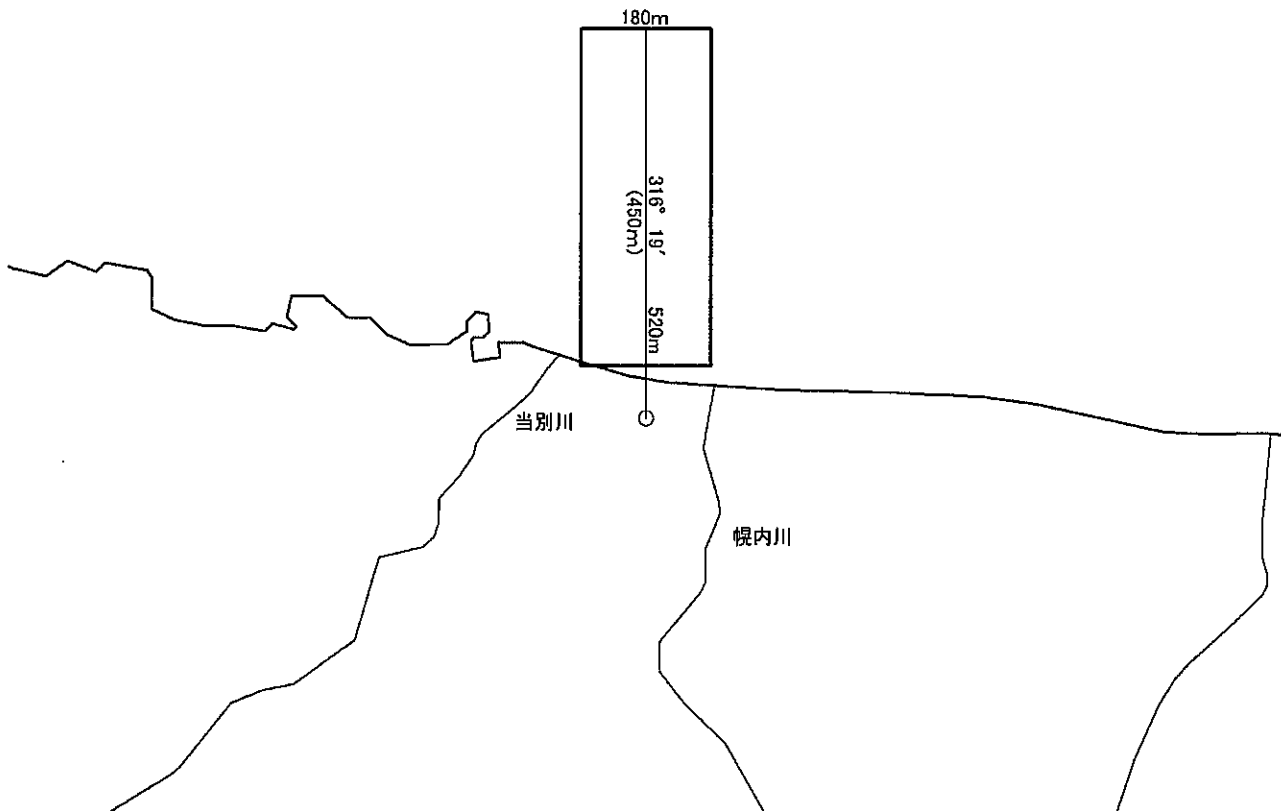
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -115203.0126

Y = 17537.5614



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第40号

### 漁場の位置

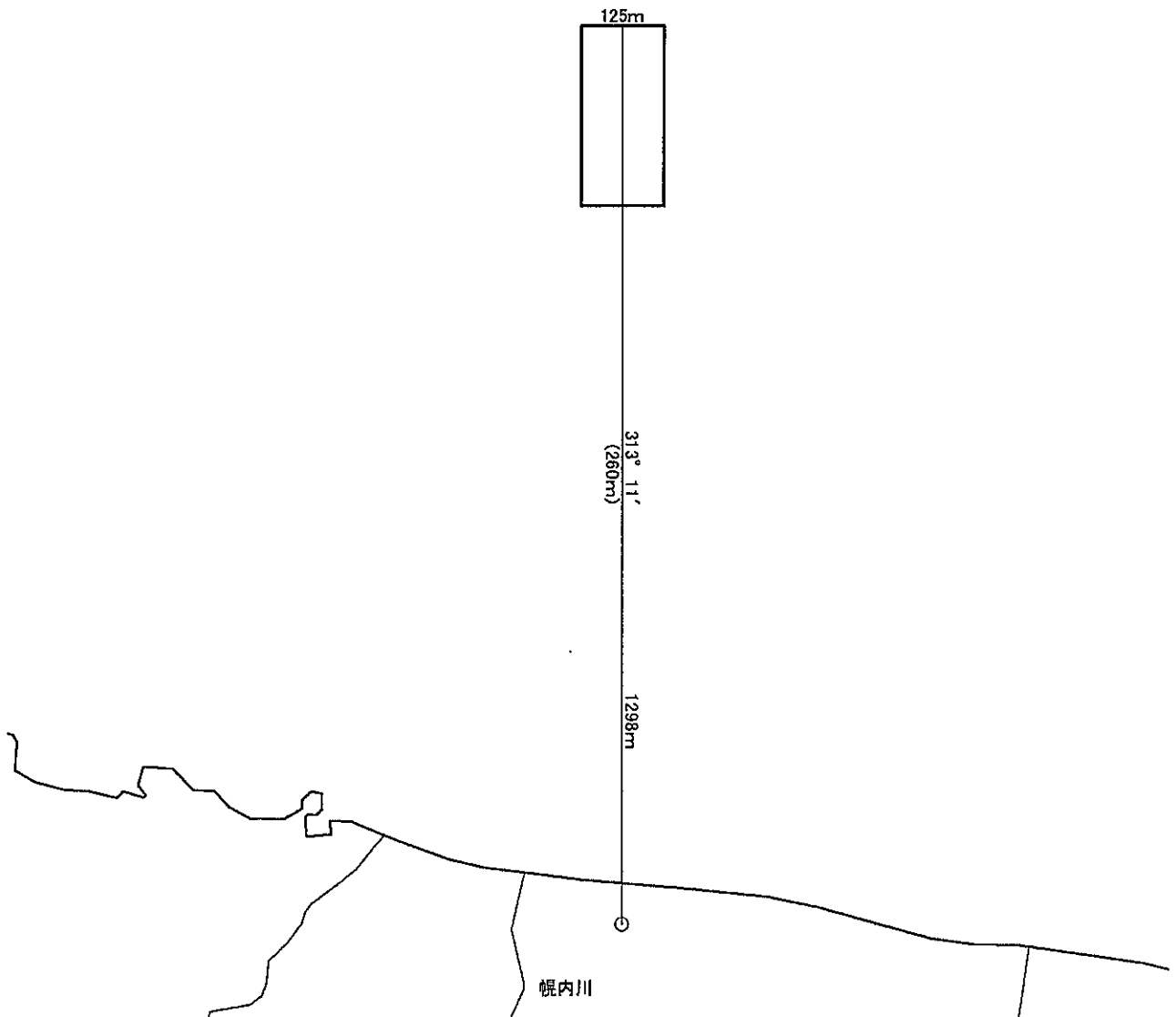
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -115050.909

Y = 17731.704



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩小さけ定第41号

## 漁場の位置

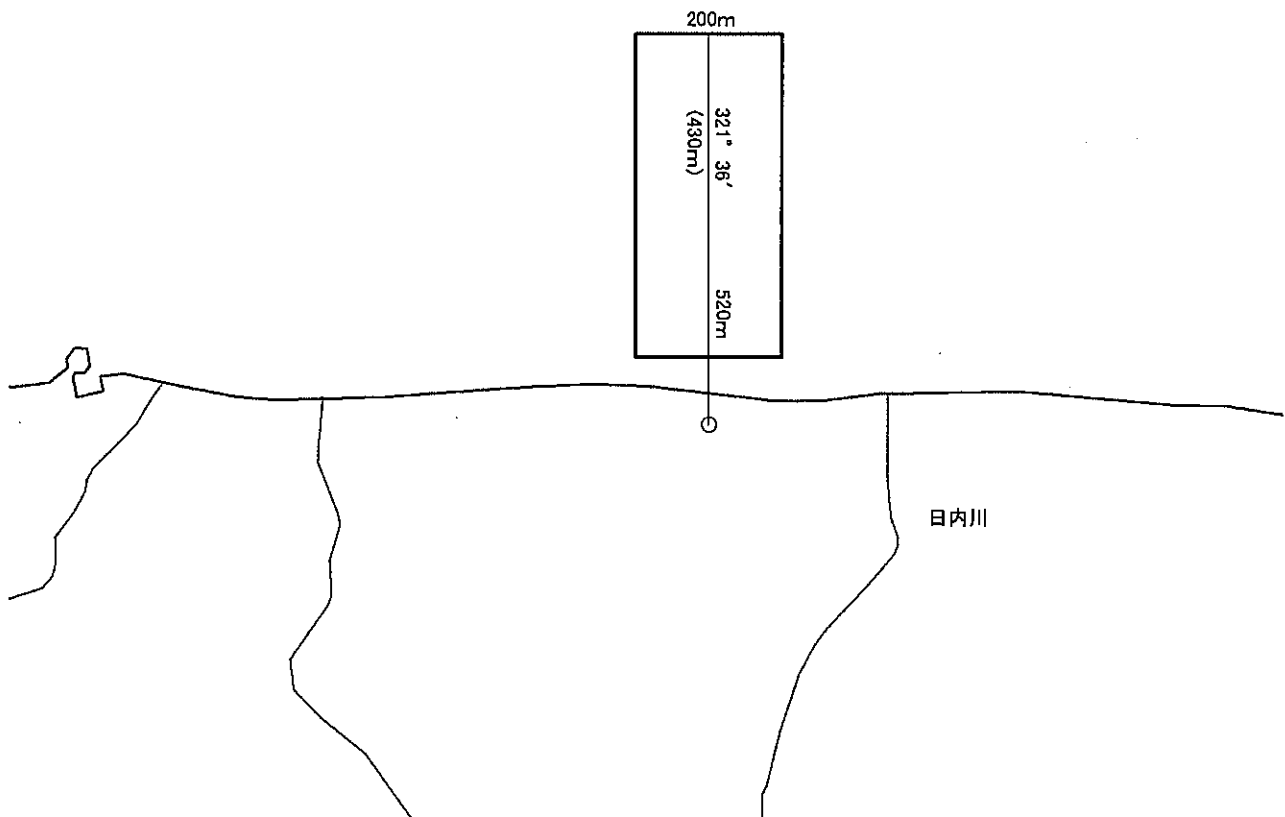
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -114807.3243

Y = 18011.0069



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 岩底さけ定第42号

### 漁場の位置

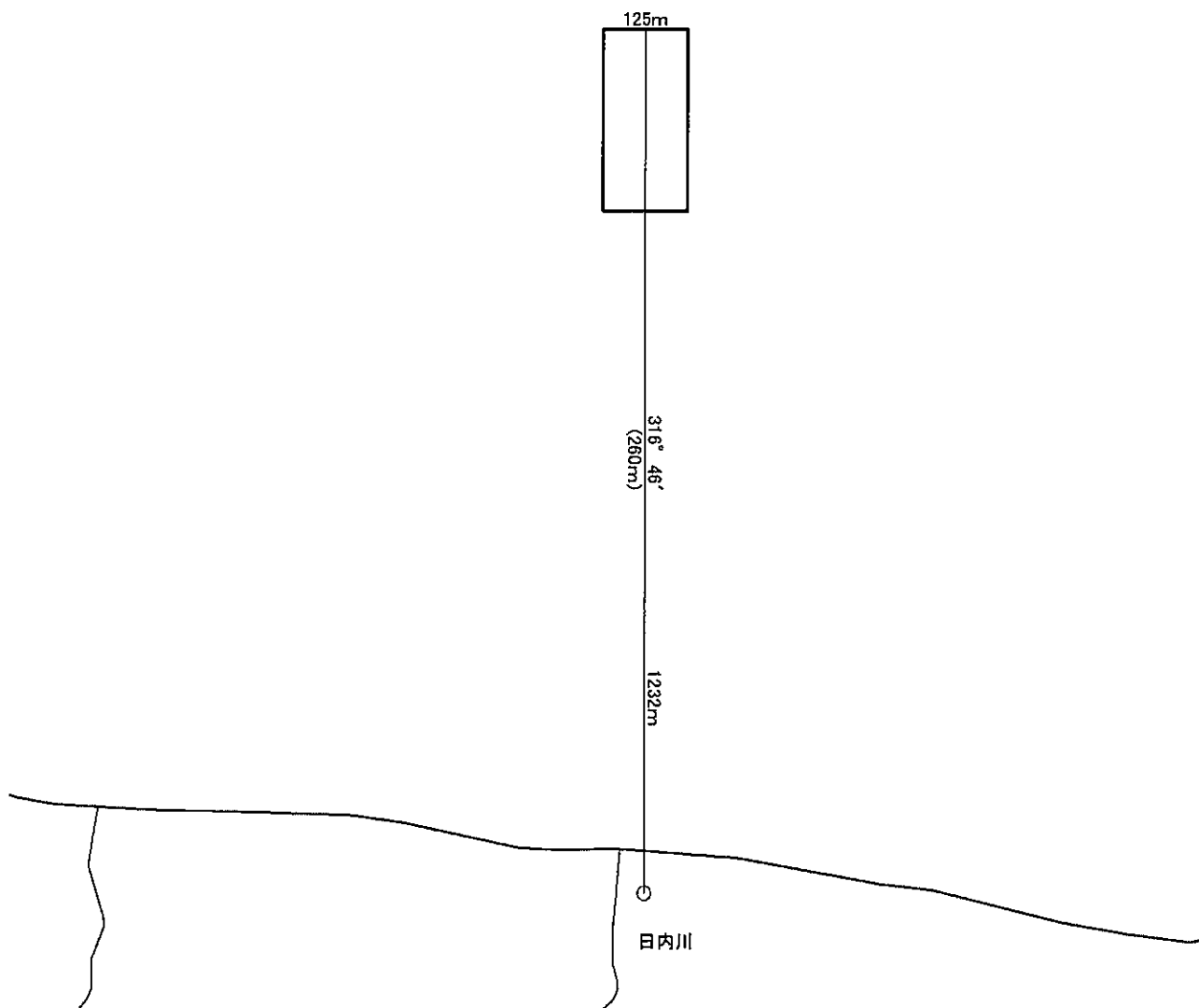
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -114643.4202

Y = 18245.2682



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 岩底さけ定第43号

### 漁場の位置

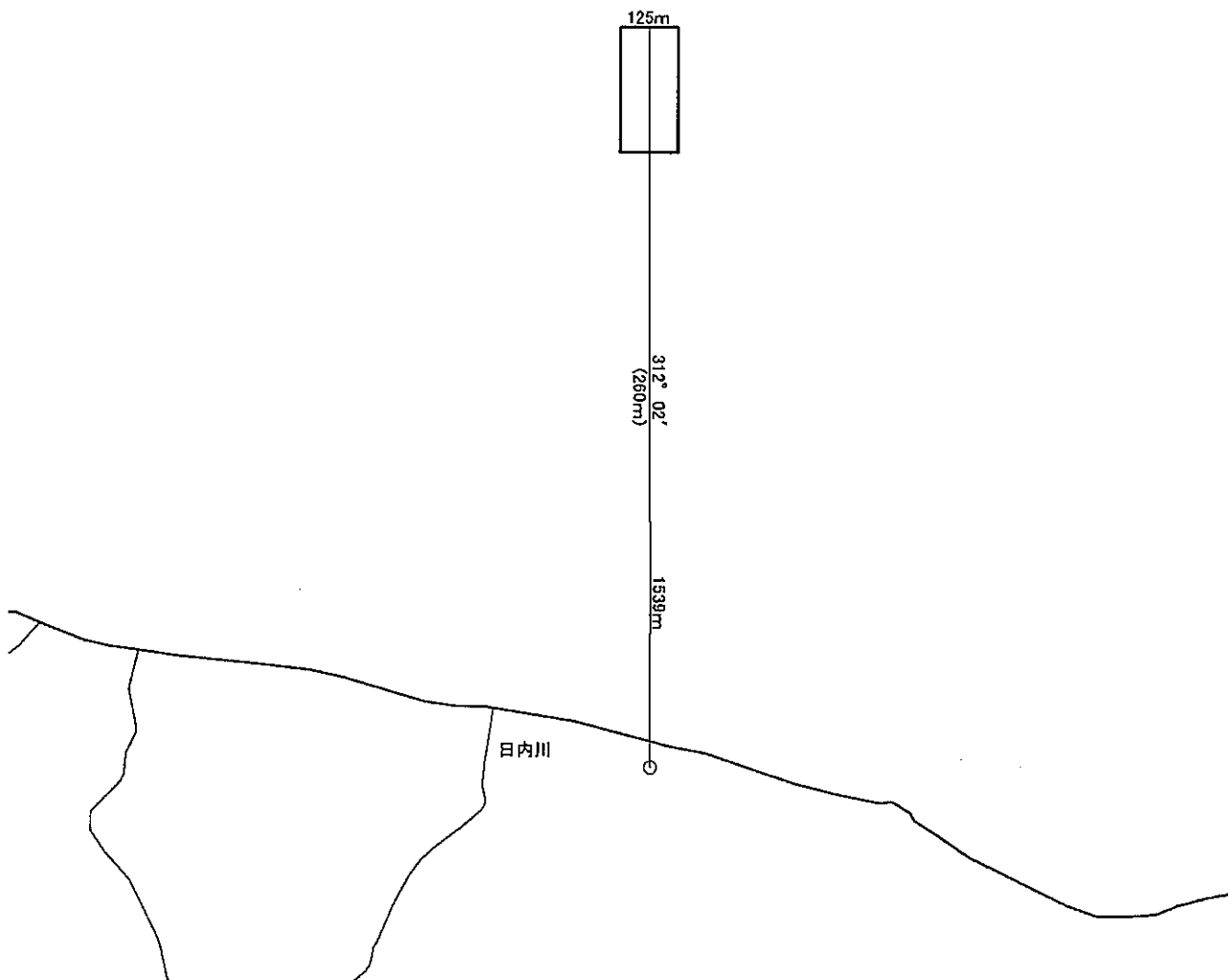
岩内郡岩内町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -114455.8372

Y = 18495.0992



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩小さけ定第44号

## 漁場の位置

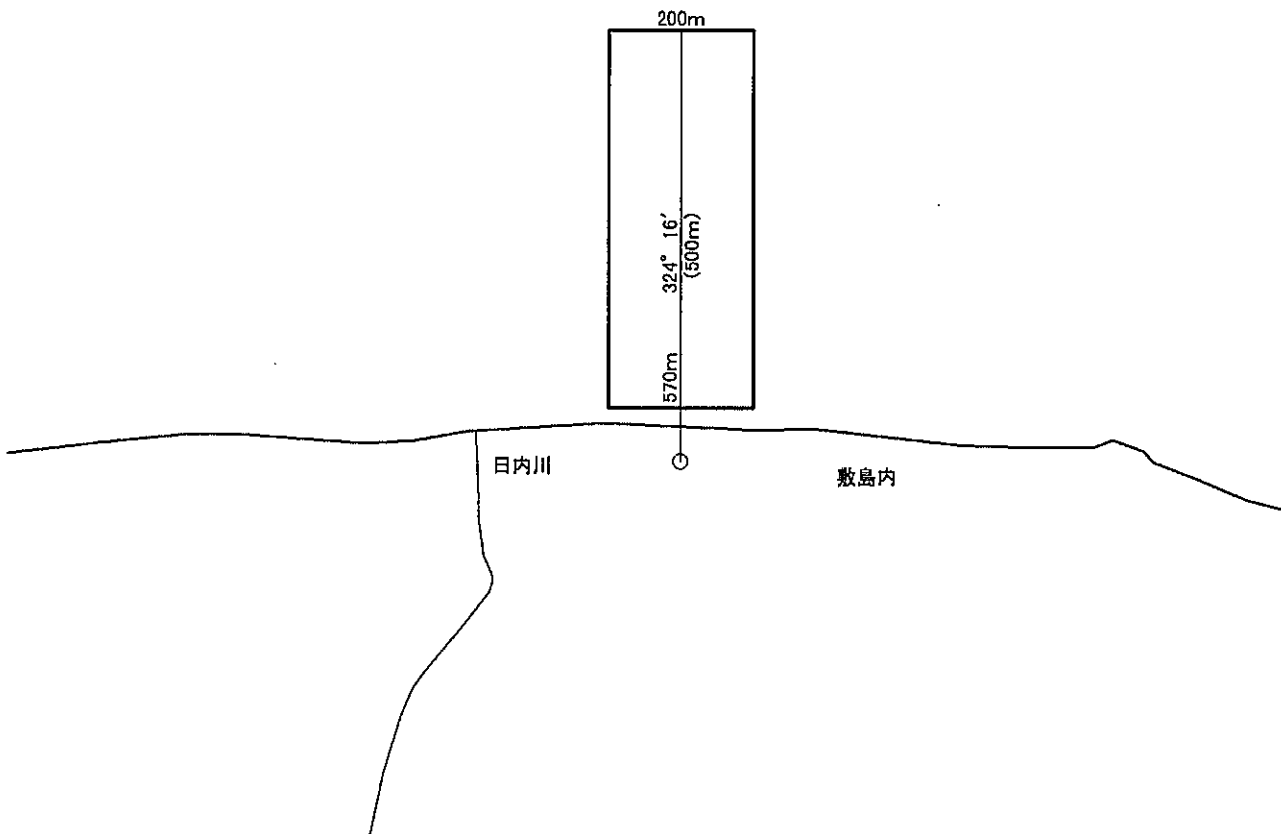
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -114489.4079

Y = 18429.3189



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩小さけ定第45号

## 漁場の位置

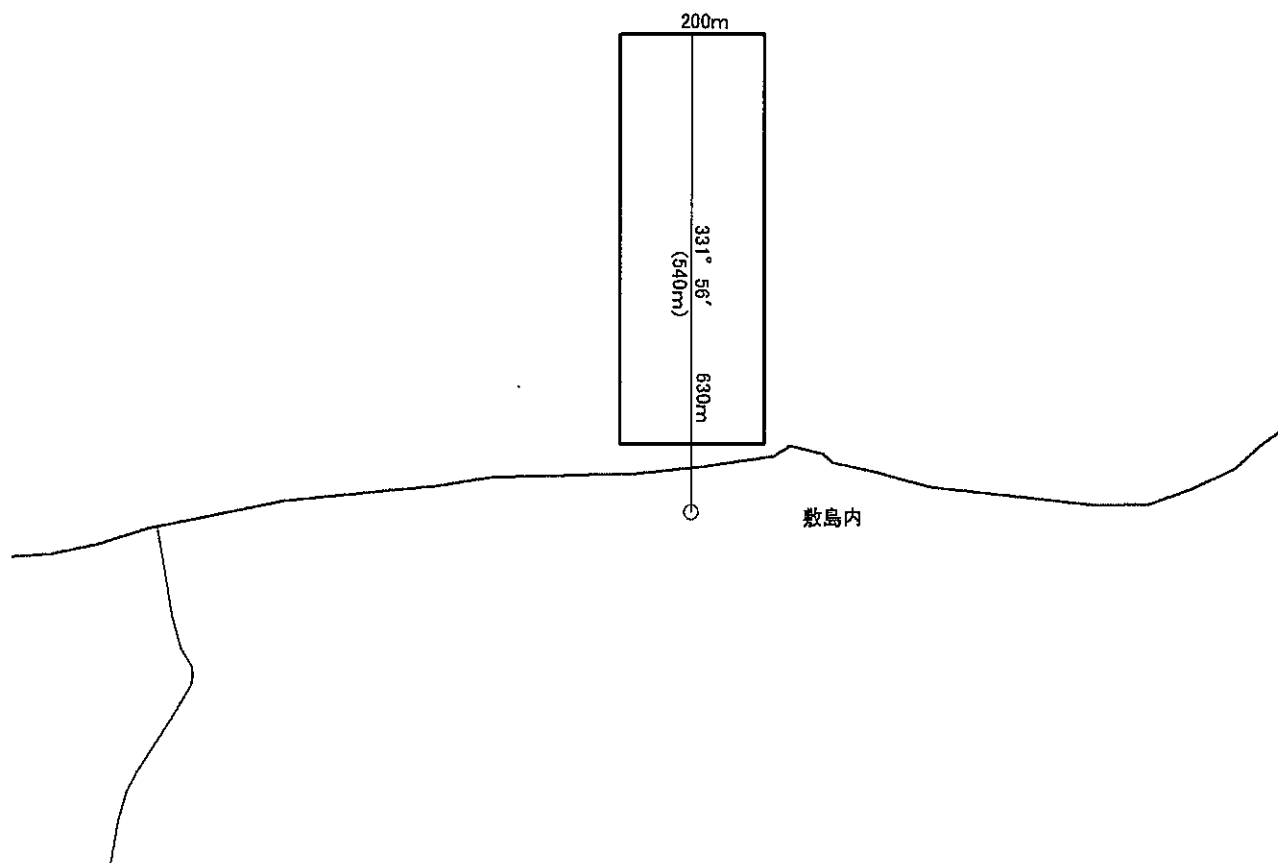
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -114257.2551

Y = 18817.1205



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩小さけ定第46号

## 漁場の位置

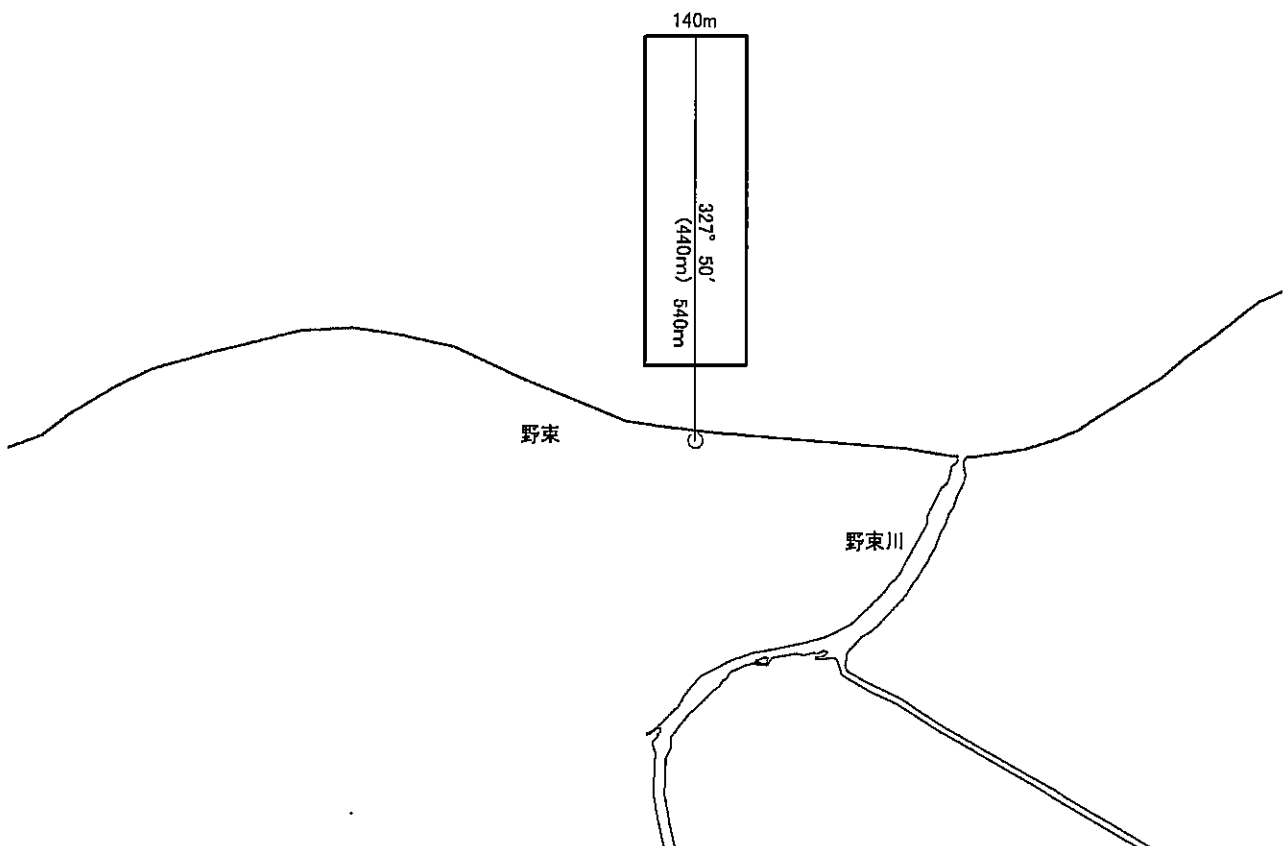
岩内郡岩内町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -113377.3265

Y = 20216.5582



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩小さけ定第47号

漁場の位置

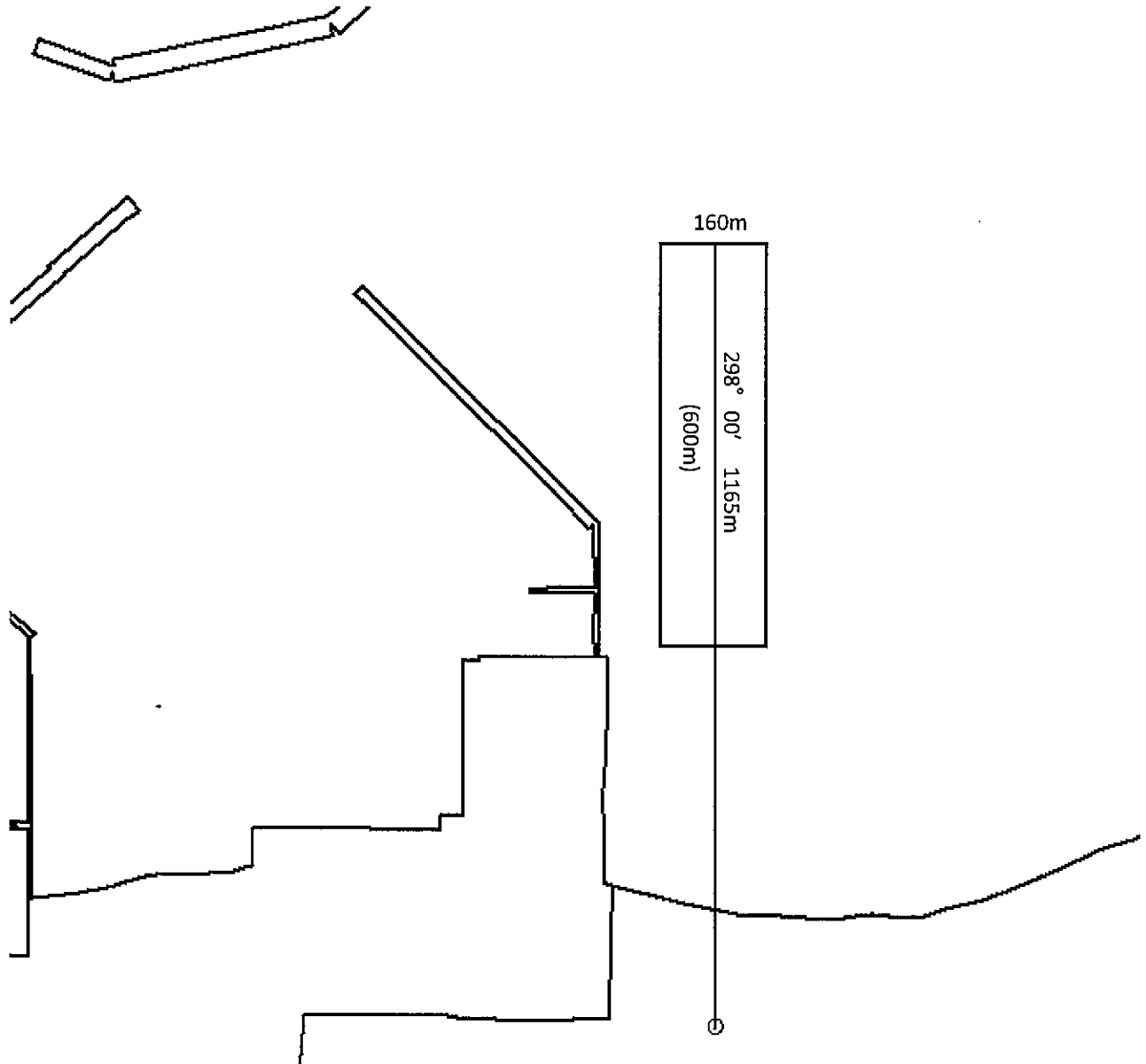
岩内郡共和町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -111222.3988

Y = 22643.2829



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 岩底さけ定第48号

### 漁場の位置

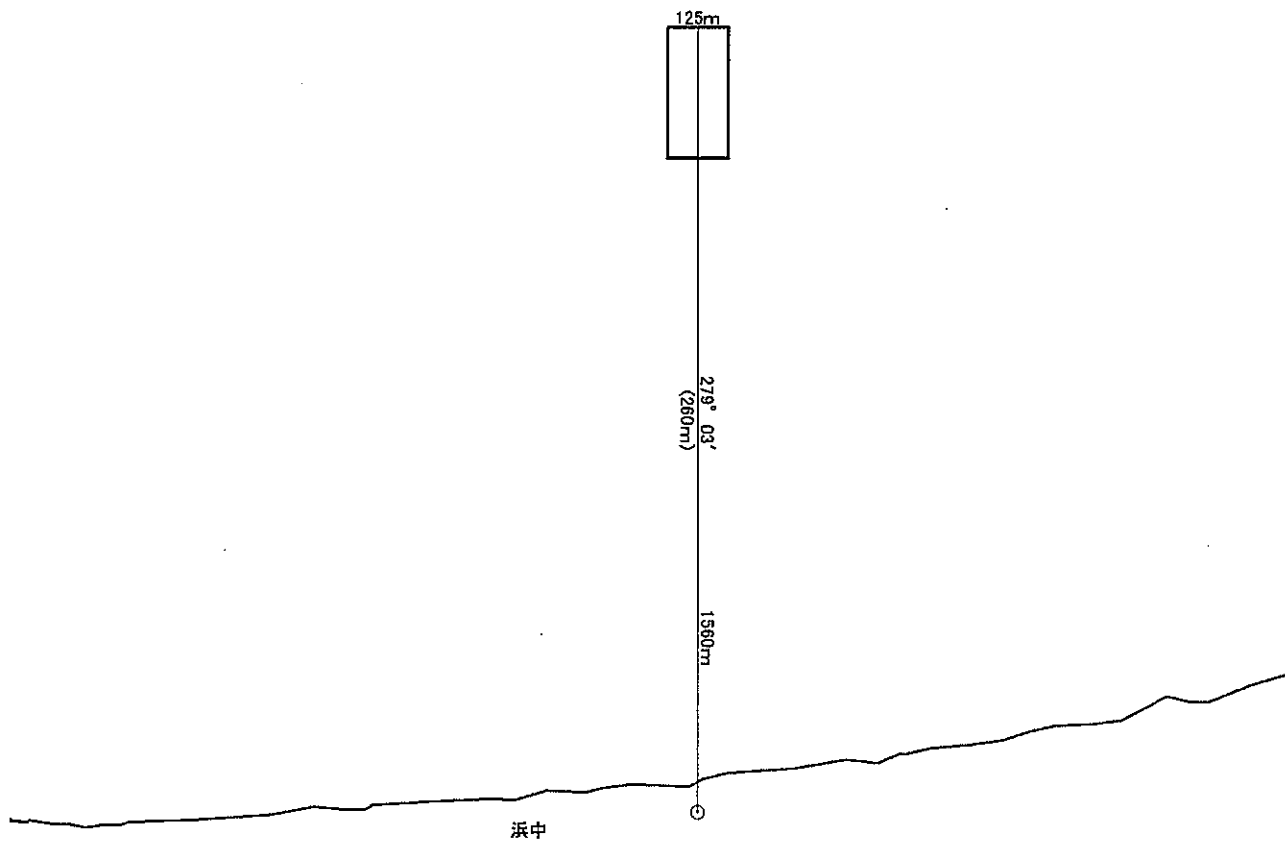
岩内郡共和町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -109481.6853

Y = 22842.2613



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

岩小さけ定第49号

## 漁場の位置

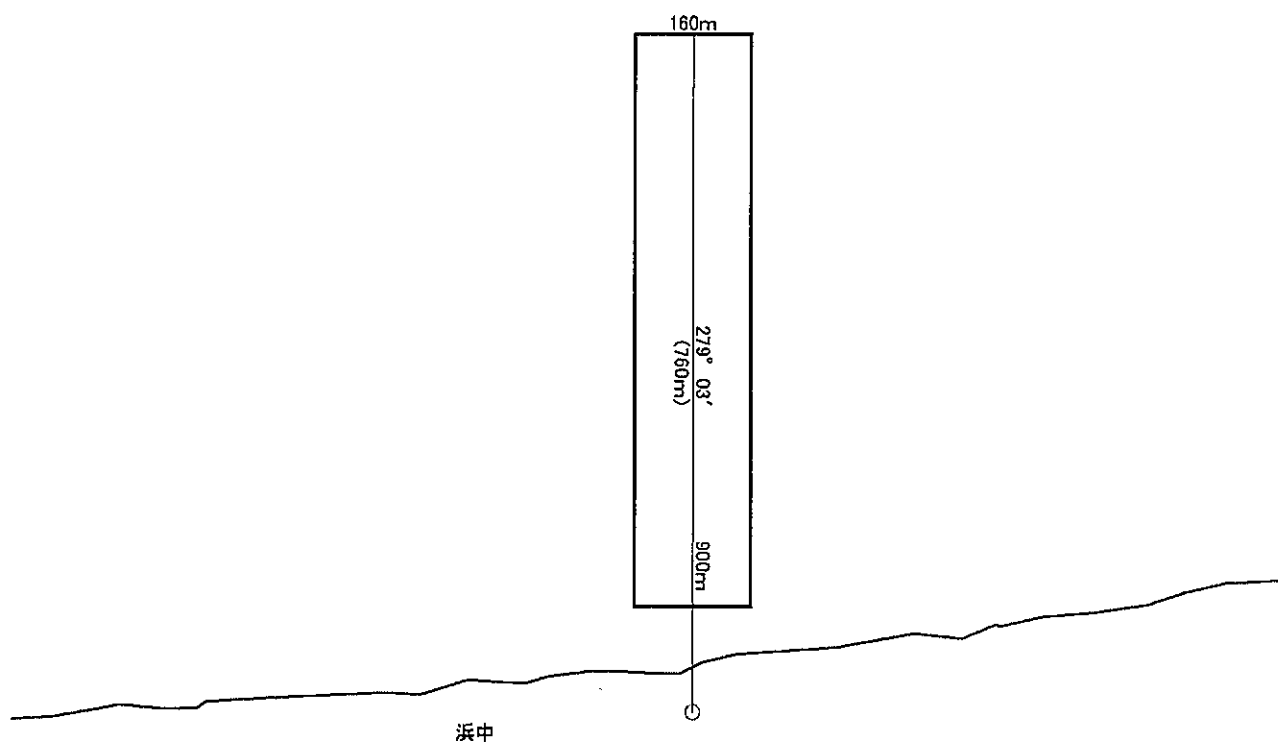
岩内郡共和町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -109481.6853

Y = 22842.2613



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 寿ほっけ・まぐろ・さけ定第1号

### 漁場の位置

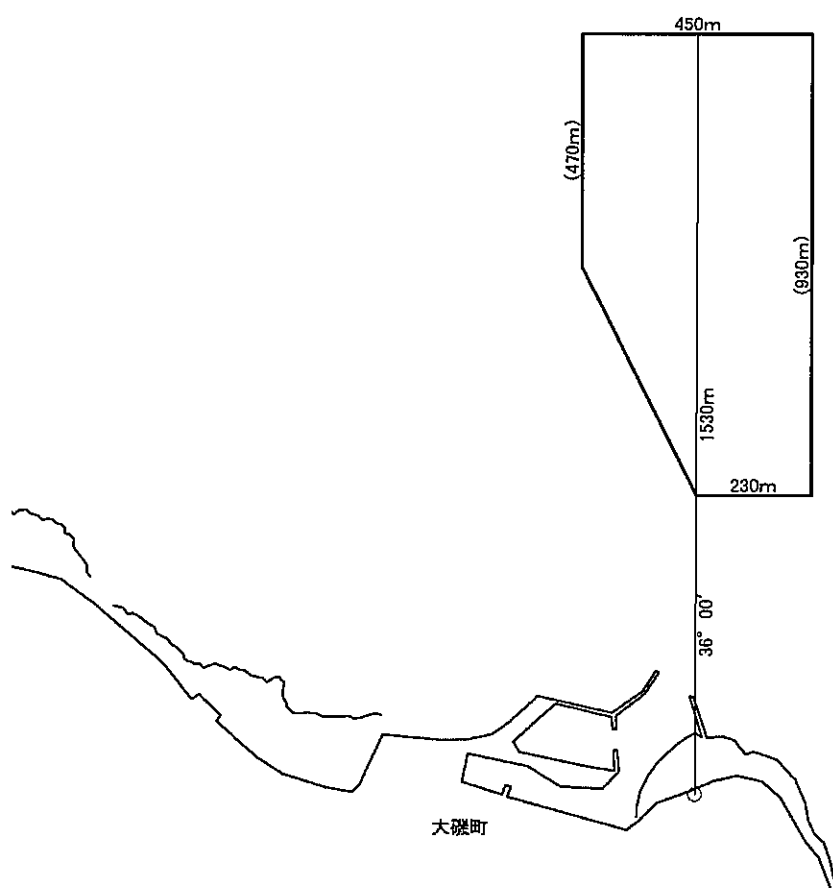
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -134060.228

Y = -1103.4256



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿ほっけ・まぐろ・さけ定第2号

### 漁場の位置

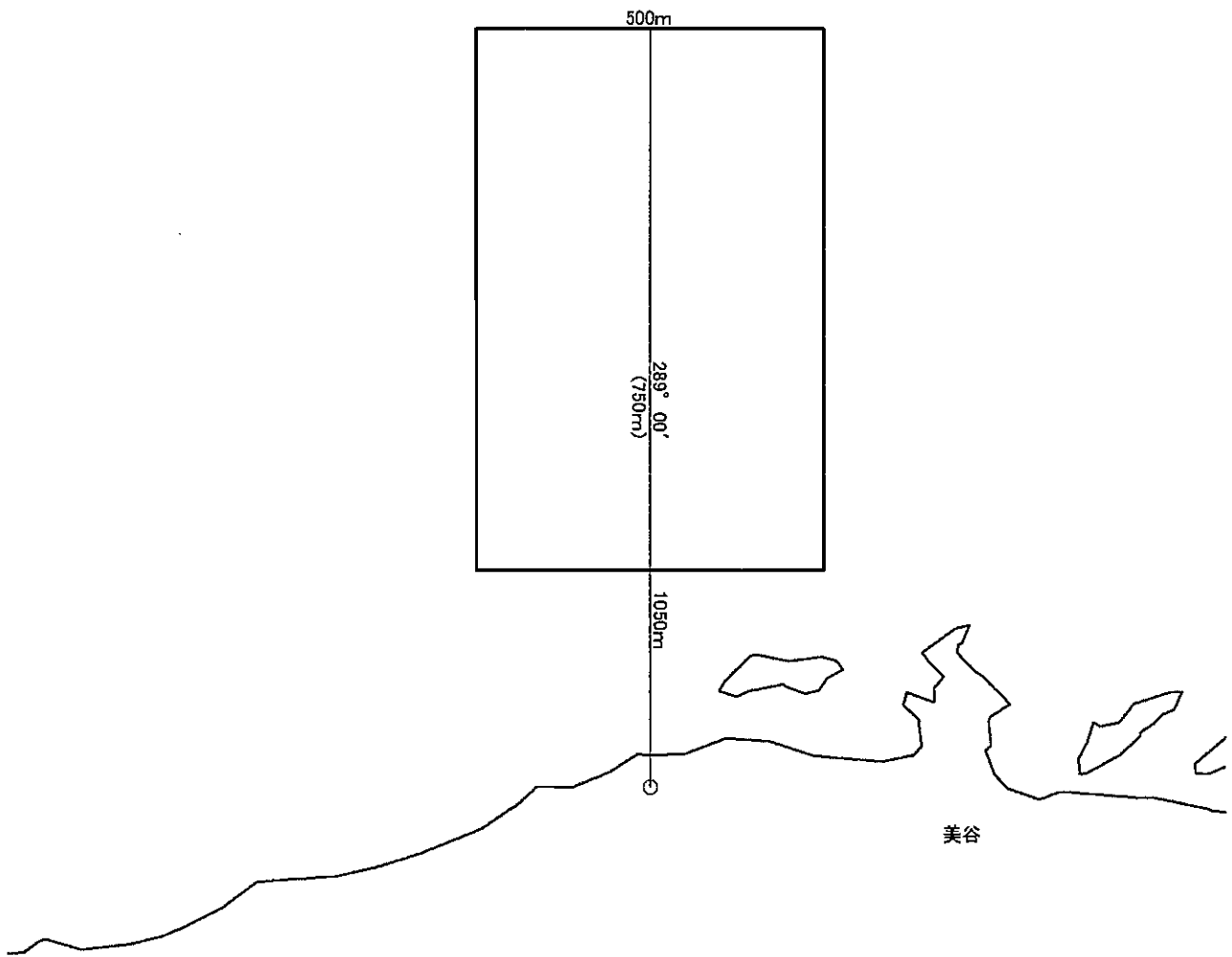
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -130620.8336

Y = 4518.1502



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿底さけ定第1号

### 漁場の位置

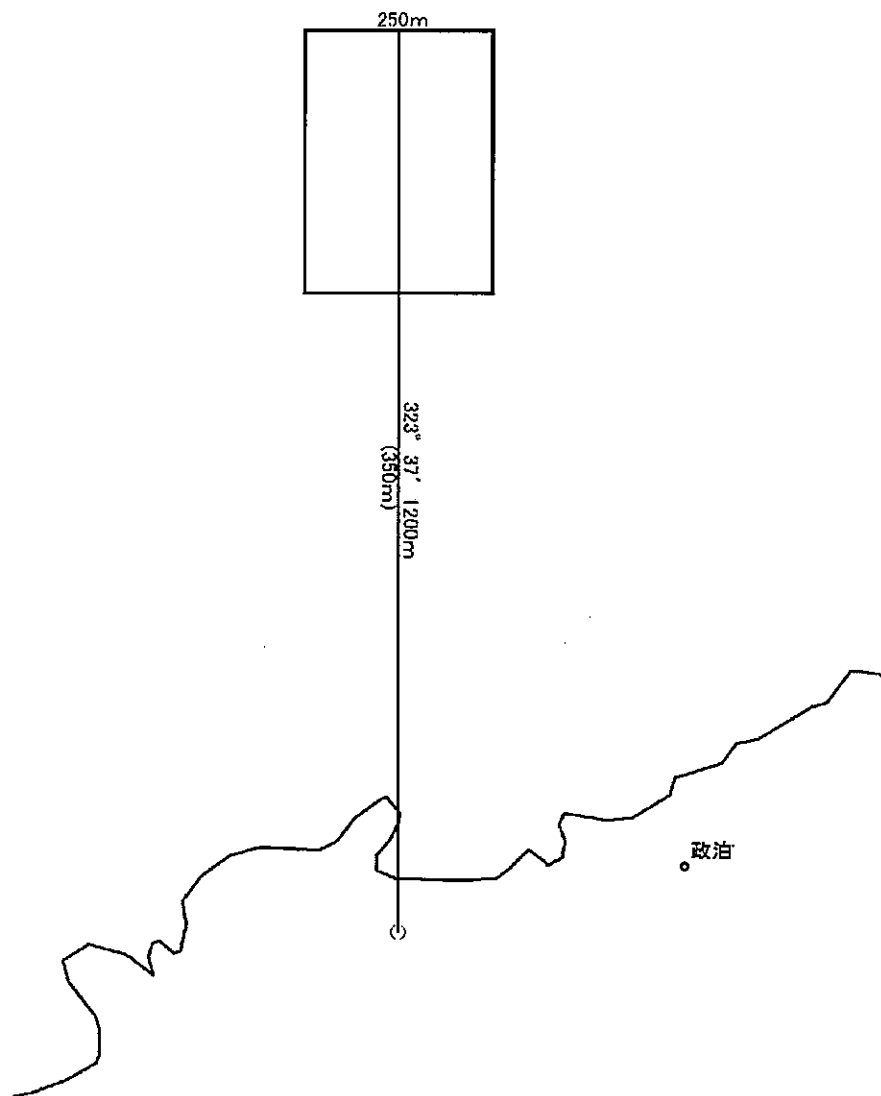
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -131531.4616

Y = -5644.6913



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿小さけ定第2号

### 漁場の位置

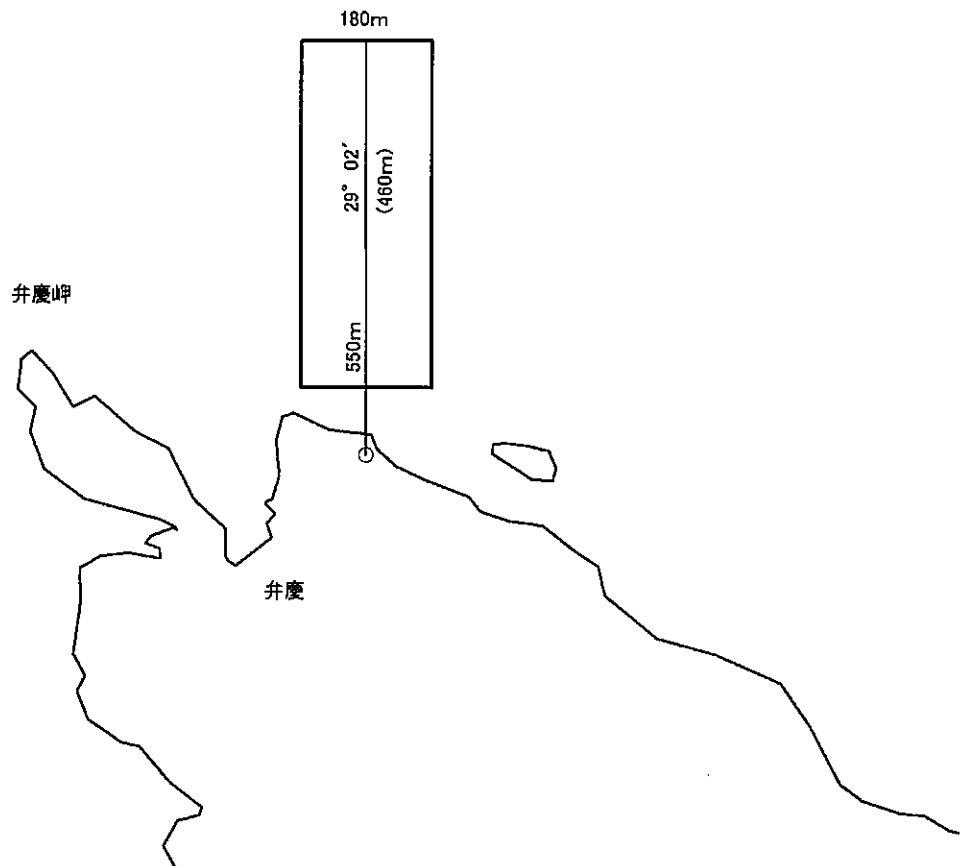
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -130578.9401

Y = -4875.7173



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 寿底さけ定第3号

### 漁場の位置

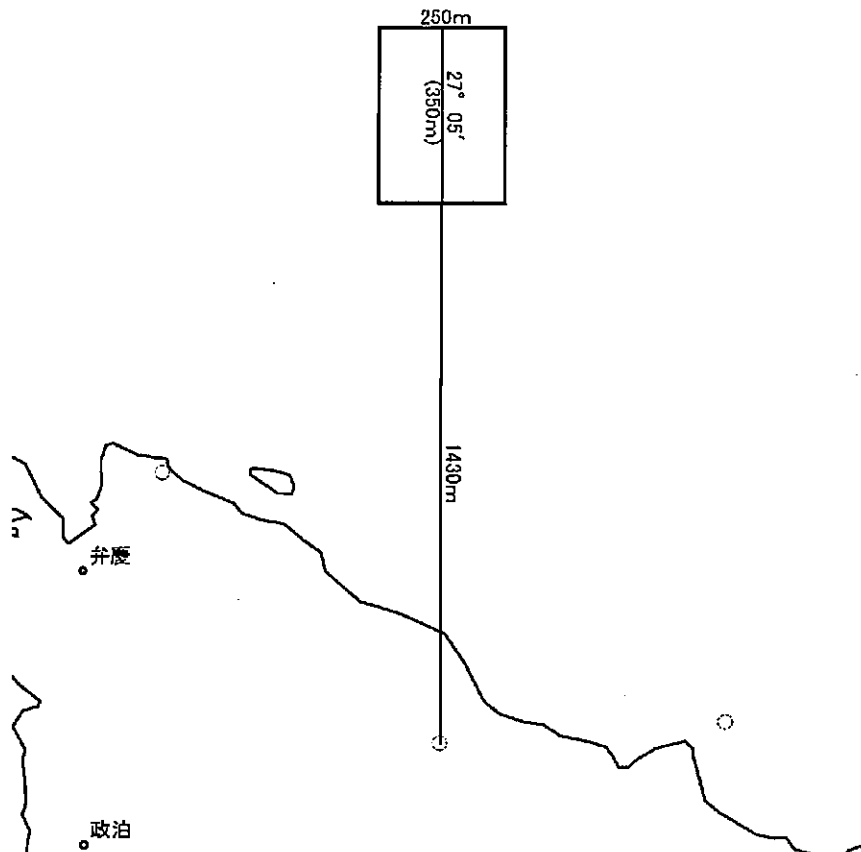
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -131309.6290

Y = -4630.6087



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 寿底さけ定第4号

### 漁場の位置

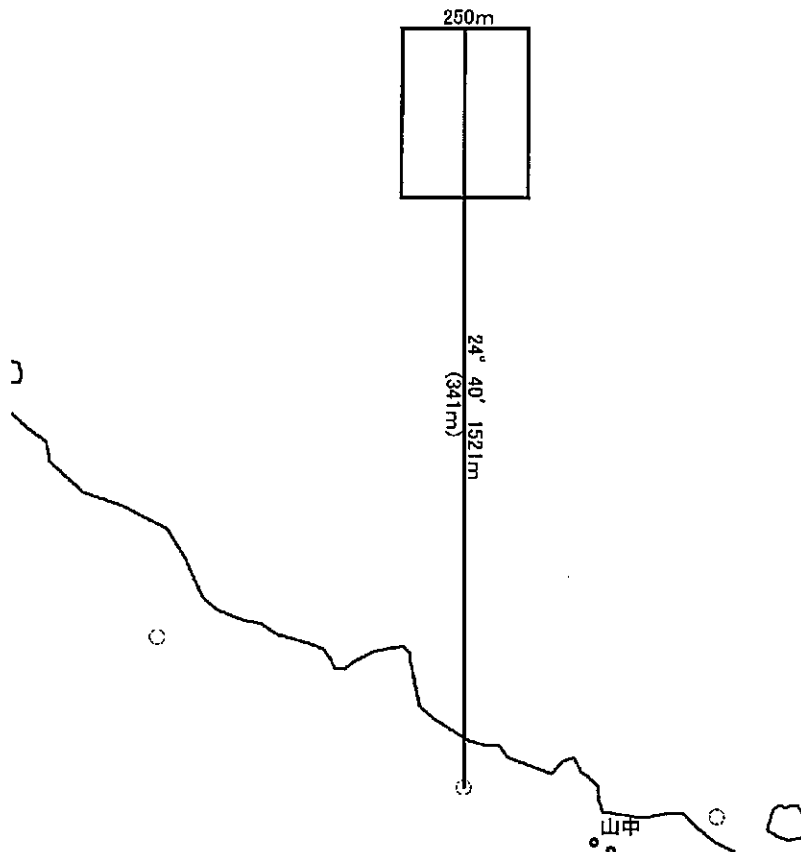
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -131833.7790

Y = -4205.5959



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿小さけ定第5号

### 漁場の位置

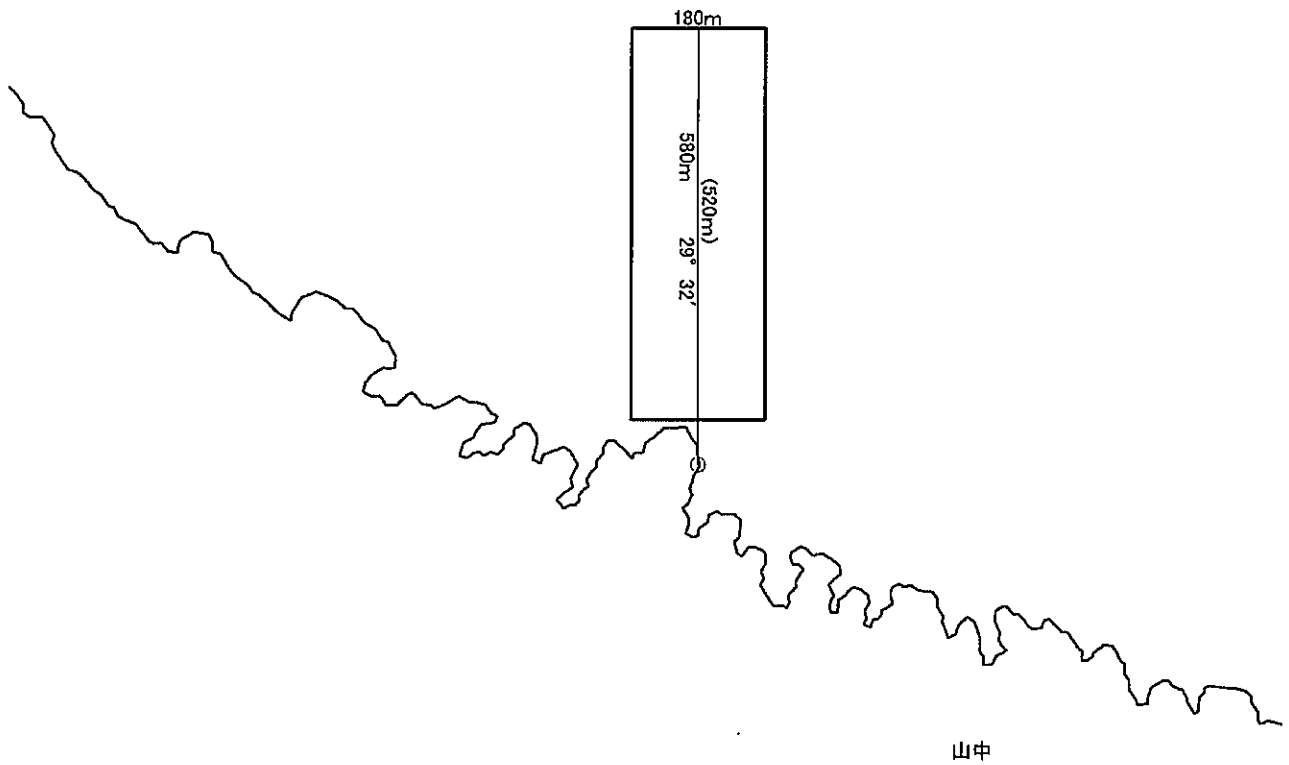
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -131527.7256

Y = -4108.9539



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿小さけ定第6号

### 漁場の位置

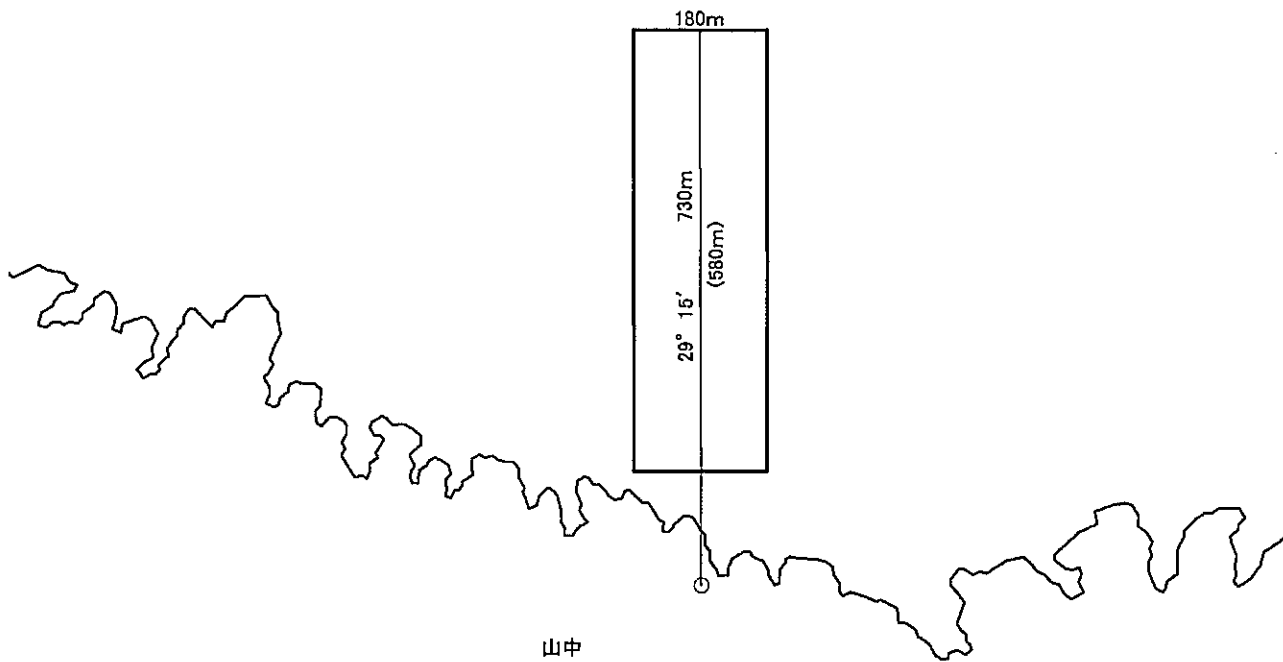
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -132094.6517

Y = -3774.857



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿底さけ定第7号

### 漁場の位置

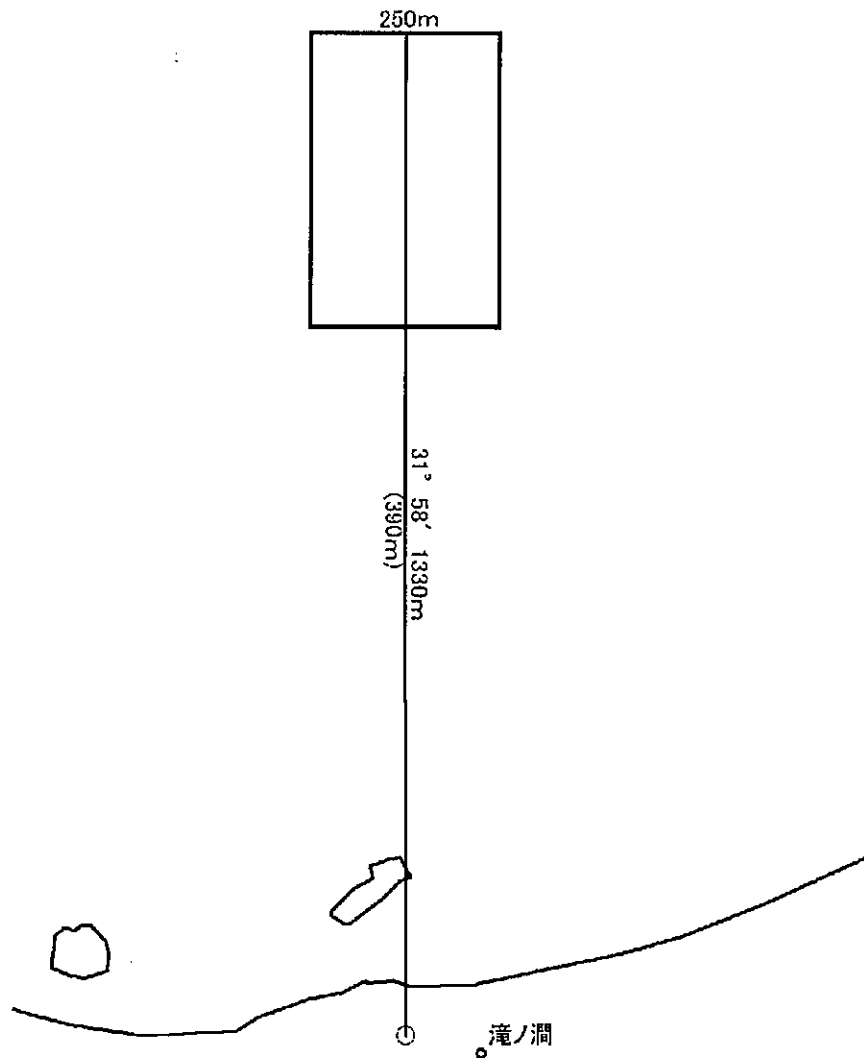
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -132487.569

Y = -3344.597



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 寿底さけ定第8号

### 漁場の位置

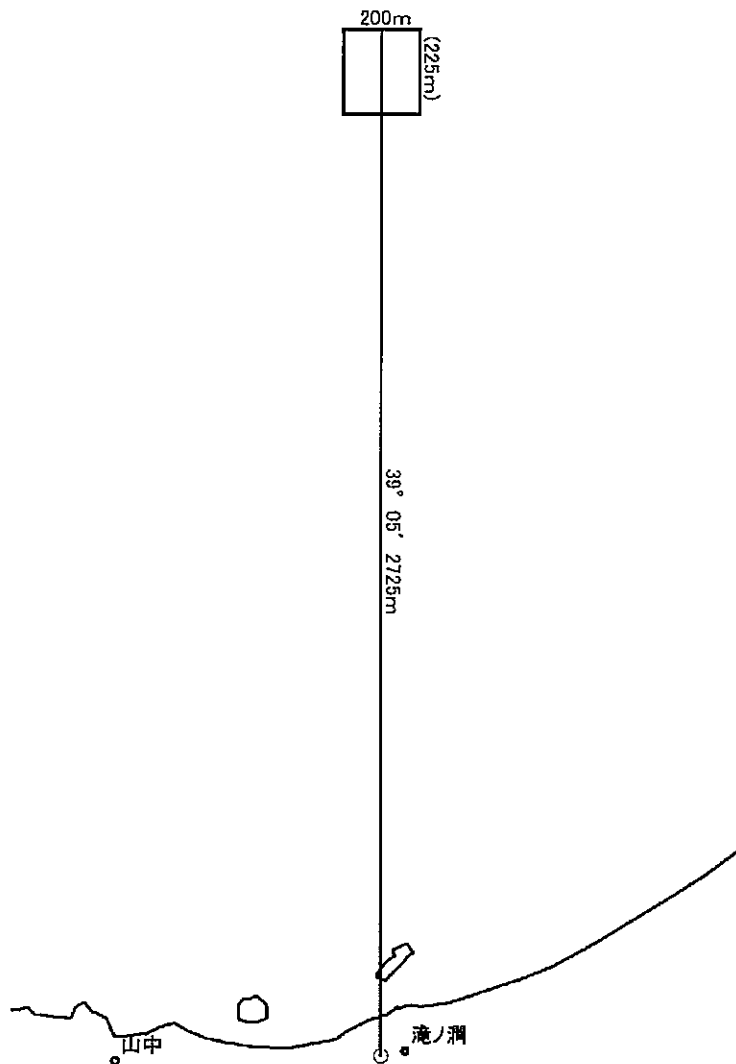
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -132469.6701

Y = -3467.7827



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 寿底さけ定第9号

### 漁場の位置

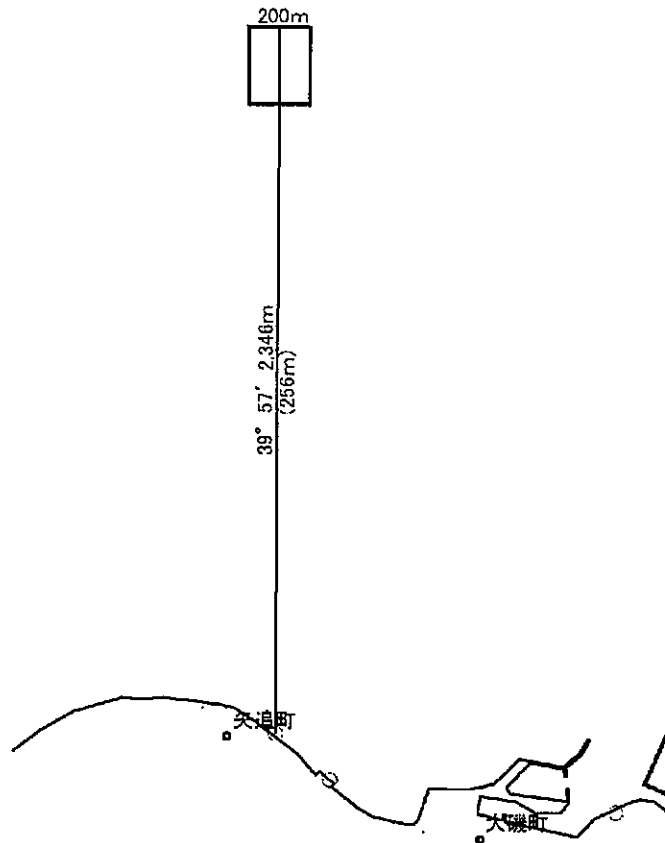
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -133140.2884

Y = -1802.8125



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

寿底さけ定第10号

## 漁場の位置

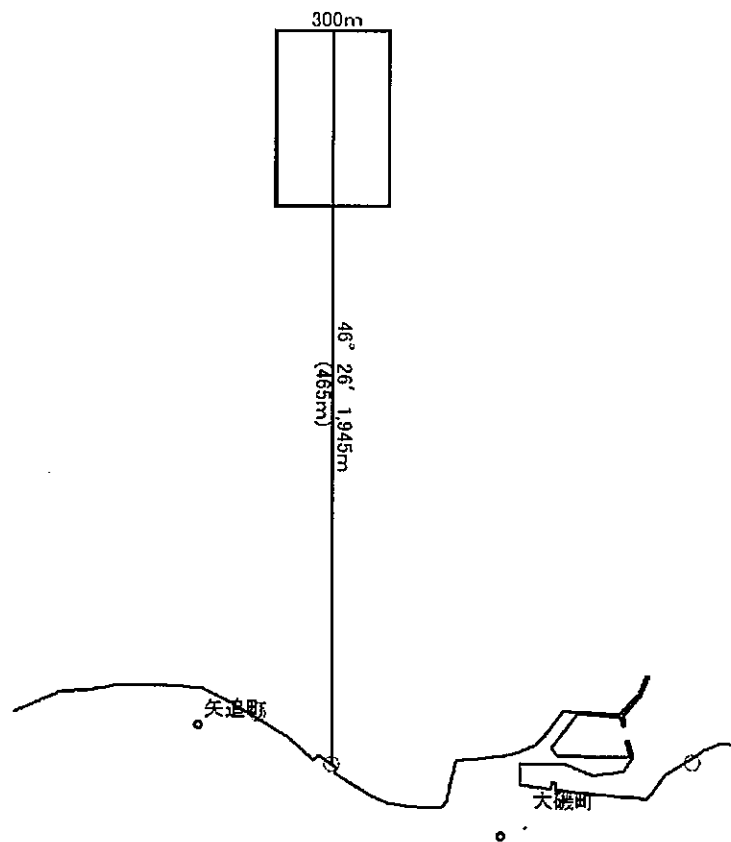
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -133374.0675

Y = -1764.2794



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿小さけ定第11号

### 漁場の位置

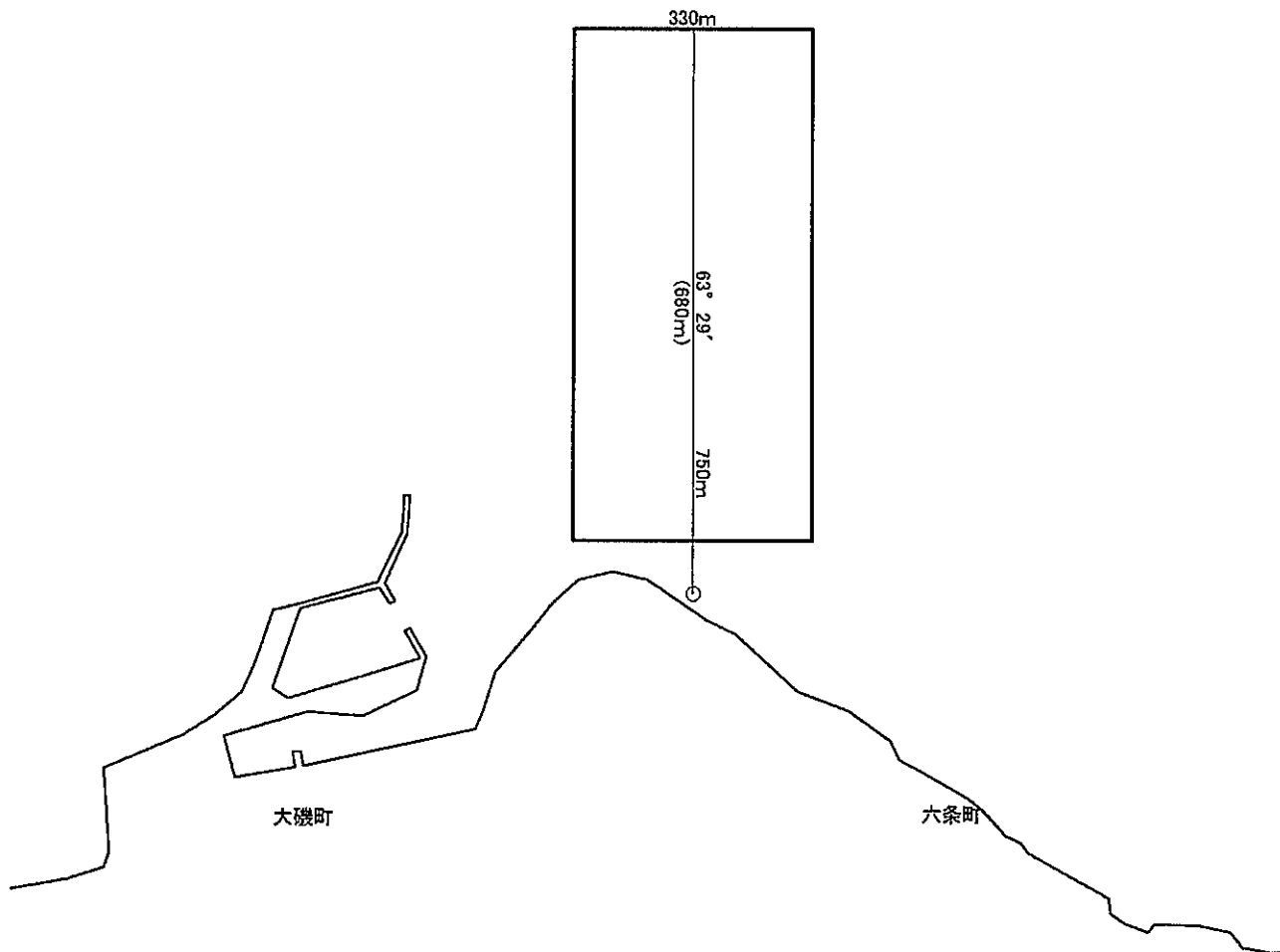
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -134227.2072

Y = -959.8581



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿小さけ定第12号

### 漁場の位置

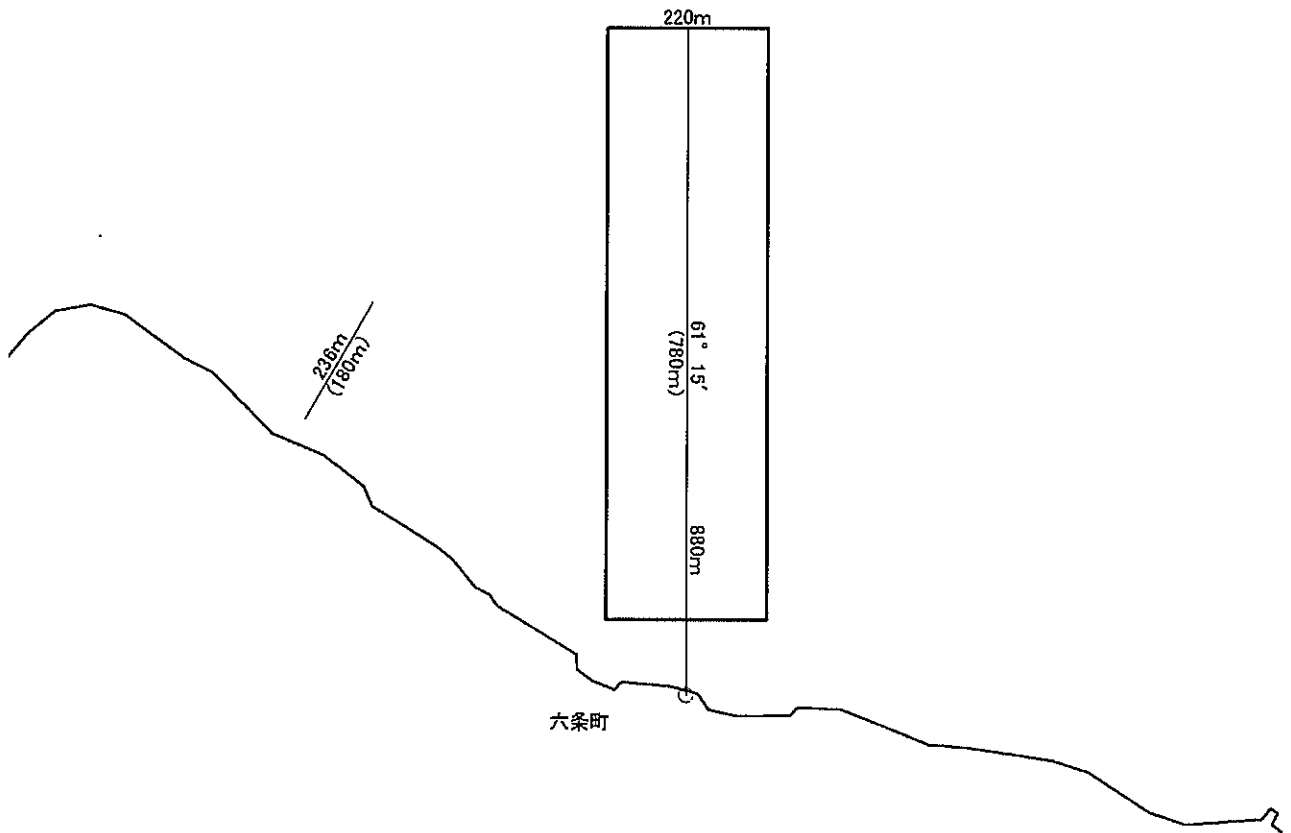
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -135077.957

Y = -1039.3696



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第13号

## 漁場の位置

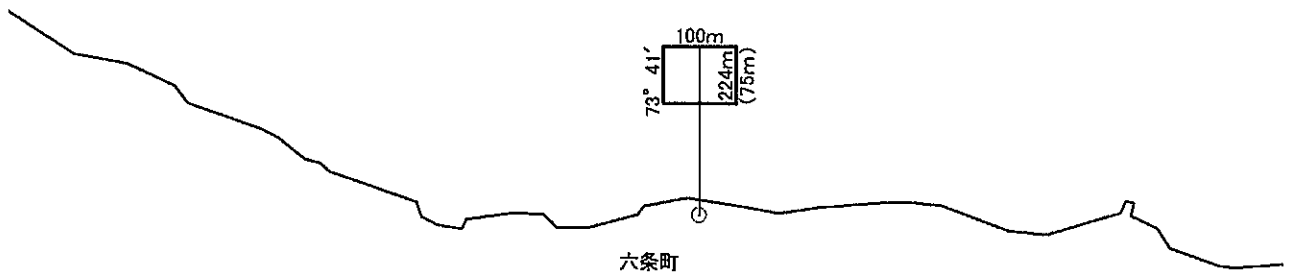
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -135296.0844

Y = -970.2113



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第14号

## 漁場の位置

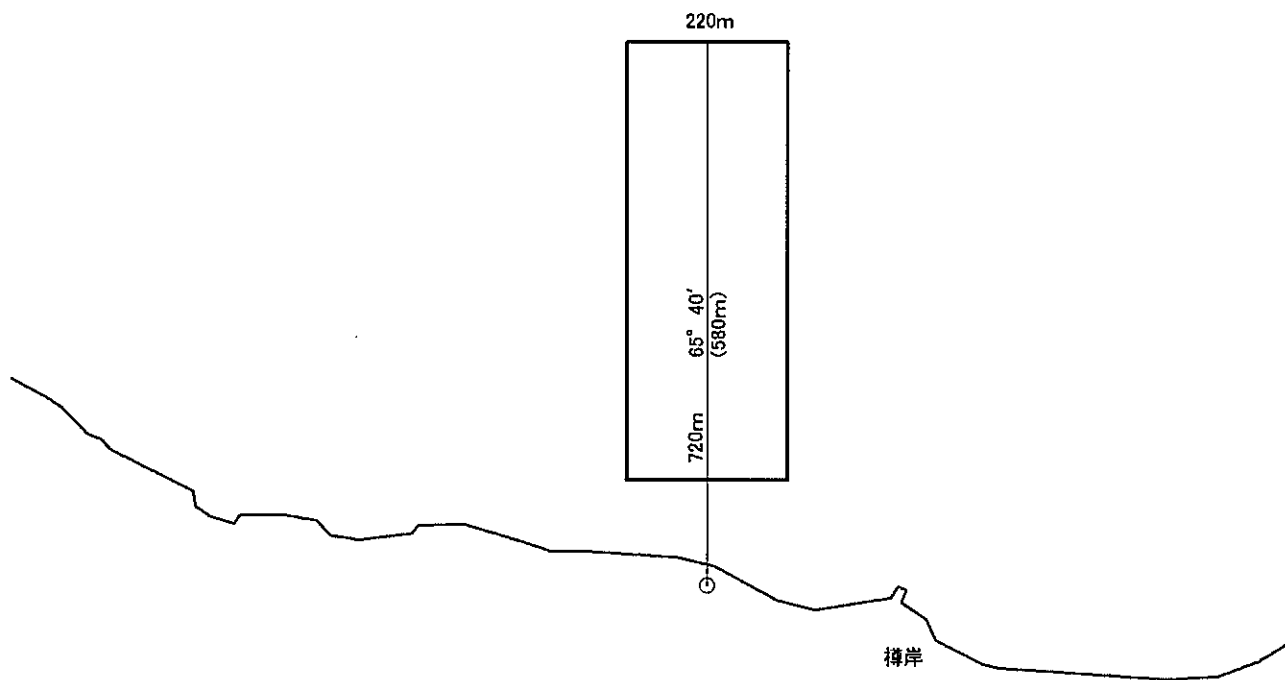
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -135612.6804

Y = -888.5435



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第15号

## 漁場の位置

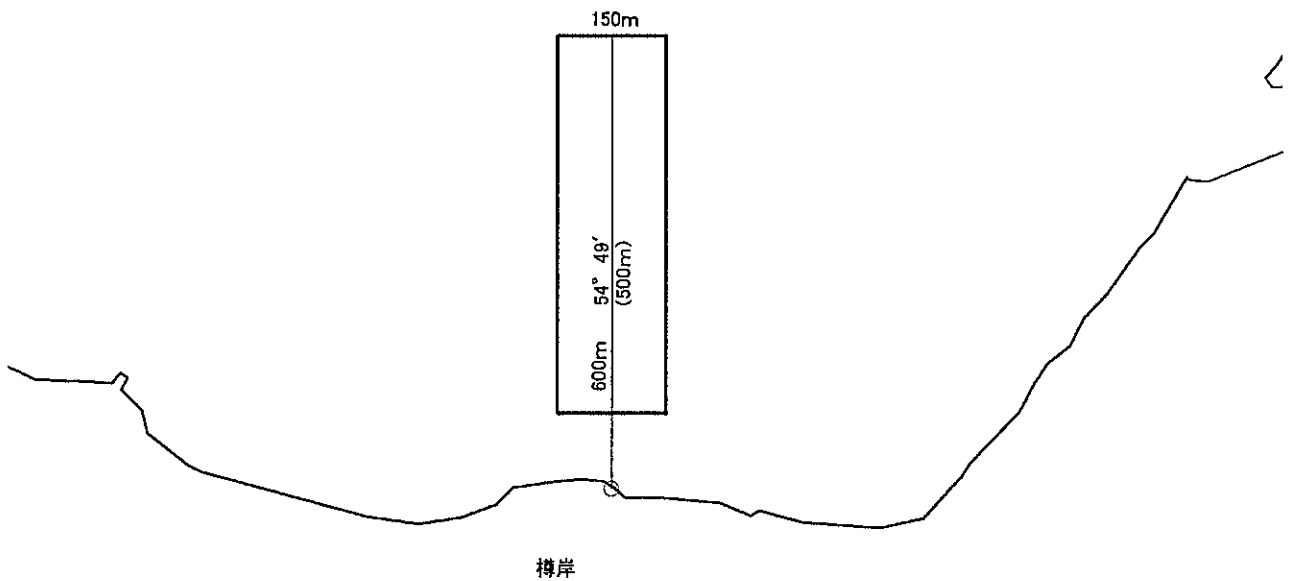
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -136492.1489

Y = -516.3938



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第16号

## 漁場の位置

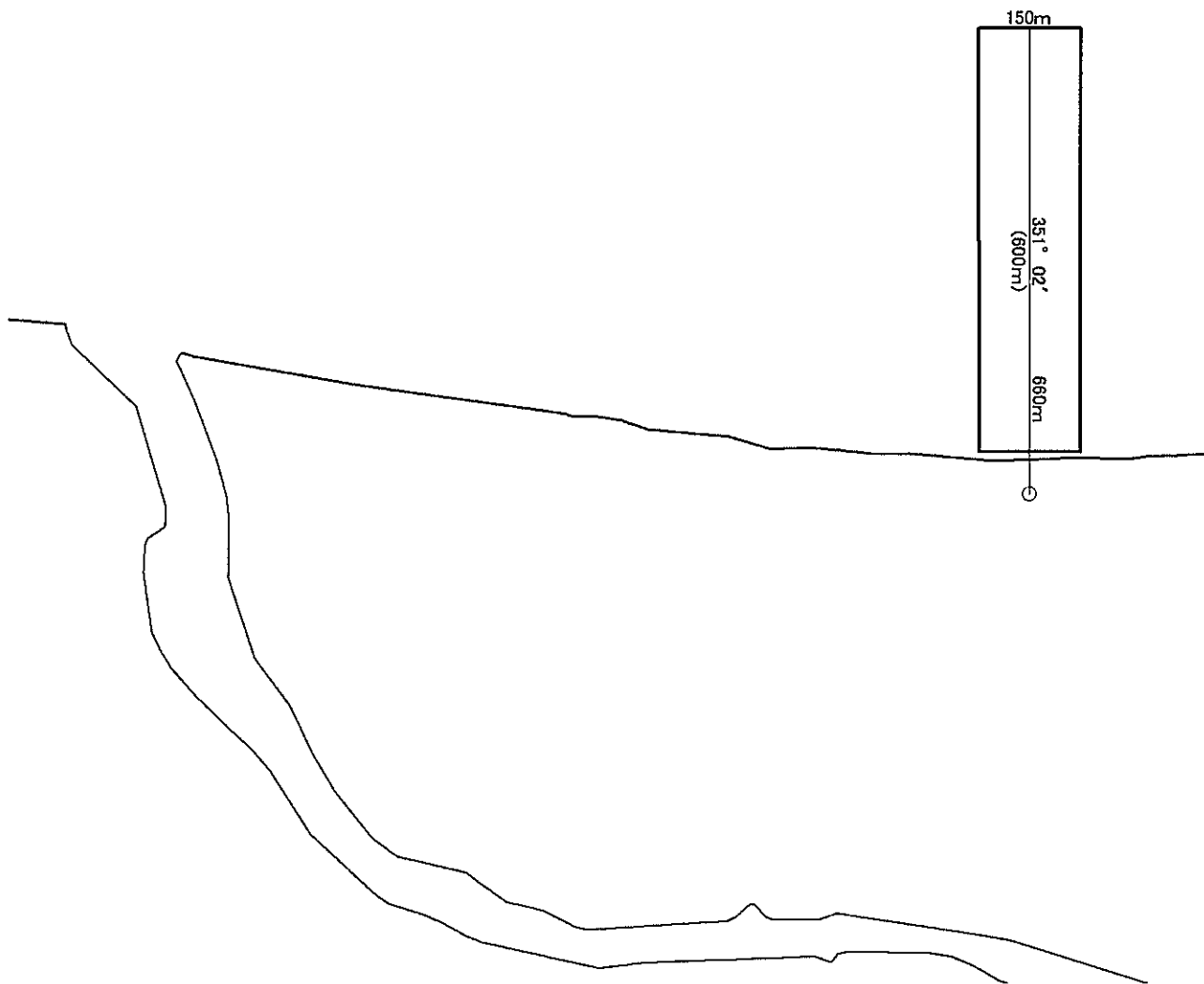
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -136920.6028

Y = 1712.9973



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第17号

## 漁場の位置

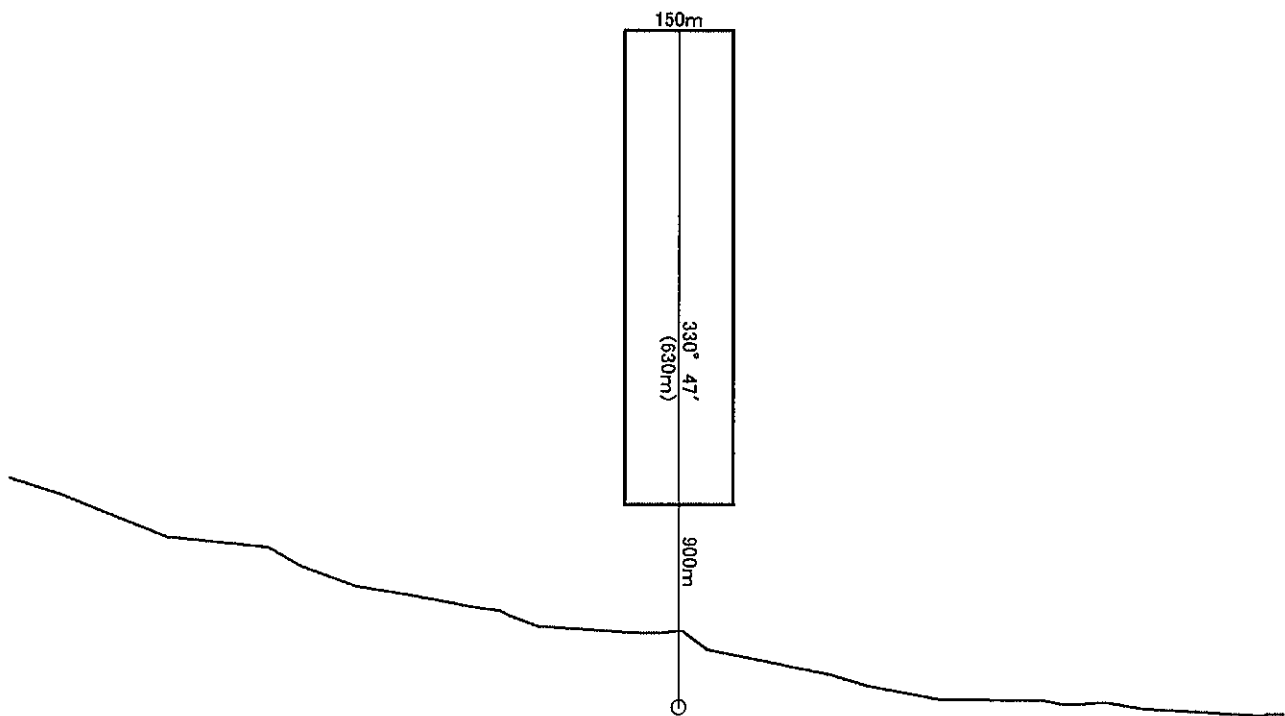
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -136629.1748

Y = 2963.3572



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第18号

## 漁場の位置

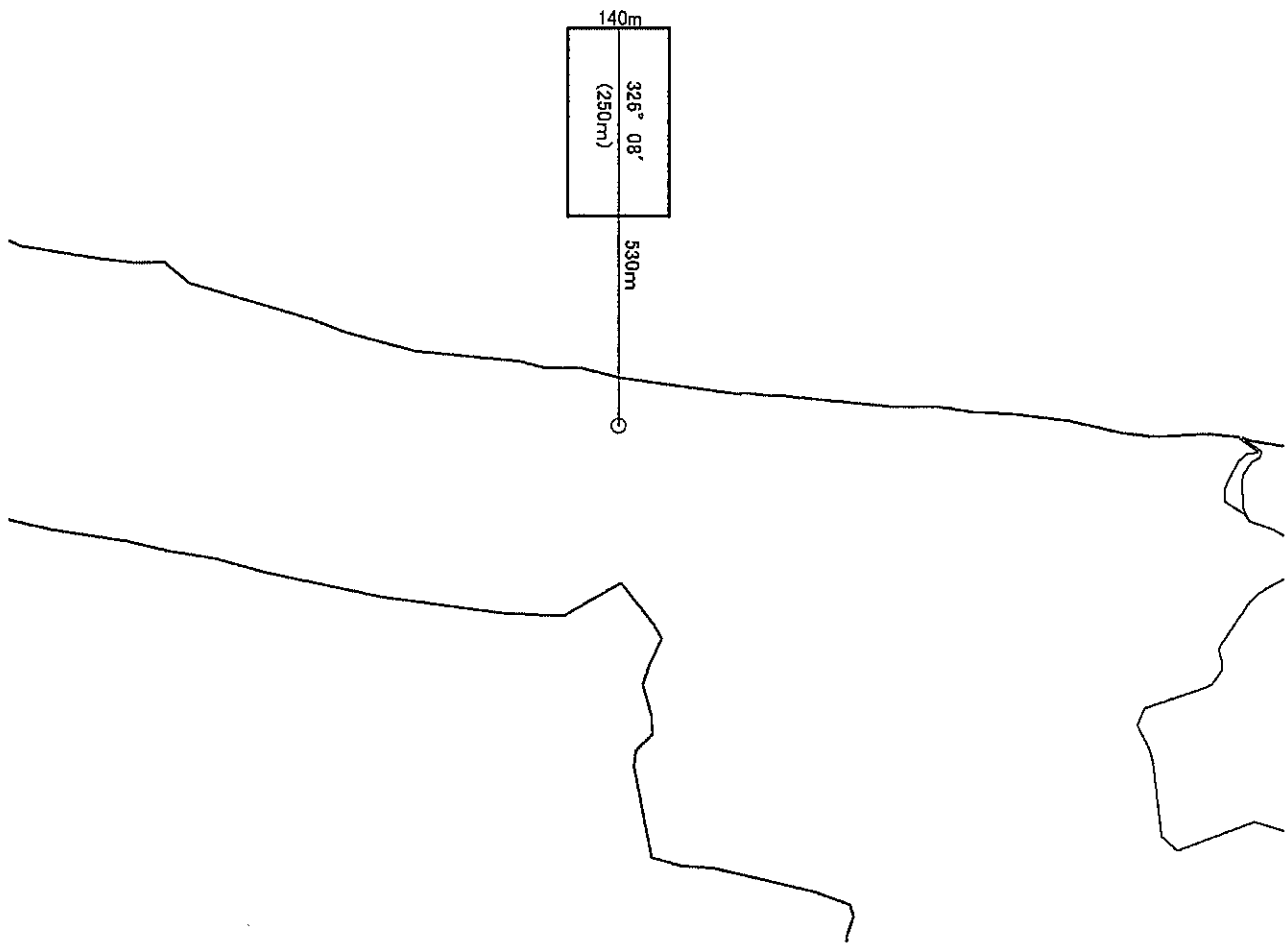
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -136370.7295

Y = 3558.0588



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿小さけ定第19号

### 漁場の位置

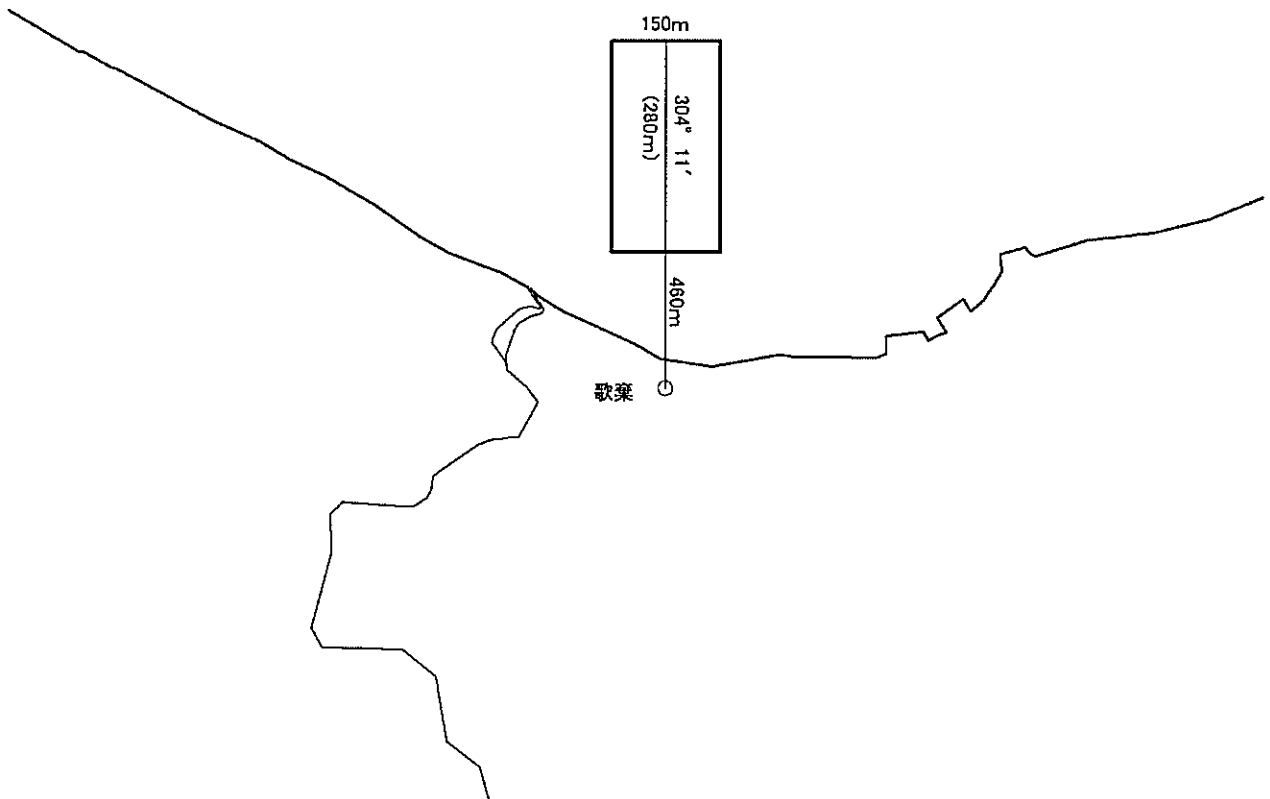
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -135823.6882

Y = 4495.5766



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第20号

## 漁場の位置

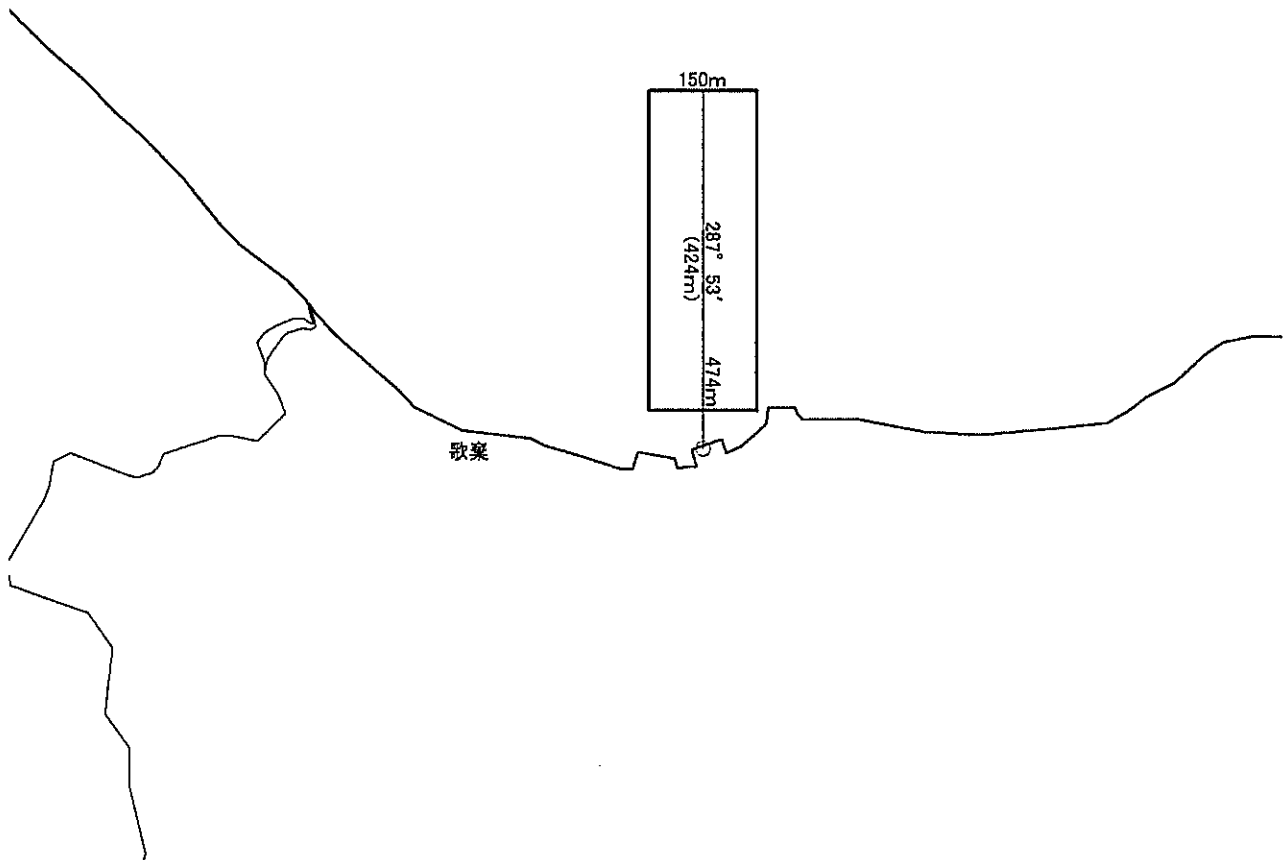
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -135445.3921

Y = 4632.4448



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第21号

## 漁場の位置

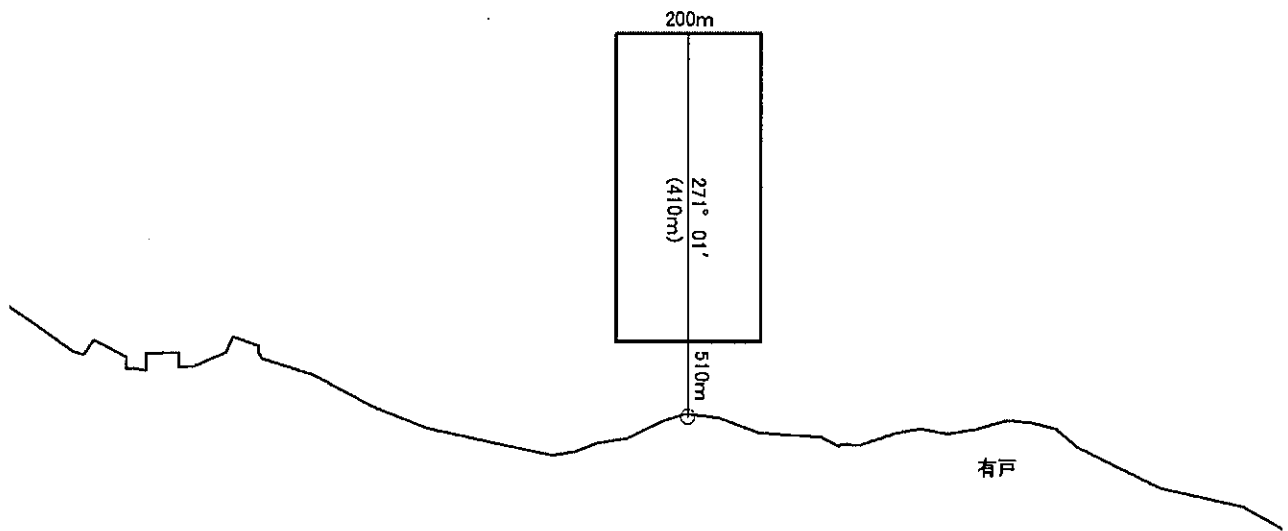
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -134714.5394

Y = 4724.0536



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿底さけ定第22号

### 漁場の位置

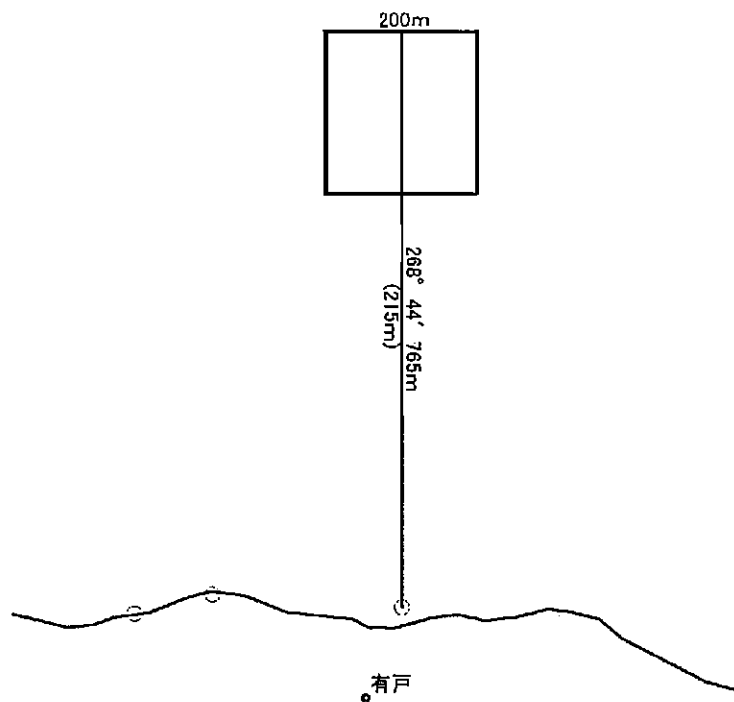
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -134465.0512

Y = 4736.8572



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/10,000

寿小さけ定第23号

## 漁場の位置

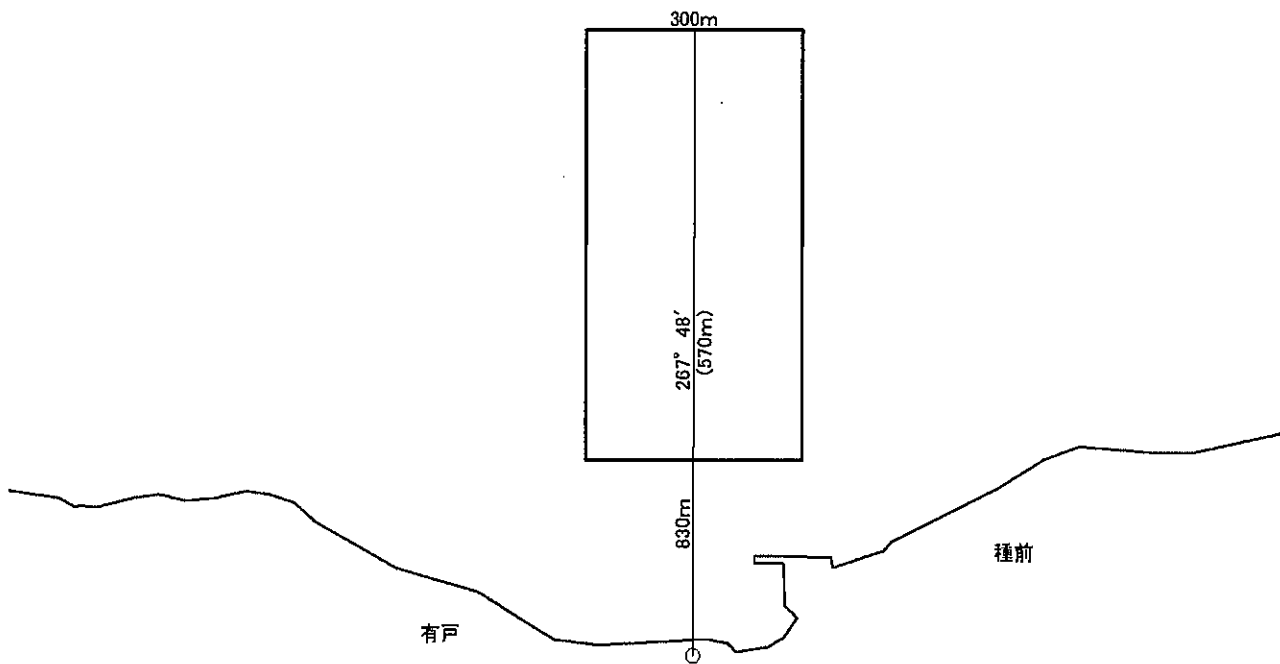
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -133647.0447

Y = 4926.8441



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿底さけ定第24号

## 漁場の位置

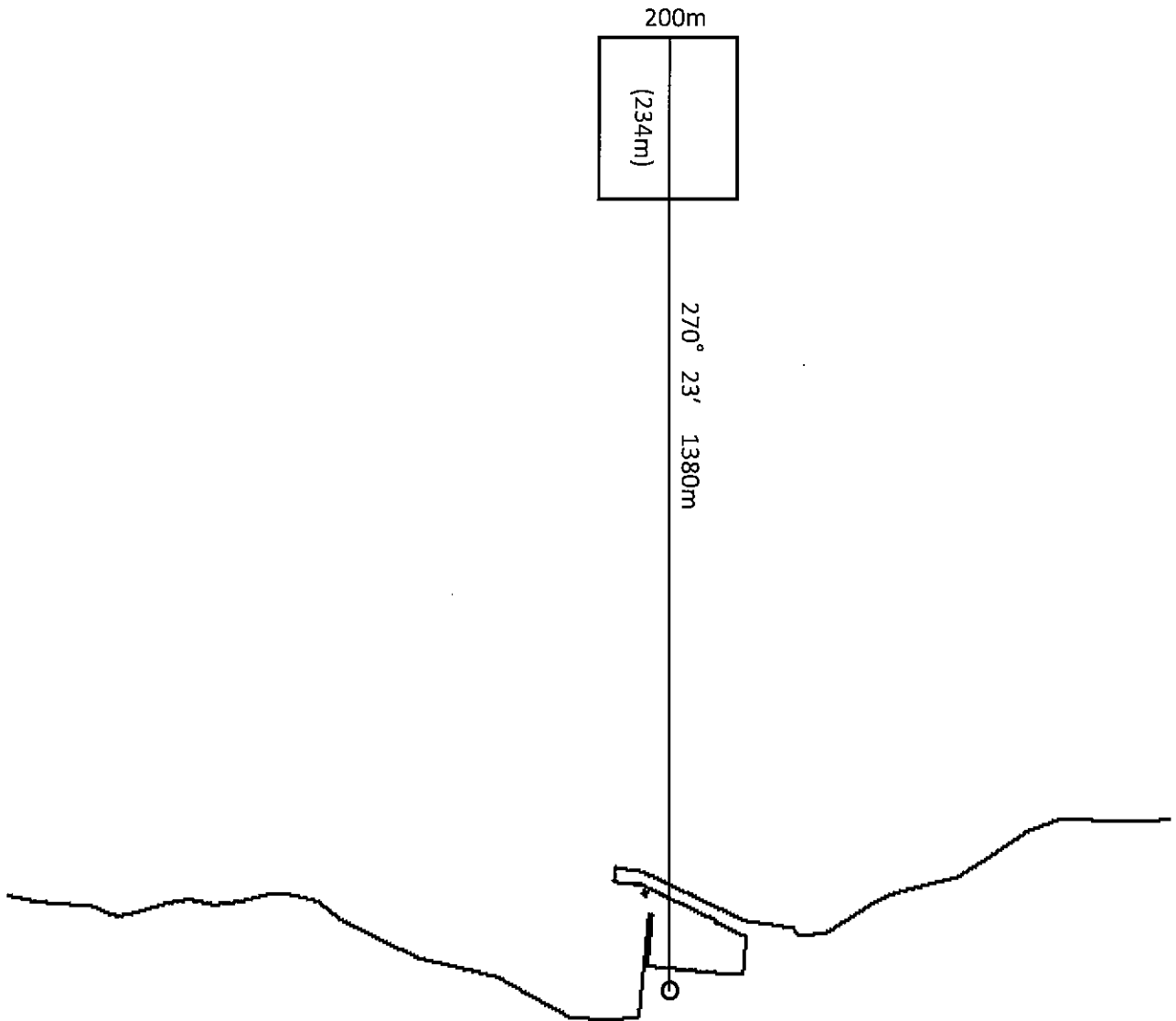
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -133704.7569

Y = 4880.1748



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第25号

## 漁場の位置

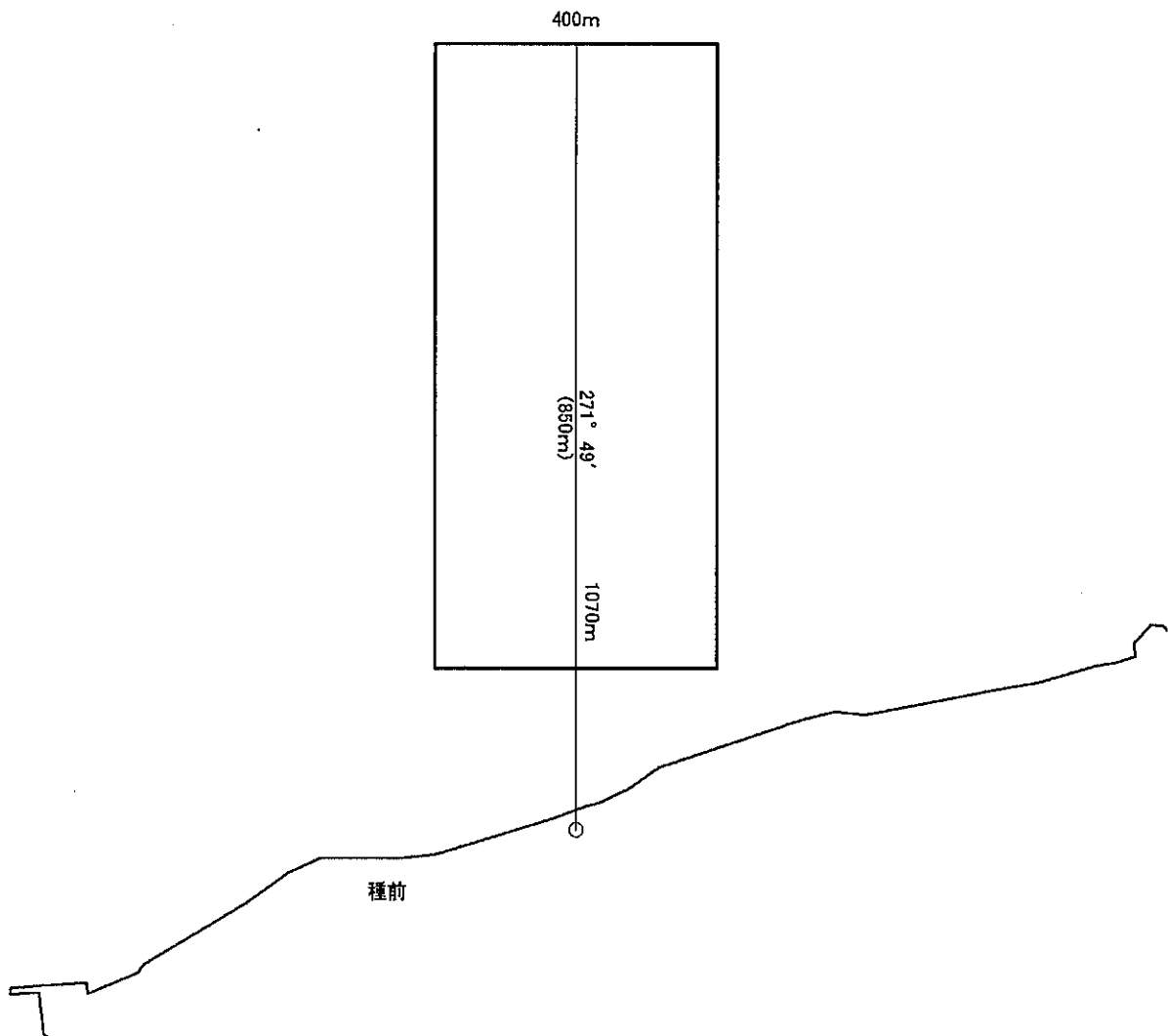
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -132762.8832

Y = 4601.7703



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿底さけ定第26号

## 漁場の位置

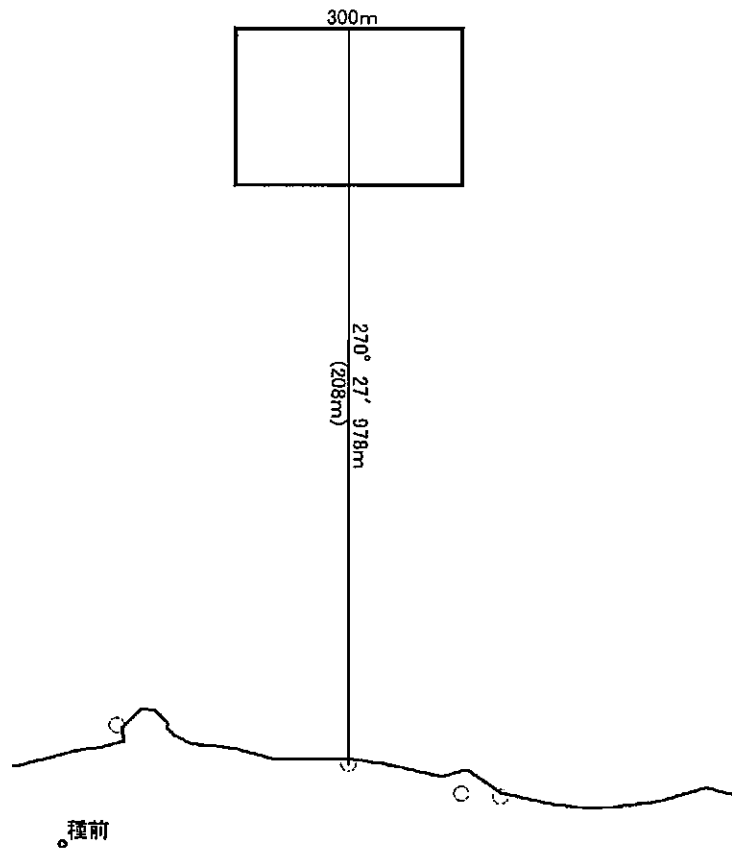
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -131666.8198

Y = 4423.9146



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第27号

## 漁場の位置

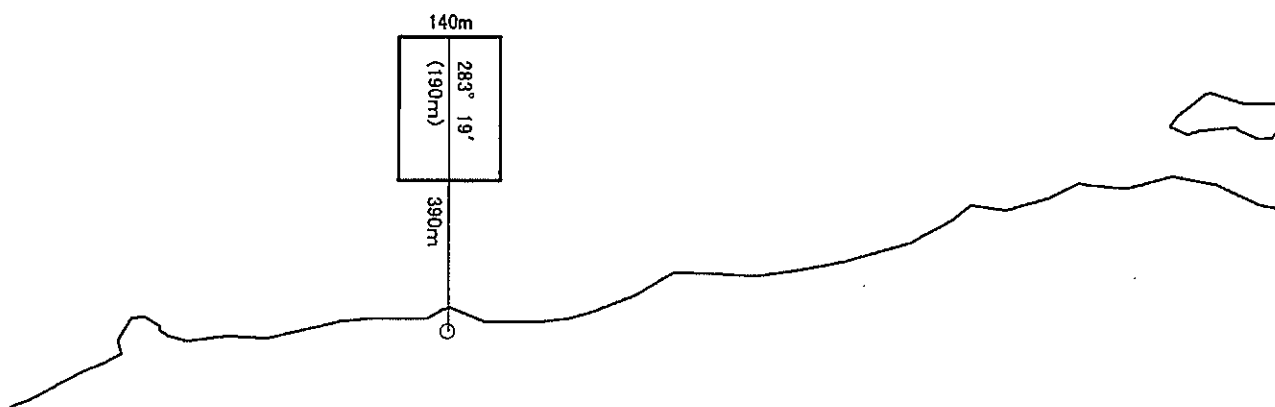
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -131518.3661

Y = 4463.4666



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿底さけ定第28号

### 漁場の位置

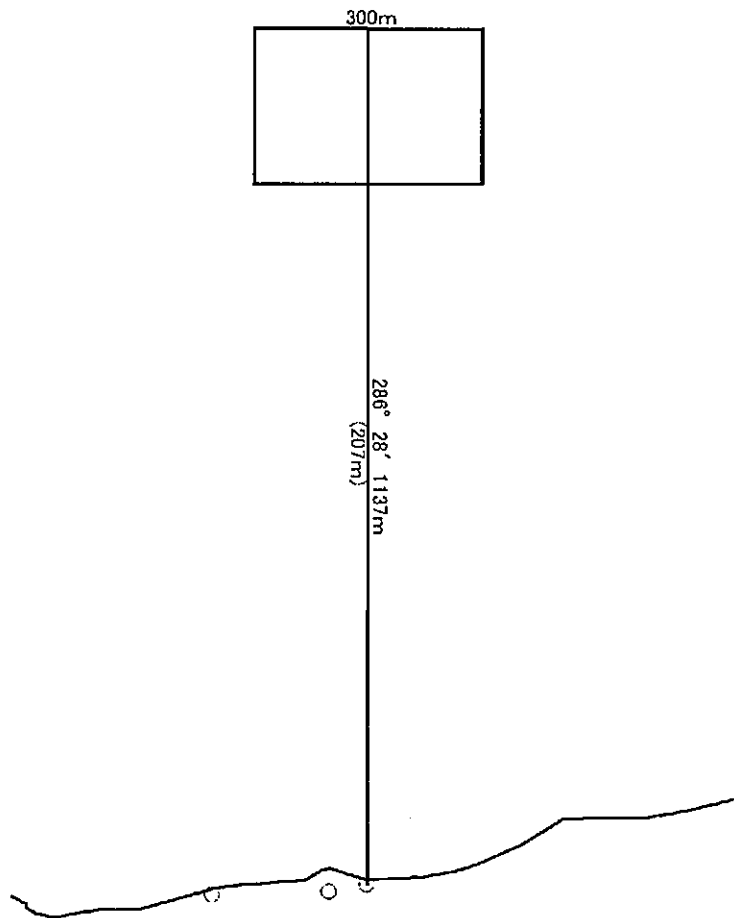
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -131467.0331

Y = 4468.5351



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 寿底さけ定第29号

### 漁場の位置

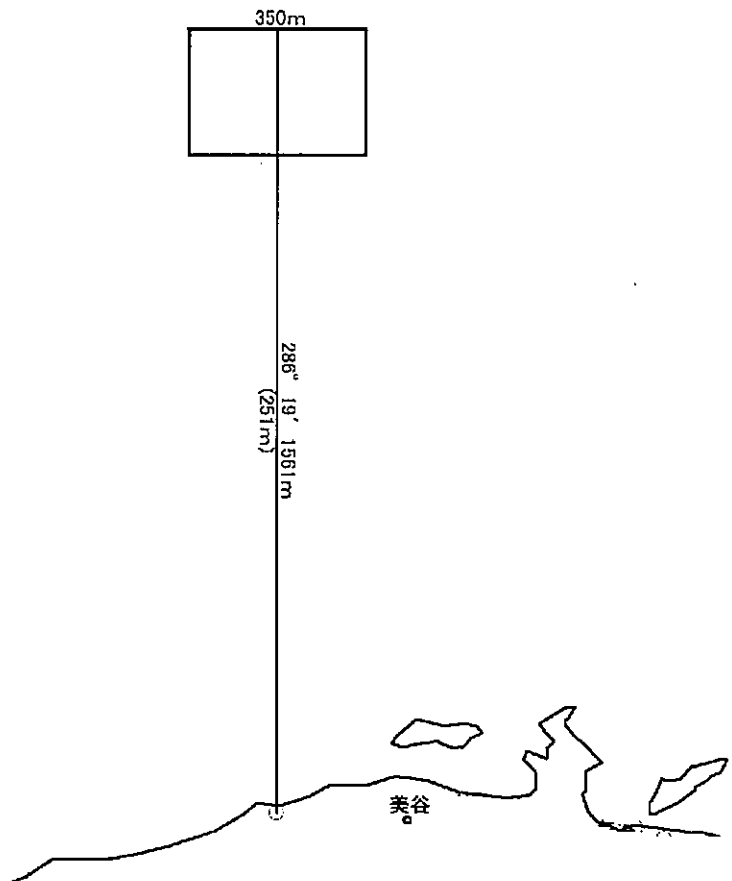
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -130741.1463

Y = 4493.4010



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 30,000

## 寿底さけ定第30号

### 漁場の位置

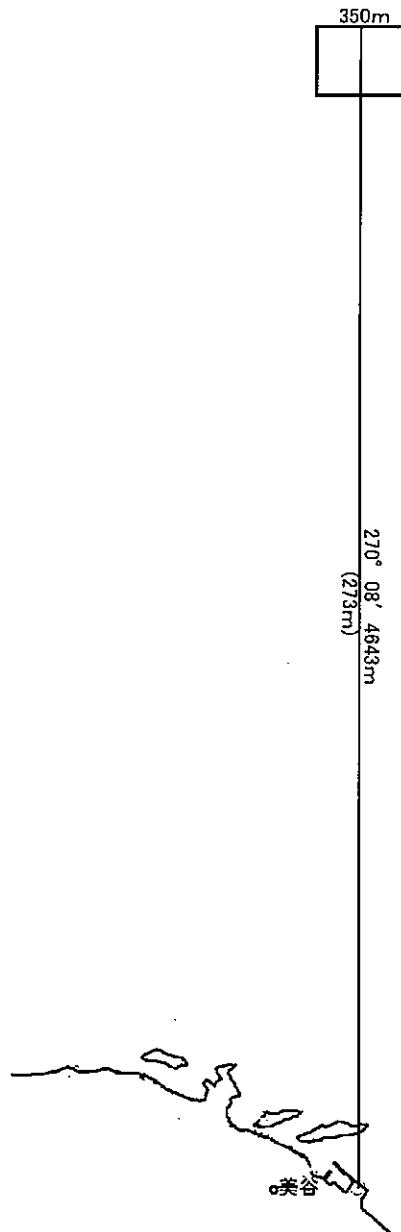
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -129631.1724

Y = 4947.6571



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 寿底さけ定第31号

### 漁場の位置

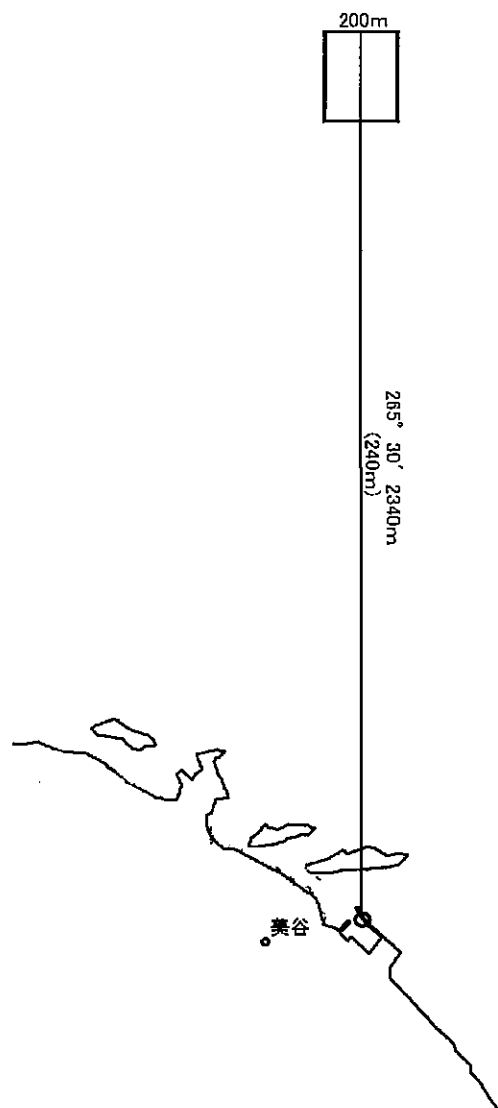
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -129707.6390

Y = 4897.5745



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

寿底さけ定第32号

## 漁場の位置

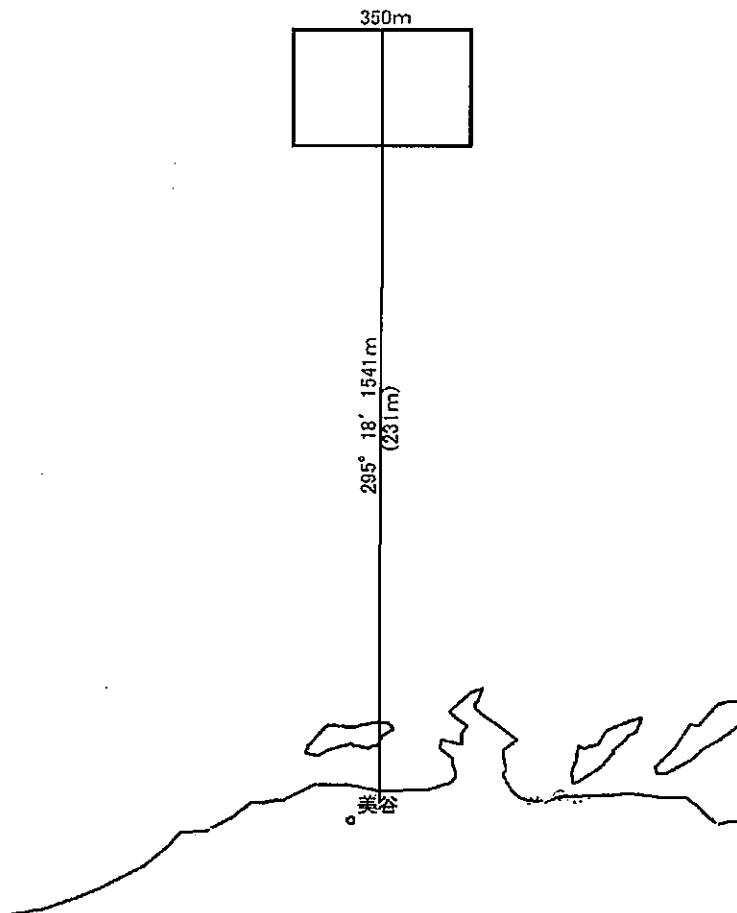
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -130394.0522

Y = 4575.5494



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第33号

## 漁場の位置

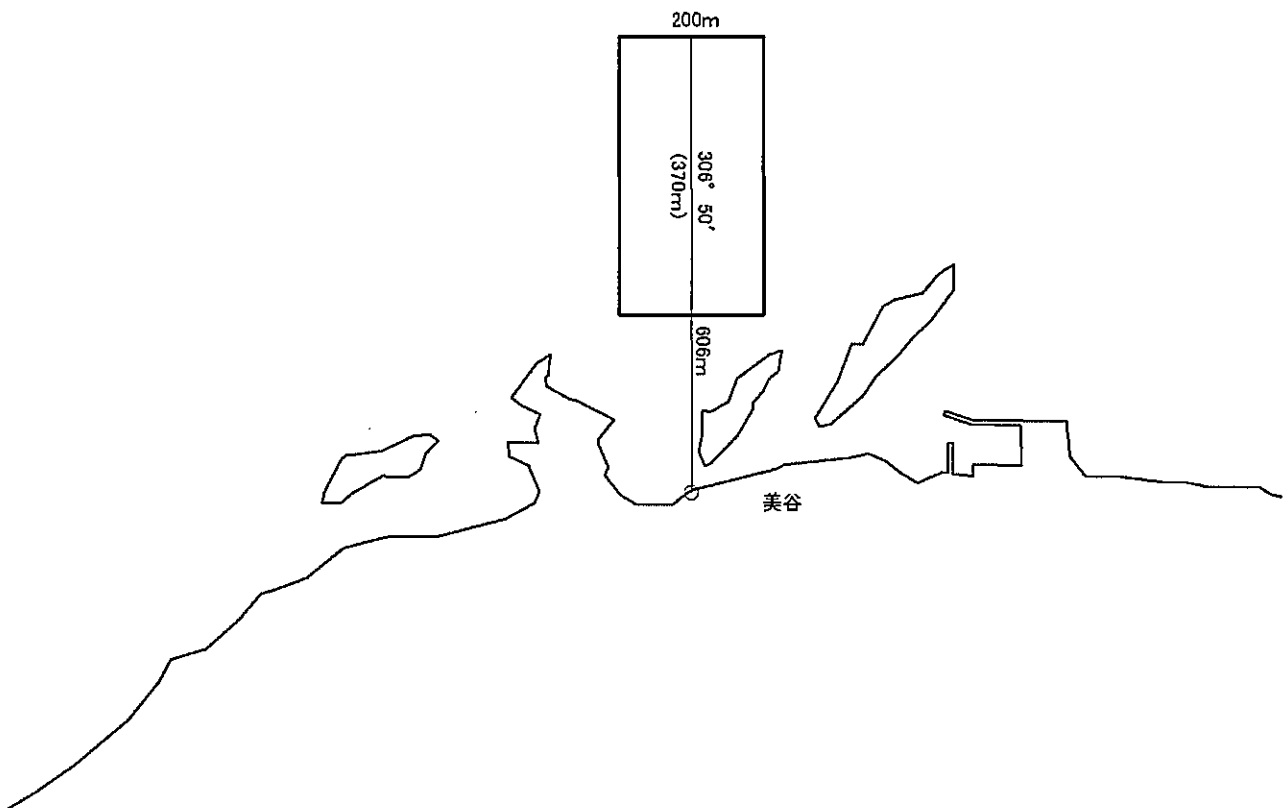
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -130066.6795

Y = 4720.0921



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 30,000

寿底さけ定第34号

## 漁場の位置

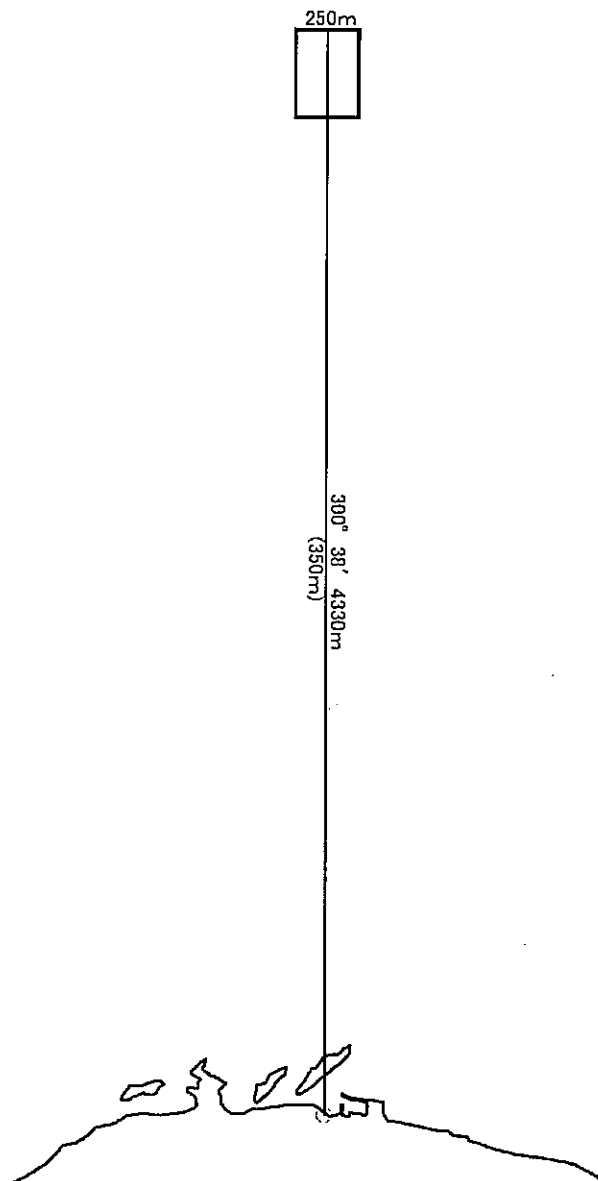
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -129825.1755

Y = 4882.5497



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

寿底さけ定第35号

## 漁場の位置

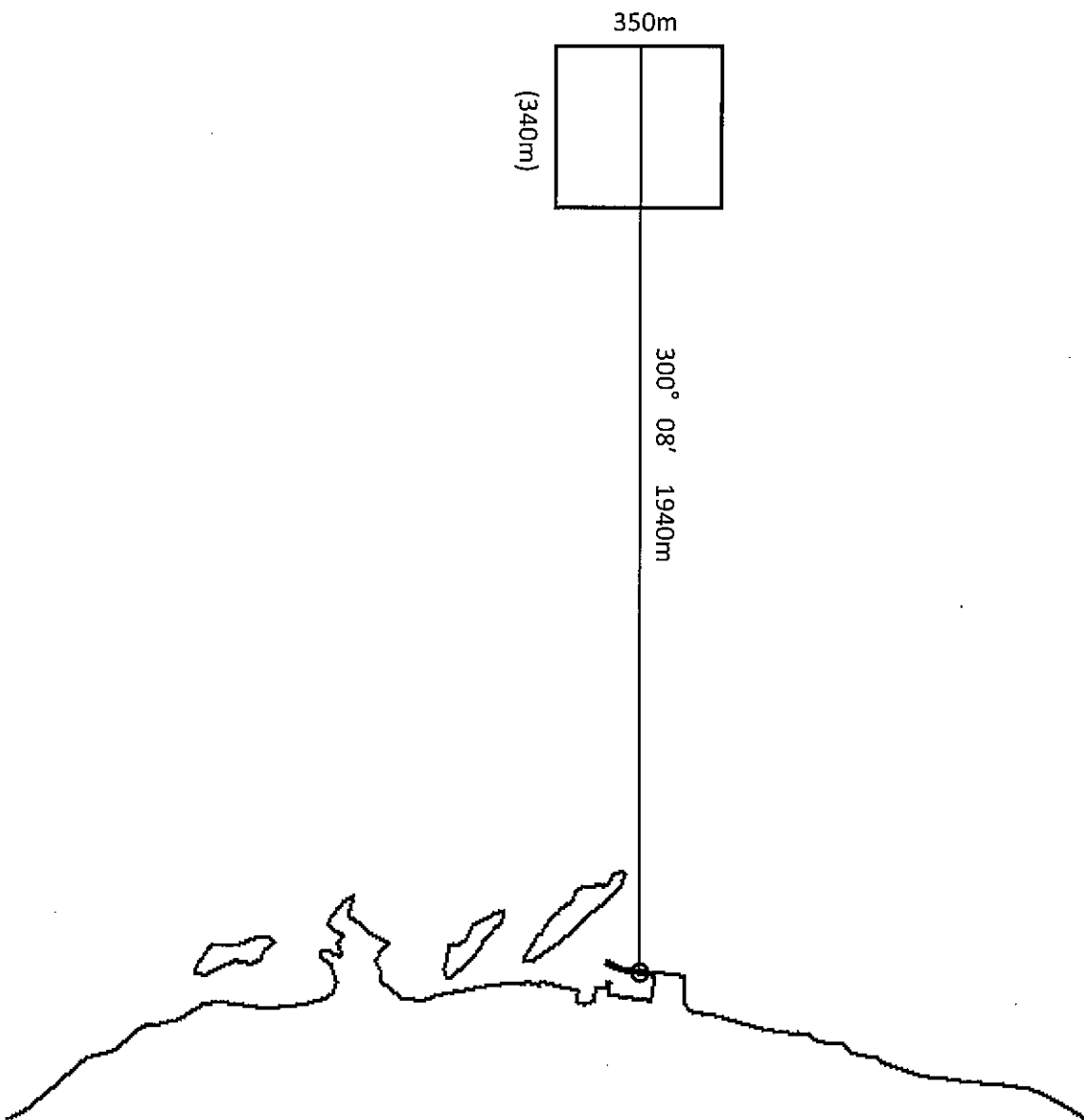
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -129675.1383

Y = 4923.5805



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

寿底さけ定第36号

## 漁場の位置

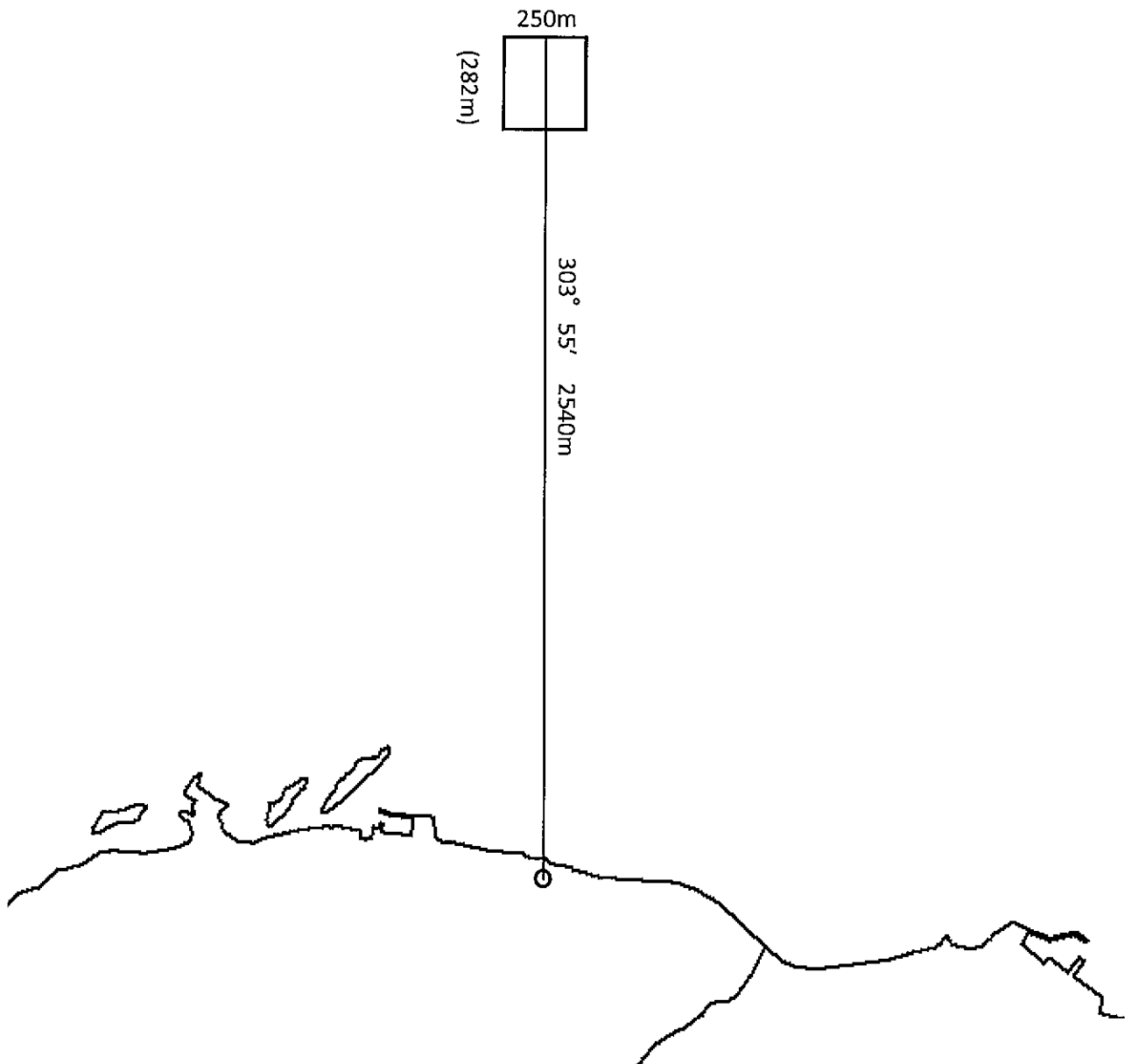
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -129424.7554

Y = 5263.6041



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 寿小さけ定第37号

### 漁場の位置

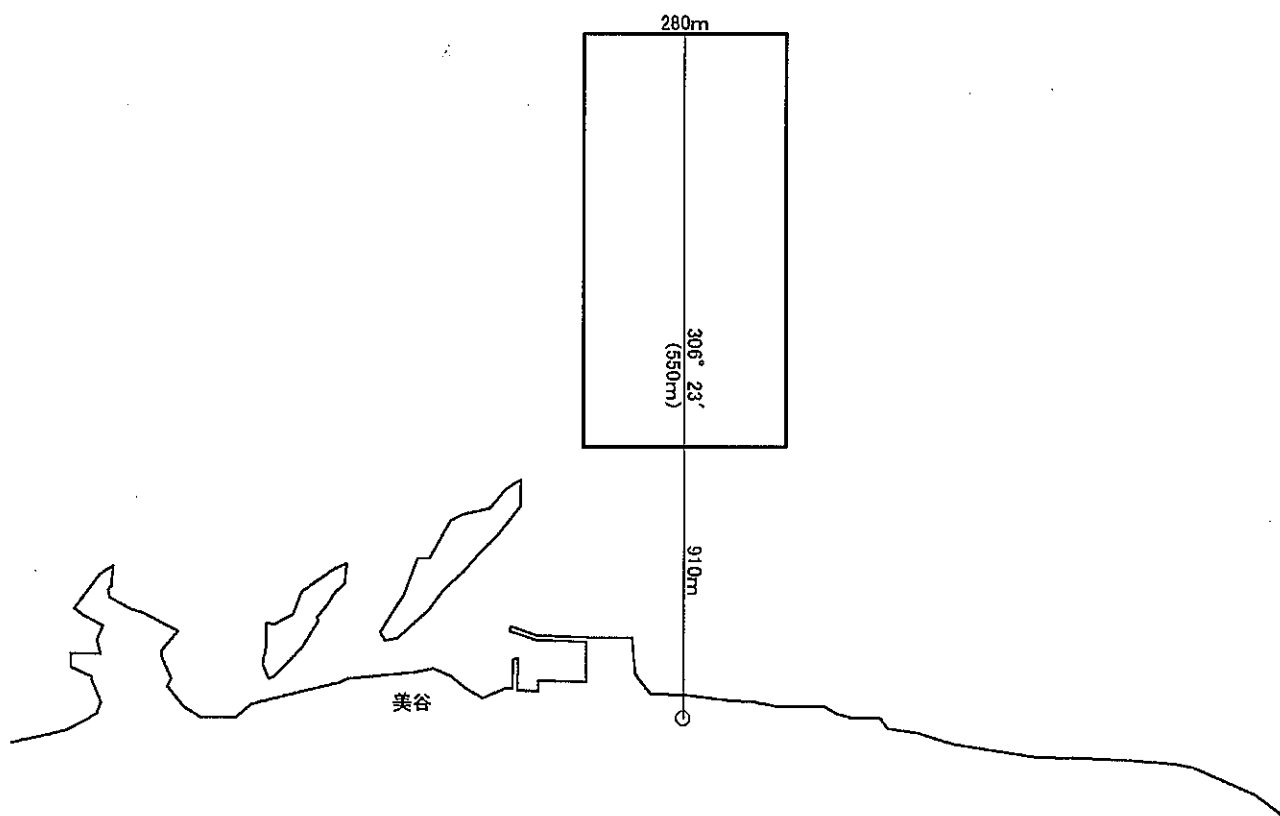
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -129600.9058

Y = 5084.3252



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

寿底さけ定第38号

## 漁場の位置

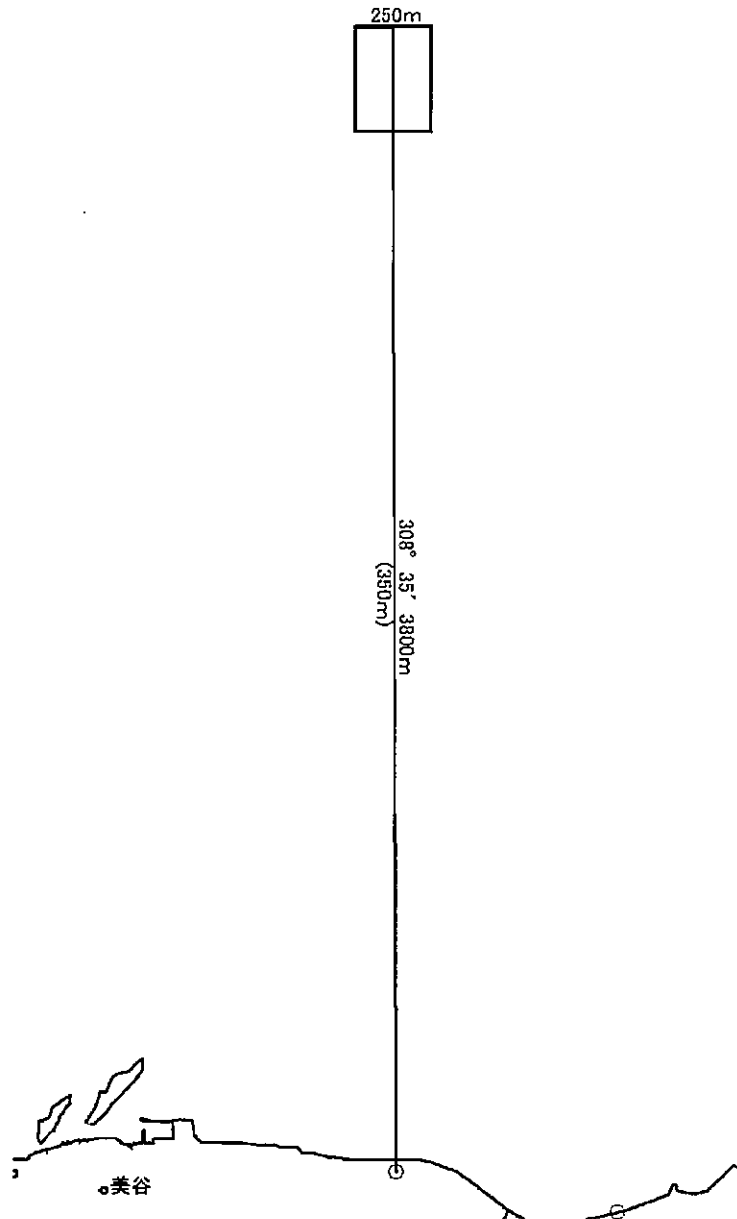
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -129176.1427

Y = 5507.1569



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/20,000

## 寿底さけ定第39号

### 漁場の位置

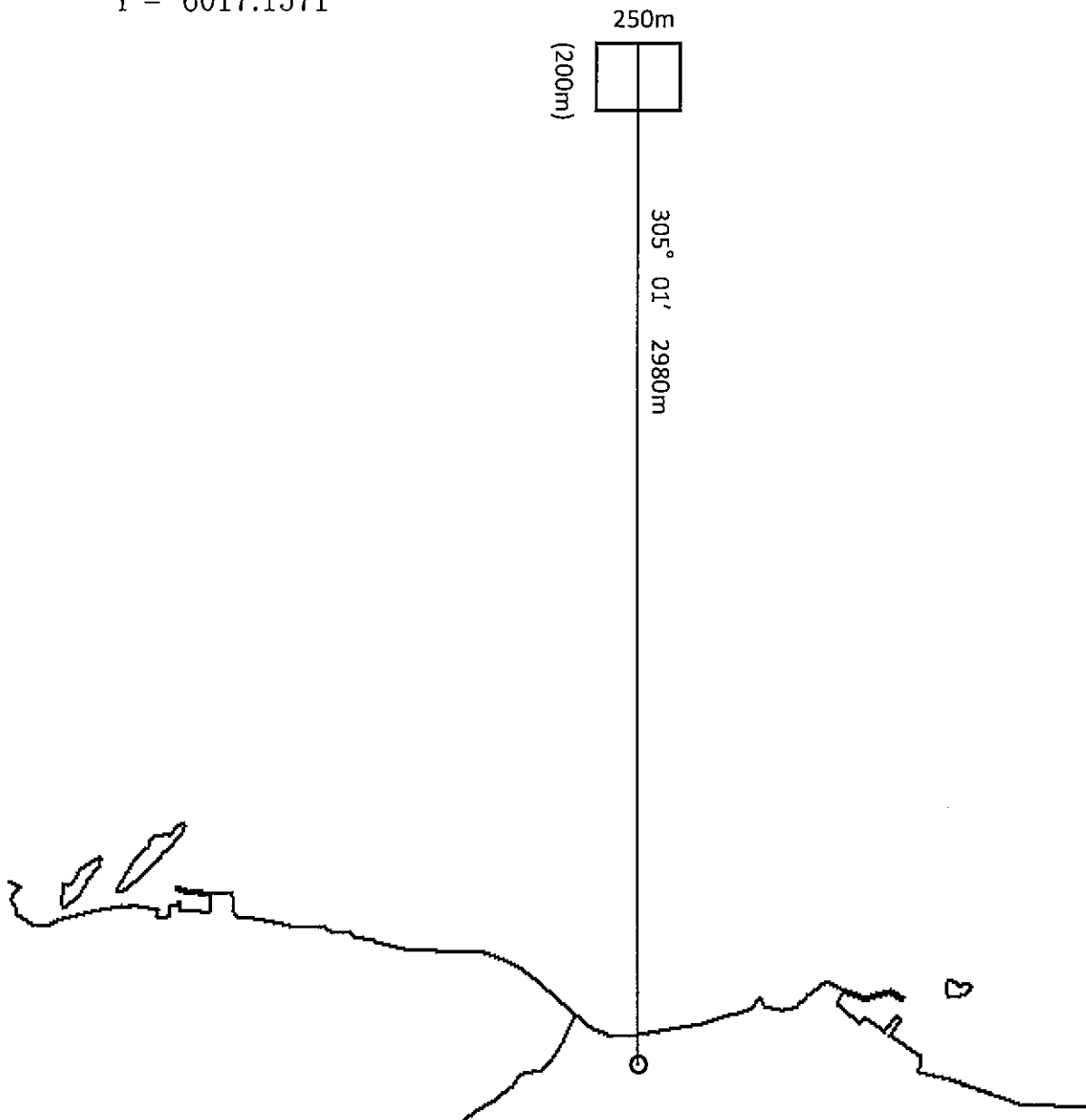
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -128861.9846

Y = 6017.1571



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

寿底さけ定第40号

## 漁場の位置

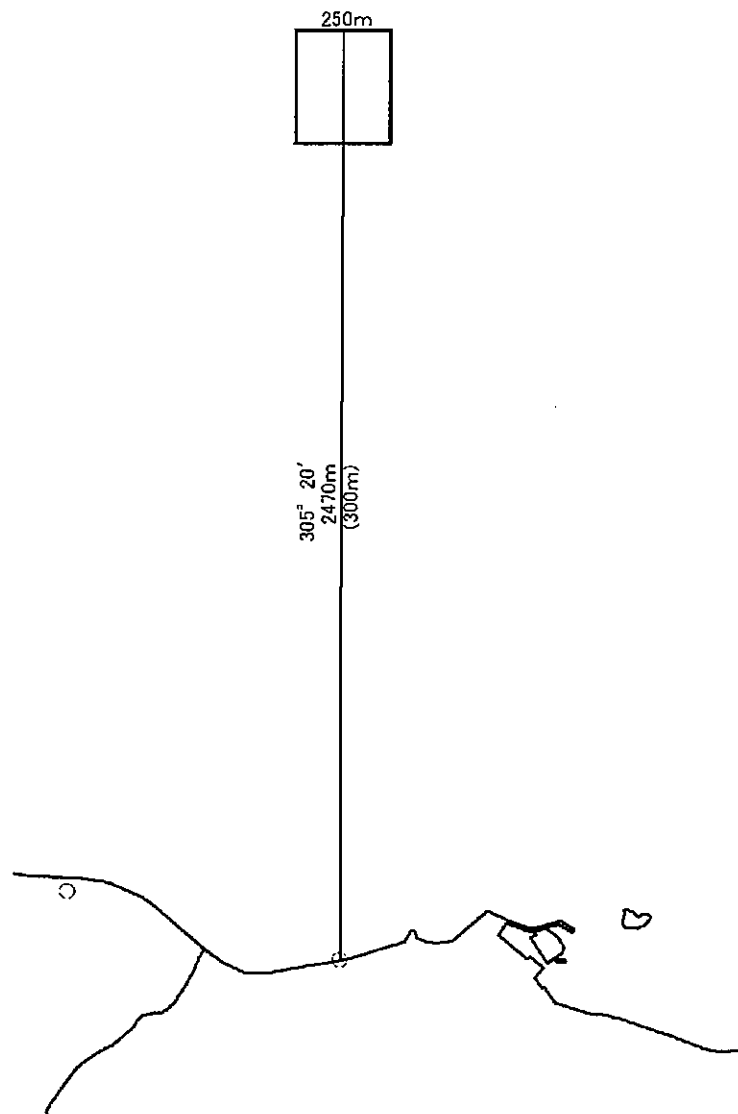
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -128694.2664

Y = 6067.8420



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 寿底さけ定第41号

### 漁場の位置

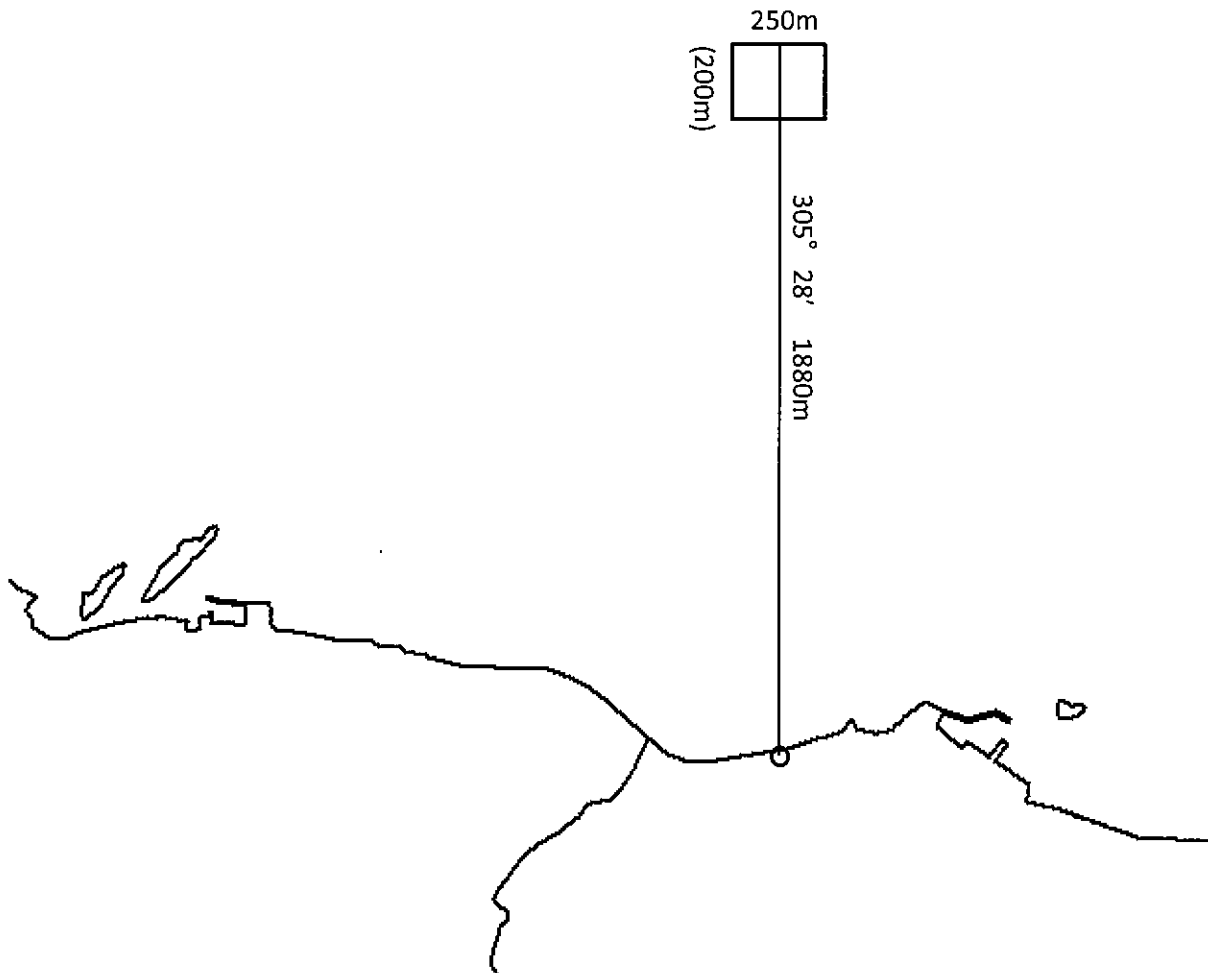
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -128712.3163

Y = 6076.0299



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 寿底さけ定第42号

### 漁場の位置

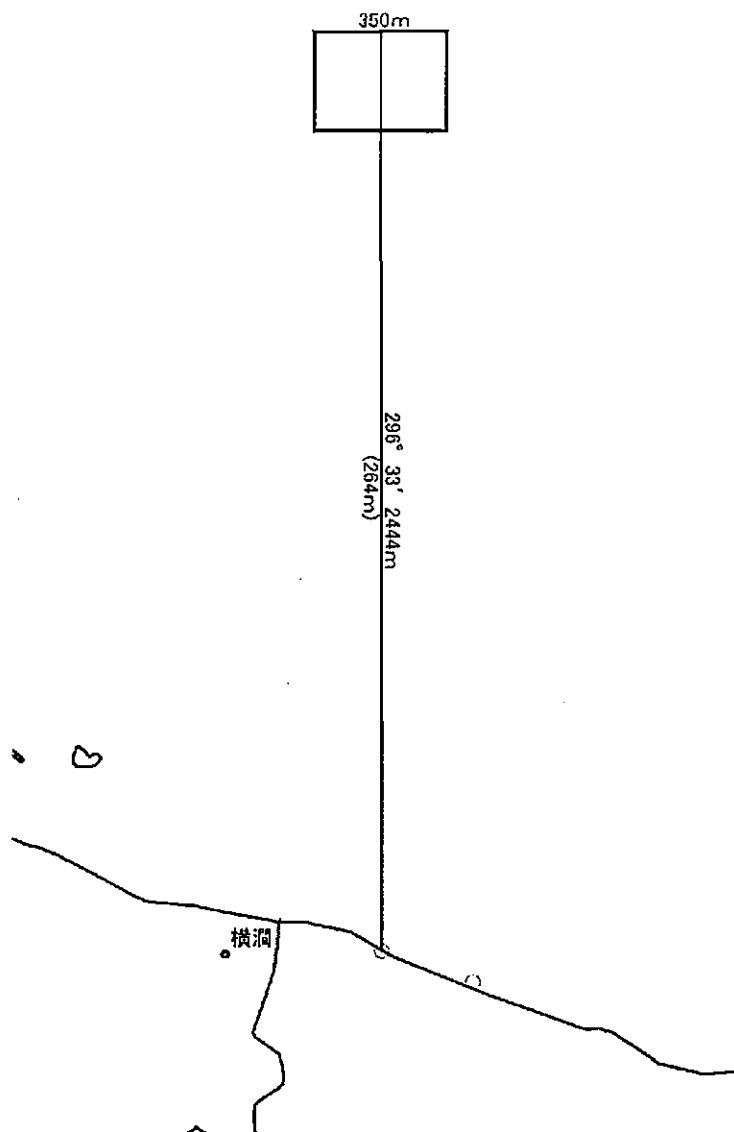
寿都郡寿都町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -127527.2850

Y = 7236.0566



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

寿底さけ定第43号

## 漁場の位置

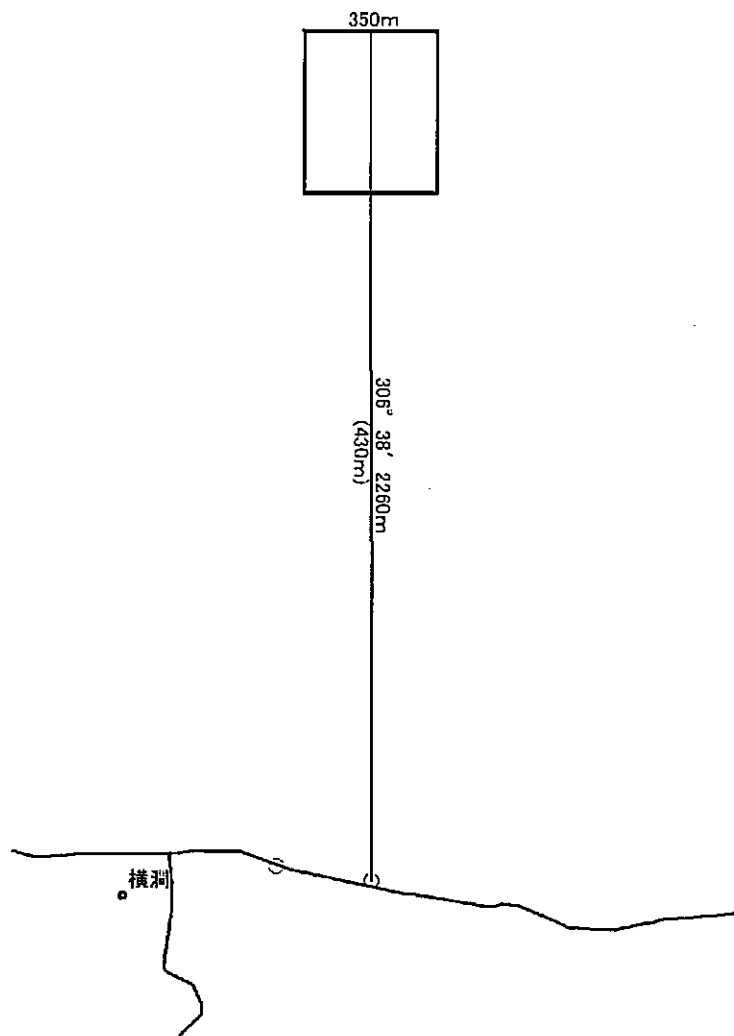
寿都郡寿都町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -127350.5406

Y = 7417.9119



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

寿小さけ定第44号

## 漁場の位置

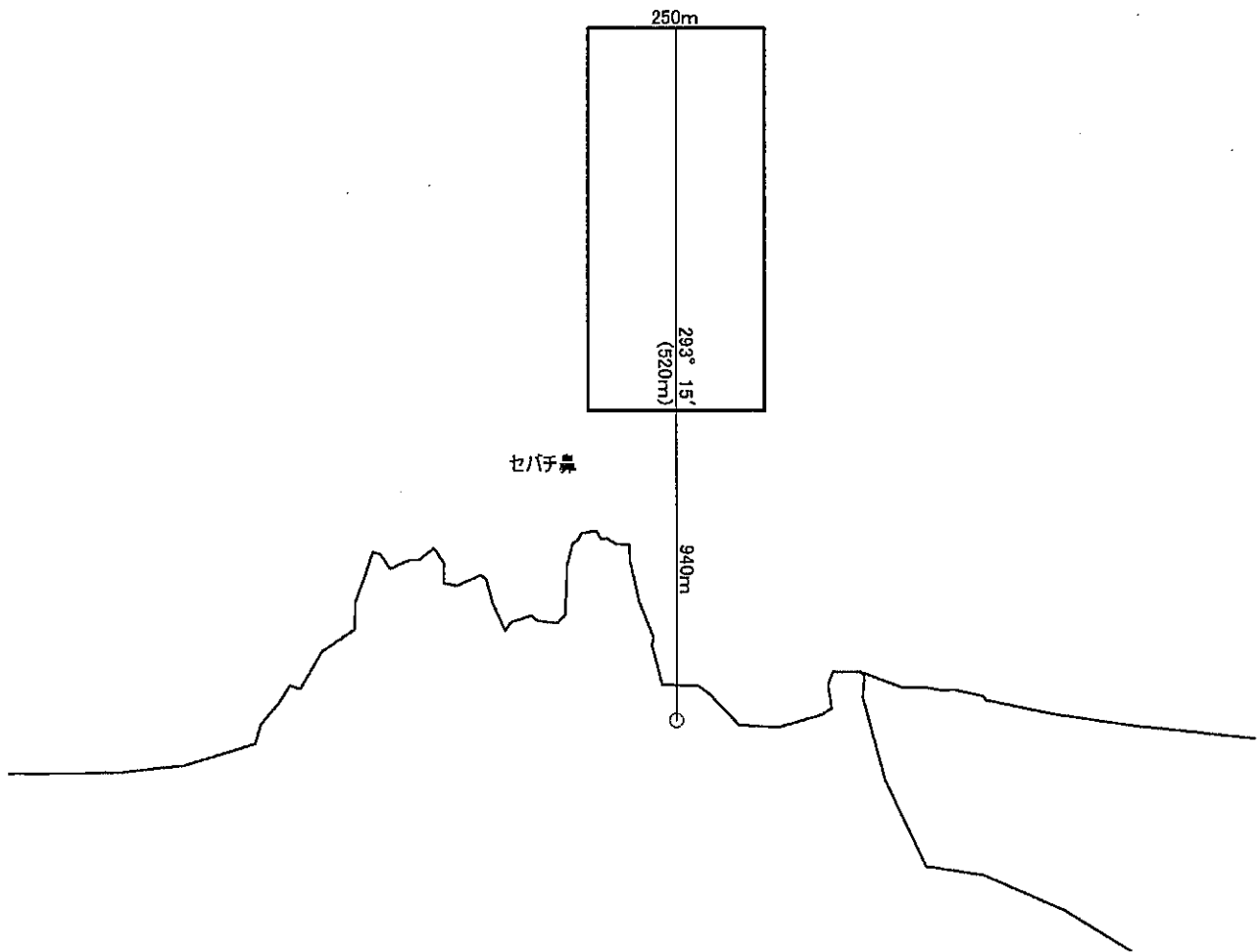
磯谷郡蘭越町地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -121814.6908

Y = 10638.7895



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 島ほっけ・まぐろ・さけ定第1号

### 漁場の位置

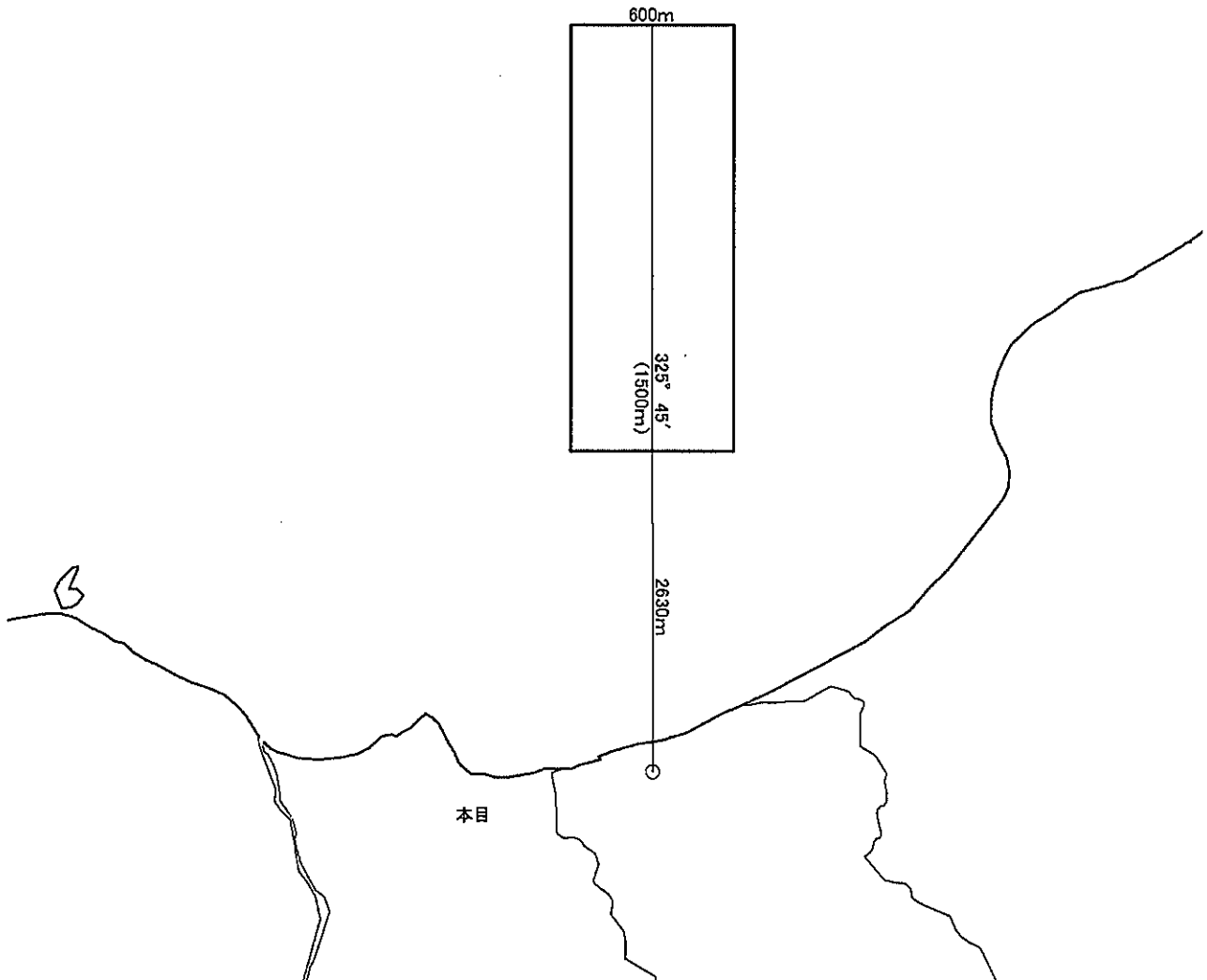
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -138518.1338

Y = -8674.1573



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 島底さけ定第1号

### 漁場の位置

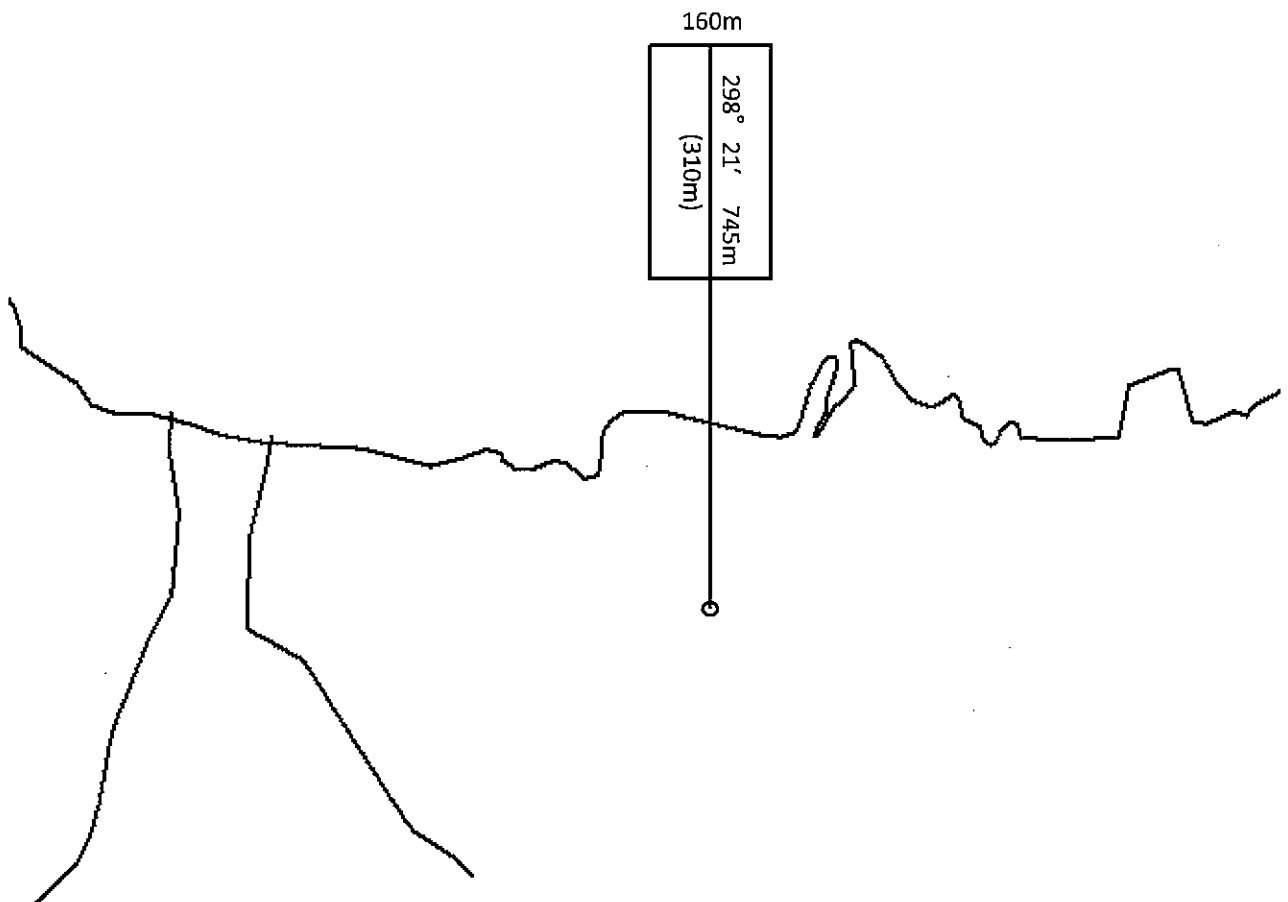
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -149184.147

Y = -31429.019



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 島小さけ定第2号

### 漁場の位置

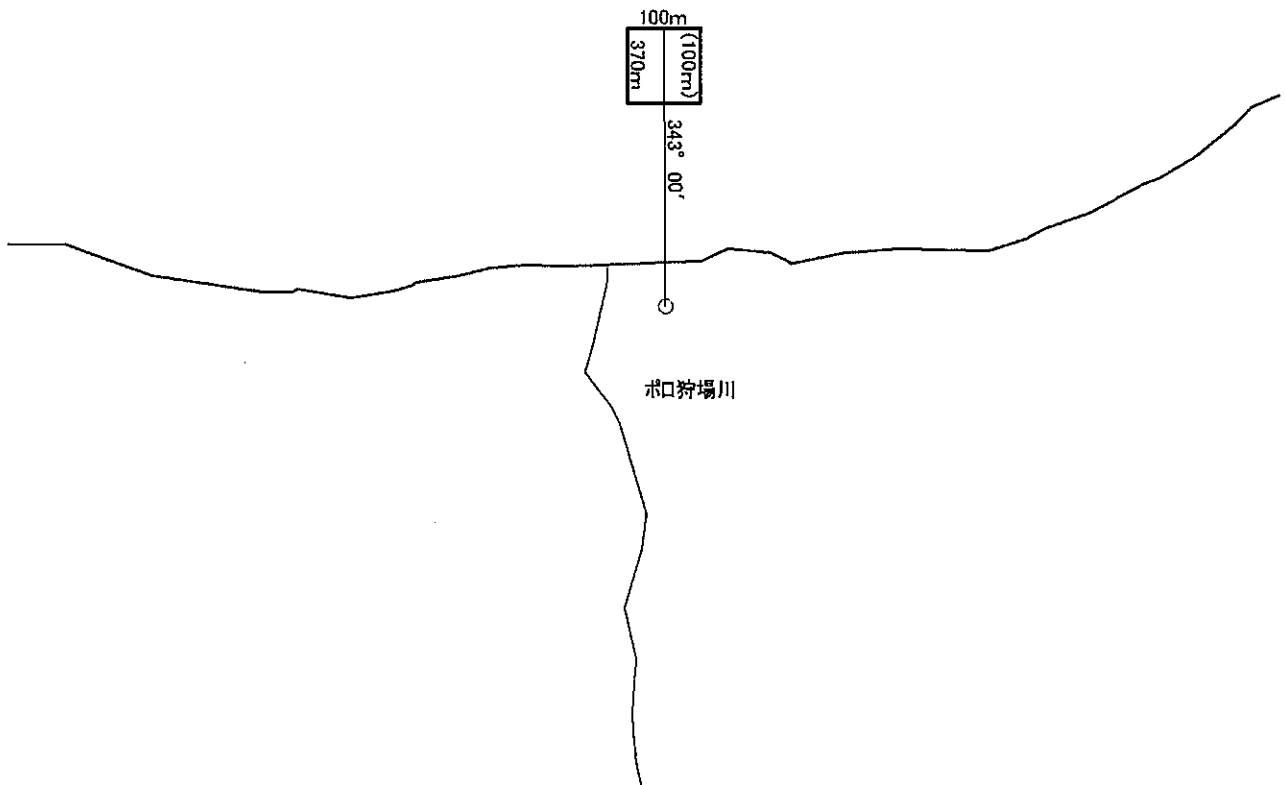
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -146319.1687

Y = -27596.4425



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 島底さげ定第3号

### 漁場の位置

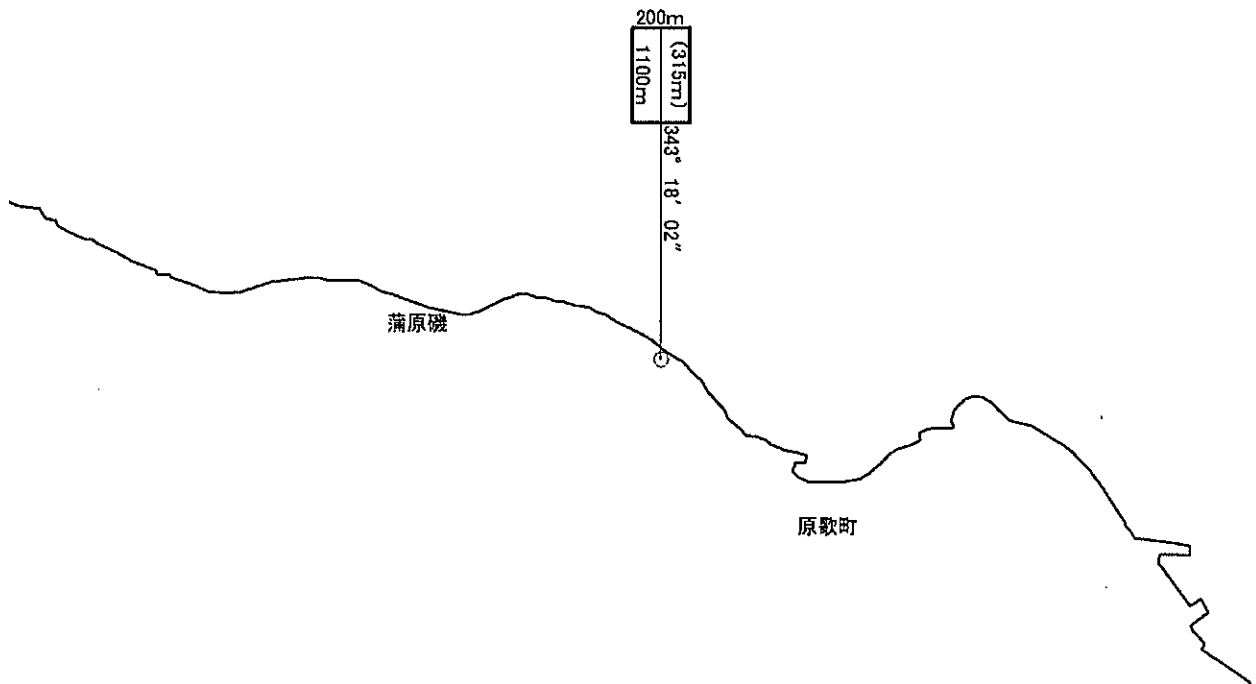
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -145456.8862

Y = -22466.8652



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 島底さけ定第4号

### 漁場の位置

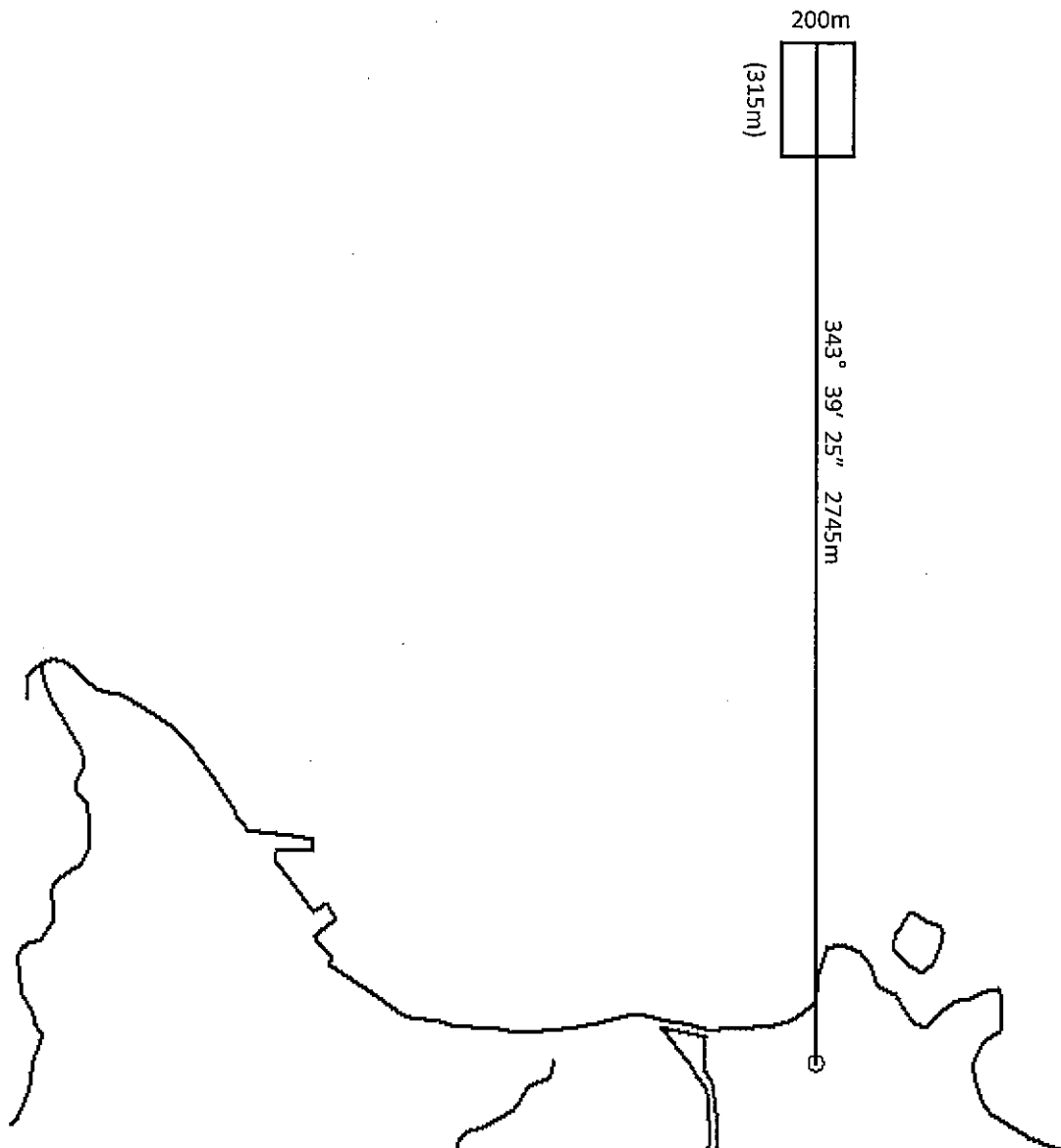
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -145701.601

Y = -18991.683



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 島底さげ定第5号

### 漁場の位置

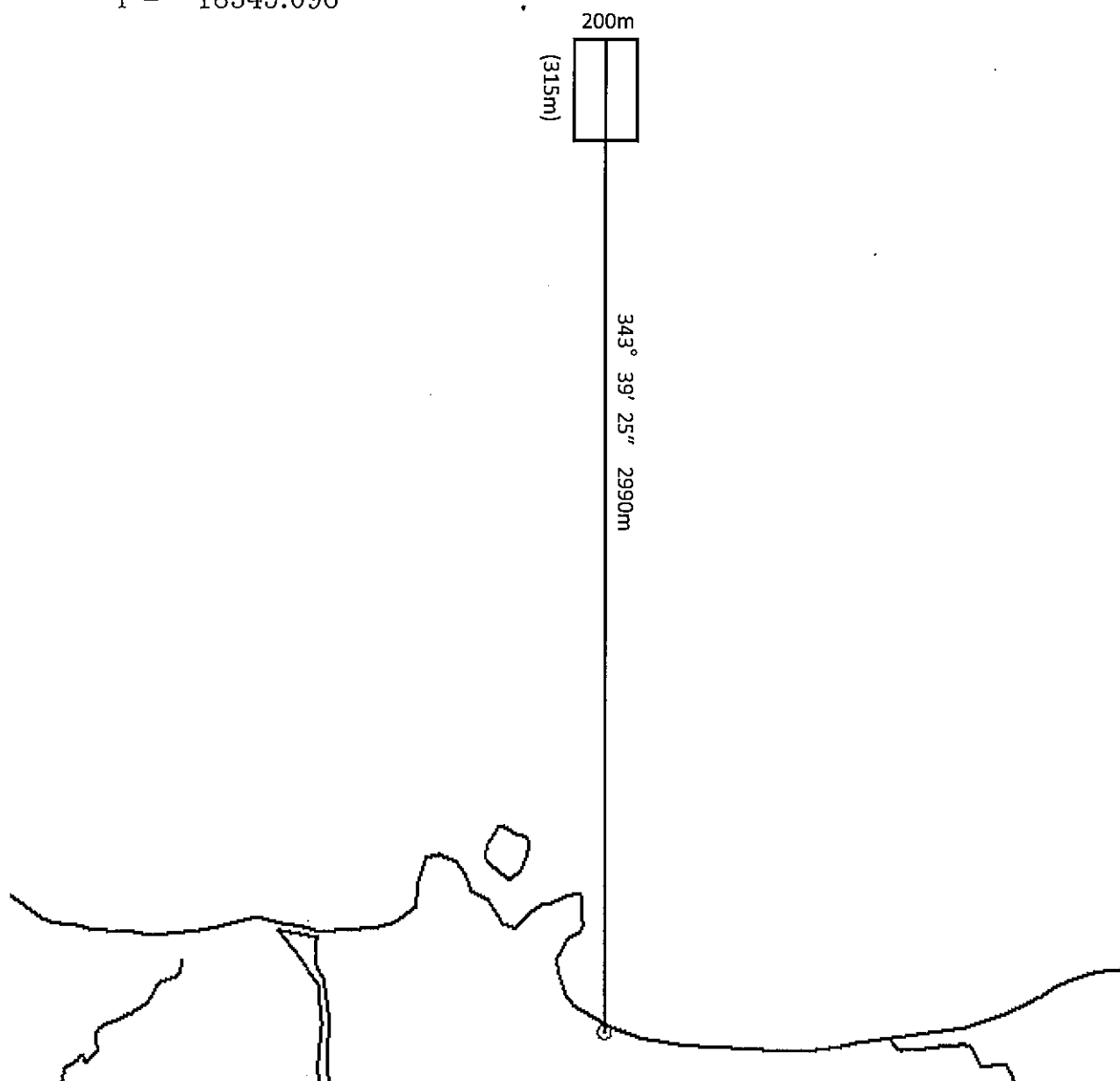
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -145775.995

Y = -18345.096



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 島底さげ定第6号

### 漁場の位置

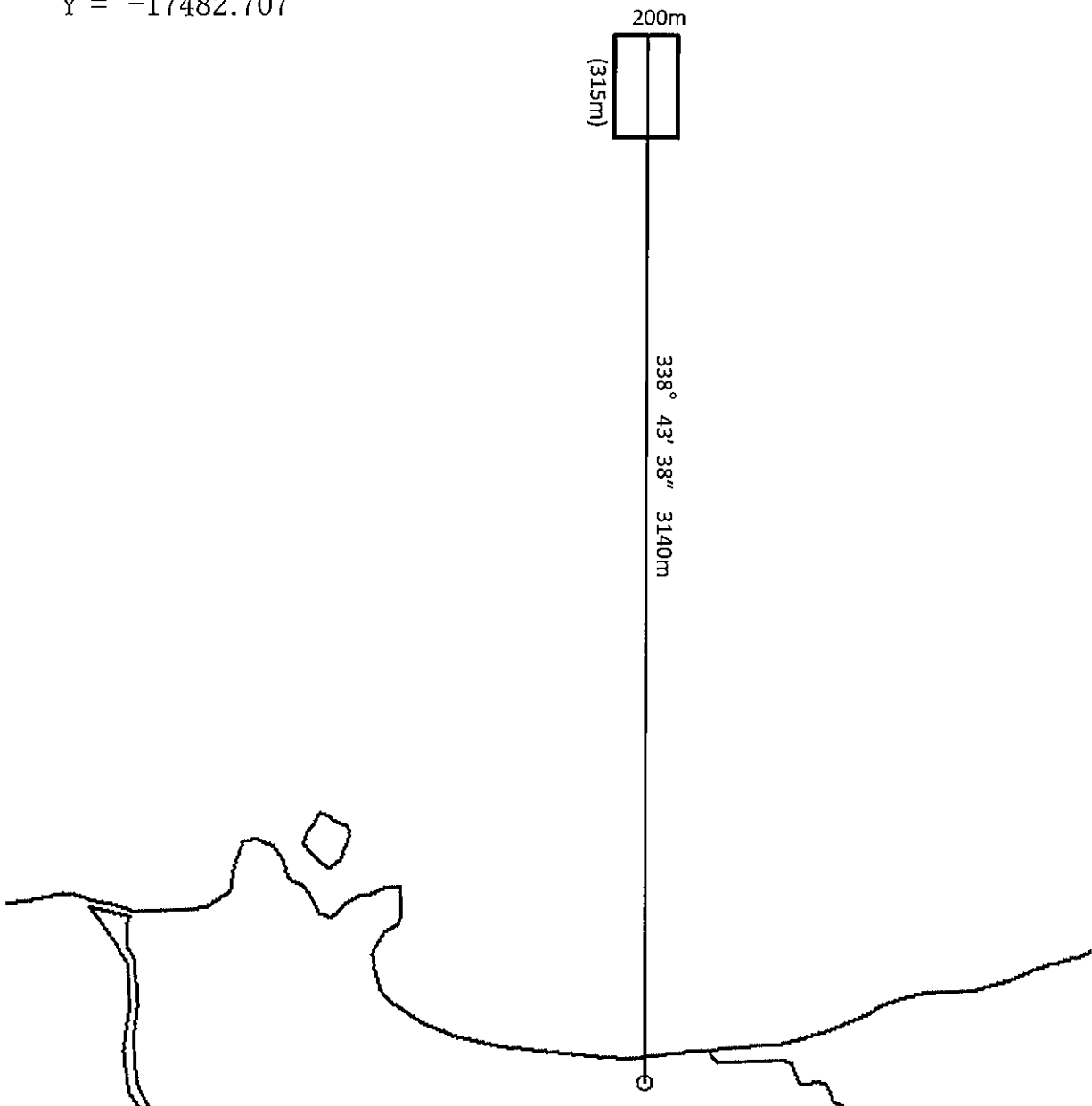
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -145630.267

Y = -17482.707



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 島底さげ定第7号

### 漁場の位置

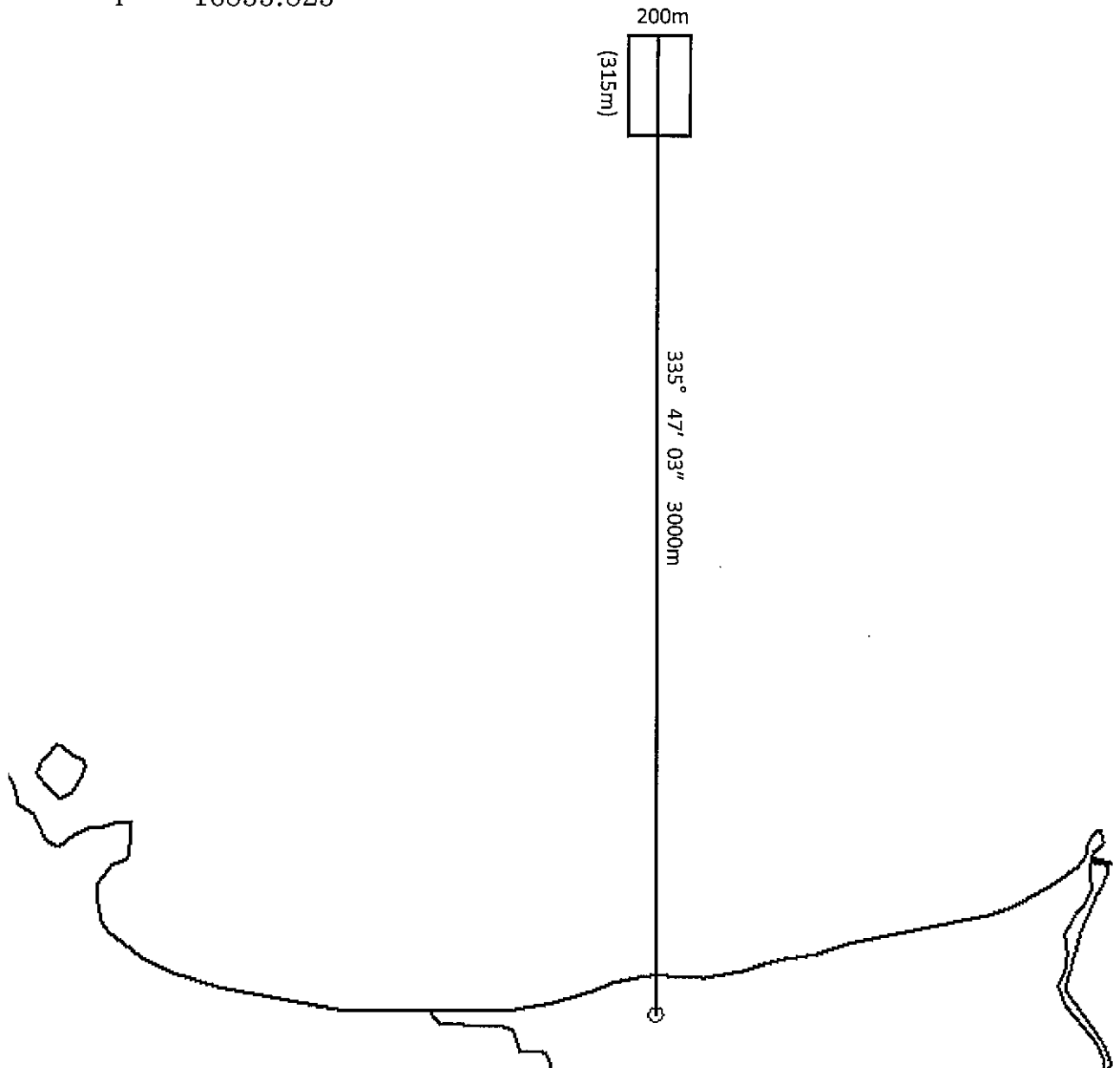
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -145229.792

Y = -16833.823



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 島底さげ定第8号

### 漁場の位置

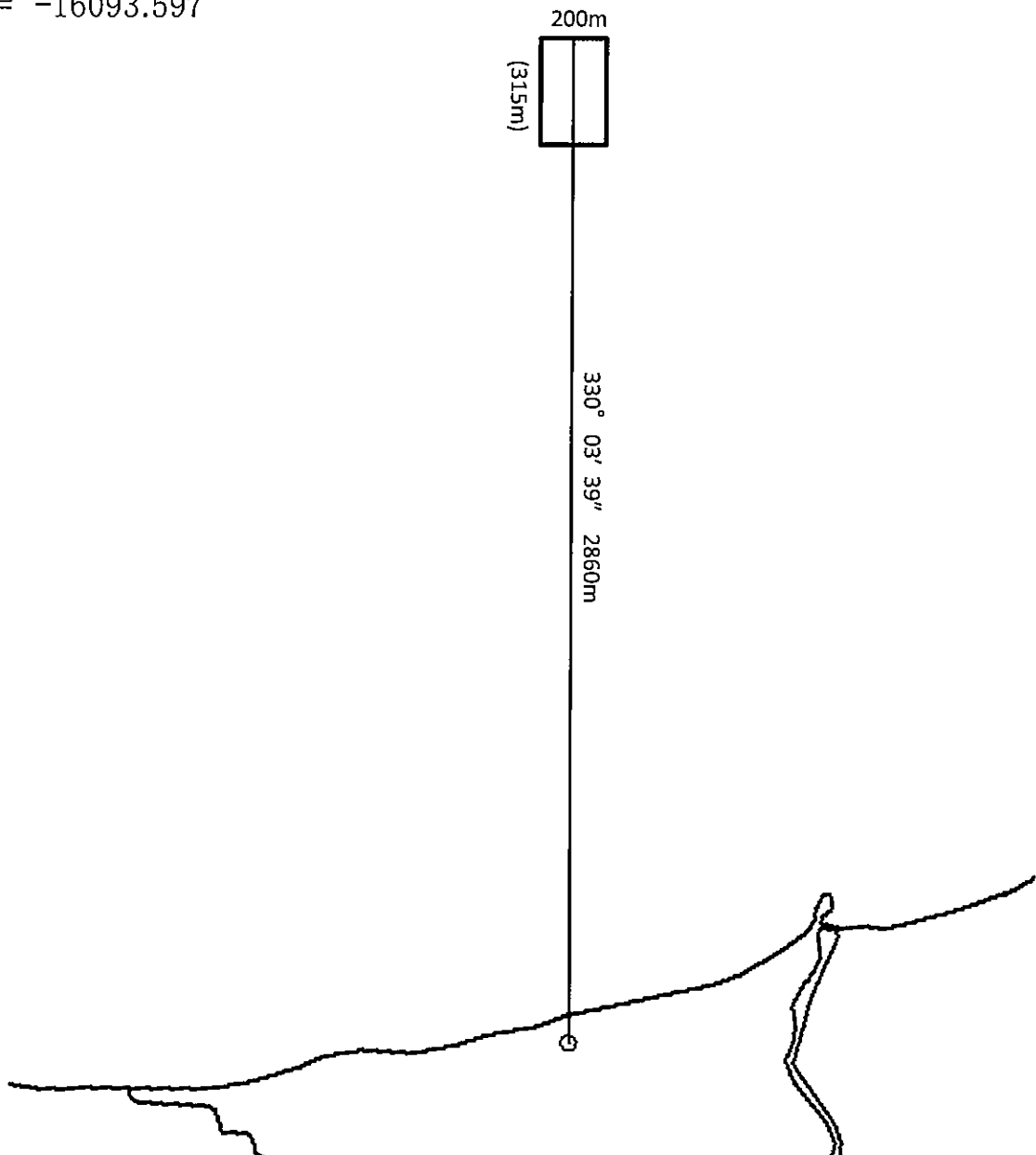
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -144719.030

Y = -16093.597



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 島底さげ定第9号

### 漁場の位置

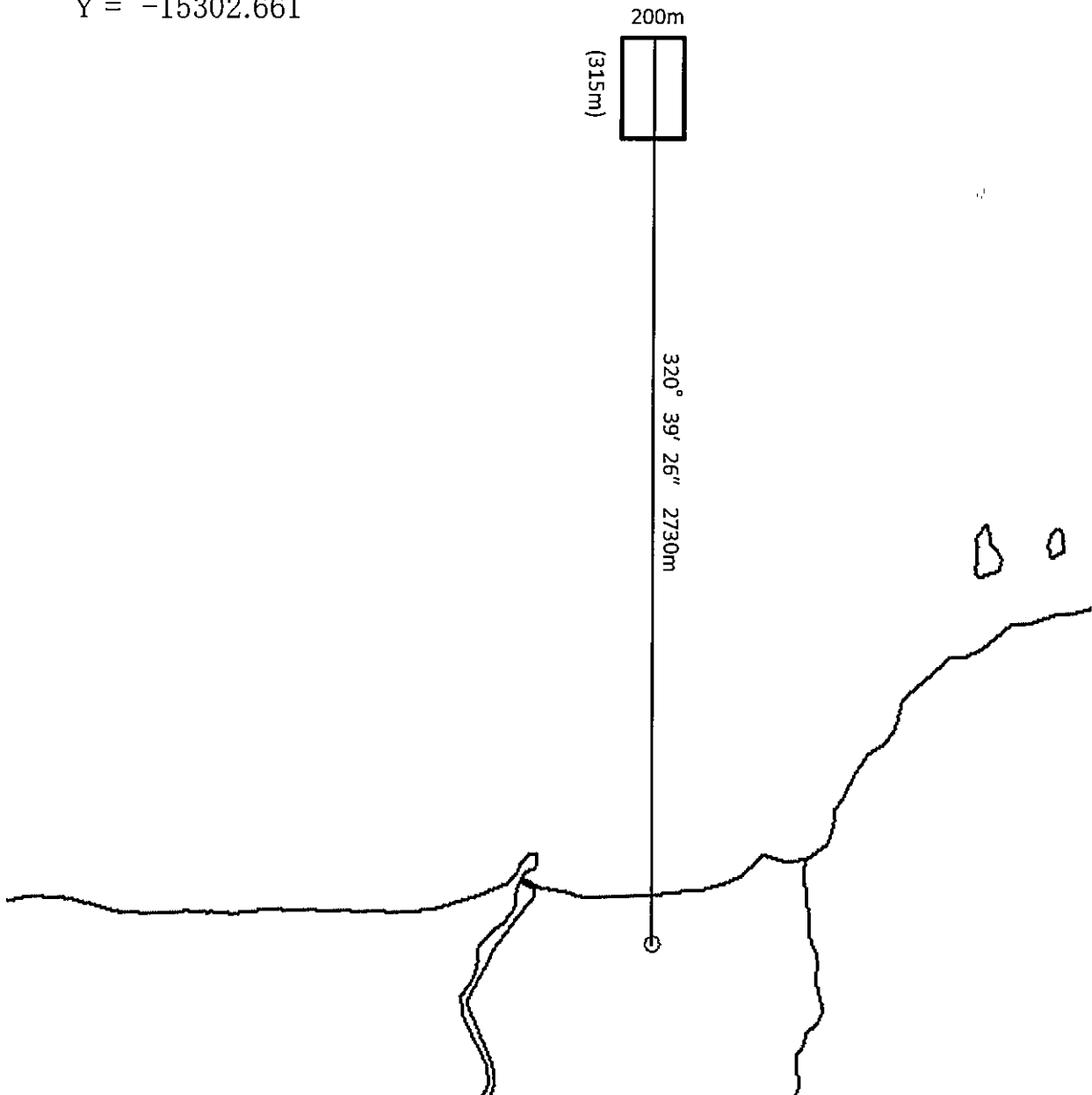
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -144003.544

Y = -15302.661



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 島底さけ定第10号

### 漁場の位置

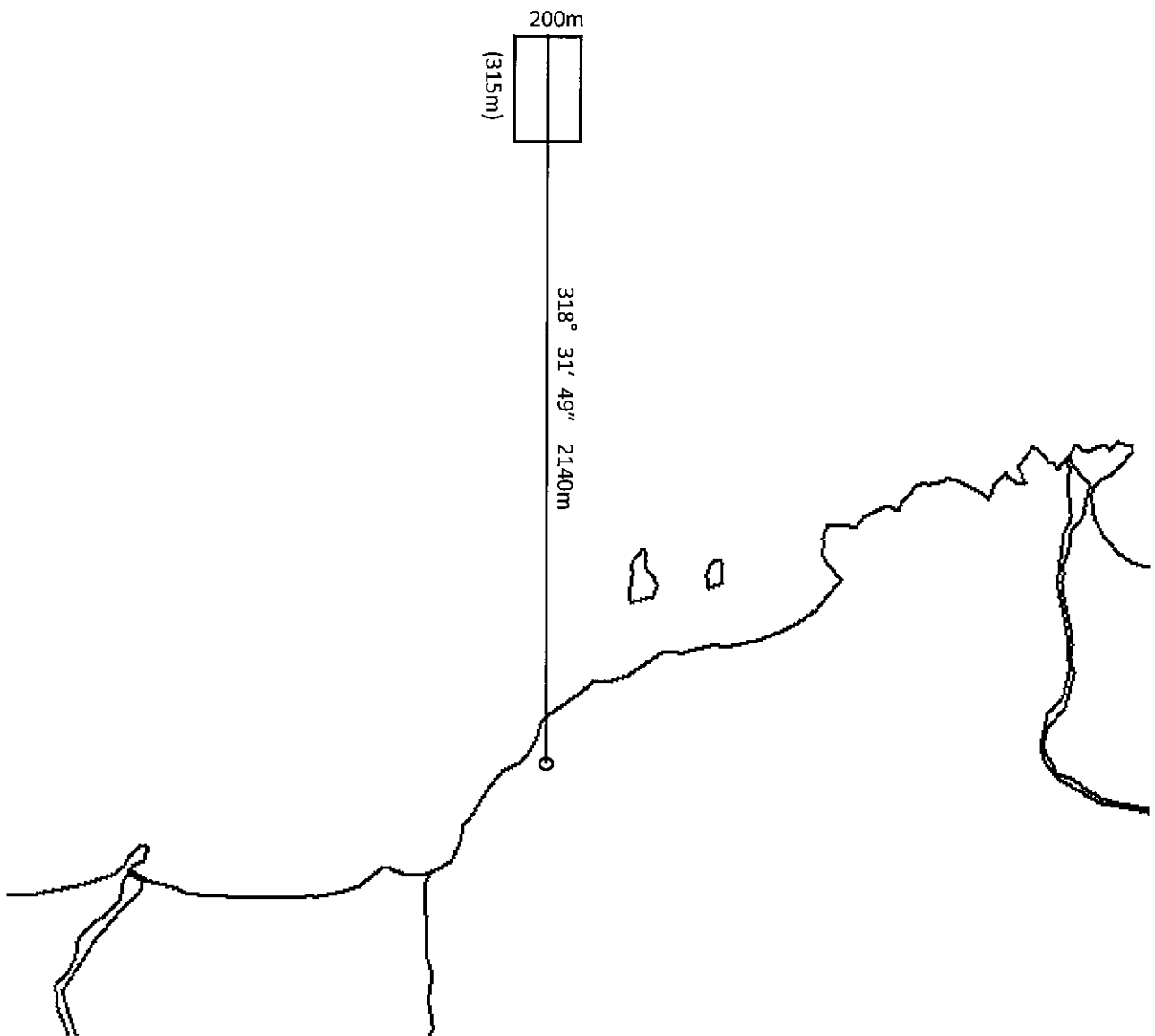
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -143134.613

Y = -15137.766



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 島底さけ定第11号

### 漁場の位置

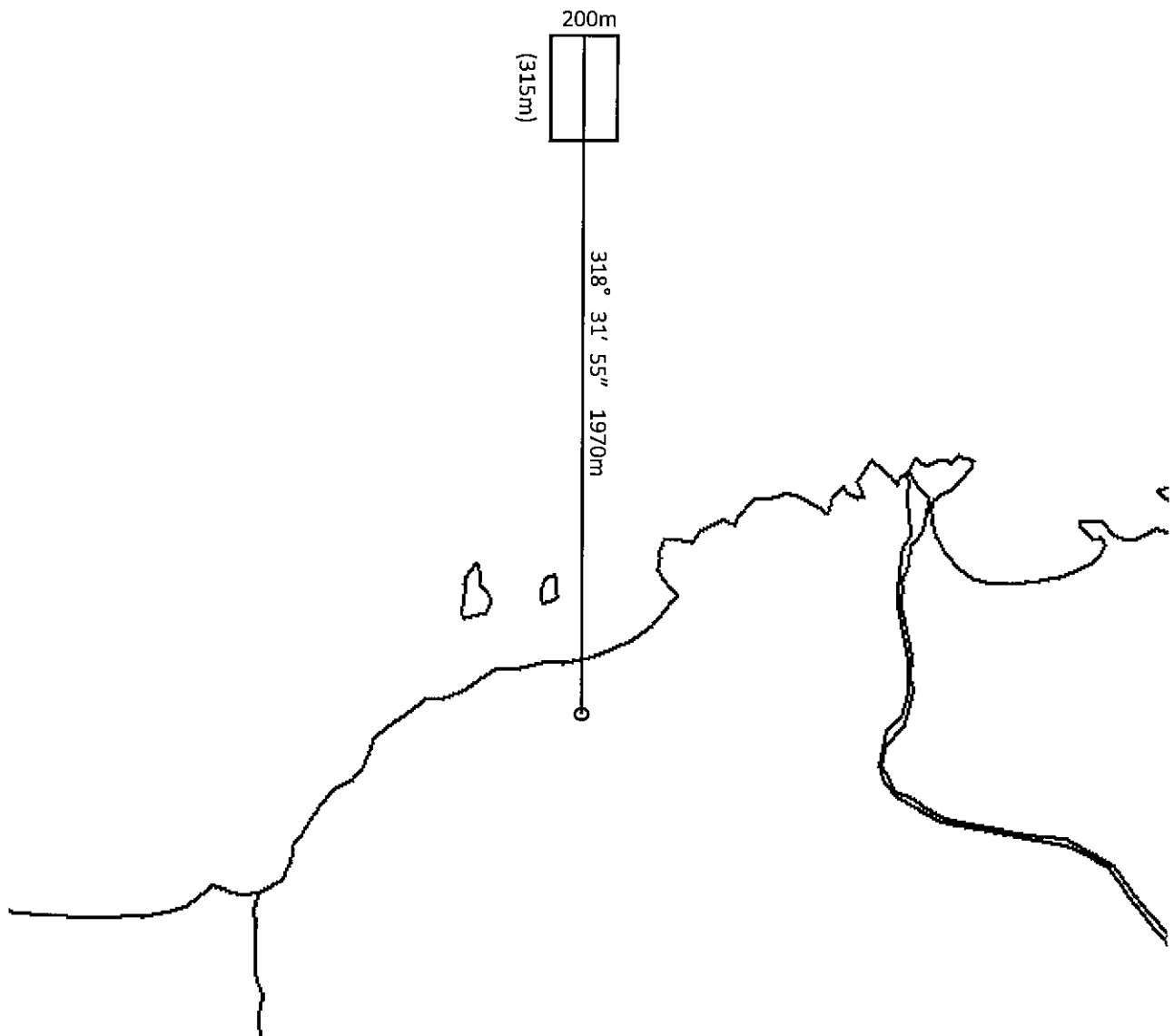
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -142585.564

Y = -14824.249



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 島底さげ定第12号

### 漁場の位置

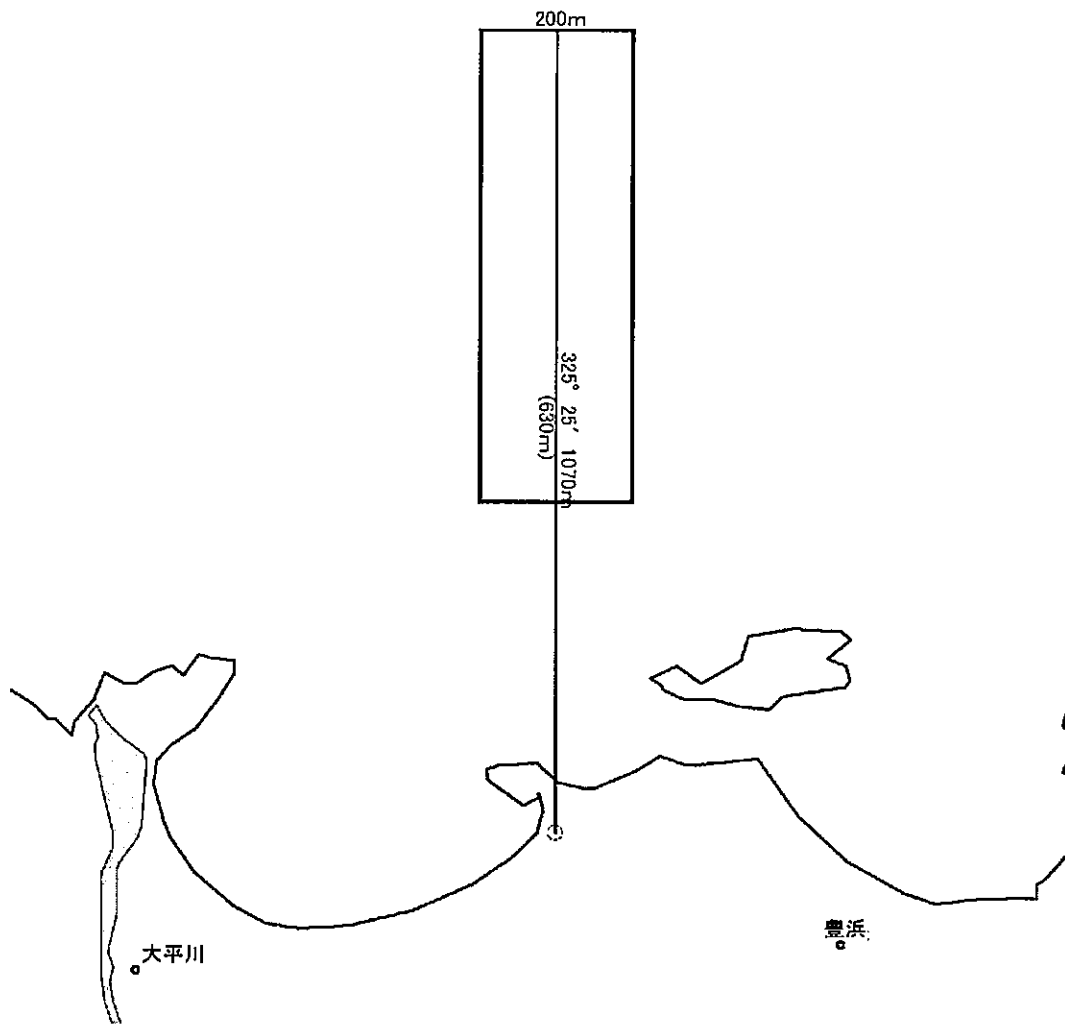
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -141245.7359

Y = -13953.6387



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 島底さげ定第13号

### 漁場の位置

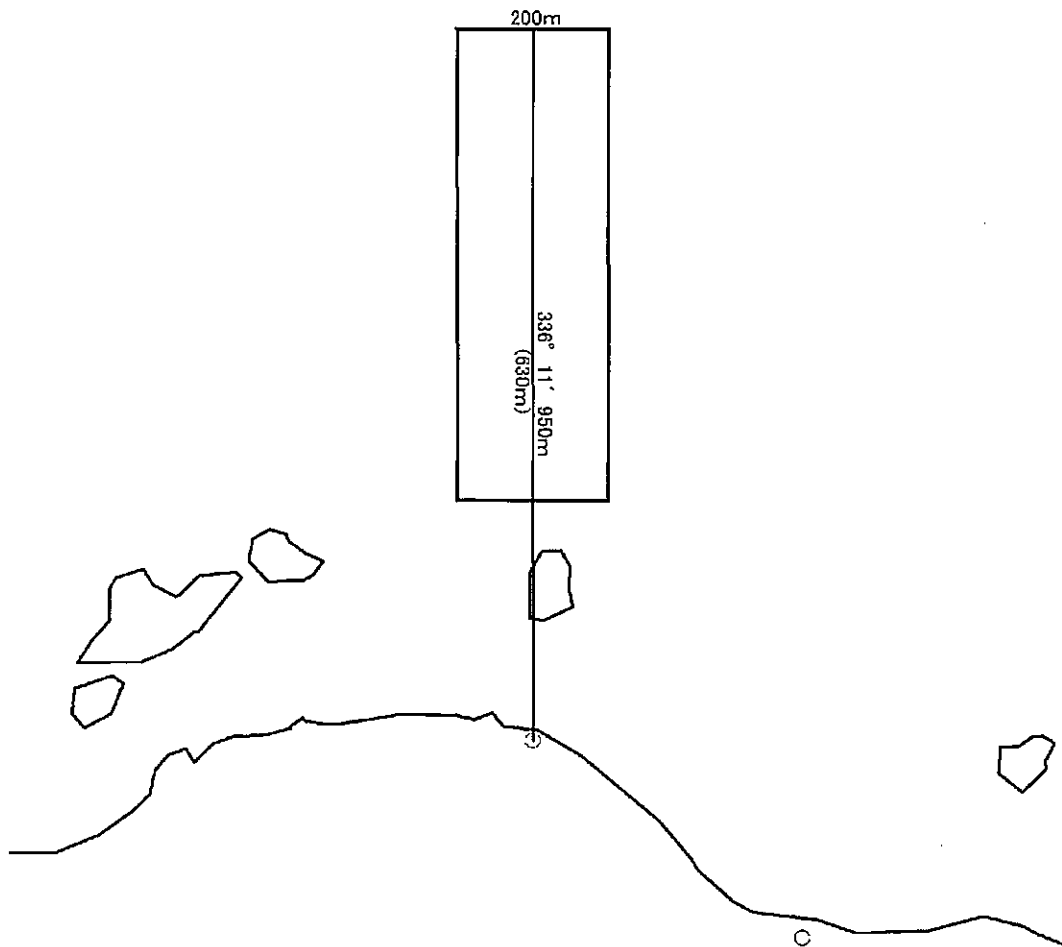
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -140406.3094

Y = -12673.2082



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 島底さげ定第14号

### 漁場の位置

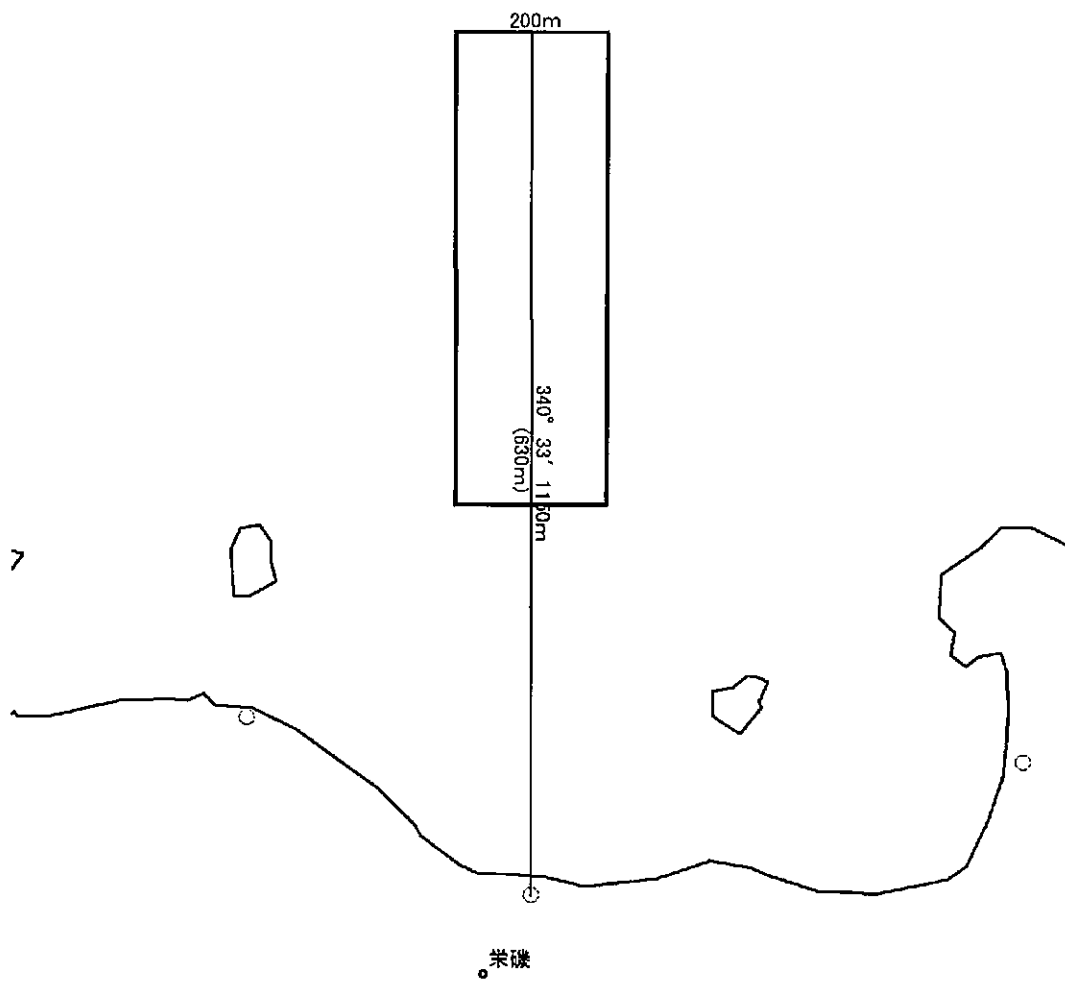
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -140503.6607

Y = -12241.5464



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 島底さけ定第15号

### 漁場の位置

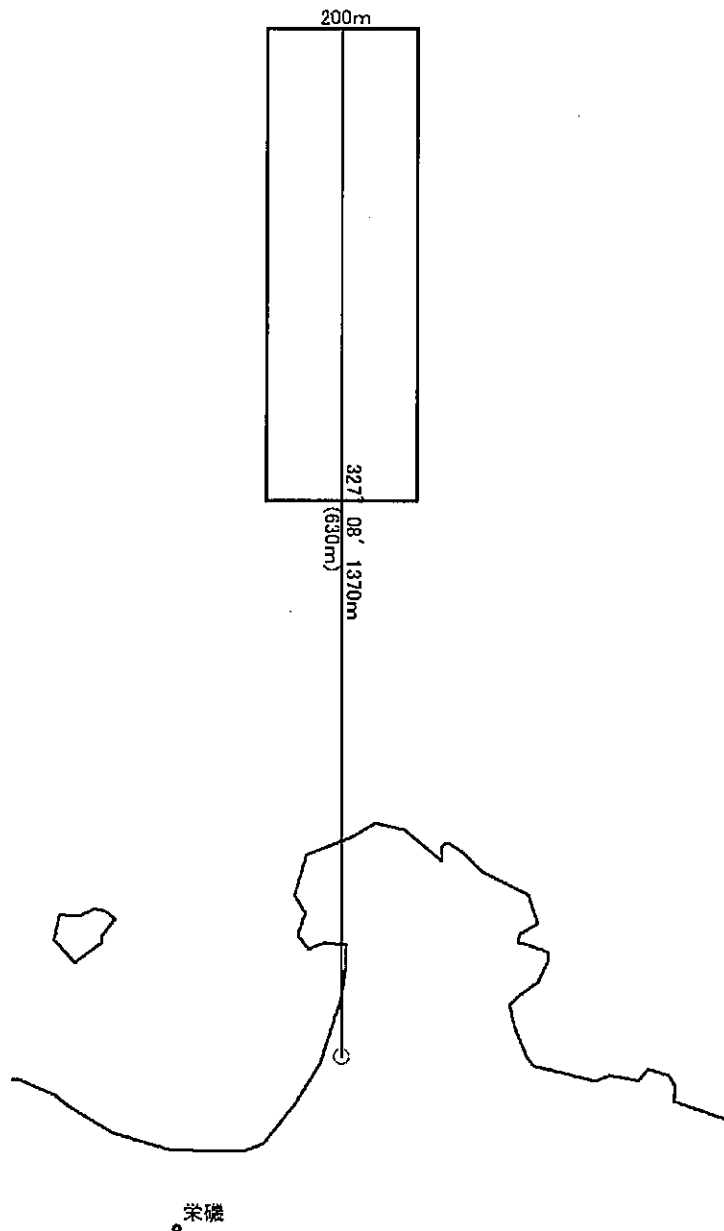
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -140120.8244

Y = -11688.6433



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 島底さけ定第16号

### 漁場の位置

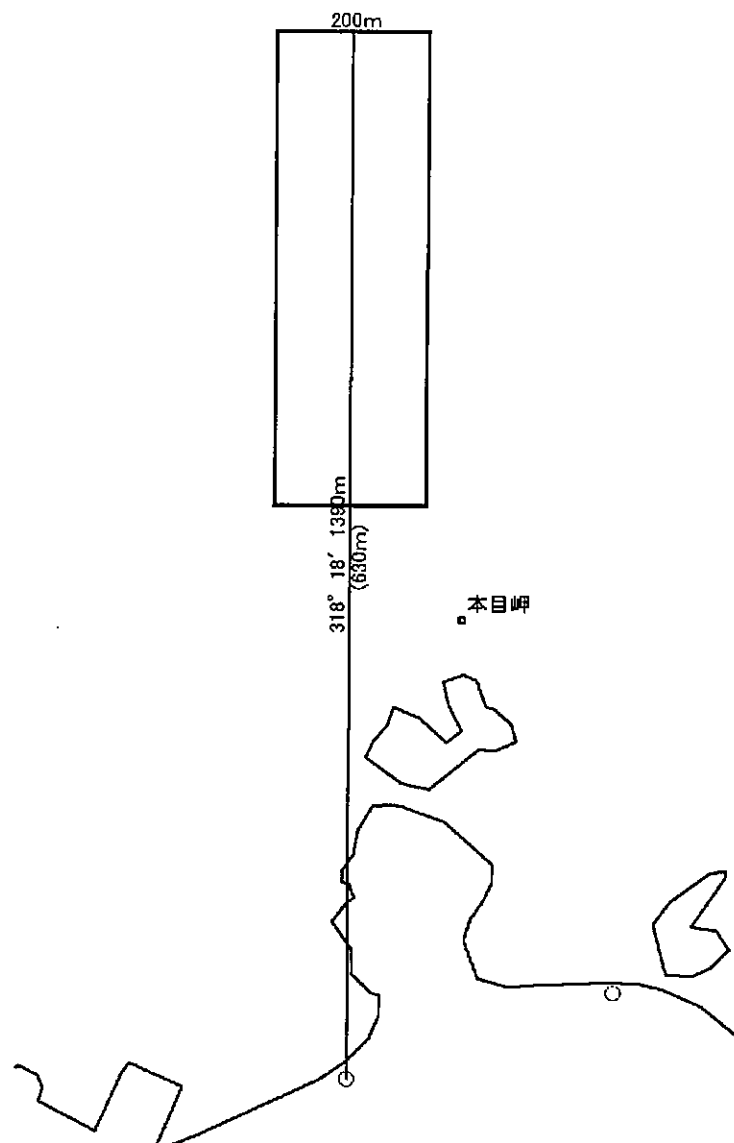
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -139636.3426

Y = -11003.2922



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 島底さけ定第17号

### 漁場の位置

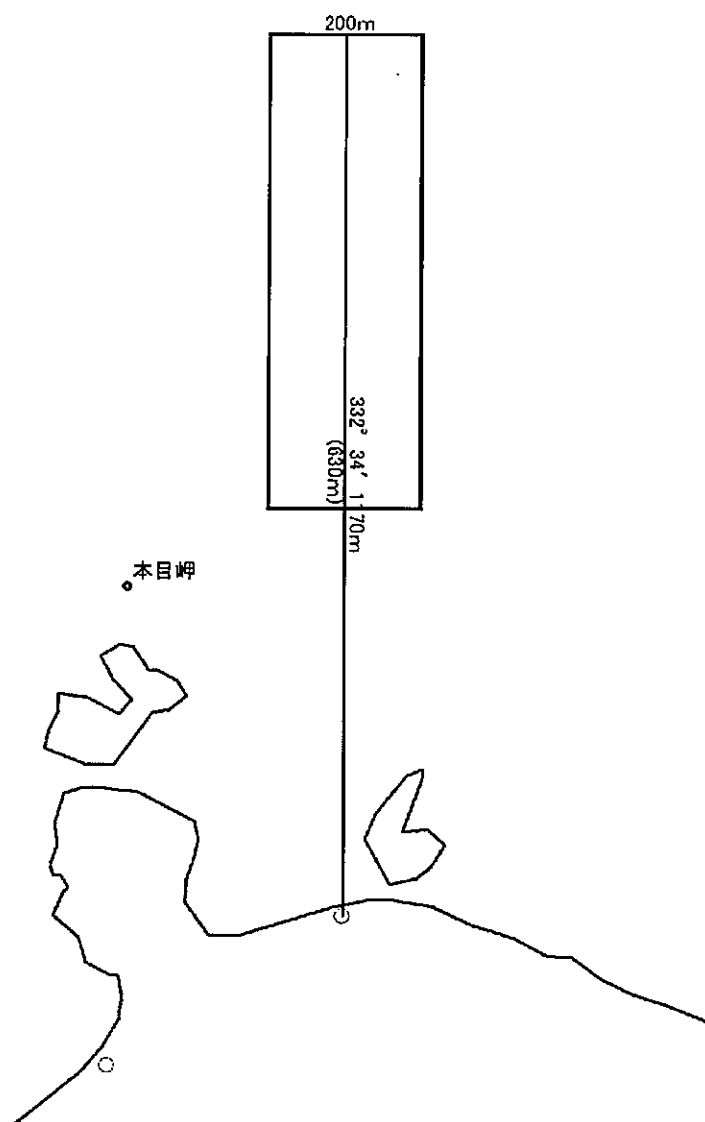
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -139317.4972

Y = -10819.6708



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

島小さけ定第18号

## 漁場の位置

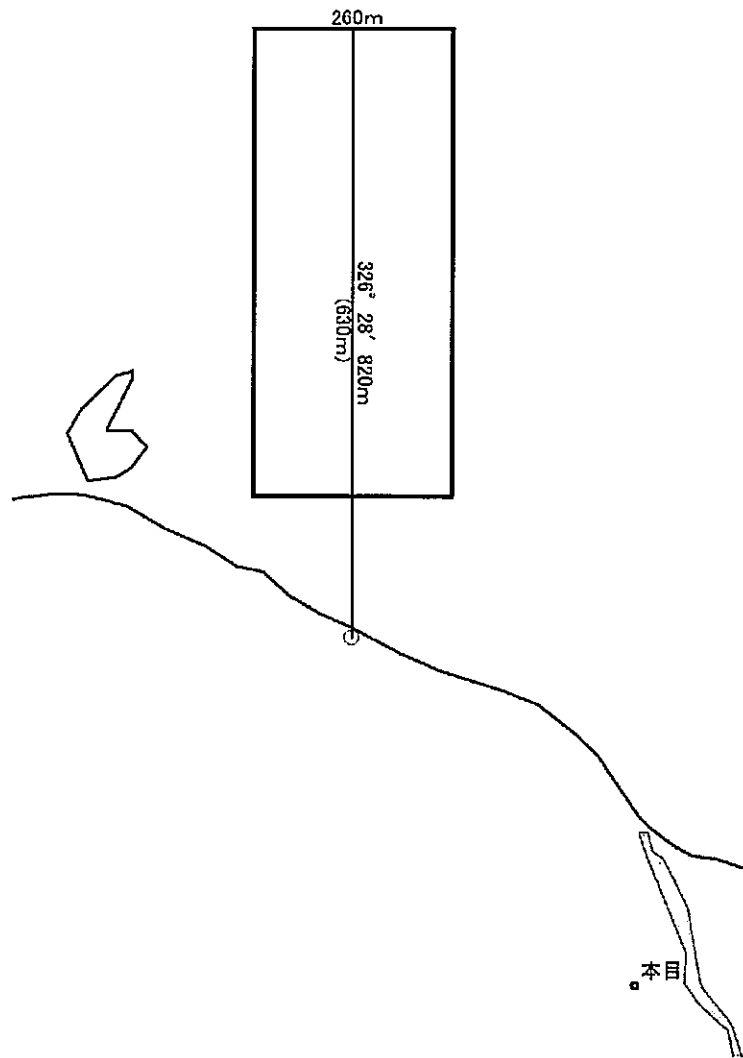
島牧郡島牧村地先

## 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -139236.0711

Y = -10378.652



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 島底さけ定第19号

### 漁場の位置

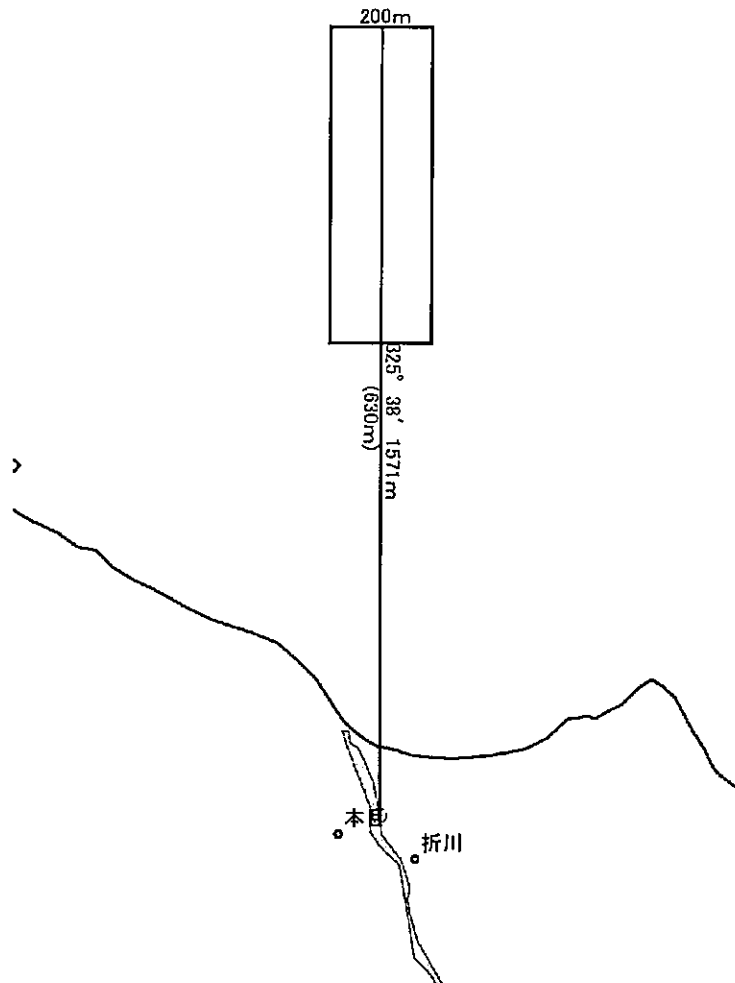
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -139343.1318

Y = -9764.8394



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 島底さげ定第20号

### 漁場の位置

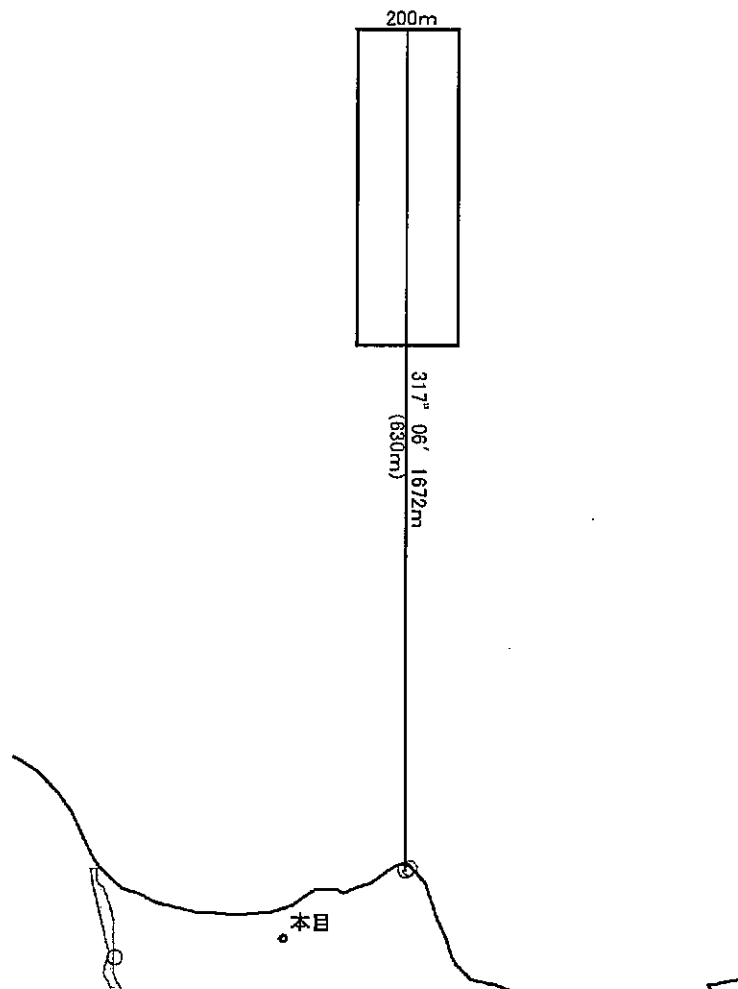
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -138823.6823

Y = -9463.434



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 島小さけ定第21号

### 漁場の位置

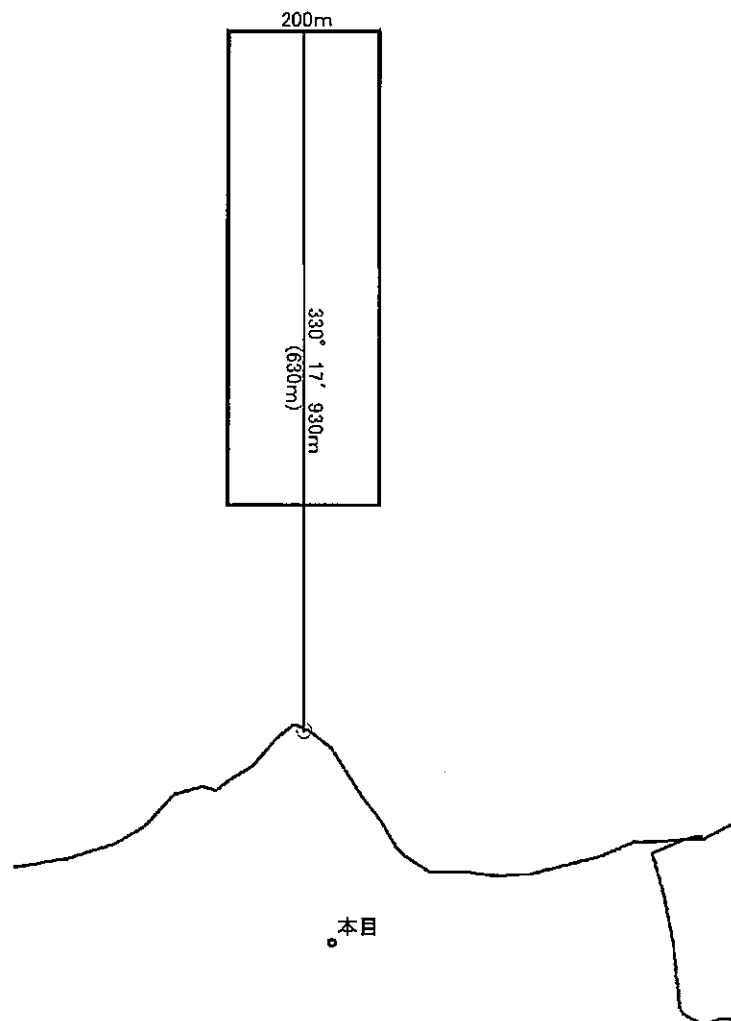
島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -138816.3925

Y = -9460.344



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

## 島底さげ定第22号

### 漁場の位置

島牧郡島牧村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(11系)

X = -138799.6059

Y = -9004.0439

